

平成28年 3 月 8 日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	朝 日 将 貴	2 番	江 崎 貴 大
3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
5 番	永 井 利 明	6 番	鈴 木 みどり
7 番	那 須 英 二	8 番	三 宮 十五郎
9 番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 好 彦
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 久 幸	開 発 部 長	竹 川 彰
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹
総 務 部 次 長 兼 秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏	総 務 部 次 長 兼 危 機 管 理 課 長	橋 村 正 則
民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	松 川 保 博	民 生 部 次 長 兼 兄 童 課 長	村 瀬 美 樹
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治
総 務 課 長	立 松 則 明	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
税 務 課 長	山 下 正 巳	収 納 課 長	鈴 木 浩 二
市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久	保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一
環 境 課 長	伊 藤 仁 史	健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘
福 祉 課 長	宇 佐 美 悟	介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利

総合福祉センター 所長	村瀬 修	農政課長	安井 耕史
商工観光課長	羽飼 和彦	土木課長	山田 宏淑
都市計画課長	大野 勝貴	下水道課長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水谷 みどり	生涯学習課長	安井 文雄
図書館長	山田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三輪 眞士	書記	浅野 克教
書記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第5 諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第6 議案第1号	平成28年度弥富市一般会計予算
日程第7 議案第2号	平成28年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第8 議案第3号	平成28年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第9 議案第4号	平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第10 議案第5号	平成28年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第11 議案第6号	平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
日程第12 議案第7号	平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
日程第13 議案第8号	海部南部広域事務組合規約の変更について
日程第14 議案第9号	弥富市行政不服審査会条例の制定について
日程第15 議案第10号	弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の制定について
日程第16 議案第11号	弥富市手数料条例の一部改正について
日程第17 議案第12号	弥富市情報公開条例の一部改正について
日程第18 議案第13号	弥富市個人情報保護条例の一部改正について
日程第19 議案第14号	弥富市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
日程第20 議案第15号	弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
日程第21 議案第16号	弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
日程第22 議案第17号	弥富市行政手続条例の一部改正について

- 日程第23 議案第18号 弥富市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第19号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例等の一部改正について
- 日程第25 議案第20号 弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第21号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第22号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第23号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例による改正前の弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第24号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第30 議案第25号 弥富市職員定数条例の一部改正について
- 日程第31 議案第26号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第27号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第33 議案第28号 弥富市税条例の一部改正について
- 日程第34 議案第29号 弥富市営住宅管理条例等の廃止について
- 日程第35 議案第30号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第36 議案第31号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第37 議案第32号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第38 議案第33号 弥富市病児・病後児保育施設条例の制定について
- 日程第39 議案第34号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第40 議案第35号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第41 議案第36号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第42 議案第37号 弥富市環境保全条例の制定について
- 日程第43 議案第38号 市道の認定について
- 日程第44 議案第39号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第45 議案第40号 平成27年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第46 議案第41号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第47 議案第42号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第48 議案第43号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第49 議案第44号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第50 発議第1号 議会広報編集特別委員会の設置について

日程第51 発議第2号 弥富市庁舎改築等特別委員会の設置について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時03分 開会

○議長（武田正樹君） ただいまより平成28年第1回弥富市議会定例会を開会いたします。
これより会議に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第88条の規定により、加藤克之議員と高橋八重典議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（武田正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
第1回弥富市議会定例会の会期を本日から3月25日までの18日間としたいと思いますが、
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から3月25日までの18日間と決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（武田正樹君） 日程第3、諸般の報告をします。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告があり、
それぞれのその写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いします。
以上で、諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（武田正樹君） この際、日程第4、諮問第1号及び日程第5、諮問第2号まで、以上
2件を一括議題とします。
服部市長に、推薦理由の説明を求めます。
市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。
平成28年第1回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。
議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を

申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案し、御審議いただきます議案は諮問２件でございます。まず諮問第１号の概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、伊藤功氏が平成28年６月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市五之三町東与太郎36番地、伊藤功氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、水谷正照氏が平成28年３月31日任期満了のため、その後任者として、弥富市平島町西新田69番地、服部忠昭氏を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第１号及び諮問第２号は、会議規則第37条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りします。

諮問第１号を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第１号は適任とすることに決しました。

続きまして、諮問第２号の採決に入ります。

お諮りします。

諮問第２号を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第1号 平成28年度弥富市一般会計予算

日程第7 議案第2号 平成28年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第8 議案第3号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第9 議案第4号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第10 議案第5号 平成28年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第11 議案第6号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第12 議案第7号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

○議長（武田正樹君） この際、日程第6、議案第1号から日程第12、議案第7号まで、以上7件を一括議題といたします。

服部市長に、平成28年度予算編成に伴い、施政方針の説明を求めます。

市長。

○市長（服部彰文君） 本日ここに、平成28年第1回弥富市議会の開催に際し、平成28年度の予算案を初めとする諸案件の審議をお願いすることに当たり、新年度の市政運営に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

初めに、本年4月には合併後市制10周年を迎えます。この節目を迎えるに当たり、これまでの取り組みの成果をもとに、初心を忘れることなく、諸施策を力強く推進し、これから20年、30年先のまちづくりに思いをはせ、さらなる安全・安心なまちづくりに全力を尽くし、未来へ着実に歩み進めていこうと決意も新たにしておるところでございます。

さて、我が国の人口は平成20年の1億2,800万人をピークに減少局面に入り、少子化と高齢化が同時に進行する人口の急激な減少に向かっており、今までにない極めて難しい対応が迫られております。戦後の高度経済成長期から近年までの人口急増などによる市場の拡大に支えられてきた我が国のさまざまな政策は、人口減少社会を迎え方向転換を求められると言っても過言ではないと思います。

このようなことへの対応といたしまして、国において、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、そのビジョンの実現のため、まち・ひと・しごと創生総合戦略が決定されました。

本市は、これまでも子育てをするなら弥富市へとして、子育て支援や教育環境の整備など、未来を担う人づくりに力を入れてまいりました。その結果、本市の人口は順調に増加してまいりました。しかし、研究機関の推計など、長期的には減少していくことが予測されており、深刻な問題として認識し、対応をしていかなければなりません。

本市といたしましても、策定した弥富版人口ビジョンと総合戦略のもと、必要な施策を実

施することで将来にわたってまちの活力を維持し、市民の皆様が住んでよかった、住み続けたいと感じ、また市外の皆さんにも移り住みたいと思っていただけるようなまちづくりを進めていきたいと考えております。

平成28年度基本方針を申し上げます。

市政運営の基本方針については、平成28年度の市政運営に当たって重要な視点として、引き続き3つの視点を持って取り組んでまいります。

1点目は、もっと災害に強いまちづくりであります。

市民の皆様の安全・安心のため、災害対策は最重要課題として取り組んでまいります。伊勢湾台風、東日本大震災などの災害の教訓を決して忘れることなく、また北関東・東北地域の豪雨災害を初めとするかつて体験したことがない、数十年に1度などと形容される異常気象が相次いでいます。これらの災害を教訓として、防災に対するハード面・ソフト面の対応力の強化が大変重要であります。これからも市民の皆様とともに、さらなる安全・安心なまちへと積極的に防災・減災に取り組んでまいります。

2点目は、もっと人に優しく健やかなまちづくりであります。

少子・高齢化社会を迎え、生涯の中で健康に生活ができる健康寿命の延伸が自治体の共通課題となっています。これは、子供から高齢者まで誰もが健康で生きがいを持って暮らし、長生きして誰もが幸せだったという社会を実現させていくことであります。誰もが願う健康、それは人の健康、またそれはまちの健康につながるものであり、健康を追求する取り組みを積極的に進め、健康都市の実現を目指してまいります。

3点目は、もっと豊かで活力のあるまちづくりであります。

本市の持つ地域特性や資源を最大限に生かし、安全性・快適性などの住みよさ、文化・自然などの魅力、豊かさ、美しさ、楽しさなど、本市の魅力を発信する取り組みに力を注ぎ、本市の顔でもあるJR・名鉄駅、近鉄弥富駅周辺や市街化区域の拡大など、都市機能の向上を進め、市民が安心して豊かに暮らすことができるよう、引き続き活力のあるまちづくりを進めてまいります。

重要な施策について申し上げます。

まず初めに、市制10周年についてでございます。

この10年の節目は、本市の魅力を確認・再発見するとともに、活力に満ちた本市の将来を展望し、さらなる飛躍・発展に向け、躍動する契機であると考えます。これを全市民を挙げて祝うとともに、改めてこのまちに誇りを持ち、まちを愛する心をさらに高める機会となるものであります。

市制10周年を迎えるに当たり、先駆けてキャッチフレーズとロゴマークを募集し、キャッチフレーズといたしましては「LOVE10弥富～みんなの笑顔でつくる街」と決定し、今後市制



10周年を盛り上げ、弥富市のイメージアップとPRにつなげるため、ロゴマークとともに年間を通して使用してまいります。また、市制10周年記念事業として、記念式典を初め、本市在住の劇作家によるミュージカルの公演、テレビ・ラジオの公開番組や市民の皆様に参加していただける事業を展開してまいります。

次に、第1次総合計画基本計画の施策の体系に沿って申し上げます。

政策目標1. 定住と交流、活力を生むまちづくりでございます。

道路網の整備の取り組みについて申し上げます。

交通の要衝のまちとしての機能を一層強化し、市の発展の可能性を高めるとともに、市民の安全性・利便性の向上を図るため、都市計画道路名古屋第3環状線、主要地方道名古屋弥富線を初め、道路整備促進について関係機関へ要望してまいります。また、市内を南北に結ぶ地域連携軸として、中央幹線道路と市街地の骨格となる都市計画道路穂波通線を初め、市道の整備を計画的・効率的に促進し、市街地内の交通量の緩和に努めてまいります。

次に、道路の老朽化対策につきましては、橋梁の点検を計画的に実施するとともに、引き続き橋梁長寿命化修繕計画や舗装修繕計画などにに基づき計画的に修繕を実施し、安全で安心なまちづくりを進め、道路の適正な管理を図ってまいります。

続きまして、鉄道駅及び周辺環境の充実について申し上げます。

JR・名鉄弥富駅周辺においては、JR・名鉄線で分断された南北の連絡を確保し、駅のバリアフリー化を進め、安全性・利便性を向上させるため、JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化整備について、鉄道事業者の協力を得ながら平成32年度末供用を目標に進めてまいります。平成28年度は、事業実施に伴う鉄道事業者との協議及び調査、概略設計を実施してまいります。

地域交通の取り組みにつきましては、公共交通として利用しやすく効率的な運行をさらに進めるため、新たな弥富市地域公共交通網形成計画を取り組んでまいります。

港湾地域の整備促進につきましては、コンテナ貨物量の増大に対応するため、新たなコンテナターミナルの早期建設への要望を関係団体に行ってまいります。また、親しまれる港づくりとして、鍋田埠頭東側が新たな魚釣り場施設の候補地として選定されました。この事業を早期に実現されるよう要望してまいります。

政策目標2. 快適で安全・安心なまちづくりについて申し上げます。

平成28年度は、弥富市津波避難計画の策定に取り組んでまいります。これは、愛知県が実施した愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の結果に基づき、弥富市をモデルとした津波避難シミュレーションを実施し、その結果を反映したシミュレーションを踏まえた策定指針が示されたことにより、弥富市の地域防災計画において、避難計画を避難者の状況や地域の実情に応じたものとして策定してまいります。

また、11月には愛知県と弥富市が共同して津波・地震防災訓練を実施し、愛知県と弥富市、消防、自衛隊など、行政機関と自主防災会などの合同による訓練を予定しております。この訓練による災害時における総合防災体制の確立と市民の防災意識の高揚を図ってまいります。

避難場所の確保といたしましては、学校、保育所などの屋上整備を行っておりますが、新たに大藤小学校、桜保育所、西部保育所の屋上整備を計画的に進めていきたいと考えております。また、民間施設の避難場所確保にも引き続き取り組んでまいります。

救急救命処置といたしましては、AEDを公共施設のほか市内のコンビニエンスストアの協力により21カ所に設置しておりますので、この周知徹底を図ってまいります。

防犯・交通安全の取り組みに対しましては、駅前などの公共性の高い場所へ防犯カメラ設置を拡充するとともに、自治会への防犯カメラ設備補助を継続して実施してまいります。

防犯灯につきましては、市内全灯のLED化が完了しており、CO<sub>2</sub>削減による低炭素社会の実現や防犯灯にかかわる経常経費を節減し、安全で安心なまちづくりを推進します。今後も、警察や地域の防犯パトロール活動と連携しながら犯罪防止に取り組んでまいります。

交通安全の取り組みといたしましては、中六地内のJR・名鉄弥富駅西側の踏切に朝夕誘導員を配置して交通安全に努めます。また、高齢者向けの交通安全教室や出前講座などを開催し、警察、交通安全推進協議会などとの連携のもとに死亡事故の根絶を目指してまいります。

下水道の整備について申し上げます。

公共下水道事業につきましては、汚水適正処理構想、いわゆるアクションプランに基づき、人口密集区域を重点整備区域とし、効率的な公共下水道整備と事業のコスト縮減の取り組みを進めることとします。平成28年度は、主に錦浦地区、前ヶ須地区、ポプラ台地区、栄団地、かおるヶ丘団地の整備を推進してまいります。

今後も供用区域を拡大し、普及率の向上を図るとともに、接続促進に努め、健全な事業運営に取り組んでまいります。

農業集落排水事業につきましては、既存施設の処理機能を維持していくため、機器等の更新を目的とした機能強化策を計画的に進めるとともに、供用3年目となる十四山東部地域の接続促進を図り、効率的で健全な運営に努めてまいります。

平成27年度は、日本各地においてゲリラ豪雨による災害が発生した1年になりました。地域のほとんどが海拔ゼロメートル地帯である本市においては、今後発生すると予測されるゲリラ豪雨に対応するため、引き続き市街地の雨水排水対策として準用河川の整備を進めてまいります。

環境衛生に関する取り組みといたしましては、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和のとれた豊かな環境を確保し、向上させ、将来の世代へ継承してい

くため、環境保全を積極的に推進してまいります。ごみの減量化、資源化など、市民と行政が協働してごみ減量とリサイクルの取り組みを続けてまいります。平成28年6月より、水銀使用製品を適正に処理を行うための蛍光灯の回収を行ってまいります。

ごみの不法投棄対策につきましては、市内パトロール体制の充実を図り、ごみの不法投棄の防止及び適正処理に努めてまいります。

政策目標3. 健やかで優しいまちづくりでございます。

健康づくり、医療体制の充実への取り組みについて申し上げます。

生涯を通じて元気で生き生きと暮らすことを目指し、市民の皆様一人一人がよりよい生活環境を心がけ、互いに支えながら地域社会全体で健康づくりに取り組んでいかなければなりません。今後10年の健康増進や健康診査を進めていく上において基本となる第2次健康増進計画のもと、健康寿命のさらなる延伸、健診体制の充実など、生涯健康なまちづくりを目指してまいります。

また、小児がん検診事業、ワクチン接種や予防接種など、効果的な疾病予防に取り組んでまいります。また、妊娠、出産、子育てにおいて、切れ目のない支援のための相談支援体制の確立に努めてまいります。

医療体制の充実につきましては、施設整備が進められております海南病院が平成28年秋に外構を含めた全ての施設整備が完了いたします。地域の基幹病院として、安全で安心な地域から信頼される病院として、さらなる医療の向上に貢献するものと考えておるところでございます。

子育て支援の取り組みについて申し上げます。

人口減少の要因となっている少子化が進む背景には、仕事と子育てを両立できる環境整備のおくれや結婚・出産に対する価値観の変化、また就労形態の多様化や核家族化の進展による子育てへの負担増、経済的な不安さがあると言われております。このような子育てに対する不安を解消し、安心して子供を産み育てやすい環境を整備する必要があります。

新たな事業といたしまして、保護者が安心して子育てと仕事が両立できる海南病院の御協力により、病児・病後児保育施設において、ファミリー・サポート・センターを活用した病児・病後児保育事業を平成28年4月から開始いたします。また、市内3カ所に設置している子育て支援センターでは、引き続き育児や子育てに関する相談体制や支援サービスの内容の拡充を図ってまいりたいと思っております。

さらに、東部子育て支援センターでは、子育て訪問相談を行うとともに、ファミリー・サポート・センターを併設することにより、子育て支援環境の充実を図ってまいります。また、子育てに関する必要な情報をいつでも身近に取得することができる、子育て家庭を応援する子育て支援事業ポータルサイトを開設いたします。

保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の放課後における居場所となる放課後児童クラブにつきましては、桜第二児童クラブを増設するなど、引き続き待機児童が出ないように取り組んでまいります。多様な子育てニーズに対応して、一人一人の育ちを大切にする環境づくりを一層進めてまいりたいと考えております。

婚活支援の取り組みについて申し上げます。

昨年に引き続き、市社会福祉協議会での結婚相談を初め、出会いの機会をつくるイベントにも連携強化して婚活を応援いたします。

高齢者福祉につきましては、第6期介護保険事業計画、高齢者福祉計画に基づき、増加が見込まれる認知症高齢者対策といたしまして、予防教室やふれあいサロンの実施、認知症サポーターの養成講座を各地域で開催し、市民の皆様に認知症の理解を深めていただき、認知症の方も生活しやすい地域づくりを目指してまいります。また、地域包括ケアシステムの構築に向け、医師や介護・福祉等専門職の連携強化や生活支援サービスの充実を図ります。

本市では、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業に取り組んでまいります。要支援者等に対して効果的かつ効率的に支援を行うよう、日常生活支援をコーディネートするささえあいセンター機能の充実を図り、きめ細かなサービスの提供ができるよう体制を整備いたします。

障がい者支援につきましては、障がい者計画及び第4期障がい福祉計画のもと、地域の中で自立した生活ができるよう積極的に支援してまいります。平成28年度から、聴覚に障がいのある方で身体障害者手帳の交付対象にならない18歳未満の方を対象に補聴器の購入等に対する助成制度を開始いたします。

次に、社会保障の充実について申し上げます。

国民健康保険事業についてであります。

国民健康保険は、市民の健康・生命を守り、生活を支える重要な役割を果たしております。しかしながら、国民健康保険は独自財源のみの運営で難しく、不足する財源を一般会計に依存する厳しい財政運営を行っております。このようなことから、レセプトの点検やジェネリック医薬品の普及促進などにより医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の収納率向上に努めてまいります。

また、健康増進を推進するために特定健康診査の受診率の向上が不可欠であることから、引き続き特定健康診査の必要性について啓発し、受診率の向上を目指し、被保険者の健康の保持・増進を図り、医療費の適正化及び歳出削減に努めてまいります。

今後も、誰もが安心して医療が受けられる国民皆保険制度の根幹を担う国民健康保険事業の安定的な運営に取り組んでまいります。また、高齢者が安心して医療を受けられるよう、引き続き愛知県後期高齢者医療広域連合及び関係市町村との連携を図り、円滑な事業の運営

に努めてまいります。

政策目標４．人が輝き文化が薫るまちづくりについて申し上げます。

教育行政につきましては、昨年の４月の新教育委員会制度の施行により総合教育会議を設置し、取り組んでおるところでございます。この制度は、教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長部局と連携の強化を図るなどの教育行政制度の改革を進めるものであり、本市といたしましては、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定め、知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成を弥富市教育大綱の目指す姿とし、あすの弥富を担う人材育成と特色ある文化のまちづくりを重点的に進めてまいります。

個別的な施策といたしましては、平和教育推進事業の一環としての中学２年生の広島派遣を引き続き実施してまいります。

いじめや不登校などの対策につきましては、弥富市いじめ防止基本方針のもと、いじめの未然防止と早期発見する体制づくりを確立するとともに、関係機関との連携の強化を図り、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

学校施設につきましては、小・中学校の体育館のつり天井撤去工事は完了いたしましたので、平成28年度は弥富北中学のランチルームの天井改修工事を進めるとともに、津波・高潮緊急時避難場所の整備のため、大藤小学校の校舎屋上防水工事及び避難用防護柵設置工事のための設計を進めてまいります。また、災害時の児童の安全確保を図るため、救命胴衣、いわゆるライフジャケットを大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校、十四山西部小学校へ配備してまいります。このほか、学校トイレの洋式化の改修を初め、給食施設や給食機器の改修、学校設備の改修を進め、教育環境の向上に努めてまいります。

生涯学習の推進につきましては、豊かな市民の交流が育まれるよう、子供から高齢者まで各ライフステージに沿った各種講座・教室を充実し、市民主体の学習・文化活動の推進を行い、いつでも、どこでも、誰でもが生涯にわたって学び続けられる学習の機会や情報の提供に努めてまいります。

文化芸術の振興につきましては、各地区に伝わる伝統芸能の活動支援と発表・鑑賞の機会を確保するとともに、伝承者の育成支援や小・中学生に向けたふるさと弥富の副教材を作成しましたので、郷土の伝統や文化の歴史を学ぶ一助にしたいと考えております。

青少年健全育成につきましては、関係機関、関係団体、地域住民等が青少年の非行・被害防止に対する共通の理解と認識を深め、保護者や児童・生徒への薬物乱用防止やネットトラブル対策に関する啓発活動を行うことや、地域の青少年健全育成活動関係者や学校職員が参加して巡回活動などを実施いたします。

スポーツ活動の推進につきまして、多様なスポーツニーズに対応できるスポーツ環境の充

実や施設の有効利用を推進し、健康の維持・増進と市民相互の交流、スポーツ推進委員の協力のもと総合型地域スポーツクラブの運営を支援し、積極的にニュースポーツの普及に努め、生涯スポーツ社会の実現に努めてまいります。

施設整備につきましては、老朽化した施設を優先的に整備を行い、健全な維持管理に努めてまいります。

また、本年度は、市制10周年記念事業の一環として、市民の皆様誰もが参加していただけるスポーツ大会や文化講演会を開催してまいります。

政策目標 5. 豊かで活力に満ちたまちづくりでございます。

本市の重要な産業である農業への取り組みにつきましては、効率的な営農に向けて、担い手への農地集積、農地の適正な管理、集約化の推進に引き続き取り組んでまいります。

T P P 協定が大筋合意及び署名式を終え、国会承認へと進んでいくこととなり、農業もグローバル化の時代になってまいります。国においては、農業の競争力の強化策を含め、万全な国内対策を講じていく考え方を示しております。これからは、守りだけではなく新しい機会に挑戦するという気概を持って取り組んでいく必要があると考えております。

観光・レクリエーションの振興といたしまして、地場産業である金魚、三ツ又池公園における芝桜を観光資源の中心として活用し、市の観光推進を図ってまいります。4月には新年度最初の事業として、桜の春まつりを初め、芝桜まつり、藤まつりを三花まつりとして開催してまいります。

また、11月にはあいち花フェスタ2016を本市で開催することになりました。全国1位の花卉産出実績を誇る愛知県の花に親しんでいただく県民参加型のイベントとして、県内地域ごとに開催されているものであります。愛知県、海部地域市町村、J Aなどの共同で開催し、海部地域が持つ観光資源、特産物のP Rや魅力などを広く伝える機会になればと思っております。同時に、地場産業である弥富の金魚の魅力を会場に訪れた多くの皆様知ってもらうため、絶好の機会と捉え、やとみ金魚サミットを市制10周年事業として同時開催し、イベントを一層盛り上げてまいります。

また、平成28年度は、キャラクターである「きんちゃん」が誕生から20年を迎えます。このきんちゃんの成人式イベントを初め、各種イベントなどにおいて弥富市を内外に広くP Rしてまいりたいと考えております。

企業立地推進につきましては、企業立地指定企業交付奨励金制度による優遇や、港湾地域における工場立地法の緑地面積率等の規制緩和の特例措置などにより、市内に新たに立地する企業を支援してまいります。また、市内中小企業の経営維持・安定化を図り、小規模企業等振興資金の保証料補助を行い、引き続き支援してまいります。

消費者対策の取り組みにつきましては、インターネット商取引の普及や消費者ニーズに対

応した商品・サービスの多様化により、消費生活に関するさまざまな問題が発生しております。今後、消費生活の多様化が進む中で、消費者の安全と安心を確保するために県などと連携しながら、これからも消費者教育・啓発や情報提供の強化、消費生活相談体制の一層の充実に努めてまいります。

政策目標 6. ともにつくる自立したまちづくりについて申し上げます。

地域における身近な防犯対策や子育て、高齢者の見守りや自主的な防災活動や避難支援活動など、ともに支え合い、助け合いながら地域の課題をみずから解決していく地域力としてコミュニティ機能を高めることは重要であり、また協働のまちづくりにもつながっていくものであります。引き続き、自治会やコミュニティ推進協議会の市民活動の支援に努めてまいります。

行政改革につきましては、極めて厳しい財政状況の中、限られた財源と人的資源で多様化・高度化する市民ニーズに対応するためには、さらにスリムで効率的な行政運営を目指していかなければなりません。そのため、事務事業、組織、施設等の見直しを、聖域を設けることなく今後も継続して行ってまいります。

また、経済の高度成長や人口の増加にあわせて整備した公共施設等が建設から相当年数経過し、大規模改修や更新が必要な時期を迎えつつあります。このため、将来の財政負担を軽減し、次世代に良質な資産を引き継ぐための基本的な方向性の指針となる公共施設等総合管理計画を平成28年3月末に策定いたします。この計画に基づいて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することにより、持続可能な行政運営の実現を目指してまいります。

新庁舎の建設につきましては、現在の本庁舎での業務を5月に十四山支所、図書館棟及び総合社会教育センターへ移転させていただき、庁舎建設に早期着工できるよう努めてまいります。皆様には、仮庁舎に対して御不便・御面倒をおかけいたしますが、何とぞ御理解をお願い申し上げます。

以上、平成28年度の施策について申し上げます。

続きまして、新年度の予算について申し上げます。

平成28年度の予算規模は、一般会計は145億3,000万円、前年度対比1.1%増となりました。また、特別会計は6会計合わせて100億172万3,000円、前年度対比3.8%増で、一般会計、特別会計の総額は245億3,172万3,000円、前年度対比2.2%増となりました。

概要につきましては、後ほど総務部長より御説明申し上げます。

本市の財政状況は、景気の緩やかな回復による市税収入等の増加はあるものの、今後社会保障関連の経費の増大、老朽化している公共施設の改修・更新など、多額の費用負担が見込まれます。一方、平成28年度から普通交付税の合併算定がえの特例措置が段階的に縮減されてまいります。

財政の健全化に向けた対策を引き続き講じ、将来に向け、持続可能で、かつ新しい魅力と活力に満ちたまちづくりに取り組んでまいります。

結びといたしまして、以上が私の市政に対する所信の一端として施策について御説明を申し上げます。我がまち弥富市の持つさまざまなまちの魅力、ここに住む人たちの温かさにつながりを次の世代へしっかりと継承し、未来の子供たちが、ここに住み、ここで育ち、ここで暮らすことに誇りと安らぎを感じられるようなまちをつくる、このことが極めて重要であると考えております。このことが、本市が目指す将来像である「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」の実現であると同時に、弥富創生の実現と捉え、我がまち弥富のさらなる発展のため、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様、議員各位の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、新年度に臨む私の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に、議案の説明を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） それでは、予算書にございます議案第1号から御説明をさせていただきます。

議案第1号平成28年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を145億3,000万円、前年度対比1.1%の増、前年度を1億6,000万円上回る予算規模となりました。

歳入の主なものにつきまして御説明申し上げます。

市税収入につきましては、固定資産税の伸びにより、市税全体では前年度対比2.9%増の79億3,450万5,000円を見込み、歳入全体の54.6%を占めるものであります。

また、地方交付税につきましては、平成28年度から普通交付税の合併算定がえによる増加分が段階的に縮減されることも考慮しながら、特別交付税と合わせて5億5,200万円を計上いたしました。

国・県支出金につきましては、24億8,899万9,000円を計上いたしました。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、市債として臨時財政対策債2億9,300万円を初めとして6億6,410万円を措置いたしました。

歳出の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

2款総務費につきましては、新庁舎建設事業、市制10周年記念事業など15億4,428万4,000円を計上いたしました。

次に、3款民生費につきましては、子ども医療費助成事業、本年4月に病児・病後児保育を開始するファミリー・サポート・センター事業など少子化対策、消費税率の引き上げに際し、低所得者の負担軽減対策として臨時福祉給付金支給事業や要支援者等の多様な介護予防、日常生活支援ニーズに地域全体で応えていくための総合事業等きめ細やかな対応を図るため、



59億3,342万円を計上し、一般会計予算の40.8%を占めるものであります。

次に、4款衛生費につきましては、地域医療補助事業、乳幼児・妊婦等の予防接種事業、母子保健事業、健康増進事業、ごみ処理や資源再生の推進、環境保全に取り組むため、10億9,938万7,000円を計上いたしました。

次に、6款農林水産業費につきましては、生産調整推進対策支援事業、多面的機能支払交付金事業、土地改良事業など、魅力ある農業を実現するために11億7,963万7,000円を計上いたしました。

次に、8款土木費につきましては、道路改良事業を初めとする道路ネットワーク整備と市街地排水対策としての河川整備などの都市基盤整備事業に重点的な配分をするとともに、J R・名鉄弥富駅自由通路整備調査設計費など、12億1,697万9,000円を計上いたしました。

次に、9款消防費につきましては、津波対策として津波避難計画策定事業や愛知県と合同で実施する津波・地震防災訓練の費用など、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、7億5,151万9,000円を計上いたしました。

次に、10款教育費につきましては、地震対策強化等のための弥富北中学校ランチルーム天井落下防止対策工事や総合社会教育センター公民館修繕等工事など、教育環境の充実を図るため、12億2,224万8,000円を計上いたしました。

次に、7ページにございます議案第2号平成28年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、平成28年度は公共用地の先行取得の計画はございませんので、対前年度比99.8%減の10万3,000円を計上いたしました。

次に、11ページの議案第3号平成28年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、退職被保険者数の減少等により、前年度対比1.2%減の49億8,400万円を計上いたしました。

次に、15ページの議案第4号平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度対比7.3%増の4億9,668万円を計上いたしました。

次に、19ページの議案第5号平成28年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定27億9,763万円、サービス事業勘定1,231万円を合わせ、前年度対比4.5%増の28億994万円を計上いたしました。

次に、25ページの議案第6号平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、前年度対比14.1%増の3億800万円を計上いたしました。

最後に、31ページの議案第7号平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計予算につきましては、北部地区において施工区域を拡大し面整備を図るための管渠布設工事費など、前年度対比26.2%増の14億300万円を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案 7 件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案 7 件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第 8 号 海部南部広域事務組合規約の変更について

日程第14 議案第 9 号 弥富市行政不服審査会条例の制定について

日程第15 議案第10号 弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の制定について

日程第16 議案第11号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第17 議案第12号 弥富市情報公開条例の一部改正について

日程第18 議案第13号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第19 議案第14号 弥富市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

日程第20 議案第15号 弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

日程第21 議案第16号 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第22 議案第17号 弥富市行政手続条例の一部改正について

日程第23 議案第18号 弥富市職員の退職管理に関する条例の制定について

日程第24 議案第19号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例等の一部改正について

日程第25 議案第20号 弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

日程第26 議案第21号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第27 議案第22号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第28 議案第23号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例による改正前の弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第29 議案第24号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第30 議案第25号 弥富市職員定数条例の一部改正について

日程第31 議案第26号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第32 議案第27号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第33 議案第28号 弥富市税条例の一部改正について

- 日程第34 議案第29号 弥富市営住宅管理条例等の廃止について
- 日程第35 議案第30号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第36 議案第31号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第37 議案第32号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第38 議案第33号 弥富市病児・病後児保育施設条例の制定について
- 日程第39 議案第34号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第40 議案第35号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第41 議案第36号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第42 議案第37号 弥富市環境保全条例の制定について
- 日程第43 議案第38号 市道の認定について
- 日程第44 議案第39号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第45 議案第40号 平成27年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第46 議案第41号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第47 議案第42号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第48 議案第43号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第49 議案第44号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第13、議案第8号から日程第49、議案第44号まで、以上37件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案2件、条例関係議案29件、予算関係議案6件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第8号海部南部広域事務組合規約の変更については、組合の経費支弁の方法を変更するため、海部南部広域事務組合規則を変更することについて協議するものであります。

次に、議案第9号弥富市行政不服審査会条例の制定については、行政不服審査会を設置するため、条例の制定をするものであります。

次に、議案第10号弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の制定につきましては、行政不服審査法の規定による提供資料等の写し等の交付にかかわる手数料を徴収できるよう、条例を制定するものであります。

次に、議案第11号弥富市手数料条例の一部改正につきましては、情報公開条例に基づく公文書の写し作成手数料等において、カラーで複写したものの交付を加えるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号弥富市情報公開条例の一部改正、議案第13号弥富市個人情報保護条例の

一部改正、議案第14号弥富市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正、議案第15号弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号弥富市行政手続条例の一部改正につきましては、行政手続法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号弥富市職員の退職管理に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理について条例を制定するものであります。

次に、議案第19号弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例等の一部改正については、地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第20号弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第21号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、議案第22号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正、議案第23号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例による改正前の弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、国家公務員法の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第24号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正については、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律及び地方公務員法の一部改正、並びに行政不服審査法の全部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第25号弥富市職員定数条例の一部改正については、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第26号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第27号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等にかかわる損害補償の基準を定める政令の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第28号弥富市税条例の一部改正については、行政不服審査法の全部改正に伴い、

並びに固定資産税の前納奨励制度の見直しのため、及び地方税分野における個人番号制度について一部の手続の見直しが示されたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号弥富市営住宅管理条例等の廃止については、条例の制定目的を達成したため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第30号弥富市道路占用料条例の一部改正については、道路占用料の額の改定等をするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第31号弥富市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税分野における個人番号の利用について一部の手続の見直しが示されたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第32号弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正については、学校教育法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号弥富市病児・病後児保育施設条例の制定については、弥富市病児・病後児保育施設を設置するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第34号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正については、弥富市桜第一児童クラブ及び弥富市桜第二児童クラブを設置するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第35号弥富市遺児手当支給条例の一部改正については、学校教育法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第36号弥富市介護保険条例の一部改正については、地方税分野における個人番号の利用について一部の手続の見直しが示されたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号弥富市環境保全条例の制定については、快適で良好な生活環境を実現するために条例を制定するものであります。

次に、議案第38号市道の認定については、開発事業等に伴う路線再編成により、路線を市道として認定するものであります。

次に、議案第39号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費を計上するほか、国民健康保険特別会計繰出金や国の補正予算の成立に伴う小・中学校の耐震対策等のため工事費を計上するものであります。

次に、議案第40号平成27年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、土地売却に伴う土地売却収入を増額計上するものであります。

次に、議案第41号平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入不足を補うため、一般会計から1億3,000万円を繰り入れるものであります。

次に、議案第42号平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第

43号平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

最後に、議案第44号平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費等を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 本会議を開始してから1時間が過ぎましたので、ここで休憩をしたいと思います。再開は11時07分としたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時07分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） それでは、再開させていただきます。

議案は関係部長に説明を求めます。

なお、補正予算は総務部長に説明を求めます。

最初に、伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） それでは、議案第8号海部南部広域事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

3枚はねていただきたいと思います。

規約のあらましをごらんください。

1. 一般会計に係るそれぞれの市町村の組合の経費の負担額を、認定審査業務の件数割と均等割で算出していたものを、介護支援専門員が行う認定調査業務に係る経費とそれ以外の経費に分けて負担額を算出する方法に改正することとしたものです。

2. この規約は、平成28年4月1日から施行することとした。

○議長（武田正樹君） 次に、伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 続きまして、議案第9号を御説明申し上げます。

弥富市行政不服審査会条例の制定について、御説明を申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

これに基づきまして、御説明を申し上げます。

1. 行政不服審査法第81条第1項に規定する機関として、弥富市行政不服審査会（以下、審査会といいます）を置くこととするものでございます。

2. 審査会は、委員5人以内で組織することとするものです。

3. 委員は、審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ法律もしくは条例、または行政に関してすぐれた識見を有する者のうちから市長が委嘱することとし、その任期は2年とすることとさせていただきます。

4. その他審査会の組織及び運営に関する事項を定めることとするものです。

5. 審査会委員には、日額5,000円の報酬を支給することとするものです。

6. この条例は、平成28年4月1日から施行するものとさせていただきます。

次に、議案第10号弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の制定について、御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 審理員、審査庁、行政不服審査会（以下、審理員等といいます）に提出された書面の写し等の交付を受ける者は、手数料を納めなければならないこととするものとさせていただきます。

2. 手数料の額は、複写したもの及び電磁的記録を出力したものそれぞれ1枚につき、白黒10円、カラー20円とするものとさせていただきます。

3. 審理員等は、書面の写し等の交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減免することができることとするものとさせていただきます。

4. この条例は、平成28年4月1日から施行するものとさせていただきます。

次に、議案第11号弥富市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく公文書の写し作成手数料、図書館図書等の複写手数料について、カラーで複写したものの交付を加え、手数料の額は1枚につき20円とするものとさせていただきます。

2. この条例は、平成28年4月1日から施行するものとさせていただきます。

次に、議案第12号弥富市情報公開条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 開示決定等または開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項に規定する審理員による審理手続に関する規定を適用除外とするものとさせていただきます。

2. その他必要な規定の整備を行うこととするものとさせていただきます。

3. この条例は、平成28年4月1日から施行するものとさせていただきます。ただし、一部については公布の日から施行することとするものとさせていただきます。

次に、議案第13号弥富市個人情報保護条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等、または開示請求、訂正請求もしくは利用

停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項に規定する審理員による審理手続に関する規定を適用除外とするものでございます。

2. その他必要な規定の整備を行うこととするものでございます。

3. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第14号弥富市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 情報公開・個人情報保護審査会（以下、審査会といいます）は、提出資料等の写しを当該資料等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付することとするものでございます。

2. 審査会は、1の規定による送付をしようとするとき等は、当該資料等を提出した審査請求人等の意見を聞かなければならないこととするものでございます。

3. その他必要な規定の整備を行うこととするものでございます。

4. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第15号弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 行政不服審査法の全部改正に伴い、審査の申し出、審査の手続について、必要な規定の整備を行うものでございます。

2. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第16号弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

2. 実費弁償の支給の適用範囲に、行政不服審査法の規定により、審理員、審査庁、または行政不服審査会の求めに応じ出頭した参考人、または鑑定人を加えることとするものでございます。

3. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第17号弥富市行政手続条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 行政手続法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

2. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第18号弥富市職員の退職管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 再就職者のうち、次長級及び課長級の職に離職した日の5年前の日より前についていた者は、当該職についていたときに在職していた執行機関の組織等の役職員に対し、契約等事務で離職した日の5年前の日より前の当該職としての職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為に係る要求等をしてはならないこととするものでございます。

2. 課長級以上の職についていた者は、離職後2年間、営利企業以外の法人、その他の団体の地位についた場合（報酬を得る場合に限りませんが）、または営利企業の地位についた場合は、日々雇い入れられる者となった場合等を除き、離職した職等の任命権者等に必要事項を届け出なければならないこととするものでございます。

3. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第19号弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

6枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

2. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第20号弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項に職員の人事評価の状況及び職員の退職管理の状況を加え、職員の勤務成績の評定の状況を削ることとするものでございます。

2. その他必要な規定の整備を行うものでございます。

3. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第21号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 議会の議員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとするものでございます。

2. 議会の議員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の150に引き上げ、1による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとするものでございます。

3. この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、2については平成28年4月1日から施行し、1については平成27年4月1日から適用することとするものでございます。

次に、議案第22号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとするものでございます。

2. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、6月期の支給割合を100分の150に引き上げ、1による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとするものでございます。

3. この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、2については平成28年4月1日から施行し、1については平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第23号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例による改正前の弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 教育長の期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとするものでございます。

2. 教育長の期末手当について、6月期の支給割合を100分の150に引き上げ、1による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとするものでございます。

3. この条例は、公布の日から施行することとするものでございます。ただし、2については平成28年4月1日から施行し、1については平成27年4月1日から適用することとするものでございます。

次に、議案第24号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

15枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 給料表の給料月額を平均0.4%引き上げることとし、初任給は民間との間に差があることを踏まえ2,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定とし、その他は給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引き上げを基本に改定することとするものでございます。

2. 一般職の職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の85に引き上げることとするものでございます。

3. 一般職の職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の80に引き上げ、2による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の80に引き下げることとするものでございます。

4. 地域手当について、弥富市職員の給与に関する条例（以下、給与条例といいます）に

定める支給割合100分の6に引き上げることとするものでございます。

5. 単身赴任手当について、給与条例に定める基礎額3万円に引き上げることとするものでございます。

6. 職務給の原則を一層徹底させるため、等級別基準職務表を給与条例で定めることとするものでございます。

7. 人事評価の結果を給与に反映させるための規定の整備を行うものでございます。

8. その他必要な規定の整備を行うものでございます。

9. この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、3から7までについては平成28年4月1日から施行し、1及び2については平成27年4月1日から適用し、7については平成29年6月以降に支給する勤勉手当から適用することとするものでございます。

次に、議案第25号弥富市職員定数条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととするものでございます。

2. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第26号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 議会の議員、その他非常勤の職員の公務上の災害等に対する損害補償に関し、同一の事由により厚生年金法による障害厚生年金等が支給される場合に、傷病補償年金及び休業補償の額に乗ずる調整率を改定することとするものでございます。

2. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第27号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、同一の事由により厚生年金法による障害厚生年金等が支給される場合に、傷病補償年金及び休業補償の額に乗ずる調整率を改定することとするものでございます。

2. その他必要な規定の整備を行うこととするものでございます。

3. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第28号弥富市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 個人市民税及び特別土地保有税の減免申請書を提出する際に、納税義務者の個人番号

の記載を要しないこととするものでございます。

2. 固定資産税の前納報奨金を廃止することとするものでございます。

3. その他必要な規定の整備を行うこととするものでございます。

4. この条例は、平成28年4月1日から施行することとするものでございます。ただし、一部については、公布の日または平成29年4月1日から施行することとするものでございます。

次に、議案第29号弥富市営住宅管理条例等の廃止について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 条例の制定目的を達成したため、廃止することとするものでございます。

2. この条例は、平成28年4月1日から施行することとするものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） では、議案第30号弥富市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

7枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 道路法施行令及び愛知県道路占用料条例の一部改正に伴い、これに準じて占用料の額を改定するものでございます。

2. その他必要な規定の整備を行うこととしたものでございます。

3. この条例は、平成28年4月1日から施行することとしたものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 続きまして、議案第31号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 地方税分野における個人番号の利用について一部手続の見直しが示されたことにより、国民健康保険税の減免を申請する際に個人番号を記載しないこととしたものでございます。

この条例は、公布の日から施行することとしたものでございます。

続きまして、議案第32号弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきたいと思います。

条例のあらましをごらんください。

1. 学校教育法等の一部を改正する法律による学校教育法の一部改正により、本年4月1日から小・中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されることに

に伴い、規定を改正することとしたものでございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行することにしたものでございます。

続きまして、議案第33号弥富市病児・病後児保育施設条例の制定について御説明申し上げます。

2枚はねていただき、条例のあらましをごらんください。

1. 児童が病気にかかっており、または病気回復期にあり、かつ保護者による保育が困難な場合に、弥富市病児・病後児保育施設において一時的に預かり、必要な措置を講ずる事業を実施することにより、保護者の子育て、就労等を支援するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的とし、施設を設置することとしたものでございます。施設の名称といたしまして、弥富市病児・病後児保育施設。施設の位置といたしまして、弥富市前ヶ須町野方752番地。

2. 弥富市病児・病後児保育施設の利用者の資格は、弥富市ファミリー・サポート・センターに登録された育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者の会員とすることにしたものでございます。

3. この条例は、平成28年4月1日から施行するものとしたものでございます。

続きまして、議案第34号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただき、条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

1. 放課後児童対策については、桜小学校区において、弥富市桜児童クラブを分割し、2つの児童クラブ、弥富市桜第一児童クラブと弥富市桜第二児童クラブを設置するため、所要の改正を行うものとしたものでございます。

2. この条例は、平成28年4月1日から施行することにしたものでございます。

続きまして、議案第35号弥富市遺児手当支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただき、条例のあらましをごらんください。

1. 遺児手当の定義について、小・中一貫教育制度の導入及び中・高一貫教育の導入に係る学校教育法の一部改正に伴い、条例の規定において引用している用語の整理を行うため、所要の改正を行うこととしたものでございます。

2. この条例は、平成28年4月1日から施行することにしたものでございます。

続きまして、議案第36号弥富市介護保険条例の一部改正について説明申し上げます。

3枚はねていただき、条例のあらましをごらんください。

1. 地方税分野における個人番号の利用について一部手続の見直しが示されたことにより、介護保険料の減免を申請する際に個人番号を記載しないこととしたものでございます。

2. この条例は、公布の日から施行することにしたものでございます。

続きまして、議案第37号弥富市環境保全条例の制定について御説明を申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

1. この条例は、環境の保全に関して必要な事項を定めることにより市民等及び事業者の意識の向上を図り、快適で良好な生活環境を実現することを目的としたものでございます。

2. この条例の目的を達成するため、市民等、事業者及び市の責務を定めたものでございます。

3. 環境保全のため、投棄の禁止、土地または建物の雑草等の管理、屋外における廃棄物の焼却行為への配慮、及び騒音または悪臭への配慮に関する事項を定めたことでございます。

4. 市長は、市の区域内にある土地または建物の所有者等を把握するため、調査を行うことができることとしたものでございます。

5. 市長は、投棄の禁止、及び土地または建物の雑草等の管理に関する事項を定める規定に違反した者に対し、必要な指導または勧告をすることができることとしたものでございます。

6. 市長は、指導または勧告を受けた者が正当な理由なく当該指導または勧告に従わないときは、その者に対して必要な措置を講ずるよう命じることができることとしたものでございます。

7. 市長は、土地または建物の雑草等の管理に関する事項を定める規定に反した所有者等が6の規定による命令を受け、履行期限を過ぎてもなおこれを履行しないときは、行政代執行法の定めるところにより当該雑草等の除去を行うことができるものとし、その経費は当該所有者等から徴収することとしたものでございます。

8. この条例は、平成28年4月1日から施行することとしたものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 議案第38号市道の認定について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、認定路線調書をごらんください。

これに基づき、説明申し上げます。

内容といたしましては、住宅開発事業区域内の道路新設等に伴い、鯛浦289号線ほか4路線を認定するものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 続きまして、議案第39号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億9,196万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を151億3,137万2,000円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものでございます。

歳入予算の主な内容といたしましては、市税1億5,600万円、内訳といたしましては10ペ

ージ、11ページにございます。地方消費税交付金6,000万円、国からの臨時福祉給付金給付事業費補助金1億500万円、こちらにつきましては12、13ページの下段でございます。臨時福祉給付金給付事務費補助金981万7,000円、これは国の補正予算に伴うものでございまして、全額繰越明許費で翌年度に繰り越すものでございます。その他、学校施設整備事業債3,520万円でございます。こちらにつきましては、18ページ、19ページの下段でございます。

次に、歳出予算の主な内容といたしましては、まず全体的には昨年8月に人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費を計上するものでございます。

次に、款ごとの費用につきましては、総務費につきましては情報セキュリティ強化のための電子計算処理等委託料2,965万2,000円、これにつきましては22、23ページにございます。民生費におきまして国民健康保険特別会計繰出金1億3,000万円、これにつきましては31ページ下段でございます。国民健康保険特別会計保険基盤安定繰出金4,316万2,000円、31ページ下段でございます。農林水産業費におきまして機構集積協力交付金6,540万円、これは43ページ中段でございます。教育費におきまして小学校修繕等工事請負費、桜、大藤小学校のシャッター取りかえ工事でございます、2,265万8,000円、53ページにございます。中学校修繕等工事請負費、こちらにつきましては弥富北中学校の武道場天井撤去等工事請負費でございます、2,453万5,000円、これにつきましては55ページ中段でございます。なお、総務費の電子計算処理等委託料、小・中学校の工事請負費につきましては、国の補正予算に伴うものでございまして、全額繰越明許費で翌年度に繰り越すものでありまして、あわせてこれらの事業の財源として地方債の補正も計上するものでございます。

その他につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算でございます。

次に、議案第40号平成27年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,059万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,778万7,000円とするものでございます。

内容といたしましては、土地売却に伴う土地売り払い収入1,146万4,000円を計上するものでありまして、その他は歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算でございます。

次に、議案第41号平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ8,689万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億4,376万円とするものでございます。

内容といたしましては、療養給付費負担金、退職者医療交付金等の大幅な減額に伴う歳入の確保のため、一般会計から1億3,000万円を繰り入れるものでございます。その他は歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算でございます。

次に、議案第42号平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ54万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億6,438万2,000

円とするものでございます。

内容といたしましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算でございます。

次に、議案第43号平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険事業勘定において歳入歳出それぞれ4,333万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億5,157万6,000円とするものでございます。

内容といたしましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算でございます。

最後に、議案第44号平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ9,341万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億1,858万6,000円とするものでございます。

内容といたしましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費を計上するとともに、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案37件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案37件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第50 発議第1号 議会広報編集特別委員会の設置について

○議長（武田正樹君） この際、日程第50、発議第1号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である三宮議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 議会広報編集特別委員会の設置について提案をいたします。

お手元に議案が配付されておりますので、ごらんください。

この議案は、地方自治法第109条及び弥富市議会委員会条例第6条の規定に基づきまして、議会だよりを編集・発行するものでございます。委員の提出は8名でございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕



○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ただいま設置された議会広報編集特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報編集特別委員会は閉会中も審査を継続する委員会とすることに決しました。

お諮りします。

議会広報編集特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、堀岡敏喜議員、三宮十五郎議員、炭竈ふく代議員、武田正樹議員、平野広行議員、鈴木みどり議員、江崎貴大議員、朝日将貴議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、委員長には堀岡議員、副委員長には三宮議員であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第51 発議第2号 弥富市庁舎改築等特別委員会の設置について

○議長（武田正樹君） この際、日程第51、発議第2号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である三宮議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） お手元に議案を配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

本件につきましては、弥富市庁舎改築等特別委員会の設置について提案をするものでございます。地方自治法第109条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づきまして、弥富市庁舎の改築等に関する事項の審査を進めるために設置いたします。委員数は10名でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） この弥富市の庁舎改築特別委員ということの名簿がありますけれども、できたら名簿から削除していただきたいと思いますが、この辺についてどうですか。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私が提案させていただきますのは、氏名ではなくて設置そのものでございまして、これは参考のためについているものでございしますが、まず本委員会設置を決めることを提案させていただきましたので、氏名につきましてはその後にお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今、三宮議員が言われたけれども、それまでの質疑というのがあるので、質疑の中で私は今聞いておるわけでありますから、できたらこの名簿に載せる前に、事前に私も聞いておればよかったんですけども、聞いておらんということと、それから私はもう長年こうやって今の議員をさせていただいておるので、できたら新しい方がやっていくということが改築にとっては大事なことだと思います。私どもはもう経験がよくわかっておりますので、わかっておる以上、人が中に入るよりも、まだこれからビジョンを考えられる新しい方が出られたので、そういう方を選任していただけたら大変結構だと思うので、この辺のところをひとつまた御理解いただけるよう、提案者に申し上げておきます。以上です。

○議長（武田正樹君） それでは、暫時休憩をさせていただきたいと思いますので、全協のときにお諮りしたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時50分 休憩

午後0時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） それでは、本会議を再開したいと思います。

委員会、先ほど提案されましたように、まず特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） なしと。

それと、もう1点、定数を10名にすることについても御異議ありませんか。

〔「それを入れて決まり」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 決まりと。わかりました。

それでは、三宮議員、自分の席へ。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会

します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時12分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 加 藤 克 之

同 議員 高 橋 八重典



平成28年 3月14日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                            |         |                            |         |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                    | 伊 藤 好 彦 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長                    | 竹 川 彰   |
| 教 育 部 長                    | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼<br>財 政 課 長     | 渡 辺 秀 樹 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 | 総 務 部 次 長 兼<br>危 機 管 理 課 長 | 橋 村 正 則 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>十 四 山 支 所 長 | 松 川 保 博 | 民 生 部 次 長 兼<br>兄 童 課 長     | 村 瀬 美 樹 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 山 守 修   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 平 野 宗 治 |
| 総 務 課 長                    | 立 松 則 明 | 庁 舎 建 設<br>準 備 室 長         | 伊 藤 重 行 |
| 税 務 課 長                    | 山 下 正 巳 | 収 納 課 長                    | 鈴 木 浩 二 |
| 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長     | 横 山 和 久 | 保 険 年 金 課 長                | 佐 藤 栄 一 |
| 環 境 課 長                    | 伊 藤 仁 史 | 健 康 推 進 課 長                | 花 井 明 弘 |
| 福 祉 課 長                    | 宇 佐 美 悟 | 介 護 高 齢 課 長                | 半 田 安 利 |

|                 |         |           |         |
|-----------------|---------|-----------|---------|
| 総合福祉センター<br>所 長 | 村 瀬 修   | 農 政 課 長   | 安 井 耕 史 |
| 商工観光課長          | 羽 飼 和 彦 | 土 木 課 長   | 山 田 宏 淑 |
| 都市計画課長          | 大 野 勝 貴 | 下 水 道 課 長 | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長          | 水 谷 みどり | 生涯学習課長    | 安 井 文 雄 |
| 図 書 館 長         | 山 田 淳   |           |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |   |         |
|--------|---------|---------|---|---------|
| 議会事務局長 | 三 輪 眞 士 | 書       | 記 | 浅 野 克 教 |
| 書      | 記       | 伊 藤 国 幸 |   |         |

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、永井利明議員と鈴木みどり議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

### 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） おはようございます。

13番 炭竈ふく代でございます。

一般質問をさせていただく前に、本年は東日本大震災の発生から5年を迎え、先週はテレビなどでさまざまな特集が組まれ、震災直後の状況を目にいたしまして、改めて未曾有の災害を振り返りました。今もなお全国に17万以上の方が避難生活を余儀なくされているという報道に、避難者の方々に対しましてお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うばかりでございます。

それでは、一般質問を行ってまいります。

通告に従いまして、子育て世代包括支援センターの設置と我がまちの子供を虐待から守る対策について質問いたします。

新しい年になって、耳を塞ぎたくなるような悲惨な幼児虐待事件が続いています。埼玉県狭山市では、親に熱湯をかけられ、その後に死亡したのは3歳の女儿。女儿の体には虐待の跡が見られたといいます。保護責任者遺棄容疑で逮捕された母親の内縁の夫の激しい虐待の状況が浮かび上がっています。地域では、それ以前から虐待のサインは出ていたといいます。

また、1月27日深夜、東京大田区大森南のマンションの一室で、この部屋に住む3歳の男児が心肺停止状態で見つかり、病院で死亡が確認をされました。全身にあざがあり、大森署

は傷害の疑いで母親と同居している住所不定の男を逮捕しました。男は、頭にきてやった。何度も顔を殴ったり投げ飛ばしたりしたと容疑を認めています。

このように、自分で自分を守ることができない幼児、ともに3歳だった女兒と男児、どんなに苦痛だったでしょう。余りにも悲惨で悲しくむごいことです。さらに、2月に入って福岡県久留米市で、当時16歳の娘に対し、飼っていた金魚の死骸30匹以上を無理やり食べさせた疑いがあるとして、無職の母親と内縁の夫が逮捕されています。

また、同じく東京足立区では、3年前、当時3歳の男児がウサギ用ゲージに監禁をされ、あげくはタオルで口を塞がれて窒息死するという痛ましい事件が起き、両親が逮捕されました。

その後も、こうした家庭内における幼児虐待の報道が後を絶ちません。そして、死亡した子供の主な加害者が45%に上るという衝撃的な事実にも驚かされます。日本では、このような悲惨な虐待による死亡事例は年間50件を超え、1週間に1人の子供が命を落としているといえます。

そこで、お尋ねをいたします。

急増する虐待相談の現状と、その受け皿である児童相談所の体制と、また特に児童福祉士の不足が指摘をされていますが、こうした点につきまして、我が市の認識と対応について伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） おはようございます。

御質問にお答えさせていただきたいと思います。

全国的な数字を見ましても、児童相談所における児童虐待対応件数は増加傾向にあります。本市においては、家庭相談員を1名増員し2名体制で、子供本人や保護者などの面接を来所や家庭訪問によって行うほか、保育所や学校、病院など関係機関へ訪問調査を行っております。

新たな事例や今日までのケースにつきましては、毎月1回、海部児童相談所、保育所、健康推進課、福祉課、教育委員会、家庭相談員、児童課の職員で構成する要保護児童対策地域協議会実務者会議において情報の共有を図り、ケース検討を行い、児童虐待を初めとする要保護児童等の諸問題について対応しております。また、これらのケースは民生委員会において報告し、地域からの早期発見・対応につなげております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま全国的にも児童虐待の相談件数は増加傾向にあるということでございますけれども、本市の現状はどうでしょうか。本市の現状で、過去何年間の相談件数をお聞かせいただけますでしょうか。



○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 当市の相談件数でございますが、平成24年が18件、25年度が27件、26年度が41件、27年度につきましては、2月末まででございますが28件でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま過去における相談件数をお聞きしました。26年度の41件が最も多いんですけれども、28年には少し減っているということも今わかりました。

家庭相談員の増員であったりとか、また児童虐待を初め諸問題に向けて各関係機関の御尽力で早期発見をしていただいているということで、対応していただいているということでございます。こうした早期発見で悲しい虐待がないことを願うばかりでございます。

ところで、フィンランドの「ネウボラ」と呼ばれる妊娠期から就学前までの子育て支援が、今、日本で注目を集めています。ネウボラとはフィンランド語で助言の場を意味する言葉で、妊娠から出産、そして子供が生まれた後も、基本的には6歳までの間、切れ目なく継続的なサポートを提供する総合的な支援サービスのことをいいます。まち・ひと・しごと創生政策パッケージでも子育て世代包括支援センター、いわゆる日本版ネウボラの整備が上げられています。私は、昨年の6月議会におきましても、この妊娠・出産包括支援事業について質問をさせていただきました。

そこで、改めてお尋ねをいたします。

我がまちの妊娠期相談支援体制と、また産前・産後のサポートの体制、そして産後のケアの取り組みはどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 本市におけます妊娠期相談支援体制といたしましては、保健センターに妊娠届を提出されたとき、妊婦さんやパートナーの方に保健師等が直接、母子手帳の交付を行います。このときが妊婦と保健師とのかかわり合いの始まりでございます。このときに、妊娠・出産に関するアンケートを実施します。アンケートの結果などによって、若年者や鬱病など心に病のある妊婦等ハイリスクの方には、継続的に妊娠中から担当保健師がかかわります。また、必要に応じ、児童課の家庭相談員とともに連携をとりながらかかわっております。

出産後の赤ちゃん訪問事業では、市内を地区割りし、全ての出生児に対して保健師等が訪問を行っております。この赤ちゃん訪問では、母子の心身の状況や療育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供を行っております。

また、今年4月からは、養育支援訪問事業といたしまして、赤ちゃん訪問の実施結果に基づきまして、育児ストレス、産後鬱、育児ノイローゼ等の問題により子育てに対して不安や

孤立感を抱える家庭、さまざまな原因で養育支援が必要な家庭に、研修を受けた訪問支援員、これは保健師でありますとか、助産師でありますとか、看護師でございますけれども、支援訪問を開始し、養育上の諸問題の解決、軽減を図ってまいります。

産前・産後サポート、産後ケアの取り組みは、平成28年度に1年間をかけまして、赤ちゃん訪問時、その親御さんたちに、産前・産後を通じてどのような支援が必要かアンケートを実施いたしまして、今後の母子支援事業に生かしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま御答弁いただきました。本年4月から養育支援訪問事業や、そして赤ちゃん訪問時のときにアンケートの実施を行うということで、新たな取り組みだと思いますけれども、大変いいことだと思います。

本市における行政の細やかなサービスにつきましては理解をいたします。しかし、例えば現在妊娠がわかって、母子手帳をもらいに役所や保健センターを訪れると、その後は母親学級や乳児健診ぐらいしか保健師を初めとしたスタッフとの接点がありません。また、妊娠中も健康面については妊婦健診の際に産婦人科といった医療機関で相談はできても、それ以外のメンタル面や生活上の不安、心配事につきましては、相談できる場が十分ではないと思います。

そこで、日本版ネウボラの子育て世代包括支援センターでは、妊娠して最初に訪れる場所であり、その先もずっと必要な支援が受けられる場として機能するよう、専門家を配置した上で必要に応じて医療機関とも連携をとるということも可能としています。急速に進む少子化対策として仕事と家庭の両立が急務になっている今、子育てに必要なサポートの整備が必要であり、せっかく生まれてきた子供たちが虐待死する事件は、さきに述べましたとおりでございます。子育てをしている家族を中心に支援のあり方を考え直してみたらどうかというのが、このネウボラからのメッセージでございます。

日本政府もネウボラに注目をいたしております。一昨年末にまとめた人口減対策や地方創生の総合戦略は、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援が必要だとして、ネウボラを参考にした包括的な支援センターの設置を提言し、ワンストップの相談窓口を整備することを明記いたしております。2015年度までに150カ所、それからおおむね5年後までに全国展開を目指すとしております。

そこで、お伺いをいたします。

前回の質問の折に市側からも、ネウボラから学び、改善するところがたくさんあるとの御答弁もございました。本市においても、これらをワンストップ、すなわち1カ所で包括支援をするための子育て世代包括支援センターをぜひとも設置すべきだと考えますけれども、こ

の点について市の御見解をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 子育て世代包括支援センターは、妊娠期、出産直後、子育て期と、各ステージを通じて地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう必要な情報を共有し、みずから支援を行い、または関係機関のコーディネートを行うものでございます。

保健センターは母子保健に関する相談機能を有する施設でございます。職員である保健師等の専門性を生かした相談支援を行い、母子保健を中心とするネットワーク、医療機関、療育機関等につなげてまいります。

多種多様な専門知識を備えた人材、専門職員をそろえることには限りがございます。しかし、育児相談、栄養相談、子育て相談、歯科相談、発達・発育・病気等の診察、相談につなげ、対応していくようにしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま部長より御答弁をいただきましたが、我が市の保健センターを中心に万全を期しているから、包括支援センターは必要ではないというふうにもとれましたし、設置についてのお考えが御答弁がなかったかなというふうに思いました。

ネウボラを参考にした施策は他の自治体でも始まっております。例えば千葉県浦安市では昨年10月から、妊娠届を受理する市の保健センターで、全ての妊婦に面談をして、一人一人の状況に応じた子育てケアプランをつくっています。妊婦や母親が利用できるケアや支援サービスをまとめたもので、母子手帳とは別に手渡しています。妊娠時、出産前後、1歳の誕生日前後の計3回を作成し、2回目以降は子育てグッズや商品券を贈ることで、母親がセンターを訪れ、相談をするきっかけにしたいということでございます。

また、埼玉県和光市は昨年10月以降、妊娠届を受理する窓口を戸籍住民課から保健師や助産師のいる市の保健センターなど4カ所に変更をし、妊娠期から子育てまで専門家が継続して相談に乗れる体制を目指しています。

そして、特に注目を集めているのが三重県の名張市でございます。名張市は今年の夏、主に高齢者の相談窓口となっていた市内15カ所をまちの保健室として、看護師や社会福祉士ら子育ての相談にも乗るチャイルドパートナーに任命し、名張版ネウボラとして利用を促しています。ネウボラ導入前は、市が親と接する機会は、母子手帳交付のための妊娠届の受理と、生後1カ月から3カ月の乳児家庭全戸訪問と、それから1歳半の健診などに限られていたそうです。保健師の方がこうおっしゃってみえます。それは、一度切りの訪問や他の親子も集まる健診では、お母さんの本音を引き出すことは難しかったということです。そして、児童虐待など問題が見つかり、初めて親の悩みに気づくケースも多かったとも話されていま

す。

また、保健室では、紙おむつ専用のごみ袋を無料配布していて、相談事がなくても立ち寄れるように工夫をされています。妊娠届の窓口や育児教室でも積極的に広報し、幼児家庭全戸訪問の際にも訪問する主任児童委員がしっかりと伝えています。不安そうな母親におせっかいをやき、保健室に同行することもあるということです。そうした中で悩みを打ち明けられることも多くあり、子供に激しく手を上げてしまうなどと深刻な場合は、他の機関とも連携をして、早急に対応をされております。

先ほど当局より、多種多様な専門知識を備えた人材、また専門職員をそろえることは限りがあるという御答弁ではございましたけれども、きめ細やかなサポートをする上で、保健師ら専門職のネウボラおぼさんの育成も今後の重要課題であるかと考えますが、このような取り組みについて市はどのようにお考えになりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まずもって先ほどの答弁の中で、子育て世代包括センターを否定しているわけではございませんので、その辺だけは御理解願いたいと思います。現在の市でできる範囲のことを今やらせていただいているということを御説明させていただいたところでございます。

続きまして、ネウボラの取り組みでございますけれども、これは昨年の6月議会でも同様の御質問をいただいております。フィンランドのネウボラは、妊娠期から就学前、6歳までにかけての子供の家庭を対象とする支援制度でありまして、ここからは、かかりつけネウボラおぼさん（保健師）を中心として切れ目のない支援が行われております。本市においても切れ目のない支援を行えるように、現在の段階では保健師等に専門知識取得のための各種研修への積極的な参加を考えております。多様化する相談、支援の内容に対応するための人的整備として、保健師、臨床心理士、看護師、ソーシャルワーカー等の増員も視野に入れていくことも必要かと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） それと、さきに述べました三重県の名張市のように、市内の各地域に健康づくりと地域福祉の拠点となるまちの保健室を設置いたしまして、地域内のつながりを深め、子育てへの協力や連携などまち全体で子育てを考えていく上で、既存のネットワークや町内会を活用して、妊娠から子育てまで地域全体で支援をする仕組みである「チーム地域」というものを本市もつくるべきだと思いますけれども、このような点につきましてはどのようにお考えになるか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） これも現状の話になってしまいますけれども、保

健センターにおきましては、母子保健事業の充実のために、児童相談所、それから保健所、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、保育所、のびのび園、児童課等と連携し、ネットワークをつくりながら、情報収集、支援体制を強化していかなければならないものでございます。

子育て支援センターや児童館は、子育て親子が気軽に集まり、遊んだり交流したり、さまざまな支援サービス情報の提供を受けたりするスペースでございます。親子と地域を結びつける、かけ橋的な施設でございます。

また、平成28年4月からは、ファミリー・サポート・センター事業を市の直営事業として運営するとともに、病気の回復期等にあり、集団保育等が困難な児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立支援及び児童の福祉向上を図るためファミリー・サポート・センター——御存じだと思いますけど、育児の援助を行いたい者と受けたい者によって構成する会員組織でございますけど——を活用して病児・病後児保育事業を始めます。

このファミリー・サポート・センターは、行政による公助支援ではなく、市民相互の助け合い、共助活動でございます。子供を預かる、預けることだけではなく、活動を通じて新たな交流が生まれ、地域における人間関係を構築していくこともできます。民生・児童委員の皆さんからは、児童虐待を初め、要保護児童について地域からの早期発見・対応につなげております。

地域の結びつきや人間関係の構築により、誰もが住みなれた地域で安心して生き生きと暮らしていくことができるよう、引き続き地域の皆さんのお力添えをお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 全ての子供は、無限の尊厳性と可能性を持ったかけがえのない社会の宝です。そして、子供たちが安定した環境で健やかに育っていくためには、お母さんやお父さんを社会全体でしっかり支えていくことが必要であるかと思います。

核家族が進む中で、最近が高齢出産の女性も多く、またその親御さんの世代も高齢化をしていて、出産の手伝いもままならない中、孤立に耐えながら出産、子育てをする女性も少なくありません。精神的に不安定になり、産後鬱、児童虐待、ネグレクトなどの深刻な悩みの解消のためにも、妊娠から子育てまでお母さんらが直面するさまざまな相談に乗り、切れ目のない支援をワンストップでできる子育て世代包括支援センターを設置することで、地域の医療や福祉、教育など、関係機関とのさらなるネットワークを構築する契機となり、まちの活性化にもつながるものと考えます。どうか本市におかれましても、先進地の取り組みを参考にいただきながら、早期の実現に向け、弥富版ネウボラの構築を強く申し上げておき

ます。

また、最後に市長にお伺いをいたします。

さきの議会におきまして、平成28年度施政方針の中で、「健やかでやさしいまちづくり」の政策目標に、妊娠・出産・子育てにおいて切れ目のない支援のための相談支援体制の確立に努めていかれるということで発表がございました。この点につきまして、最後に市長の御見解をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

炭竈議員に御答弁申し上げる前に、議員にお断りを申し上げまして、5年が経過する東日本大震災に対して、私のほうからも一言お悔やみ、お見舞いの言葉を申し上げたいと思っております。

5年が経過するわけでございますけれども、まだまだ復旧・復興には至っていないというような状況が続いておるわけでございます。一日も早く被災地の皆さんが本当に普通の生活に戻っていただけるように、国を挙げて応援していただきたいと思っております。

私どもも愛知県市長会を通じて、宮城県の七ヶ浜に過去3年間さまざまな形で行政支援をさせていただいております。そしてまた平成28年度、ことしも同じ七ヶ浜町に職員を派遣する計画でございます。そのような形の中で、復旧・復興に対して私たちとしてもお手伝いをしていきたいと思っております。

炭竈議員、ありがとうございました。

議員のほうから、児童虐待等々についてお話をいただきました。新聞紙上、あるいはテレビを通じて、さまざまな児童虐待が現在私どもに届いてくるわけでございます。本当に悲しい出来事、子供さんがかわいそうだ、親としての責任をどうしているんだというような形で、親の責任を問う多くの声が私は寄せられているのではないかなあと思っております。

先ほども、るる担当部長から答弁をさせていただきましたけれども、私どもといたしましても、家庭相談員を増員いたしまして、大変子育てに対して悩んでみえる保護者の方にいろいろと相談をさせていただいておるわけでございます。

最近の相談例といたしましては、非常に若いお母さんが、子育てに対する自信がない、あるいは経験がないということからついつい、本当に虐待に至りそうな件も我がまちにもあるわけでございます。また、経済的な不安という形の中で、子育てに対して大きく影響しているという御相談もたくさん寄せられております。

そういった形の御相談に対して、私どもは家庭相談員を中心といたしまして一件一件丁寧に、その御相談に応じていきたい、そして市の役割としてできることはしっかりと対応させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、ことは弥富市誕生10周年という年でございます。その記念事業として、子育て支援の一環として、児童虐待を扱うミュージカルを展開してまいりたいと考えております。日時は9月25日の日曜日と、もう既に決まっております。他の議員の皆様方にも御案内をさせていただきます。弥富出身の弥富又八さんの脚本によって上演をしていくわけでございますが、多くの保護者の方々、あるいは児童にさまざまな形でかかわっている方に、このミュージカルを見ていただいて、子供の虐待、あるいは子育てということに対する一助になればと思っておるところでございます。

続きまして、議員のほうから子育て世代の包括支援センターの設置というお話をいただきました。

私ども弥富市は、「子育てをするなら弥富市へ」というキャッチフレーズのもと、お母さんの妊娠から出産、そしてさまざまな段階での子育て支援を積極的に展開しているところでございます。しかしながら、現在の市役所の組織的な対応として、この問題については児童課、この問題については健康推進課、この問題については教育、あるいは福祉課というような形で対応させていただいているのが現状であろうと認識をしております。切れ目のない支援という継続から考えてみても、この組織対応について考え直す機会が来たなあと思っているところでございます。新庁舎の建設時におきましては、総合的な子育て支援の窓口を設置し、保護者等への一層の支援をしていかなければならないと考えております。そのことが人口減少、今問われておる地方創生という形の中でのしっかりとした行政としての対応していかなきゃならないことであろうと考えておりますので、総合的な子育て支援の窓口を設置したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

そのことが、議員の言われる包括支援センターの設置構想とつながっていくであろうと思っております。そして、外部団体との連携をさらに密に保つことにおいて、さまざまな子育て世帯を応援していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○13番（炭竈ふく代君） よろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。通告に従いまして質問させていただきます。

今回、改選がされたということで、番号のほうは4番から7番に変わっております。

さて、まず初めに、私の今回の質問といたしまして、1点目、子供の遊び場、公園について、2つ目、用水路について、3つ目、空き家、廃屋等の危険な建物について質問させていただきます。

まず初めにですけれども、子供の遊び場、公園についてでございますが、弥富市は、先ほ

ど市長からも言われたとおり、「子育てするなら弥富市で」と言われるほど子育て支援に手厚く力を入れて、この少子・高齢化社会にあっても子供の減少が少ない地域、また近隣市町に比べても大幅に減少率は低い地域となっております。また、子育て世代、働く世代が多いことで、弥富市は所得税や固定資産税などの税収が伸びている特徴がある、そんな都市となっています。弥富市といたしましては、この方向性を堅持して、弥富の発展の基盤として今ある子育て支援の維持、そしてさらなる子育て施策の充実を進めていかなければならないと思います。

私たちの地域では、保育料は愛知県下でも格段に安い地域となっておりますし、また待機児童がないという地域でございます。そして、また4月からは病児・病後児保育がスタートしたり、そしてまた児童クラブの待機児童をなくすために桜第二児童クラブを新しく増設したり、子育てを応援する子育て支援情報ポータルサイトを開設したりということで、子育てに関して、このあたりの地域ではないぐらゐの先進的な取り組みを行っていることに対しては、本当にすばらしいまちだなあと思っております。

また、区画整理事業が行われた日の出地区は、日の出公園などの大きな公園もあれば、平島北・東の公園、作左山公園など、子供たちが歩いて行けるような割と近い地域に安心して遊べる公園があつて、よく遊んでいる姿も見かけることができます。

しかし、その一方で、子供が多い地域にもかかわらず、近くに公園や子供の遊び場がなく、仕方なく、そうした子供たちはどうしているかといったら、道路で遊ばざるを得ない状況が目につきます。そうした地域では、子供たちや保護者の方から、このあたりに早く公園をつくってほしいという要望をいただいております。

私、先日、こうした地域を回って、気になる地域には署名を配って、200枚ほど配ったんですけども、その200枚のうち50筆ぐらゐが今集まっておりますけれども、そうした中で、そうした子供の多い地域で、周りに、近くに公園がない、そんな地域に至っては、ぜひ市制10周年という記念に、節目に当たって、子育てのまちとしての方向性を頑張っていこうという決意を込めて、その地域に公園をつくっていったらどうかと思っています。

また、日の出地区の場合は、区画整理事業によって行われた経緯がありますので、緑地や、また公園など、ある程度の範囲に確保されている、これは法的に決まっておりますけれども、そうした地域でありますけれども、じゃあ逆に区画整理ではないその他の地域ではどうやったかという、個別に農地や空き地などが住宅にどんどん変わっていった経緯があつて、そうした範囲に緑地や公園が確保されなかったことが現状でございます。

市としては、こうした状況をどのように考えているのか、またこうした状況を把握しているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。



○開発部長（竹川 彰君） おはようございます。

那須議員にお答え申し上げます。

市では現在、18カ所の都市公園と30カ所の子供の遊び場などを設置して維持管理しております。議員御指摘のように、市街地のうち区画整理事業が行われた平島地区、五明、五之三地区等では、公園が適切に配置されております。しかし、近年、民間による住宅開発が盛んに行われています前ヶ須周辺地区におきましては、子供の遊び場、公園が設置されていない状況でございます。

市としましては、現状の公園等の配置状況を踏まえまして、今後策定予定の緑の基本計画の中で公園等の適正配置を計画していきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市として、そういう計画を策定したいということでお言葉をいただきましたので、ぜひ一刻も早く、こうした小さな子供たちが道路で遊ばざるを得ないような状況を解消していただきたいと思っています。そんなに大きなものじゃなくても、近所の人たち、近所の子供たちが気軽に集まって遊べる、お父さん、お母さんも、そんなところで安心して遊ばせられる公園がぜひ早急に、できれば10周年の記念として僕はやっていただきたいなと思っています。

また、続きますけれども、今ある公園や子供の遊び場の中には、遊具が古くなって危険なものがある箇所もあります。この管理が一体どうなっているのかと私は疑問に思いますけれども、こうした状況は、まず市のほうが把握しているのかどうか。

実は先日、とある子供の遊び場のところでシーソーの木がめくれてしまって、むき出しになっているものがあつたんですね。そして、その近所のお母さんから教えていただいたんですが、近所のお母さんから危ないから早く直してほしいと要望があつたものですから、市のほうには伝えまして、応急処置させていただきますということでいただいたんですが、しばらくして様子を見に行ったら、実はその応急処置のやり方が、びっくりしたんですけれども、市販で売られているような養生テープをシーソーの破れている部分にぴっと張ってあるだけという状況だったんですね。そして、僕が見に行ったときには、もう既に半分剥がれかかっていたような状況だったもんですから、これはちょっといかんということで、もう一度市のほうに言ったんですけれども、そしたら今度はぐるぐる巻きにして応急処置ということでやられておつたんですが。

でも、そんな状況の直し方であれば、いつまた再びめくれてもおかしくない状況になっておりますので、こうした遊具に関してしっかり直していただきたいと思うんですけれども、そうした遊具に関してしっかり直すお考えはありますか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

今言われましたのは子供の遊び場かと思います。その事例につきましては、こちらのほうも掌握しております。

現在の遊具の点検等でございますけれども、市では安全に遊具を使用してもらうために、年間を通じて定期的に点検を実施しております。そして、遊具の安全性を確認しております。調査の結果により緊急を要するものから修繕を行ってまいります。けがや危険性のある場合は、使用禁止等の措置も行います。

今後とも適切な維持管理に努め、できる限りの修繕で対応していきますが、老朽化で多額の修理費を必要とする遊具、また遊具の使用に耐えないと判断した遊具につきましては、撤去も含めまして検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 定期的に点検されているということで、危険なものに関してはすぐに対応するというところでございましたが、ぜひ早期に対応してもらうことと、最後にちょっと、老朽化で多額な費用を要するものに関しては撤去も考えているということで伺いましたけれども、例えば多額な費用がかかるものというのはどういったものでございますか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 具体的にどういったものというのはございませんけれども、老朽化等によりまして実際に修理等が不可能なものも出てくるかと思います。そういったものにつきましては、新たに設置する、またはその遊具の必要性に応じまして撤去ということも含めて考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、例えばブランコなど、老朽化になってちょっと危険だと、いつ鎖が切れてもおかしくないという場合、これを修理が不可能であれば、ブランコごと取っちゃうということでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

老朽化している遊具等につきましては、その遊具が過去20年、30年前に設置された多分遊具であろうと想定するわけでございます。例えば公園、特に児童・生徒が使う公園におきましては、どういう道具がなければならないかというのは普遍的なものがあるかと思います。例えばブランコというのは、なくてはならない。しかしながら、この遊具については、過去から設置してあるけれど、利用率が非常によくないというようなものについては、この老朽化の際に撤去して、ほかの新しい、今現在、ほかの公園等で利用されている遊具を設置すべきだろうというような考え方で理解していただければよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） わかりました。そういうことであれば、少し安心するところもありますけれども、確かに利用率が悪いものに関しては、その辺は近くで遊ばれていたりする子供さんや、そういう御家庭に、もちろん調査など、聞き取り等して、これを違う遊具にかえたいがということで提案されると思いますけれども、そうした方向でやっていただけるのであれば、ちょっと安心いたしました。

一回、市内のほうはそういう調査をされているということであれば、私としては近くの公園を回っていても、結構古くなったものや半分壊れているようなものも目につきますので、そういうのもしっかりと対応していつていただきたいなと思っております。

冒頭申し上げましたけれど、弥富市は「子育てするなら弥富」と言われるまでになって、今、この少子化の時代にあっても、子供が余り減少しないというすぐれた子育て支援があるまちですけれども、これを継続していくことが、この弥富の方向としては大変重要なことだと思っています。そして同時に、これを継続していくことというのは簡単なことじゃないと思うんです。多額の予算も投じておりますし、そしてまた労力も要していくと思うんです。でも、こうした例えば公園の要求一つ一つをとっても、こういうものを一つ一つ解決していくことこそが、やっぱり弥富は子育てに優しいまちだよと、こういう評判を広げていくと思うんです。それが、「子育てするなら弥富」を守っていくことだと思っていますし、ひいては少子化に対しての具体的な対抗策だと思っております。ぜひ一刻も早く、そういう計画を策定して、今、道路で遊んでいるような状況の中の子供たちを一刻も早く公園で遊ばせられるように公園をつくって、また壊れているような遊具に対しては遊具を直して子育て世代や子供のニーズに応えて、子供に優しいまちをつくっていただけるよう期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目は用水路についてでございます。

先日、市内を回っておりますと、用水の中にドラム缶のようなものが落ちていたりとか、また車椅子みたいなものが落ちているところがございました。こちらのほうは、私、市のほうに伝えておりますので、もちろん取り除かれているとは思いますが、こうした用水路の管理などは現在どのように行っているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 市街地の用水路、排水路の管理の関係でございますけれども、通常ですと地元の区長さんからの要望とか市民の方からの通報等によりまして、今、議員御指摘のようなごみ等が落ちていた場合、あるいはヘドロが堆積しているような、多いところについての情報をいただきまして、ヘドロのしゅんせつや排水路の修繕などを行っている状況でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、区長さんや市民の方からそういう情報提供がない場合は、そのままほったらかしということでございますか。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 市としまして、定期的なパトロールというわけではございませんけれども、随時回りまして、そういったものが落ちているとか、またヘドロ等があって水の流れが悪いということも、市民からの情報もありますけれども、それ以外でもやっているところもありますので、市が全然やってないというわけではございませんけれども、そういった情報が一番重要かなと考えております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） それであれば、例えば区長会などに、ことしはとか、半期ずつでもいいんですけれども、そうした中でそういう状況はございませんかと聞いていくようなチェックリストみたいなのがあれば、もっと出しやすいかなと思っております。そうしたほうが市内の環境改善と保全にいいことだと思いますので、ぜひそういったことを進めていただきたいなと思っております。

また、こうした市内の用水路を見回っておりますと、透明度も低く、結構ヘドロもたまっている。先ほどヘドロを取っていると言われましたけれども、僕から見たら物すごいたまっている、むしろたまっていないところのほうが少ないんじゃないかなぐらいに思っていますけれども、そうした中で、この冬場でも、かなりにおいが気になるところがたくさんあります。これが夏場になったら、もっとにおいがきつくなるんじゃないかなと思っておりますけれども、そうした中で用水のある近所の方々に聞くと、大変困っていますという御意見をいただきます。もちろんですよ。

市では、こうした悪臭が発生する場所などはちゃんと把握しているんでしょうかね。そうした悪臭の対策はどのように考えているか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 議員も御存じかと思いますが、弥富市全域が低地で自然排水ができないということで、排水には機械排水が不可欠ということでございます。そういったことによりまして、流れの悪い箇所や、時期的には流れをとめて用水兼用ということで水を取り入れている地域もございます。悪臭が発生する箇所も、そういったことで原因があって悪臭が発生する場所もございますので、それを市で全て把握しているということはちょっとできない状況でございます。そういった市民からの通報によりまして、悪臭の箇所を把握している状況が多々あると思います。

悪臭対策としましては、不等沈下等によりまして流れが悪くなっている箇所がありまして、

そういったところを水路底の調査等修繕や、ヘドロの堆積が多い箇所はしゅんせつで対応しているというところが今現状でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） これも市民や区長さんなどからの通報ということでございますから、ただ、実は予算を見てみると、このヘドロの処理、題目としては河川維持修繕費用ということで書いてありますけれども、年間を通してこの予算をもちろん書かれているわけですが、70万円しかないんですね。弥富市全域をしっかりとヘドロ処理していこうという思いがあれば、70万円で1年間、河川維持修繕費で足りるのかなと思うんですけれども、そのあたりはいかがですか。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 議員御指摘の70万円につきましては、市が管理しております準用河川の維持管理費用ということで70万円が計上してあります。その他の市街地内の排水路管理用としまして、排水路しゅんせつ等工事請負費700万円を予算計上させていただいておりますので、これによりましてヘドロ等の除去対策を今行うようにしております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そっちのほうも使うということなんですね。わかりました。

そうであれば、そういった部分に関しては、しっかりとヘドロの除去等を行って、環境改善に努めていただきたいと思いますと思っております。

一度、今、市民からの情報提供と言っていましたけれども、市内のパトロールも行っているとは言っていましたけれども、本格的に調査を一回しまして、環境保全や悪臭の対策に努めていただきたいと思いますと思っております。

これは私の提案でございますけれども、以前、三宮議員の質問で、鯛浦の自治会連合会で、バクテリアの粉でしょうか、それを各家庭に配って、年に1回それを流しなどから流すだけで、顕著なところは魚が戻ってきたとか、水がきれいになったとか言っておりましたし、また少なくとも悪臭がしなくなったという効果があるということを議会のほうでも言われておりますので、これをやはり、私はそんないいことであれば、全市的に行ったらどうかと思っております。全市とはいかなくても、こうした悪臭が出る地域は必ず行っていただきたいと思いますと思っております。もちろん、今、下水のほうにはつないでおりますので、その下水につないだところにこの粉を流したとしても、ただ下水のほうに流れていくだけなんで、それは余り効果がないと思いますけれども、ただ合併浄化槽や単独浄化槽等、そういったまだ下水に接続をしていない家庭や地域に、こうしたものを配って、これを流しから流してもらう。皆さんにそういうことの協力をお願いしていくことによって、市内の環境改善、そしてまた悪

臭対策を解決していくことになると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 那須議員からの御提案の中で、この件につきましては12月議会におきまして三宮議員から御質問いただいて、そのときに民生部長から答弁させていただいております。

浄化材についての地区の活動としましては、27年度には鯛浦地区の7地区で環境浄化材を散布して、地域づくり補助金の対象事業として行っているというのを報告させていただいておりますし、そのときには、今後、まだこれからもう少し検証させていただきたいということで御答弁申し上げていますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 検証って、どういうふうに検証していくのか私にはわかりませんが、顕著に、確かに弥生地区のほうへ行くと余りにおいはしないんです。ところが、こちらのほうの地域は、においが気になったりするところが多いと。これが僕は結果だと思っておりますので、ぜひ一刻も早く進めていただきたいと思いますし、では逆に聞きますけれども、その方法以外に、この悪臭対策を具体的に解決する方向というのは何か考えているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 議員御指摘の浄化材もあるんですけれども、今、市としましては、ヘドロ等の堆積というのが一番においのもとになるんじゃないかということを考えております。そういったことを地区の要望によりまして除去するという方法を第1に考えていきたいと考えております。

また、先ほど議員も公共下水道の整備があるということで、そういった接続のところに浄化材の配布、散布ということは不必要だということもあるんですけれども、下水道の接続率ですね、そういったことを進めていきまして、環境改善ということを市としては図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ヘドロの堆積の除去は当然のこととして行っていたかかないかんですけれども、あと下水の接続率に関しても言われましたけれども、確かに接続していただければ、そのまま下水のほうに通っていくんですもんですから、そうしたことが少なくなるのはそうなんですけれども、ただ現状、家庭においては接続できない状況の家庭だってあると思うんです。例えば高齢者の世帯であれば、この先何年生きていくかわからんと、そして年金も減っていく中で、この下水の工事を行えるほどの予算はないという家庭だって中にはございますので、そうした家庭に無理やりつながせるということは現実的じゃないと思うんで

すね。

だから、そういう現実的なことを考えると、そういう家庭にじゃあできることはないかということであれば、この散布剤を流しから流すだけ。これだったら、私できるわ、私協力できるわということであれば、それを行っていただく。そうすることによって市民間の、私はつないでおるけれども、あっちはつないでないとか、そういう解消だってできるかなと思っておりますので、ぜひそういうことも踏まえながら、本格的な環境保全材ですか、そうしたバクテリアの粉等の配布を行っていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

環境の浄化材においては、過去に三宮議員、そして鯛浦川を中心とする自治会の皆様方の大変な御努力で、その施策をやってまいりました。しかしながら、私どももその検証については少し時間がかかり過ぎるというようなことも反省をするわけでございますけれども、自治会の皆様方についても、浄化材の散布ということについては、少し今とまっておるような状況ではないかなあと思っております。しかし、その辺のところを一遍よく互いのを検証していかなきゃならないということがあろうかと思っておりますので、少しお時間をいただきたいと思います。

一番排水路においてヘドロがたまる、あるいはさまざまごみ云々というとも含めまして堆積物が多くなるわけでございますけれども、これはやはり勾配のないところに水路が弥富市の場合においては四方八方にめぐらされている。排水機の運転でないと排水できないというような状況の中において、非常に大きな弊害があるわけでございます。これは、水路において水がないということが非常に大きな要因でございますので、一度私どもといたしましても、これは過去からも言っておるんですけれども、木曽川下流の水資源公団というのがあるわけでございますけれども、そちらのほうにおいて一定の期間、水路に水を入れていただくということにおいて、そして排水をしていただくということで、水の動きを水路の中につくっていかないと、なかなかヘドロが解消できないというようなことでございます。

今、大々的な形で鯛浦川の河川改修をしております。これはまだしばらく、二、三年続きますけれども、そういったところにおいても河川改修という形の中で根本的な改修工事をするということと同時に、生活排水というような状況でのヘドロの堆積と、両方があろうかなあと思っております。いずれにいたしましても、これから夏等々においては悪臭ということに対しては大きな生活の中での弊害であろうと思っておりますので、また応急的な処置という形の中においてはすぐやっていきたいと考えておりますので、先ほどこちらというふうな具体的な場所が示されておりませんけれども、そういったような具体的な場所も示していただいて、我々としては対応させていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 具体的な箇所、私が気になっているところといたしましては、市のほうにも伝えてありますけれども、また後ほど伝えさせていただきたいと思っております。

あと、今、木曽川のほうから水を入れるように、流れるようにしていただくということでお願いしておるということでございました。そういったことも確かに必要かと思っておりますので、それはぜひ進めていただきたいなと思っております。

あと、生活排水においてヘドロがということでございますけれども、それを幾分か軽減できる策として、そうした環境浄化材が私は効果てきめんだと思っておりますので、まだなかなか効果があるのかどうかという検証がおくれているということでございますので、それは早急に取り組んでいただいて検討していただきたいと思っております。

じゃあ、続きまして次の問題に移らせていただきます。

3点目、空き家、廃屋等の危険な建物について伺いたいと思っております。

先日、市内を回っておりますと、今にも崩れそうな建物、また倒壊したままの空き家などがちらほらと目についてきました。市は、こうした状況や建物があること、また場所などを把握しているのでしょうか。まず、確認のためお願いします。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 平成24年度におきまして、区長・区長補助員さんの協力のもと、空き家の実態調査というのを実施しております。そのときに、議員御指摘のような空き家も存在するということを確認しております。しかし、その後3年経過しておりますので、この間に取り壊されたり新たに空き家になったりといった建物もあるかと思っておりますので、28年度、来年度におきまして、再度調査、データ作成を実施する予定でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、3年前かな、4年前になるね、24年度に空き家の実態調査を行ったということでございましたが、そのとき例えば、空き家があるよということが実態として浮かんできたかと思いますが、そうした建物についてはどのような処理をされてきたんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 特に危険と思われるものにつきましては、その所有者の方に連絡する等はさせていただいておりますけれども、その後、取り壊しをしていただいた方、あるいはそのままの方ということもありますし、所有者がわからない、不明な方等もその時点ではあって、なかなか空き家対策が進まないという状況が今でも続いているということでございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。



○7番（那須英二君）　せっかく調査して、そういった実態があるということでわかっておるものであって、所有者がわからんものもあるものですからということでございましたけれども、ぜひ所有者任せじゃなくて、市として積極的に所有者の方と、わかっているところに関してはしっかりと話し合って早急に解決方法を見つけていくとともに、わからないところに対しては、行政のほうの執行等も考えながら、一刻も早く危険な建物についてはちゃんとした状態をつくっていくということで解決していただきたいと思いますし、また28年度に調査を行うということでございますので、その調査に当たっても、ぜひ積極的に進めて、見つけたものに関しては、私、何件か報告しておりますけれども、そういったところも踏まえてしっかりと解決していただきたいなと思いますし、また今回、議案の第37号ですかね、ちょうど調査や行政執行がしやすくなるものが出ておると思いますけれども、一度、危険なものに対して、この議案をぜひ可決していただいて早急な解決に努めていただきたいなと思っております。

また、強風が吹いて、屋根や瓦が飛ばされて、人や隣家、車などに当たったりして、また家が密集しているところに至っては、たばこのポイ捨て等によって、もし火災がそこで起これば、隣に燃え移ったりするわけでございますので、早目に対処していただきたいと思っておりますけれども、市としてはこの対処方法というのはどのように考えておりますでしょうか。

○議長（武田正樹君）　服部市長。

○市長（服部彰文君）　那須議員にお答えを申し上げます。

空き家対策という形でございますけれども、3年前には区長さん等に御依頼をいただきまして空き家の実態調査をさせていただきました。そのときには50件ほどの空き家というような状況で御報告をいただきました。そして、もう3年がたっておりますので、ただいま所管の担当が言いましたように、それぞれの変化があらうと思っておりますけれども、間違いなく空き家はふえているというような状況の数字が、この28年の調査では出てくるだろうと思っております。下手をすると3桁というような、100件以上の数字が出てくるんじゃないかなあと大変心配をしておるわけでございます。

昨年の5月に国のほうでは、全国的にこの空き家対策、空き家問題という形の中で、これを何とかしなきゃいけないということで特別措置法というのが制定されたわけです。これは、その空き家に対して、指導、勧告、そして命令、代執行と、代執行が市町村の単位でできるというような状況になってまいりました。しかしながら、私どもといたしましては、空き家と一口に言いますが、その空き家にはさまざまな要因があるわけですね。ただ住んでいないから空き家ということではなくて、その家が担保物件であるとか、抵当権が入っているとかいうようなことにおいて、そういう形の中で我々行政が手がつけられないというような空き家も実はその中には数多くあらうと思っております。

また、代執行とはいっても、取り壊しに対しては大きく税を使う、大切な税を使って取り壊しを行うわけでございます。そうした形の中においては、その諸経費と問題については、空き家の持ち主、もしくは相続という形で相続人が特定できれば、その方に対して請求権を起こしていかなきゃならないということがあるわけです。また相続、あるいは相続人ということにおいては、民法上では管理責任があるということもうたわれております。そういう状況の中で、相続または相続を受ける人に対して、しっかりと私たちは代執行する際においても確認をとってやっていかなきゃならない。ただ、ここは空き家だから、行政があれしていけばいいというようなことではない。そういったようなことを一つ一つ我々としては解決しながら、大切な税をもってさまざまな代執行をしていくということでございますので、御理解もいただきたいと思います。

そういうような状況の中で、平成28年度、この空き家対策に対して何とか対応していかなきゃならないということで、去年の5月の特別措置法を受けて、私ども弥富市といたしましても、専門家を含めた空き家対策の協議会を発足していきたいと思っております。そして、その中においては、法律に詳しい人を入れていかなきゃならないと思っておりますので御理解をいただきたい。近日中にそういうような形で構想案を練って、専門的な知識を持った人に、その対策協議会に入っていていただいて対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、危険家屋という形の中で事故があってはなりませんものですから、危険度の高いものからそういうことをしていかなきゃならないということでございます。

また、相続を手繰っていくには大変な時間がかかるんです。また、御承知だと思いますけれども、その相続を受ける受けないという形の中での御本人の御判断、こういうことに対してもまた大変厳しい諸問題が発生してくるわけでございます。我々行政が代執行というような状況の中でどこまでできるかということに対しては、ただ単に経費の問題じゃなくて、法的な問題をクリアしていかなきゃならないということに対しても御理解いただき、そしてこの対応について進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私のほうもちろん、ここはあいておるからすぐ撤去させろとは言っているわけじゃないんですけれども、所有者の方、また相続される方、本当に大変な方も中には見えると思うんです。だから、そうした方に対して早急に手を打てといったってなかなか難しいと思うんです。だから、そういったところで行政が相談に乗って、こういうことできかないかということで提案するとか、または金銭的な補助であれば、ぜひ金銭的な補助も考えながら行っていただきたいなと思っております。

また、協議会のほうが発足されて、そういった今後取り組みをされていくということでご

ございますので、これはぜひ進めていただいて、僕としては何でもかんでも、あいておるからすぐどかせということじゃなくて、市長も言われたとおり、ここはちょっと危険だと、そういう緊急性の高いものに対して早急に取り組んでほしいということなんです。実際、見て回ると、私が報告した件にいたしましては、屋根が崩れかかって、いつ落ちてもおかしくない。近くで例えばトラックが通ったら、振動で落ちるんじゃないかなというところであったり、あとは枯れ草がぼうぼうになって、ここで火災が起こったら隣の人たちは大惨事になるぞというようなところがあるものですから、そういうところをぜひ早急に解決していただきたいと思っております。

報告したところに関しては、所有者の方と進んでいるということで報告を受けておりますけれども、そういった積極的に市が相談に乗って、早期な解決をできるような対策を行っていただきたいと思っておりますし、また安心・安全なまちづくり、また美しい環境を維持するため頑張っていただけることをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） それでは、暫時休憩します。再開は11時20分からとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、よろしくお願いします。

○8番（三宮十五郎君） 8番 三宮でございます。

皆さん、こんにちは。

通告に基づきまして、私は介護と医療の問題を中心にお尋ねいたしますが、具体的な問題に入る前に、この間の国民の暮らしや、また弥富市における高齢者の皆さんの暮らしの状態が大変な状態になっているということを資料を調べて改めて痛感しましたので、具体的な問題に入る前に、そういう問題について、市長の御見解も最初にお伺いしながら質問をさせていただきます。

先日、2人以上世帯のうち、勤労者世帯の実質可処分所得が30年前以下の数字に落ち込んでいるということが総務省の家計調査で明らかにされました。実質収入から直接税や社会保険料など非消費支出を除いたものを可処分所得といい、家計の判断で実際使えるお金とされております。物価の影響を除いた金額で比較するために国がさまざまな方法で指数を出しておりますが、現在と連続するデータのある1985年（昭和60年）から年を追うごとに上昇してきましたが、平成9年（1997年）の月額47万9,302円を頂点に、あとは減り続けております。

直近の昨年では、40万8,649円まで下がっております。この額は、30年前は41万3,835円でしたから、40万8,649円と、30年前に比べても下がっております。

そうした中で、じゃあ弥富市の高齢者の皆さんの収入の状況はどうなっているかということを見てみますと、これは去年の6月に介護保険の加入者1万703人を介護保険の基準で示されたものでございますが、まず第1段階、一番所得の低い階層でございますが、これは家族全員が非課税世帯で、そして本人の年金収入が80万円以下という方でございますが、全加入者が当時1万703人おりました中で1,156人、10.8%にもなっております。また、それを含みます家族全員が非課税で、なおかつ本人の年金などが120万円以下の収入の人を含めると2,090人、19.5%になっております。そして、あと世帯課税であります、本人は80万円以下の年金等の収入という方が2,094人で19.6%、そして本人の年金収入等が80万を超えますが本人は非課税、こういう御家庭の方が1,797人、16.8%、合わせまして介護保険加入者全体の、要するに65歳以上のお年寄りというふうに考えればよいと思いますが、1万703人のうち5,984名、55.9%が、そういう収入で生活、そういう御家庭で生活をしておるということでございまして、毎日の暮らしにも事欠くような状態が続いていることや、あるいは介護や医療の負担がどんどんふえていることもございまして、こういう御家庭をたくさん抱えた中で、いろんな制度の改善も行われまして、市の努力によりまして、以前は一番低い階層の人の介護保険料の負担が基準の0.5、50%ということで、最高が、少し以前のものでは、標準が1、そして最高が1.5ということで、一番低い階層、もともとの介護保険料の出発は高い人との間で1対3ということで、収入のない人たちが大変たくさん負担をしなきゃいかんというのが介護保険料や利用料の中にもありまして、以前から改善してほしいという要望もあって、先回の改善では市もかなり頑張ってやっていただいたわけではありますが、そうはいましても、実際に収入が全くない人でも負担をしなきゃいかんという仕組みは、こういう所得の低い人にとっては極めて大変なものだということについても、それから今、最初に申し上げましたように、この間の可処分所得が、これは介護保険だとか、後期高齢者医療制度だとか、これまでは扶養家族で社会保険料を負担しなくてもよかったような立場の人たちが、この一連の制度改正によって負担をしなきゃならない、収入がない人がたくさんの負担をしなきゃならないということが、一層この人たちの日々の生活を大変なものにしていると思わざるを得ないんですが、市長としてはその辺の市民の皆さんの暮らしや全国的な状況についてどのように御認識されているでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

いわゆる政権与党である自由民主党という形の中で、安倍総理がいろいろと景気対策、あるいは経済対策という形の中で大変な御苦勞をさせていただいている。3本の矢というような

形で金融政策、それに伴う財政的な政策、あるいは新しい成長戦略に対してどう取り組んでいくかというようなことも含めてやっていただいているわけでございます。緩やかな日本経済の回復傾向にはあるわけでございますけれども、しかし末端の我々地方における生活は、皆様方に対するさまざまな所得、あるいは先ほど議員がおっしゃる可処分所得ということについては、大変まだ厳しいものがあるだろうということでございます。そういう所得の中から、さまざまな医療、あるいは介護、あるいは福祉というような状況の中で自分が負担をしていかなきゃならないということが、毎日の生活の中ではその実態であろうと思っております。

2年ほど前の3党合意、社会保障・税一体改革ということがございました。消費税の増税分については社会保障費に全額充てていくというようなことが合意をされたわけでございますけれども、一向に改善されていないというところに根本的な問題があるかなあと思っております。来年の4月には消費税が10%にという形の今計画でございます。まさに、その消費税に対する増税ということに対しての国民の理解は正念場であろうと思うところであります。そうした形の中で、消費税導入に伴う社会保障、医療、介護、福祉、あるいは子育て支援ということに対して、どのような具体的な施策、あるいは消費税増税分に対する経費負担、国の負担額、こういったようなものを明確に打ち出していないと、私たちはこの現状というのが大きく改善されないだろうと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私、この状態を見まして痛感していることは、1つは非正規雇用の拡大によりまして健康保険や年金の加入者がどんどん減っていくことが、この年金財源を大変な状態にしておりますが、もう一方でこういう社会保障ですね。従来、扶養家族で済んだ人たちが、みんな収入がなくても負担をしなきゃならないという仕組みが導入されてきていることですね。しかも全体として、実際に収入そのものも、実質収入そのものも減ってきておる中で、そういう負担があるということですよ。

前にも市長はおっしゃられたことがあると思うんですが、社会全体が、今の暮らしと子供たちや将来の暮らし、社会保障の土台を保障できるような保険料、年金の掛金を払うことができるような社会でなければ、社会というのは子供を産み育てて、まちや国を維持していくことはできないわけですから、ここが壊れていることが一番今こういう深刻な状態になっているということと、もう1つは多くの市町村も非常に深刻な状態に置かれておりますから、消費税の増税分については社会保障にというふうに言っておるんですが、実際にはこの間、消費税の増税分にほぼ匹敵するような大企業減税や大資産家減税が行われまして、そして今まで消費税を導入することによってふやすと言っていたんですが、そうではなくて、既に今まで税で使っておったものを消費税に置きかえるとか、そういうことがされておることもあ

って、なかなか実際に約束したようなことにならないどころか、前回の消費税の引き上げによってますます景気の後退が進んでおって、この影響というのは今までのどのときよりも深刻な状態になって、今回また値上げすれば、もっとひどい状態になるんじゃないかということが今心配されていますよね。

そういう状態じゃなくて、史上最高のため込みをして、以前、日本が奇跡の高度成長というような状態をつくり出したときには、大企業が内部留保のため込む割合というのはせいぜいもうけの5%ぐらいだったんですが、今はもうけ全体の4分の1ぐらいため込んでいて、使い道に困るなんていうことを以前も日銀の総裁が国会で発言するような状態が、改善されるどころか、ますますひどくなっているとか、そういうところですね。トヨタ自動車が史上最高の利益を上げておっても、5年間一円ももうけによる税金を払わなかったというようなことも現実にございまして、大企業に対する異常な減税、大企業がもうかれれば下がと言うんですが、今、中小企業も、どんどん短時間の非正規雇用をふやさなきゃ営業が成り立たんような状態に追い込まれている中でこういう状態が生まれておりますので、以前に市長がおっしゃられたような、もっと社会の土台を支えるような、先進国が経済成長をしている最大の原因は、世界の統計でもそうですが、特に先進国では、働く人たちの収入がどれだけふえて社会的支出というか国内消費がどうなるかによって、それしか経済成長できないというのが鉄則ですから、そういう立場にはっきりと国がかじを切っていただくということを、ぜひ今後、以前、市長もそういう方向でおっしゃられましたが、強く申し上げていただくことを希望いたしまして、具体的な質問に入らせていただきます。

いよいよ弥富市は新年度から、介護保険につきましては新しい総合事業で、市長は介護を後退させない、弥富の福祉は後退させないということをおっしゃってくださっておりましたが、実際に市側に、私、新年度の計画の基本的な仕組みというんですか、お尋ねをしましたところ、訪問介護につきましても、通所介護にしましても、それぞれ現行相当という基準と、それから緩和型Aで、他の市町では7割程度にというようにしているところが多いように見受けられますが、弥富では8割を、費用をかけてですね。そのかわり、ここは多分、専門的な訓練を受けたヘルパーさんじゃなくて、簡単な講習を受けた職員の人たちを事業所が使いながらやることによって費用負担が8割ぐらいにできるという仕組みを導入することと、それからささえあいセンターなどによります住民主体の基本的に自己負担ですね。ささえあいセンターによりますと、基本的には通常の平日の時間で1時間当たり700円、休日や夜間、またそれと連続する時間については1時間800円の自己負担をしていただくという、この3つの仕組みで進めていくというふうに計画が進められているということをお伺いしていますが、大体、この計画上では、3つの割合を弥富市の実際の事業の中で、既に今やっておられることの中で、そういう振り分けをしていくのか、現行の既に介護認定された人たちについ

ては引き続いて現行相当のサービスができる仕組みをされていくのか、その辺の具体的な中身に踏み込んで御答弁いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問で、今、議員のほうからいろいろと説明いただきました。改めて、4月から始めます総合事業について説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

総合事業につきましては、これまでの要支援1・2の方が利用されていた訪問介護、通所介護が、保険給付から市町村事業としての介護予防・日常生活支援総合事業に4月から移行するものでございます。また、これに伴い、地域に応じた多様なサービスを市で設定することとなります。

総合事業の対象は、要支援の方及び基本チェックリストにより事業対象基準に該当した方でございます。その中で本市における4月からのサービスの体系といたしましては、先ほど議員からございましたけど、訪問型サービスと通所型サービスに分類いたしております。訪問型サービスにつきましては、現行相当の訪問介護、また緩和した基準による訪問介護型サービスA及び訪問型サービスBといたします。通所のサービスにつきましては、現行相当の通所介護、緩和基準による通所型サービスA及び通所型サービスBを設定しております。

また、緩和した基準による訪問型サービスA及び通所型サービスAのサービス単価につきましては、現行の介護給付基準の、先ほど議員言われました8割を設定しております。

また、訪問型サービスBにつきましては日常生活支援をコーディネートするささえあいセンターを、通所型サービスBにおいては今年度から取り組んでおりますふれあいサロンを位置づけしたいと考えております。

先ほども言われましたけど、サービスの低下等という御心配でございますけれども、基本的には、その基準によって緩和したものにつきましては、施設の面積要件でありますとか、そういったことの若干の緩和はございますけれども、基本的には同じものを提供できると考えております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 現在の要支援1・2の介護認定を受けておる人については、基本的に現行相当でサービスが受けられますか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 次回の認定する段階で、そちらのほうがいわゆる軽減したものになるという形の場合は、可能性としてはございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 認定の基準は、現在と、それから新しい新制度では、基準は変わり

ますか。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） 現行相当のサービスの基準ですけれども、基本的には基準としては変わりません。適切なケアマネジメントによって現行相当のサービスに行くのか、緩和した基準Aに行くのか、それかサービスBに行くのかというのは、ケアプランによって定められていまして、それによってそちらのほうに誘導するということになります。以上です。

要支援の判定という、今までの要支援、要介護認定の判定という。

○8番（三宮十五郎君） 要介護認定の判定基準は、今と新事業になって変わらないですかという。

○介護高齢課長（半田安利君） わかりました。要介護認定につきましては今までと変わりません。総合事業になりましたら、認定を受けずにケアプランによって進めていくということになります。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 新規事業は介護認定を受けなくても対象になるということはあるんですが、私がお聞きしておるのは、介護認定を受けたいという人たちは今までのように受けられるし、それから基準も、介護認定の基準は、この新事業に当たっても従来の介護認定の基準と新たに介護認定を受けたいという人が受けられる基準というのは変わらないですかということをまず聞いておる。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 暫時休憩を願います。調整します。

○議長（武田正樹君） それでは、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時41分 休憩

午前11時43分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 再開します。

それでは、半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） 申しわけございません。じゃあ、改めて答弁させていただきます。

介護認定につきましては、これまでどおり要支援1・2の認定はございます。何が変わりますかということ、要介護1・2の認定を受けられていましたサービスのホームヘルプサービス、それからデイサービス、これのサービスだけが総合事業として取り扱うことになりますので、よろしくお願いいたします。



要支援１・２の方が受けられますホームヘルプサービスとデイサービスについては、総合事業で対応するということになります。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○８番（三宮十五郎君） 総合事業で対応するんですが、あなたのほうからいただいた説明の中に、現行相当と緩和型Ａという８割相当でやるというのがそれぞれ両方にあるんですが、現在、要支援１・２の認定を受けている人たちについては基本的に現行水準で、あるいは今後ともそうですが判定は受けることができる。判定を受けた人たちについても、現行相当とＡに区分するようなことがあるのか、それとも介護認定を受けて要支援１・２相当ということが認められた人については現行相当でいくのか、その辺はどういうふう to 実際問題としてなるんですか。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） それでは、総合事業の移行後の認定の流れというのを説明させていただきます。

まず、窓口に来られました方については、基本チェックリストを活用いたしまして、そこで日常生活の困り事や身体状況、それからどんなサービスが受けたいのかといった目的や希望を聞き取り調査いたします。その基本チェックリストの結果を今度は地域包括支援センターへ送付いたしまして、そこで介護予防ケアマネジメントをしていくことになります。そこで要介護認定が必要な場合については申請につなげまして、適切な要介護認定を行います。サービスによってはチェックリストのみで受けられることになりますので、期間が短縮できて、いち早くサービスが受けられるということになります。以上です。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○８番（三宮十五郎君） 念のために確認しますが、現在、要支援認定を受けている人については、この状態が変わらなければ、あるいは今後も要支援認定の基準は変わらないそうですが、受けた人については現行相当のサービスが受けられるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） そのとおりでございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○８番（三宮十五郎君） それと、緩和型Ａのほう、８割のほうですが、事業所が、今でも介護職員というのはなかなか確保が難しくてみんな頭を抱えていますよね。ですが、こういう形で今よりも多分低い給料になりますよね、そういう人たち。そういう形で従業員の確保が大体めどがつくというふうに事業所側が考えてみえますか。その辺のこの間の協議だとかいろいろされてきたと思うんですが、どんなふうな状況になっていますか。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

今、議員が言われましたようなサービス単価の設定についてでございますけれども、昨年の5月から9回ほど作業部会を開催して検討してまいりました。部会については、介護事業所の代表者、それから地域包括センター及び市ということで構成しまして、それぞれ通所グループ、それから訪問グループ、それからケアマネジメントグループに分かれて検討してきたわけでございます。そういった形の中で、介護事業所の方についてもいろいろ議論をさせていただきまして、例えば議論の中で、結果的に8割で、いろんな加算をつけてということで結果になりましたけれども、例えば9割にして加算をなしだとか、そんな検討もしてきたわけでございます。事業所の方については、そういった議論の中での話し合いということで、納得といいますか御理解いただいているということで私ども理解しております。以上です。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） そうすると、この8割というのは人によって、重い支援が必要な人については加算がある、9割にして加算なしということではなくて、8割にして必要な人には加算を認めるという方向で市は新年度事業として出発するということによろしいんですか。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

8割で加算あり、9割で加算なしというような、この2つだけを比較してみましても、事業所さんにとっては8割で加算ありのほうがどうも有利だというような見解でございましたので、そちらのほうで決定させていただきました。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 可能な限り、現行サービスを受けている人たちは後退させないし、新規のチェックリストでやる人たちは、そういう形でやっていくということです。頑張ってくださいということなんですが。

問題は、保険外事業のほうで具体的に立ち入ってお尋ねしたいんですが、これは前から私と市側の間で議論になっていることでございますが、今回はチェックリストの人も高齢者タクシーの助成事業の対象にするということで、ふえるということですから、これ自身は別に悪いことじゃないと思うんですが、問題は、結局、個別になかなか自転車に乗れなくなったり、そういう人たちですから、通院するにしても、あるいは買い物に行くにしても、今のバスを利用することが結構困難なぐらいの人が多いですよね。

そういうことになりますと、この高齢者タクシーというのは年間24枚ですが、月に1枚ですよね。1回通院すれば終わりと。もう一方で、身体障がい者のほうでやっておるのは、年48枚ですから月2回出かけられるというかな、そういうことなんですが、身障3級以上です

から、少なくとも日常生活には、どう考えても自立している人たちが結構たくさん含まれていますよね、そちらのほうは。そういうことを考えると、実際、皆さんにお目にかかっているいろいろな話を聞いてみますと、自転車で転倒して、それから自転車は家族にも禁止されたし、私自身も年をとって骨折して苦労したから二度と乗りませんというような状態の人たちが、少なくとも要支援だとかというのは、中には認知症の関係で自転車で病院に行っておる人もおる、軽度の認知症の人でも要支援になっていることで、そういう人もいることはいるんですが、認知症なしで要支援というのは相当厳しい人たちですよ。

そういう人たちが、実際にひとり暮らしだったり、お年寄りだけだったりということで、日常生活をしていく上で、あるいは通院していく上で考えると、少なくともここは、この高齢者タクシーを使うのを通常の身体障がい者並みに引き上げるということについては、月に1回通院すればいいなんていう。今も、私もバスをいろいろ調べてみたんですが、前ヶ須のこちらのほうの人たちが最近、篠田医院だとかそういうところへ行く機会が結構多いんですよ。自転車で乗せて押して連れていったりしている人たちもおるんですが、せめて月に2回ぐらい使えるようになると、随分そういう人たちは改善されると思うんですが、そういう今の人たちの生活状態を調べてみると、あるいは私さっき申し上げましたように、半分以下は本人は税金がかからない、それか4分の1近く、5分の1ぐらいですか、家族全体も税金がかからんような低収入の中で生活している人たちが、通院したり買い物したりすることなしには生きていけない。そこが今のうちの高齢者タクシーの事業が、そういう人たちを対象にしておるということを考えたら、もう少し現実に合ったものに改める必要があると思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） タクシー助成の関係でございますけれども、これは過去に何度もこの議場内でお話しいただいたことがございます。前回のお答えの中で、制度そのものをちょっと考えてみたらどうかというお話もあってお答えさせていただきました。

今回につきましては、基本チェックリストによる事業対象者をふやすというようなことでまず対応させていただきました。この問題、今すぐふやすとかというような形のことはなかなか難しい話だと思っておりますので、今後、またこういった御議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 全部、100%費用を負担せよなんて私は言うつもりはないんですが、そういう人たちの生活支援として考えるなら、月に1回、しかも基本料金だけという、こういうようなあり方そのものが、今、弥富の高齢者が置かれている、要するに日常生活で他人の介護を受けなければならないという前提の人たちに対する市の対応というのはね。

これはもう1つ、今度予算書に載っていて概要書で見てびっくりしたんですが、配食サービスも9月までは1食300円の自己負担、10月からは400円にしますというふうに書いてあるんですね。これも以前から議論になっていたんですが、実は300円出すことができないから配食を頼まないという人がいっぱいおるんですね。この冬空でも、スーパーなんかのタイムサービスで、食品が安くなる時間を狙って、手押し車を押して行っているような人たちだと、300円の配食サービスの費用負担も。これは、ある程度余力があって、しかもいろいろできる人にとっては、私すごくいい制度だと思いますし、例えばもう亡くなりましたけれども、弥富市の公務員だった人なんか、ひとり暮らしをずっと長くしていた人なんかは、配食サービスを受けて、お年寄りですから1回に食べられませんから、いろいろ工夫して少し足して2食にするとかということが出来る人にとってはすごくありがたいサービスなんですけど、今言ったように、タイムサービスの半額になるとか、そういうものを買に行っておる人たちにとっては、この300円が高ねの花だったんですよ。今回、400円になるということになると、これはますますそういう条件の悪い、本来支援の必要な人たちを遠ざけていく仕組みになっていくような気がしますけど、その辺はどういう御検討をされたでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） まず、最初のタクシーチケットの件につきまして御質問でございます。

今、この助成金という形の中で予算額として600万円実は組ませていただいておりますけれども、そのタクシーチケットの利用率が非常によくないということで、50%の消化ぐらいで終わっているわけですね。こういったことに対して我々としてはしっかりと精査をしていかなきゃならないという形の中において、本当に必要とされる人については、そういったような形において、三宮議員がおっしゃるように、いわゆるチケットの増刷というかプラスアルファということも考えていかなきゃならないと思いますけれども、利用されていないということに対して、この辺のところについて、この制度そのものを見直す必要があるなあと考えておりますので、少しお時間をいただきたいと思いますところでございます。

配食サービスの件につきましては、今、この補助額といたしましては、予算額でも見ていただいておりますように、配食サービスに対して1,800万円私どもはさせていただいております。この内容につきましては、その対象が高齢者のみの家族であるとか、あるいは障がいを持っている皆さんという形に対してしておるわけでございますが、本当に高齢者のみの世帯ということに対して、今、三宮議員がおっしゃるように負担ができないかというようなことに対しては、そうでない人もあろうというようなことがあるわけですね。そういった形の中で、利便性ということだけを考えていただいて、この配食サービスを利用されているというようなところがあるものですから、我々としては、急速な伸びなんです、実は。障がい者ということを対象にしていた形においてはそんなことはなかったんですけれども、高齢者のみの世

帯という形もふえていますし、そういった形の中でこの助成額は1,800万まで伸びてきたというような状況において、従来の市の負担が370円、御本人の負担が300円という形で、670円1食当たりの経費でございますけれども、これは9月まで暫定的に従来どおりの方針でいこうと。しかし、新しく10月から、後期からは補助率を変更させていただきたいということで、利用者の方に370円、そして市のほうが300円という形の中で変更させていただきたいというような予算案でございますので、御理解もいただきたい。

何回も言いますけれども、高齢者のみの世帯という形のものが伸びているから、これを利便性で利用させていただいているということに対して、本来の趣旨とちょっと違って来たということに御理解をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 大分時間も押しておりますので、次の質問に移っていきたいと思うんですが、特に最初にも申し上げましたように、介護保険の加入者の半分の方は本人非課税という状態を考えると、実際にそういう人たちの暮らしの応援ができる施策を今後さらに検討していただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

お手元に配らせていただきました資料のほうで「最近の病院施設・事情」で、弥富市の地域包括支援センターが2月28日から多分使っている資料だと思いますが、これを見ていただきますと、この辺の病院だとか介護施設の様子や費用負担が一目でわかる仕組みになっております。

最初の今読んだページの一番下のほうに急性期病床の費用と、それからその隣が回復期リハビリテーション病床の費用ということで、いずれもこれは国が指定をした方向の病院でありまして、どちらかというと公的な病院でございますが、ここでは医療費と食事代を合わせて24万円程度、1カ月70歳以上の方が入院した場合の費用負担で、多少差はありますが。さらに、当然、健康保険の医療無料の人については、この医療費は多分なくなるということで、健康保険の給付もあり、こういう形の費用で治療が受けられますと。

1枚開いていただきまして、上から2段目に医療療養病床の費用ということで、医療費と、それから食事代、それからその他の負担を含めて13万から15万、それから隣に介護療養病床の費用ということで、介護保険分として3万円の負担と食事代があつて、その他の費用が6

万円と。このその他の費用の中には、例えばその病院の都合によって、クリーニングは全部指定のところでやるとか、それからおむつなどは全部指定のお店で買うとか、そういうことが義務づけられて、国は金を出さんかわりに、そうやって事実上自己負担にすることで国の負担を減らす。

こういう状態ですから、先日も直接、相談に乗った方がありますが、今は奥さんがこういう病院に入っておると。奥さんの年金と自分の年金を出して何とか今はやっている。ローンもありますから子供たちもいろいろ負担をしてくれておるけれども、私がもし同じような状態になったり、あるいは私が先に亡くなったら、とても家族で奥さんの費用を負担することは、とてもうちの状態ではできないけれども、こういうときに対応できる方法がありますかという、本当に真剣に相談が持ちかけられておりますが、結局、国がどんどん医療費の負担を、最初に申しあげましたように、社会保障関係の費用が、保険料やそういうものでも、実際にどんどん非正規雇用に置きかえられるとか、そういう中で、あるいは賃金がどんどん下がっていく中で、必要な費用ができないのを全部国民負担にしていく仕組み、そして国が金を出さんかわりに病院がいろんな独自で徴収することは黙認していくと。こういう負担ができない人たちが相当おりますよね。

ここが、さらにもう1枚、A4で配らせていただきましたものの中に、先ほどの可処分所得云々の反対側に「今後の「社会保障改革」の工程」ということで財務省案が、これは共産党の小池晃事務所が通常国会に出された法案や資料をもとに一覧表にしたものでございますが、医療や介護の負担引き上げがすさまじい形で財務省は検討を求め、16年度までに結論を出し速やかに実施をするとか、検討の上17年に法案提出だとかというのがめじろ押しで、中には軽度者に対する生活援助を原則自己負担に、要介護1・2への通所介護を地域支援事業にまた下げていくと、今の要支援のものと同じようにしていくとか、65歳から74歳の利用料負担を原則2割にするとか、医療の面でも75歳以上の窓口負担を2割にするとか、それから一般病床の難病の人を除く光熱水費を患者負担にしていくとか、入院の食費や居住費に患者の貯金等に基づく負担を導入するとか、本当によくこんなことが考えつくなあというようなことがめじろ押しなんですよね。

だけど、こういう負担ができない人たちがたくさんおる状況を考えますと、これは私は、恐らくこんなことをされて大丈夫だというような市町村は日本中にないわけですから、これは今、全国の地方団体、市長会や議長会、あるいは地方議会を挙げて、国民が負担できないような仕組みを直していく、こういうことをさせないというんですか、国会で議論したときにまだ決めてないと言っていますが、財務省がこうやって提示しておるやつを実際にやるのがどうかというのは、私は今、地方自治体や地方議会も含めてしっかりと議論をして、国民の皆さんが対応できる仕組みにしていく、こういうことを抜きにして、国が決めたことだ

から仕方がないというような対応をしていたら取り返しのつかんことになると思いますが、  
こういうことが計画されているということについて、市長はどのようにお考えになるか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

介護の問題につきましては、本当に頭の痛いことばかりです。私たち自治体の給付額という形の中での扶助費、義務的な責任があるものですから、もう一度基本的な介護保険に対する財源の内訳を確認しておきたいわけですがございますけれども、公費50%ということで、国のほうが25%、都道府県が12.5、私どもの市町村が12.5の全体の保険税の財源の半分を持つということになっております。そしてまた、40歳以上の1号・2号の被保険者というような状況の中で、第1号被保険者は65歳以上、そして40歳以上の方が第2号の被保険者ということでございますけれども、国の構成比が変わらないと安定財源はつくれません。今回の予算でも見ていただいておりますように、26億円かかるんです、弥富市だけで。1,700名ぐらいの介護認定者に対して、26億の給付額になります。弥富市はそのうちの12.5%が義務的な責任としてあるわけでございますから、3億2,000万かかるわけですね。

そういうような状況において、大変財政的にも厳しい市町村財政という形の中で、これ以上の負担を市町村に課せられるということは私どもとしても納得できない。公的な公費という形の中では、国の25%の構成比を大きく変えていただかないと安定財源が出てこないということだと思っております。

ましてや、今回のように第6期の介護事業計画におきましては、65歳以上の被保険者に対してはプラス1%の保険料の増額を求めてきておるわけでございます。そういうような形の中において、保険給付の対象から介護1の認定の方に対して外していくなんていうのはほんでもないことですわ。全くその辺のところにつきましては三宮議員と同感でございます。私たちはそれぞれの機関を通じて、そのようなことが国がさせるということならば強く抗議を申し上げていきますし、そういうことがあってはならないと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 結局、最初にも申し上げましたが、1つは非正規雇用なんかの拡大によって、あるいは賃金が上がらないとか不安、今、中小零細企業どころか大手でも、特にスーパーだとか流通業界では4時間勤務だとかそういう状態で、結局、国民健康保険にしか入れないような人たちをいっぱいつくっておることが、保険料としての社会保障財源がどんどん、事業主負担がそこはなくなっていくわけですから、これが一つの私は社会保障財源をなくしていく大きい要因だと思いますし、それからもう1つは、ヨーロッパなんかでは、トヨタ自動車だろうと、日本の大手企業どこが行ったって、普通どこでも、健康保険の掛金に

しても、医療保険の掛金にしても、労働者の2倍負担ですよ。フランスなんかは、景気対策として中小企業の負担を国が肩がわりするとかという形です。ずっとやりながら、医療や年金や介護の社会保障財源を支えていますし、ドイツなんかは日本に比べると介護保険重度のところから始めていたんですが、今は軽度からやるのが本当に費用を少なくする基本だということで、そういう方向に転換をしているような状態の中で、日本だけがどんどん逆行する仕組みになっておりますので、そういう方向をしっかりと市長会や議長会、あるいはうちの議会でも議論しながら、実際に国民が支えることができる、そして次の世代をつくっていくことができるような仕組みを考えていくことが求められていると思うんですが、そういう努力をお互いにしながら、もう一方で、今の制度や仕組みの中でもいろいろできる工夫があると思うんですね。

例えば、実際には、本当にこれも大変なことだと思うんですが、私の今町内でも、とても入院できないということで、近くに子供さんもおったり、まだ御主人もお元気だということもあって、全く寝たきりの人が在宅で訪問看護と訪問介護を受けながら生活するようなこともあります。それにしたって弥富の開業医の先生たちで、実際に今、自分のところが抱えておる患者さんへの対応で精いっぱい、例えば私の近くのある医院なんかは、健康診査の予約で2カ月先でないと受け入れてくれんというような、それぐらい患者さんをたくさん抱えているところがありまして、とてもそういうところが訪問看護なんてできる状態じゃないと思うんですが。この地域でできる工夫というんですか、それとさっき市長もおっしゃいましたが、市としている支援の中で、本当に条件の悪い人たちにきちんと対応できるような仕組みに変えていくという、この2つの方向で努力をしていただくこと。

病床をふやせてということを私、入れておいたんですが、今そんなこと言ったって、多分、県も国も受け入れないと思うんですが、結局、弥富は海南病院の60床の回復期リハビリ病床がなくなったことが、ほとんどその他の負担で、部屋代だとか、光熱費だとか、全部負担をして十数万というのは、リハビリテーション病院と海南病院の入院以外は、この地域、南部だと、かにえ病院ですか、そこが割り方健康保険がきく仕組みで支えられているので、それ以外のところはどこへ行っても十数万が当たり前というふうになっているわけですから、その中で弥富でどういうことができるかということ。特に海南病院を中心にした仕組みの中で、海南病院も回診ができる仕組みをとって先生を入れたと言っていますけれども、どう考えても1人や2人で何とかできることじゃありませんので、この地域の医療、今ここでできることをどうするかということで、もう少しこの関係の市町村長の会合なんかでも、ぜひ議論をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 海南病院の、今、整備計画中でございまして、この整備計画は第4期



に入っております、この秋には完全竣工という形になってまいります。そういった形の中で、我々の地域としての基幹病院として、より対応をする病院になっていただけたらと思っております。

しかしながら、その海南病院の役割というのは高度急性期病院、いわゆる急性期病院でございます、そういった形の中において高齢化社会における病院の役割があるわけでございます。そうした形の中で、回復的な時期におけるリハビリテーションという形の病床が減少してくるということになっておるわけでございますけれども、これはこの地域における包括支援センター、包括支援という形の中で、そのネットワークの中でリハビリを見ていただくところのそれぞれの病院、施設ということに対して、海南病院も強く依存をされておるわけでございます。そういうネットワークの中で、基本的には全体として減っていないということについて御理解もいただきたいと思いますと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 結局、附属分が、海南病院なり今のリハビリテーション病院でやる場合は、さっきも表で見ていただきましたように、割り方安い費用で、要するに健康保険の対象にもなって国はそれだけの金を出しているわけね。そうでないその他の民間病院については、金を出さんかわりに、いろんな名目をつけて実際に必要なお金を取ることを黙認しておるわけですね。そこでしか実際に治療を受けられんという人が、この地域ではふえていられるわけですので、これがそう簡単に、国が金を出さなきゃ対応できない問題ですが、もう一方で包括支援センターでも言っているように、在宅医療やそういうことでということも提起をされているんですが、しかしそれにしても全然、海南病院もそういうドクターを置いたという話も聞いているんですが、1人か2人置いて済む話じゃないんですよ。そういうこの地域での、こんな十数万負担が当たり前なんていうことだと、とてもそれはできない話になってきますので、もう少しこの地域で、そういう人たちを支える仕組みをどうつくるかということについて、これは市町村長の間でもひとつ御協議いただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 要するに、そういう回復期のリハビリテーションという形の中で、保険外の適用というか、そういったものが自己負担になってくるということをおっしゃっていただいておりますので、この辺につきましては、一度実態というか、どういったようなものが保険外の対象で自己負担をしていかなきゃならないかということについて、従来とどう変化しているかということについては一度研究させていただき、また関係市町村とも協議をしたいと思っております。

○8番（三宮十五郎君） それでは終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に三浦義光議員、お願いします。

○11番（三浦義光君） 11番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回、2つの項目について質問させていただきます。

まずは、平成28年度における農業施策について質問をいたします。

昨年9月議会にて、これからの弥富市農業についてという項目で質問をいたしましたが、平成27年度での担い手に集積された農地面積は、JAの円滑化事業と農地中間管理事業と合わせますと、市内農地の6割が集積されたとの報告がございました。

そこで、ここまで平成27年度の中間管理事業と円滑化事業の割合、そして中間管理事業の中でも地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者集積協力金、それぞれの支援の割合は具体的にどのようになっていますか、質問させていただきます。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） では、お答えします。

平成28年2月末現在の状況でございますけれども、農地中間管理事業により利用権設定されました農地面積は約221ヘクタールになります。その他、農地利用集積円滑化事業等で利用権設定されています農地面積が約345ヘクタールありまして、合計約566ヘクタールの農地が利用権により担い手に貸し出されている状況でございます。

また、農地中間管理事業によります機構集積協力金の内訳になりますけれども、地域に対する支援であります地域集積協力金は23の地区より申請がありまして、合計3,855万7,200円になります。次に、個々の出し手に対する支援のうち、経営転換やリタイアする場合の支援であります経営転換協力金は、136件が申請がありまして、合計5,320万円になります。また、農地の集積・集約化に協力する場合の支援であります耕作者集積協力金は、260筆の申請があり、合計701万2,000円になります。総額9,876万9,200円となっております。

このように、多くの農地中間管理事業の利用がありまして協力金の申請も多くありましたので、この3月議会におきまして機構集積協力金の補正予算をお願いしている状況でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 米価の下落による中小規模での水稻栽培経営の崩壊、それに伴う後継者不足での経営主の高齢化、そして農業機械の老朽化と、27年度における農地中間管理事業への加入の加速がついたんだと思われます。

しかしながら、農地中間管理事業は、市をベースに農地集積を進めようとしていた円滑化事業を推進しているさなかに制度化され、十分な準備期間がないままに運用された感がございます。円滑化事業の創設をきっかけに市として取り組む仕組みが定着し始めたところに、県を主体とする機構の仕組みが導入された状況になっております。貸し出し希望のある農地

について、どの事業をどのように利用したら市内農業や農家のためによりよいのか、2つの事業が併存する中で現場が判断するのが難しいケースも見られます。

また、機構の事業によって権利設定を迫る場合、出し手の申し出から受け手が正式に決定するまでに時間がかかりタイムラグがあること、事務量が多いためか事業を活用しにくいといった声もありませんか。

市で手続が完結する円滑化事業では、出し手から転貸者への権利移転と、転貸者から受け手への権利移転が同時に行われますが、農地中間管理事業を利用する場合には、市が農用地利用集積計画により機構に農地を貸し出し後、農用地利用配分計画が作成され、県が認可するまで受け手に権利が設定されない、そのためすぐに農地を利用したい場合などには機構は利用しにくいということでございます。

そして、権利設定のために農用地利用集積計画と農用地利用配分計画の2つの計画が必要となるため、両者にそごがないかをチェックすることが必要となります。さらに、配分計画の作成に当たっては、事業対象となる全筆の登記事項証明書を用意する必要があります。そのほか、受け手も借り受けた農地の利用状況を報告しなければならない、その報告書のチェックなども市の現場の職員が行うこととなります。

これらの事務作業は、機構職員のみならず、現場の市や農協職員の負担となるところも大きいと思われます。それでも、多少農家の戸惑い、そして手続の煩わしさを含めて、平成26年度産米の価格が下落し、仮渡金が1万円をはるかに切った事実、協力金が手元に入ってくるなら、地域差はあったのですが、急速に事業が進んだのだと思われます。

そして今回、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の大筋合意を受けて、主食用の米は高い関税や国が義務的に輸入するミニマムアクセスという制度など、輸入の枠組みはこれまでと変わりませんが、アメリカとオーストラリアから合わせて年間7万8,400トンの輸入枠を新たに設けられております。また、平成30年には米の直接支払交付金も終了するという事で、こういった経緯もございまして、ますます平成28年度は農地集積が進むと思われます。

地域集積協力金は前年よりも減額、円滑化事業からの横滑りは認められなくなり、27年度のような集積が進むのか多少疑問はありますが、本年の農地中間管理事業への加入を含め、市内農地の8割が集積され利用権設定がなされる見通しだと市長は言われておりましたが、果たしてそこまで伸びるのでしょうか、市の見解をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 議員のおっしゃられますように、農地中間管理事業は制度内容が農家の方々にはわかりづらいという難点がありまして、また手続完了までの市やJAでの事務量が多く、貸し手と担い手との利用権設定まで時間がかかるというデメリットがございま

す。

しかし、農家の高齢化や後継者不在を理由に、現在でも貸し出しの相談が市のほうにあります。来年度、機構集積協力金の交付単価は下がりますが、平成30年度までは継続されますので、今後も農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業を活用した担い手との利用権設定は増加するものと思われます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 日本の農業の大変厳しさがいろいろとあるわけですが、TPPの大筋合意ということに対して、より一層危機感が日本の農業には出てきたということは間違いない事実でございます。こうした社会、グローバルの戦いをどうしていくかということに対しては、国の大きな施策であろうと私はいつも農業問題については申し上げておるところでございます。

日本の農業の競争力を増すためには、農地の集積をしていく方法が大きな施策として国のほうで出されておるわけです。そうした形の中において、集積の協力金であるとか、さまざまな原資は減っていくかもしれませんが、新たな国の考え方がそこでまだ出てくるだろうと思っております。さらに集積をするためにどのような農業施策が国の施策として打ち出されるか、これは平成30年までにあるわけですが、それで一定の国としても7割、8割は集積していったら、いわゆる世界と戦えるような農業立国としていきたいとおっしゃっているわけですので、そういう観点から私は申し上げているわけでございます。

これから高齢化社会の中において、今現在の地主さんがどのような形でこの農業を持続していけるんでしょうか。大変厳しいと思いますよ。そういった形の中で、中間管理機構ということに対しても、もっともっと正しく啓発活動をしていかなきゃいかんし、正しく理解をしていかなきゃいかんというところに、まだこの集積が進んでいないということも考えられるわけですので、そういったことをJA、あるいは東海農政局、それぞれが、私たちの農政課もそうですけれども、この中間管理機構に対してしっかりと説明していかなきゃいかんと思っておるところでございます。

弥富市1,600ヘクタールの水田でございます。こういったことが、土地利用という形のも的一方ではありますけれども、農業振興地域としても守っていかなきゃならないということも一面だろうと思っております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 市長のお答えもありましたけれども、農家さんの生の声を聞かせていただきますと、28年度には27年度よりは鈍化するような感じは、実際のところお話を聞いている限りではあると思うんですけれども、また特に稲作においては担い手の経営環境も厳

しくなる予想が立ちます。耕作しやすい農地をまとめることへのニーズも強いと思われます。そして、今後は地域外に住む農地所有者が当事者同士で賃貸契約を結ぶことが困難な案件が出てくるわけですし、機構に期待される農地の仲介機能、重要性も高まるものだと思います。

さらに、地域の中で担い手を確保できないケースなど、地域のみで人・農地の問題を解決することが困難となる地域がふえてくる可能性もあり、弥富市を超えた枠組みを考えていく必要も出てくるかもしれません。愛知県と他の市町村との協力体制を構築していくことが求められるときが来るのではないのでしょうか。引き続き、耕作が終了するまで見守っていきたいと思っております。

次に、3月3日の日本農業新聞に、兵庫県養父市に、当面限定し、期間も5年間の時限措置として、国家戦略特区での企業の農地所有を条件つきで認めることを正式に決めたというような記事がございました。国家戦略特区での企業の農地所有には、耕作放棄地や転用を防ぐための条件がつけました。安倍首相が解禁に前向きな意向を示した中で、生産現場の懸念を踏まえて自民党農林幹部や農水省が調整に苦心した結果と言えます。

農地取得時の入り口と、万が一の際の買い戻しという出口、その両面で自治体の連帯責任を強化するのが柱ということでございます。対象地域や期間を限定したものの、将来的な全国展開の懸念は残ります。今回の特区は規制緩和の突破口と安倍首相は位置づけ、政府は農地を所有できる農業生産法人の要件緩和について、2019年の農地中間管理機構関連法の見直し時に検討する方針を決めているそうです。

弥富市に至っては、現在、優秀な担い手の方々が存在し、農地中間管理機構の農地集積も順調に取り組まれています。しかしながら、主食用米の消費量は、人口減少や高齢化の影響により今後とも減少すると見込まれ、将来を見据えて考えていかなければならないと思っております。

担い手農家の離農は、出し手農家の離農とは比べものにならないほど市内農業にダメージがございました。本当に市内水田が耕作放棄地になるかもしれません。米価が1万円を切ってもやっっていける経営体の育成というものが急がれると思っております。

農業規模は農産物の生産コストとの関連性があり、規模が拡大すれば、機械の大型化や建物などの有効的利用により生産コストは減少します。農業経営の法人化の促進は、昨年12月、市から私たちに提示をしていただいた弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略からの農業生産法人化数は重要業績評価指数の基準値、平成26年度の9件から平成31年度には12件と策定されております。

また、農業の産業化、いわゆる6次産業化が今後の農業経営において必要不可欠でございます。12月議会での平野議員からの質問で市長からのお答えはございましたが、農業が食品産業に多様化した場合、農産物の生産から加工、流通、外食のような川上から川下まで、幅

広い分野でビジネスチャンスが生じます。また、食品産業のみならず観光産業への多様化の場合も、農産物の生産から収穫体験や生産者との交流など、収益につながる取り組みがさまざま存在をします。また、T P P参加後は、農産物を生産・輸入するだけでなく、農業経営のノウハウや農産物の生産工程におけるノウハウを商品化し、海外に売り込むことが可能となります。

先ほど述べました弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、6次産業化の促進が策定をされております。T P P参加に伴い、攻めの農業を実現するためには、強い農業の確立が不可欠でございます。効率化して国際競争力を高める必要もでございます。農水省も、補助金を初め200億円規模のファンドを創設するなど、ここ数年力を入れているようでございますが、市長にお聞きします。農業の企業参入、農業生産法人化、それに伴う6次産業化についてどのようなお考えでございますか、お聞きいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

御質問の農業への企業参入ということでございますけれども、これは平成21年の改正農地法によって、企業などの一般法人の皆さんが農地を借りることができて、そして企業が農業に参入して、米をつくるとか、野菜をつくるとかというようなことができるようになったということでございます。

全国的には、優良農地という形の中では、北海道であるとか、信州であるとか、そういう生産条件の優位性というか、あるいは地域のブランド性というか、そういったところに今、そういった形の企業が集中していると言っても過言ではないだろうと思っております。

私どものところへでもぜひという形の中で、私は2件の大手の量販店に対して誘致をお願いに上がりました。しかしながら、企業側のお答えは、私どもとしては信州で考えていきたい、北海道で考えていきたいという御返事でした。これは何を物語るかということについては、大変地域性の厳しい条件という形の中で弥富があるわけでございます。それよりも、先ほど言った生産条件の優位性という形のブランド、そういうことがどうしても先に立ってしまうということがあると思います。

これからも、いろんな企業に対して弥富市の農地を使った農業生産というようなことについてはお話をさせていただきたいということがありますけれども、なかなか厳しい状況でもあります。

次の問題といたしまして、農業生産法人化という形でございますけれども、昨年も水田を中心としてみえる2件のオペレーターが農業生産法人という形でなられまして、現在、農業生産法人は11社という形になっております。ことしは施設園芸農家が1件、その法人化を進めてみえるということをお聞きしておりますので、合わせて12件になるかなあと思っております。

その中でも、とりわけ極めて農業法人化をされて成功をされているのが、個人名称を言っていないかちょっとわかりませんが、鍋田地区で農業法人をやってみえる農家ではないかなあと思っております。これは、先回もお話ししましたように、トヨタの生産方式を農地に取り入れられないかという形の中で、トヨタと組んで春作業から秋作業までの農業の生産に対して、その生産方式、トヨタの生産方式、無駄、無理というものを省いていって全体のコストカットを図った形です。これがその当時の林農林水産大臣にも評価されて、今回、つい先日までございますけれども、日本農業大賞を受賞されたというようなことがあります。大変うれしいニュースだと思います、弥富にとりまして。

こういったような形の中で、農業の法人化を進めるということが、安定した商品の供給と安定した雇用ということにつながっていくだろうと思っております。そうした形の中で、多くの法人化という形で進めてみえる形の上においては、一つのモデルケースとして頑張りたいと思っているところでございます。

最後の問題でございますけれども、6次産業化という御質問をいただきました。

私どもも地方創生という形の中で、この6次産業化を進めていかないと大変厳しい農業情勢になるということもあるわけでございますけれども、6次産業化ということになりますと極めて難しい。産業ですからね。すごい量のロットをつくり、そのロットをさばっていく。そういう全ての生産流通方式を確立していかないと、なかなか6次産業化という形の中で弥富市では順調にいけるものではないだろうと思っております。

先回の議員にも御説明したんですけれども、そのときにおいては、6次産業化は進めるんですけれども、OEM方式、そこの企業がつくられる商品に対して弥富市の素材を使っただく、そしてそれを製品化していく、そういった形で弥富の農業製品というものを使っただく意味においても、一つの生産方式として商品として確立してくるわけでございますので、ある意味では6次産業化と言えるだろうと思っておるところでございます。

そういった形の中で、この6次産業化に対しては、相当努力していかないと、それさえも使っただけないということにもなりかねない。そういう形の中においては、さまざまな媒体を通じて弥富の農産物をもっとPRしていく必要があると思っているところでございます。そういった形の中で、ホームページ等を利用しながら、弥富の農業の個々の製品の特色をPRしながら、そして農業生産に従事してみえる企業に対して商品を使っただくというような形で産業化を進めていくのが、まずはその方法だろうと思っているところでございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 一足飛びに今すぐということは、いろいろ諸問題もございますので、また再度どこかで質問ができればいいかなと思っております。

また、こちらも日本農業新聞の記事でございますけれども、農業参入した一般企業などを対象に農地所有に関する調査を実施したところ、7割がリースのままで十分であるという回答をしているようでございます。農地を買い取っても採算が合わないなどが理由に上げられ、政府の国家戦略特区での企業の農地所有検討に対し、中・長期的な適正管理に不安があることが浮き彫りになっているという記事でございました。

農業生産法人化、それに伴う6次産業化については、この狭い国土で高品質な農産物をつくれる技術は高く評価されておりまして、最近では技術の発展により、コンピューター制御を前提とした水耕栽培や植物工場といった特殊な栽培方法に特化する農業も出てきております。新しい開発や市場規模の拡大から見て、今後大きな農業ビジネスになる予感もしております。インターネット産業がインフラとしてあらゆる産業につながり発展したように、農業ビジネスも人間が生きる上でのインフラとしてあらゆる産業と接点を持てる可能性がございます。そこに魅力があるんだと思っております。

次に、農水省はTPP対策の目玉として、全ての農産物を対象にした産地パワーアップ事業を創設しました。平成27年度補正予算で505億円を計上いたしました地域農業再生協議会が、産地の競争力強化に向けてコスト削減や販売額増加につながる計画をつくるのが要件として、計画に沿って経営発展に向けて投資する農業者らに助成をするというものでございます。

政府が取りまとめたTPP関連政策大綱は、攻めの農林水産業の実現へ体質強化対策に力を入れると明記しておりますが、これを受けて農水省は、具体的な対策を打ち出した米や畜産などの重要品目だけではなく、園芸も含めて全ての農産物の競争力強化が不可欠だと判断し、収益をふやそうとする産地の支援に乗り出したということです。

この事業を利用するには、産地ごとに生産・出荷コストを10%以上減らすか、販売額を10%以上ふやし、収益力を高める計画、産地パワーアップ計画をあらかじめつくる必要がございます。計画は、各市町村の農業再生協議会が策定をします。このほかに、契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること、需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100%、これらのいずれか想定される取り組みの中から産地に適したものを選んで計画を作成し、県に提出する仕組みになっております。

計画には、担い手となる農業者や生産部会、農業法人などを明記します。これらを支援対象と位置づけ、計画の実現に必要な施設整備や農機リースを初め、さまざまな投資にかかる費用の半額以内を助成、生産部会などの単位で資材を購入し助成を受ける場合、共同利用や会計の規定を設けることも想定をしております。

農水省は、事業の基金を積み立て複数年にわたって運用できるようにし、年明けには説明会を開き事業の利用を呼びかけるというようなことを言っておりますけれども、弥富市、こ



の説明会はございましたでしょうか。再生協議会の立ち上げというのは完了しておるのでしょうか、聞かせてください。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 議員言われました説明会につきましては、先月の8日に県より、地域の再生協議会担当者に対しましての説明会が開催されております。再生協議会に関しましては、この地域は弥富市、蟹江町、飛島村を区域とする海部南部地域農業再生協議会が平成24年2月より設立されております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） かなりハードルが高い条件を突きつけられての事業ではございますけれども、しかしながら複数年の継続的な支援、担い手のニーズに応じ、さまざまな取り組みの支援という意味合いでもございます。もう少し説明を皆様にしていただくのも必要ですし、農家さん同士の話し合いの時間も少し必要ではなかろうかなと思っております。

これで1項目めの質問は終わらせていただきます。

次に、2項目めのふれあいサロンについての質問をいたします。

厚生労働省はオレンジプランの中で、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いに理解し合うカフェなどの設置を推進するという方針を示しております。昨年発表された新オレンジプランでも、その方針は継承されておるということでございます。

私は、弥富市がこのカフェの立ち上げ以前に質問をさせていただいた経緯を踏まえまして、平成27年度から運営事業委託料を計上し、本格的に始まったこのカフェについて改めて質問をさせていただきます。

一般での認知度はまだ低いと思うのでございますけれども、関係家族の方、地域住民が交流する場所として需要は高まっていると思います。カフェと一口で言っても、その形態はさまざまで、明確な定義があるわけではございません。運営主体も、NPO法人や社会福祉法人が主催していることが多いようでございますが、自治体や高齢者施設などが運営している場合もございます。スタッフはボランティアや介護職、家族会の会員などが務めておるということで、名称もさまざまで、オレンジカフェ、物忘れカフェ、居場所カフェなどと呼ばれておるということでございます。

基本的に数百円以下の参加費でコーヒーやお茶などが楽しめ、中には軽食をとることが可能ということもあります。ここ数年で数をふやしているようで、新オレンジプランではカフェを地域での日常生活・家族の支援強化として位置づけており、平成25年度から国の財政支援を開始し、平成30年度から全ての市町村へ配置される認知症地域支援推進員などの企画により、地域の実情に応じ実施すると明記しております。相当するカフェは以前からございま

したが、政府が指針を示したことにより将来普及が進むということが予想されます。

弥富市では、このカフェを「ふれあいサロン」と名づけ、近隣市町村の中ではいち早く、平成27年度から運営事業委託料として計上され、介護サービス事業所や福寿会などで始まっているということでございます。ふれあいサロンの27年度での活動内容、実績を詳しくお聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 今年度から市で取り組んでおりますふれあいサロンにつきましては、認知症の方とその家族に限らず、高齢者の交流の場として地域住民の方々も参加し、コーヒーを飲みながら情報交換やレクリエーションで楽しい時間を過ごしていただく事業でございます。

27年度におきましては、介護サービス事業所を初め、JA、福寿会など8団体10カ所で取り組んでいただいております。開催日数といたしましては、1カ月に4回のところが1カ所、2回のところが1カ所、1回のところが8カ所でございます。参加人員といたしましては、平均して13から15名でございます。また、開催内容といたしましては、体操やゲーム、レクリエーション、健康講話が主ですが、施設によっては、そうめん流しや餅つきなど、趣向を凝らした催しをされているところもございます。この1年間順調に運営していただいております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 介護事業所などで運営されているふれあいサロンでは専門の職員の方々がお見えになるわけではございまして、何ら心配するわけではございませんけれども、地域の福寿会、自治会などで運営されているサロンに関しては非常に心配をしておるわけでございます。近隣福寿会で27年度途中から立ち上げられたサロンでは、先日、総会が開かれ、事業報告並びに28年度の事業計画というものが承認された場に私も招かれて、そちらのほうを聞かせていただいたわけですがけれども、月1回の開催ではございますけれども、健康体操を初め、介護関連の講習にとどまらず、防災・防犯など身近な生活に関する講習も盛りだくさんということでございました。何ら心配する必要はないなあというような現状でございました。

次に、平成28年度に向けての質問をいたします。

サロンは必ずしも常設されるわけではございません。福祉施設や病院、空き家、民家、公共スペースなどを利用して、週1回、あるいは月1回といったペースで開催されるケースが多いようでございますが、飲食の提供以外にも専門職による介護相談、勉強会、音楽会などが開かれています。参加条件や活動に対する制限が少ないため、地域の実情に合わせた形態をとることができ、初心者でも気軽に参加することができ、認知症介護についての悩みを持

っているがどうしてもいかわからない人にとっては参加しやすいところでないでしょうか。

なぜ今、サロンの普及が急がれているのかということの一つには、介護する人の負担が大きくなっているという問題がございます。そうした介護者の人たちの憩いの場として設けられていまして、サロンではボランティア、専門職の人が悩みを聞くなど相談に乗ってくれます。また、同じような悩みを抱えた家族が集まっているので、お互いに情報交換をし、苦勞を分かち合って、介護者の負担軽減やストレス解消につながっています。

さらに、孤立した介護者と地域社会を結びつけるという側面もあり、他人に迷惑をかけたくないということから我慢して一人で抱え込んでしまう方もいます。こうした介護者の孤立を防止するのに有効な場所であり、サロンに顔を出せば、地域社会のさまざまな人とコミュニケーションがとれ、家族が気づかない健康上の変化などに気づいてもらえることもございます。

弥富市が取り組んでいるふれあいサロンは、喫茶店に行くような感覚で気軽に出かけることができ、楽しみながら新たな人間関係を構築することができます。さらに、支援の必要な人には、状況に応じて福祉行政や施設へとつないでいくこともできます。まさに地域ネットワークの入り口的存在でございます。

平成28年度予算概要説明では、昨年度と比較して取り組む介護サービス事業所はふえているようでございますが、予算計上も倍以上となっております。委託内容が変わったのでしょうか。また、福寿会、自治会などの地域の取り組みに変化はございますか、お尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 27年度におきましては、1カ月に1回以上で1万円という契約内容でございました。先ほど申し上げましたように開催回数に差があることから、新年度においては1回当たり5,000円をお願いしたいと考えております。

また、新規の取り組みにつきましては、先月、佐古木地区で1カ所御相談があったところでございます。

いずれにいたしましても、このふれあいサロンについては、28年度から総合事業に位置づけし、展開してまいります。市内で幅広く設置され、より多くの方が参加でき、通いの場をより多く提供できるよう取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ふれあいサロンにつきまして、議員各位にもお願いをしておきたいわけでございますけれども、平成28年度、今までのスピード以上に、いろんなところでふれあいサロンをやっていききたいと思っております。事業費としても倍以上につけさせていただいておりますので、実態を見ていただきたい。いわゆるお年寄りの居場所というような状況の

中で、どのようなことをやっていたかということについて、大きな予算もつけさせていただいておりますので、この実態を見ていただいて、高齢者の居場所、そして活動内容というものをしっかりと見ていただいて、それを今後どうしていくかと、弥富市の高齢者対策という一つの方向性としても非常に大事なことだろうと思っておりますので、また御案内をさせていただきますので、ぜひそれぞれの会場に足を運んでいただければ幸いです。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 今回の質問の準備期間中でも2カ所ぐらいの地元団体の方々から開設の相談を受けておりまして、私としてはサロンの有意義な、有意義性のあるようなお話はさせていただきましたけれども、介護事業所での増設はもちろんでございますけれども、身近で御近所づき合いの発展型である自治会、福寿会を中心とした地域での設置を数多く望みたいというようなことでございますので、また弥富市のほうに相談に来られた団体の方がおられましたら十分な説明をお願いいたしまして、今回の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に永井利明議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

通告に従いまして、初めて質問させていただきます。

教育の永井と訴えてまいりました。そこで、きょうは教育について大きく2点質問させていただきます。

まず第1点目、本市小・中学校の教育環境、主に施設・設備についてであります。

日本国憲法第26条第1項には、全ての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有すると記されております。この等しくとは、児童・生徒の教育を受ける教育環境をも指すと解釈されております。そういう意味で、日本国中同じような環境で教育を受けさせなければということになりますが、なかなかそういうことにはなりません。施設・設備の整備は市町村の範疇となっているからであります。したがって、その差は大変大きなものとなっていると言わざるを得ません。

しかし、その中でも本市は、他の市町村と比べて決して劣っているとは思いません。私は、

海部津島の小・中学校71校を過去38年間の経験の中で見てまいりました。また、実際に4市7校で在職してまいりました。しかし、年数がたってきました。その発展は目まぐるしいものがあります。

そこで、私がこれから教育政策を考える上でも、また市民の皆様に知っていただくためにも、本市の教育環境の整備状況を他市町村と比べて誇れるところ、おくれをとっていると思われる点についてお答えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 現在の教育環境の整備状況についてお答えいたします。

学校の施設整備につきましては、平成26年、平成27年度は屋内運動場の天井撤去を中心に取り組んでまいりました。また、弥富北中学校において、生徒の健全育成、運動部活動の活性化のためにグラウンドの全面改修整備を行うなど、運動施設環境の充実を図っております。平成28年度は、弥富北中学校のランチルームの天井落下防止対策工事、そして今後は校舎の長寿命化対策工事として計画的に小・中学校の屋上防水改修工事、外壁塗装工事に取り組み改修していくとともに、防火シャッターの取り換え工事や給食設備などの修繕に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、他市町村と比べて誇れる点ということでございますが、市内の小・中学校では夏の暑さ対策として、猛暑から児童たちの熱中症を防ぎ、快適な学習環境の維持を目的として、全小学校にミストシャワーの設置をしております。

次に、ＩＣＴ（情報通信技術）の整備状況やＩＣＴを活用した教育の充実、デジタル教科書の活用についてであります。

発達段階に応じてＩＣＴに適切に触れながら情報活用能力を育成することが必要であり、学校教育においては各教科などの学習を通して、その育成を図ることが重要であります。そうした観点から、ＩＣＴの活用による教育の質の向上を図っております。

次に、防災教育についてであります。

弥生小学校、白鳥小学校では、地震等災害発生時の避難場所としての整備をしてまいりました。また、十四山中学校では屋外避難階段を設置し、一時避難場所として約1,000人が避難できるよう3階の屋上を整備いたしました。今年度は、防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業として文科省より委託を受け、十四山地区の児童・生徒、保育所児及び地域の諸団体や住民を巻き込んだ訓練を実施したことにより、地域の連携を一層深めることができました。

また、避難行動訓練、通信訓練を通して広域的な避難行動訓練の重要性を再確認するとともに、中学生でも支えてもらう立場から支える立場への意識変換ができつつあり、防災意識の高まりが見られました。今後も継続して児童・生徒に合った目標を設定し、地域に合った

防災教育に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、おくれをとっていると思われる点については特にないかと思っております。子供たちの健やかな成長のために教育委員会がリーダーシップをとり、学校教育、家庭教育、社会教育のさらなる充実を目指し、教職員とともに全身全霊で取り組んでいく所存であります。また、環境整備や学力を保证することも大切ではありますが、豊かな社会で役立つ人を育てるために、児童・生徒と信頼関係を築くことが今後なお一層大事だと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 続きまして、今後の教育環境整備計画についてお聞きしたいと思います。

まず、洋式トイレの整備についてであります。

洋式トイレは、今の子供たちにはまさに使いなれている日常トイレとなっておりまして、中には和式トイレが使えないという子もいるように聞いております。なぜなら、生まれてこの方、和式トイレを使ったことがないという子供もいるからであります。今や新しい家を建てる場合、洋式トイレが普通になっていると思います。一刻も早くトイレの完全洋式化を進めていただきたいと思います。本市の現況についてお答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校トイレの洋式化の導入についてでございますが、改修につきましては、各校平均して学校間で格差が生じないように改修していく方針としております。洋式トイレへの改修につきましては、生活様式の変化に伴い、改修が必要であることは十分に認識しており、本市の総合計画において平成30年度までに50%を目標に洋式化を進めているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 続きまして、学校備品の購入計画についてお願いをいたします。

学校予算の中で備品費の占める割合はかなり大きいと思われます。また、教育内容や教科書の改訂により新たな備品が必要となってくるわけでありまして。実際この4月には中学校教科書が改訂されます。今後の新規学校備品の購入計画についてお答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校備品の購入計画についてお答えいたします。

学校備品については、各学校で備品管理をしております。毎年、各校からの要望により、各教材、部活動で使用する楽器等を購入しております。

また、通常の管理教材備品に加え、各小・中学校に対しまして体力向上に取り組んでいただくよう、必要な器具をそろえていただける予算も計上しているところであります。

学校で使われる教材は、子供たちの教育効果を高め、児童・生徒の基礎的・基本的な学習理解を助ける上で極めて重要であり、その充実は不可欠であります。文科省が平成23年4月に教材整備のための新たな参考資料として教材整備指針を取りまとめておりますので、これからそういったものを参考にするなどして必要な教材備品の整備ができるよう計画的に行ってまいります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 次に、小・中学校のエアコンの導入についてであります。

まだ近年、扇風機のほぼ完全設置が終わったばかりと思いますが、最近の新聞報道を見ておりますと、近隣市町村等で相次いでエアコンの導入計画が発表されております。

そこで、近隣市町村の現況及び本市の計画についてお聞きしたいと思います。御答弁をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） エアコンの導入計画についてでございますが、まず近隣の海部津島3市2町1村の状況をお聞きしましたところ、1町において順次設置をしていくと回答をいただいております。

続いて、本市の計画についてでございますが、まず現状は、暑さを軽減して学習環境の改善を図るために、市内全小・中学校普通教室へ扇風機設置が完了しておりますし、他の熱中症対策として、先ほど申し上げました全小学校にミストシャワーを設置したところであります。また、各家庭から持参した水筒の中身を、お茶だけではなくスポーツ飲料も認めるなどの熱中症対策を全小・中学校へ指示させていただいております。

当面、エアコンの設置計画はございませんが、将来的には校舎の長寿命化対策工事計画にあわせて、国の補助金の採択状況を見ながら計画的に進めていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ほかにやらなければならないこととか財政事情もあるかと思いますが、どうか児童・生徒のために、低学年からとか段階的にでも整備をよろしく願いいたします。教育環境については、他の市町村に負けない弥富であってほしいと思っております。これで1項目めを終わります。

続きまして、質問通告の2点目、市内小・中学生のいじめ・不登校についてであります。

私は44年前に教員になり、38年間過ごしたわけですが、「いじめ」という言葉は過去になかったと思います。国語辞典にも「いじめ」という名詞はないように思います。しかし、現在でいういじめという現象はいつの時代にもありました。昔のいじめは今ほど陰湿ではなかった、もっとあっさりしていたという話を聞きますが、そんなことはないと思います。もちろん、陰湿でないあっさりしていたいじめもありましたが、陰湿ないじめも、私の子供時代

でも、私の周りにもありました。もちろん、大人になってからもありました。私は人間社会においては、いじめは絶対あると思っています。

したがって現職時代、あなたの学校ではいじめはありますかと問われた場合、必ずあると答えました。他の学校がゼロと答えた場合でも。しかし、今日では小さいいじめでも、子供がいじめと感じた場合はいじめとして数値にあらわすようになったため、膨大な数が出てまいります。

そこで質問であります。本市でもアンケートをやっていると思いますが、どんなアンケートでしょう。また、その結果、処理についてお聞かせください。お願いします。

○議長（武田正樹君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

現在実施しておりますアンケートにつきましては、いじめや不登校などの対策として、全小・中学生を対象に、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートで、学校生活意欲度や学級満足度について客観的に分析ができるhyper-QUという心理テストでございます。

具体的には、やる気のあるクラスをつくるためのアンケート、居心地のよいクラスにするためのアンケート、ふだんの行動を振り返るアンケートの3つの心理テストで構成をされております。この結果によりまして、学校生活意欲度や学級満足度などを点数化しましてグラフであらわすことによって、個々の児童・生徒や学級の状況を把握できるものでございます。いじめや不登校の発見につながり、早期の対応や継続的な支援が可能となり、学級運営の一助となる大変有効なものと思っております。

なお、このアンケートとは別に本市独自のいじめアンケートも毎年実施しておりまして、本年度の結果を昨年度と比較して申し上げますと、「いじめられたことがある」と答えた児童・生徒の割合が、市全体で13%から14%に微増しております。また、「いじめがあると思いますか」の問いに対しても「あると思う」と答えた児童・生徒が、市全体で8.6%から11.2%に増加をしております。特に小学校につきましては、10%から13.2%に増加をしております。

各学校には、この結果をもとに、関係すると思われる児童・生徒に対しまして、それぞれの気持ちに配慮しながら慎重に事実確認を行いまして、その不安やいじめ解消に向けた早期の取り組みを校長会などを通して指示しております。

今後も、いじめ未然防止に向けた取り組みや、定期的なアンケート調査や、さらには教育相談によりまして、いじめの実態把握に取り組むとともに、学校や家庭と連携をいたしまして児童・生徒を見守り、健やかな成長を支援していくよう努めてまいります。以上でございます。



○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私は、ここで言いたいのは、いわゆる重大ないじめを見逃してはいけないということであります。つまり、新聞やテレビに出てくるような自殺にまで至るものがあります。それは多くの場合、陰湿で継続的なものであり、他の生徒も見ている場合が多いようであります。結果が出てからでは遅いわけです。

そこで、本市の重大ないじめ対策について答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） 御承知のように、いじめによる重大な事態とは、児童・生徒が暴力などのいじめにより生命や心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合でございます。

本市におきましては平成24年7月に、いじめを受けてけがをしたとして、治療費や慰謝料の損害賠償請求が提訴されたということがございました。平成25年12月に和解が成立をいたしました。このことにより本市は相手方に対し、学校管理下での傷害や精神的苦痛を負ったということに関しまして遺憾の意を示すとともに、今後、学校内での事故の発生を防止する対策について前向きに取り組むことを約束いたしました。教育委員会としましては、この絶対に忘れてはいけない事案を教訓にしまして、いじめ防止対策推進法に基づき、弥富市いじめ防止基本方針を平成26年3月に定めております。

お尋ねの重大ないじめ対策としては、このいじめ防止基本方針の中で、教育委員会や学校の使命を明確化しまして、未然防止、早期発見、早期解決への取り組みを決め、総合的かつ効果的に推進をしております。

まず、教育委員会の使命といたしましては、大きく4点を掲げております。

1点目は、学校の取り組みへの支援と取り組み状況の点検として、教育相談機能の充実に資するようスクールカウンセラーの派遣により適切な支援を行うこと。また、全小・中学校でアンケート調査を全児童・生徒に対しまして実施いたしまして、その結果を分析するとともに、調査結果を各小・中学校にフィードバックしまして、その後の指導に役立てるよう指示をしております。

2点目につきましては、効果的な教員研修の実施のために、専門的知識を有する講師を招いたり、事例研究やカウンセリング演習を実施するなど、教職員が目的意識を持って実践的な知識・経験が得られるよう工夫する研修の開催。

3点目は、組織体制、相談体制の充実のために、面談による相談だけではなく、直通の電話による相談窓口を設けまして、ホームページなどで関係諸機関を紹介したり、適応指導教室の充実に努め、問題を抱えている子供への支援に努めること。

最後、4点目につきましては、家庭教育に対する支援として、さまざまな学習機会や情報

の提供、ボランティア活動など、親子の共同体験の機会の充実など、家庭教育の充実を図る施策を計画的に推進することでございます。

次に、学校の使命としましては、実効性ある指導体制の確立のために、校長のリーダーシップのもとで、それぞれの教職員が役割分担の明確化を図りまして、いじめ・不登校防止対策委員会を組織して、いじめ防止に向けて学校と教育委員会、関係機関との連携の強化を図り、適切な対応に努めております。

また、適切な教育指導という観点から、いじめは人間として絶対に許されないという意識を一人一人の児童・生徒に徹底させ、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識を子供に持たせることや、学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情のとうとさや信頼の醸成、生きることのすばらしさや喜びなどについて適切に指導することに力を注いでおります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 先ほど申し上げましたように、いじめは必ずあるという前提のもと、また重大ないじめの発端は小さいいじめからという認識のもとに、現場の教職員、事務局の方は見ていただきたいと思います。この弥富からは重大ないじめは絶対に出さないという覚悟でいきたいと考えております。

次に、市内小・中学生の不登校の状況についてお尋ねしたいと思います。

現在、不登校児童・生徒は何人おりますか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 市内の小・中学校の不登校児童・生徒数でございますが、まず初めに不登校の定義について申し上げます。

何らかの要因・背景により児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあることをいい、ただし病気や経済的な理由によるものを除くとされ、年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒のことをいいます。

したがいまして、2学期、3学期と時期が進むにつれ、ふえていく可能性が高くなるわけですが、この2月末現在で、小学生11人、中学生35人の計46人となっております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私が教職についたころ、不登校児童・生徒はゼロだったと思います。全国的にも余り聞いたことがありませんでした。それが今や、昨年8月の新聞報道では、2014年度、全国で12万3,000人という数字が出されました。この45年間に何があったのでしょうか。いろいろと言われますが、これといった明快なものはありません。もちろん過去には、ずる休み、家庭の事情などでの休みはありました。しかし、学校が嫌だから休むという子はまずいませんでした。学校が嫌だということで休む場合、だんだん出てきたわけですが、初

めは登校拒否と呼ばれました。しかしその後、いろいろな理由で複雑に絡み合って休んでいる子も多いということで、不登校という一括的な名称になったと思われます。

このように、先ほどの46名の児童・生徒には、いろいろな原因があると思われます。原因別に調査されてみえますか。もし調査されているのなら、答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 不登校原因の状況につきましてはさまざまですが、主な要因は、心理的、情緒的、身体的、あるいは家庭環境などによるものです。大半が心理的なものであると思われます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） やはり原因に応じた個々の対策が必要になってくると思います。どんな対策を講じてみえるのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 不登校児童・生徒への対策につきましては、各校において校長を中心に生徒指導委員会や教育相談部会等において、児童・生徒の欠席状況や家庭での様子等、情報交換をもとに、家庭訪問や関係機関とも連携しながら、組織的に不登校の早期発見・早期対応に努めているところです。

また、教育委員会では、児童課、福祉課などとともに連携を図ることと、来所相談、電話相談、電子メールでの相談などを行っております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） その対応を担当教師だけに任せておかないということが大切だと思います。各校にはスクールカウンセラーが配置されていると思いますが、その配置状況、活動状況を教えてください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） スクールカウンセラーの配置状況、活動状況について申し上げます。

スクールカウンセラーを、常勤ではございませんが、各校1名配置しております。活動内容としましては、児童・生徒、保護者、教師からの不登校関係に伴う相談、友人関係、家庭・家族間の問題、心身の発達等相談活動や、児童・生徒の観察、学校での委員会・部会など会議への参加、その他関係機関との連携、広報活動などに取り組んでいただいております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 本市では、不登校児童・生徒支援施設「アクティブ」というのがあるわけですが、その状況を教えてください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 不登校児童・生徒支援施設の状況についてお答えいたします。

本市では、不登校児童・生徒に対し、集団生活の適応能力の向上を図り、学校復帰に向けた支援をするために、学校生活適応指導支援室、通称「アクティブ」を設置しております。開室時間は午前9時から午後3時までです。通室の状況でございますが、2月現在、中学生4人、小学生3人の計7人が通室しております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） アクティブに臨床心理士という方は見えますでしょうか。また、これまでに学校復帰をした児童・生徒は何人ぐらいいるのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） アクティブにおいては臨床心理士はおりませんが、日本臨床心理カウンセリング協会の認定を受けた臨床心理カウンセラーを設置しております。

続いて、学校復帰をした児童・生徒についてでございますが、26年度、27年度の状況について申し上げます。

26年度は、小学5年生の1人が学校復帰をしております。また、アクティブの卒業生5名が高校に通っております。27年度は、小学4年生の1人が学校復帰し、小学4年生1人と6年生1人が、毎日、アクティブに通えるようになりました。今後も学校復帰に向け、個々に合った支援をしていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 長い間、不登校児童・生徒には、周り、教職員も含めてですが、登校刺激を与えてはいけないという説が大勢を占めておりましたが、今はどうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 不登校児童・生徒の援助については、本人への心に侵入せず温かく見守ることが必要な時期があります。また、積極的に登校を促し、そのための刺激を与えなければならない時期もあります。そのことを理解し、医療機関やスクールカウンセラー等の診断や意見を考慮して、児童・生徒や、その保護者の様子を見きわめて、心に寄り添いながら学校はつかず離れずの立ち位置でいることが望ましく、担任のみならず学校の先生方、スクールカウンセラーなど、常にチームで対応していくことが大切であると考えます。

教育委員会としても、登校拒否問題に対する認識を深めるとともに、実態把握に努めて、それぞれの立場から積極的に施策を展開し、保護者に対するカウンセリングの実施も含め、関係機関と連携し、学校における取り組みが効果的に行われるよう支援してまいります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私も、今や個々に応じた登校刺激は必要だと思っております。一番苦しんでいるのは、その子たちだということを忘れずに、我々大人は温かい目で考えていく必

要があると思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に大原功議員、お願いします。

○16番（大原 功君） 市税について、市税と、それから加入、あるいは今の市長の施政方針、道路管理、あるいは下水ということで、分かれてお尋ねします。

まず、国民健康保険ですけれども、これの加入者というのは何人ですか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 加入者でございますが、平成28年1月末の数字でございます。世帯数が5,991世帯、被保険者数が1万767名でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、国民健康保険の滞納者という方が、この中で872人ということでありますが、これで間違いないですか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 26年度以前の方を対象とした人数でございますけれども、全てで、いわゆる過年度分につきましては872世帯でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、滞納額というのが2億6,000万ということがあるんですけれども、これで間違いないですか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 過年度分総額で2億6,000万円でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これだけの滞納があると、なかなか市長だけではできんと思うし、市長も一般会計から繰り出しをしていただいております。私なんか会社の経営者ですから、市長も職員もそうですね、大体。議員の方は無職とかいろいろな方がいますけれども。国民健康保険じゃなくて社会保険のほうを払って、一般会計で我々が税金を払って、そこからまた国保のほうに出されるということになると、市長を初め我々は保険の2重払いしておるような気がするんだね。こういうことがあるので、それかといってこの方の、いわゆる今の滞納の方は診察はどうなっているの。診察は受けられるか受けられんか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 期間的に短いものはございますけれども、短期給付という形の中で保険証の発行はさせていただいております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 滞納があっても、別にそれほど問題ないということか、はっきり言

うと。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） それなりの払っていただくような指導をさせていただいておりますので、関係ないと言われますと非常につらいところがありますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 国民健康保険に対しての滞納という形で大原議員のほうから御質問をいただいております。

私たちとしては、税の公平性ということについては、かねがねこの議会の中でもお話をさせていただいております。等しく税を納めていただきたいということでございます。

そうした形の中で、いろんな事情があると思うんですね、滞納をしなきゃならないという事情があると思います。そうした形の中においては、一方では税の滞納に対して、西尾張滞納整理機構というところを通じながら税を納めていただく努力をさせていただいております。しかしながら一方では、先ほども言いましたように、滞納せざるを得ない事情ということに対しては、窓口でその方の御意見等を聞いて、我々としては少しでも納めていただくことを継続していただきたいということをお願いしているところでございます。

金額的にも非常に大きな金額になり、また国保運営につきましてはスムーズに運営できるように、一般会計から今年度、平成28年度の当初予算でも1億2,000万を繰り入れて、市民の皆さんの健康ということについてはやっていかなきゃならないという事情はありますけれども、滞納につきましては、そのような形で今後も対応させていただきたいと思っています。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、滞納ということになると、全く資産がなくて滞納されておるのか、まだ資産があって払われてないのか、こういうことになると思うんだね。もちろん、保険の税の中には医療、それから支援、介護というふうに分かれておるわけね。中には、全く所得がなくても均等割で来ると2万1,000円払ったり、あるいは介護では6,000円、支援では6,000円となる。平均の家庭の中にすると、1カ月につき、これを大体試算すると毎月3万4,000円、年間にすると40万8,000円になるわけだ。高い人にとっては、資産がどれだけある人は85万まで高くなるね。

こういうふうにあるんだから、この所得割について8.1%、資産割については23%ということですがけれども、ここに市長に聞きたいのは、この資産割が高過ぎる。だから、固定資産税を値引きしてあげるといことは考えるのか考えんのか、ちょっと一遍。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 国保につきましては、それぞれの要因に基づいたベースというものをつ

くりながら国保税をお願いしているわけでございます。議員のほうからも、時々見直しをなささいというような形で御指摘もいただくわけでございますけれども、今のところ、この国保に対する保険料ということにつきましては、現状のままでいきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 結局、資産があるから滞納になるんだな、この保険料が。所得割については8.1%だから、まず大体の方は払われると思うんだわ、所得のほうについては。この資産のほうで、どうしてもネックになるんだね。だから、資産のほうを、もうちょっと固定資産税を少し減額する、まけてあげるというふうにして、できるだけ多くの方がお互いに助け合いっこしてやっていく方法にしないと、今の状況では、払わなくても診てもらえたら誰も払わなくなっちゃうね。こういう今のネックがあるわけね。だから、保険は年に6回ぐらい払うのかな。そうすると滞納がずうっとあっても、2カ月分払えば診てもらえるわけでしょう、結局。そういうふうになるんじゃないのかなあと思うんだけど、この辺のところはどう思う。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） お答えさせていただきます。

保険証のものにつきましては、短期証という形で6カ月のものを出させていただいておりますので、納期が来たときに納税相談をさせていただきながら、6カ月間は証の期間としておりますので、次の証に切りかえるときに、また納税相談等も含めて随時させていただいております。以上です。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 中には、国保を掛けてみえるんですけども、もっと上へ行くと国保を掛けなくていい、結局、老人ホームとかグループホームに入っておる。ああいう人の免除はどうやってやったの。やる方法はあるの。片方の国保のほうを掛けておる人は払わなくても診てもらえる。片方のほうは、そういう1割負担がなくても診てもらえんわけだな。そうすると、1割負担を長く診ていただく方法は考えられんのか。いい施策があったら、払わんでもいい方法が、あなたたちがいるんだから、そういう方法はないかなあと思って聞くだけなんだよ。だから、答えがなかったら別に答えがなくてもいいんだけど。1割負担がえらいんだからね。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 今、そういったものの、今の減免制度の中でゼロにできる制度にあるかどうかというのは持ち合わせておりません。また、回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） いつまで言っておっても、おたくらは困るから、そこらにしておきますけれども。

次に、固定資産税の滞納というのがありますけれども、この中で339件というふうに滞納があるんですけれども、これで間違いはないですか。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 大原議員にお答えをいたします。

ただいまの固定資産税の滞納件数ということでございますが、2月末現在で339件でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 固定資産での滞納額というのは約1億7,000万円ということであるんですけれども、この1億7,000万で間違いはないですか。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 金額につきましては2月末現在で約1億700万円でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 1億700万円ね。そうすると、この固定資産税の払わん方は、どういう方が払わんの。例えば一般的な家庭の中とか、あるいは農業者のように大きな土地を持つてみえる人が払ってないのか、これはどういうふうですか。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 滞納者の方につきましては、議員がおっしゃられましたように、農家というか農業所得の方について申告をされた方で固定資産税の滞納をしてみえる方もお見えになられますし、それから一般のサラリーマンの方でも、サラリーマンといいますか、全然お仕事がなく、たまたま土地とか建物があるとかいう方もお見えになられると思いますけれども、内容につきましては、どういう方がと一人一人精査をしておるということはありませんので、今のところ細かいところまでは確認がとれておりませんが、議員がおっしゃられるように、農業所得を申告してみえる方の固定資産税を滞納してみえる方も中にはお見えになられます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） さっき開発部長、あなたが、三浦議員が質問したとき、農業者の件数を全部言ったんだから、あなたはわかるはずだと思うんだな。片方のほうで農業者の人数から、面積から、補助金から出してあって、総務部長が言うと割合がわからん。今、そんな時代でないんでね。そこに物をもったり取得したりなんかする人は、必ずみんな出ておるわけ。だから、私もマイナンバーというのが一番初めに出了たでね、議員で。これはプライバ



シーにならんだ。自分が悪いことをしてなかったらちゃんと出してやるのが一番大事なことなの。

だから、今言うように、農業者と一般家庭と分かされると、私が思うにはかなり、私も農業をやっていますから、農業申告というのは別に出しますね。私なんかだと、何町歩かあっても年間で大体45万ぐらいしかないんだな、所得がないんだ。農業の方でも、中間の管理機構、こういうところに、私は農業委員をさせていただいたんですけど、かなりあるわけだ。

市長も御存じかも知れませんが、この間、農業法人の管理会社の方が野焼きをやってみえた。これは3月11日1時40分。このときには警察と消防署がサイレンを鳴らして、そのやってみえる方に警告されたかどうかわかりませんよ、あった。市長は消防の海部南部の今の管理者だから、通知はあったと思うけれども、管理をしておる方でも、本当に管理が難しい。預けるほうは簡単ですけども、預けたら余計また、自分が払うほうもまた難しくなる。実際に、私が思うには、恐らくこの今の1億700万というのは、かなりの方があるんじゃないかなと思う。農業が大事だ大事だと言うんだったら、農業ができるような、固定資産税を払える状況にしてあげないとなかなか難しい。担い手とか何とか言うけど、なかなか担い手ってあるものじゃないんですわ。市長、ある。ないでしょう。なかなかないと。これは大事なんだ。農業が大事だって、農業をやっていこうと思ったら、農業者がそういう管理のところに出しても、管理を受けておる人が、こうやって横着してやらなきゃ、またその管理会社も利益にならんだ。このくらいの今の状況なんだね。

だから、こういうのを含めると、農業者と今のことは市民は知りたいと思うんだ。弥富市は約1万7,000近くの世帯数があるわけね。その中で1,300とか1,200の農業者があれば、こんなものずっと割ってわかるはずだと思うんだね。総務部長はそれぐらいはわかるかなあと思ったけれども、どうですか。わかりますか。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 先ほどの固定資産税の滞納の関係でございますけど、御質問のほうで、どういう方がというお尋ねだったと思ひまして、そういうお答えをさせていただいたんですけど、先ほどお話をさせていただいた中で、農業所得を申告した方で固定資産税の滞納者が何名見えるかということの数字でいけば、農業所得を申告された方本人が3名で、滞納額が約55万円でございます。それから、本人以外の農業所得を申告された方が家族に見える方の世帯でいけば、2世帯で金額といたしましては約80万円ぐらいが滞納額になっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 農業者の中はそれだけしかいないというわけね。一般家庭の方がよくあるわけか。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 滞納の方が農家かどうかというのは、ちょっと確認がとれないもんですから、申告書を一枚一枚確認しまして、その方が農業所得があるかどうかというのを確認させていただきました。農業所得を申告された方についての、その中で固定資産税の滞納の方が見えるのかなということで調べをさせていただいて、その人数と金額が先ほどお話しさせていただいた本人さんが3人で、金額といたしましては約55万、それから世帯でいけば2世帯で約80万円ということでございまして、金額と人数的なものは、把握させていただいたところでは、その人数、金額でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 26年度の農業者申告の専従控除を受けておる人の滞納というのは、1件ということで73万9,900円か、あるわけだな。だから、それはわかるんだけど、そういう控除を受けていない、結局、農業者の申告した人ね。申告すれば、当然、農業者としてカウントされておるわけやね。カウントされておるから言っておるわけね。だから、専従農家というのは約85件ぐらいしかないわけな。そのほかの小規模農業というのがふえて千三百幾つになるわけだ。だから、農業の申告をしておる中というのは、申告したところの人の農業のことだけを聞いておるわけね。だから、こっちの別に所得のあるないというふうじゃなくて、農業の中の申告した中で何人あるかということを知っておるわけ。わかればいいけど、わからな、また。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） まことに申しわけございません。申告書を拾い出しさせていただいたときに、その方が農業を専門でやってみえる世帯なのかどうかというのは、そのところでは把握いたしておりませんので、まことに申しわけございませんけど、お答えのほうは、数字が出てまいりません。よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 税をいただく人がよく勉強しないと、納税をしておる人が勉強しておっては逆になっちゃうんだな、これは。そうでしょう、市長。もらうほうがよく勉強していただかないと、逆に払うほうが勉強しちゃうと、あなたたちもらえんようになっちゃうんだ、逆に。こういうこともあり得るということだけは頭に入れておいてちょうだい。

それから、これは国のほうですけども、国民年金の納付、滞納者の件数は3,979件ですけども、これに間違いはないですか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まず、平成27年12月末での国民年金の第1号被保険者については5,183人でございます。

そのうち、いろんな免除がございます。法定免除であるとか、申請免除あるとか、学生納付特例であるとか、納付猶予というのがございます。そういったものを引きますと、実質的な人数としては3,979名が納付の対象者となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、この中で滞納金額というのは3億3,580万というふうになるんだけど、この国民年金というのは払わないと、住宅ローンとか電話とかいろんなものが、5年間というのは借り入れできんのよね。そういう制度もある。だから、本当言うなら、もっとしっかりやっていただきたいなあと思うんですけども。

各地の中で、国会議員とか、あるいは公人、議員もそうですけど、今までにテレビやなんかを見ておると、家族の中で国民年金を払ってないのが弥富市はある。公人の中で。わからない、短くして議員の中でもいいけれども。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 済みません、把握しておりません。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 市は国の準ずる機関であるんだね。だから、国に納めていただくことは、あなたたちがこのことをちゃんと知ってないと、国のほうは財政が回らないから、先ほど市長が言ったように、介護やいろんなものと25%しかくれん、あと75%は払わないかんということ。だから、きちっと払ってあげれば、50%くれると思うんだわな、市長。払わんからくれんないんだ。だから、こういうことをきちっとしていかないといかんということと、一番悪いのは、悪いと言ったらおかしいけれども、国民年金というのは40年払わな、40年払ってやっと1カ月、今現在ですけども、6万5,000円しかくれんだね。だから、なかなか払おうという人の意思が少ないんじゃないかなあと思うけれども、こういうのも今までの流れとだんだん変わってきておるということは、いろんな会社が倒産したり、あるいは解雇されたり、いろんなことがあるので、私が国のことまで言っても仕方がないんですけども、あるということ。

それから、今、弥富市の起債、これは26年だと46万あるというふうになっておんだけど、本当に46万か、前回聞いたときは40万と聞いたんですけど、これを見ると46万になっておるんだな。どっちが本当なの。

○議長（武田正樹君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

まず、弥富市の市民1人当たりの起債ということでいきますと、39万3,877円で40万円ぐらいということでございます。それと、今、御指摘のありました46万というような数字もあると思うんですけども、これにつきましては、財務4表といいまして、市のバランスシ-

ト、こういったものでいきますと、負債ということで、それぐらいの金額になるわけで、約46万ぐらいになるわけですがけれども、これはなぜ違いますかと申しますと、起債というのはお金を借りた金額でございますけれども、この負債には退職手当の引当金といいまして、職員が一斉にやめるという、こんなことはまず現実にはないわけでございますけれども、そういうときに払う退職手当ですね、こういったものも一応負債というものに含まれてまいりますので、ちょっとふえるということでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 市長の施政方針の中で、市民にとっては大事な心強いビジョンのことを政策で述べられました。これについては本当にありがたいと思っておる。

そこで、弥富市も今、防犯カメラを10カ所ぐらい今度つけられるということであったので。一宮市、新聞を見ておったら、小・中学校に全部、8月までに防犯カメラをつけるということがあったんですけれども。

これともう1つは、私、前に言ったけれども、救命胴衣ね、こういうのも必要なと思うので、こういうところを市長の中でどうだろうと思うんですけれども。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 防犯カメラにつきましては、12月議会のときに議員のほうの御質問に対してお答えをさせていただきました。平成28年度予算で、向こう3年間という形の中で30基ということでございますので、28年度に10基設置していきたいと思っております。その予算として720万ほど防犯カメラの設置という形の中でやっています。これは今、大原議員がおっしゃるように、小・中学校を中心として、ないところはないというような形に早くしていきたいと思っております。

そして、またライフジャケット、救命道具でございますけれども、これは南部のほうの小・学生、あるいは保育所という形の中で、ことしも、先回も議員のほうから早く全体にライフジャケットをとということでございますけれども、十四山地区も含めまして相当数、半数ぐらいは今年度対応できるかなあと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今の桜と日の出が抜けておるけれども、ここは大丈夫かな。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 申しわけございません。南部と東部という地域の小・中学校、保育所というような形の中で今年度で対応していきたいと思っておりますので、桜とか日の出につきましては、今後、速やかに対応していくという形で御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 十四山学区には木曽川がないわけだな。桜学区には、あと日の出が

あるわけだ。どっちが危険性があるかということね。与えてメリットのあることが大事だと思うの。そうすると、日の出と桜は、特に木曽川の一級河川が通っておるわけだ。十四山のほうだと一級河川ではないわけね。この辺のところはどうか、市長。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 弥富市全域、海拔ゼロメーター、マイナスという状況でございますので、どこが安全か、どこか危ないかということにつきましては、今の私の答弁の中にあると思います。全てのところが危険地域であると思っております。桜学区、日の出ということにつきましても、速やかにということを申し上げました。今年度、予算は編成されておられますけれども、よく考えながら、また議員とも御相談申し上げながら、もし早急に必要というようなことが声でまた起こしていただければ、これは補正で考えるのかどうか、ちょっと御答弁しづらいところですが、いずれにしても速やかに対応して、子供たちの安全を考えていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） よくわかりました。

次に、道路につきましてですけれども、弥富市の都市計画では6メートル道路となっておりますけれども、のり面がようけあるわね、両べたに。実際にしたら8メートルぐらい使えるんだけれども、6メートルしか使われてないと。こういうのについて何かもうちょっと、柵板をつけるなり、またL溝をつけるなりして、道路の拡幅をすることによって危険性もなくなり、また消防自動車、あるいは救急車が緊急に入ったり、市長も御存じのように、先ほど1万2,000人近くの高齢者がおる中、何かあったときに、1秒でも2秒でも早く行けるような道路整備をすることによって、一番大事なのは、道路を整備することによって、多くの住民が安心したり、あるいは大企業が弥富なんかに来たいということもありますし、それからもう1つは、西知多半島の道路整備が国の所管でやられるということ。だから、あっちばかりやらずに、西は西の玄関というふうでありますけれども、東のほうはもっとずっと奥まであるけれども、弥富はここで終わりなんだから、愛知県は。だから、155号線というのも、またこれからも考えていただきたいというふうで、また市長とも、議長、あるいは議員の皆さんとともに行って、今ちょうど横井五六議長がおりますので、ちょうどいいところだから、あの人をお願いしながらして、弥富は県会もおりますけれども、しながらして、何として早くね。道路整備をつくることによって、必ず大きな産業が南部、あるいは十四山地区、こういうところに集中してくると思う。集中してくれば当然、固定資産税をいただくようになれば、先ほど言った資産割でももうちょっと安くなるという考え方も市長は持たれると思うんだけれども、考え方をひとつ。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 道路整備の御質問でございます。

道路のり面を利用して幅員を拡大したらどうだという形の御質問でございますが、これは議員おっしゃるとおりでございます。交通の安全、あるいは人の歩道等も含めて、歩くことも含めて安全対策を講じていかなきゃならないという形でございます。そうした形の中においては、28年度の中においては佐古木地区をまずやっていきたいということで、コンビニエンスストアから北側へというか、そちらの方向に対して、住宅の方向に対して、のり面の幅員活用というような形でやってまいります。そのほか4地区、楽平、鯛浦、操出、稲狐というような形で整備を計画しているところでございます。

また、基幹道路、都市計画道路というようなことも含めて、道路はまちづくりの生命線だろうと思っております。今までも議員各位にいろいろと御支援をいただいておりますが、また新年度になりましたので、また新たに議員の皆様方のお力添えをいただいて、御要望にしていきたいと思っておりますので、その節は議員各位よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） もう1つ、道路のことですけれども、日光線ね。十四山から平島に抜ける中央幹線の、中央幹線というのは中部下水の橋がかかりますね。橋がかかると、全く平島の中のひので保育所や桜保育所、真ん中をそれこそトレーラーやトラックがようけ通るので、こういうのも含めて、市長、県のほうともやっていただいて、155号線を早くやっていただくというふうにお願いしておきます。

それで最後ですけれども、水路についてしますけれども、この水路を市長、一生懸命やってもらって都市下水が進んでいる。水路の中に水がないようになってね、排水が流れないから。そうすると、入梅の時期はまだ水が流れていいんですけれども、ヘドロがたまっちゃうんだな。中部下水なんかだと水がなくてヘドロだけ残っちゃう。水が流れておれば、だあつとそれでいっちゃうんだけど、そういうのもあるんで、こういう対策を、何とかする方法と、それからできたら平島町は人口も多いことでありますので、車新田の運動広場から八幡神社までの間を暗渠にさせていただくと本当は一番いいんだがな、市長。そうすると、憩いの場所になって、あそこも両べた、桜が今植えてあります。かなり大きくなっています。そうすると、ひので公園に行くにもいいし、市街化の一番真ん中の中にあんな大きな水路があつて水がない、ただ本当に排水だけだから。今までは下水がなかったから排水が流れておったんですけれども、下水対策になったから水が流れない。こういうがあるので、一遍そういうのは検討していただくということで、答弁は別になくてもいいわ。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 本日はこの程度にとどめ、明日に継続議会を開き、本日に引き続き一

般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 永 井 利 明

同 議員 鈴 木 みどり

平成28年 3月15日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

| | | | |
|------------------------|---------|--------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 伊 藤 好 彦 |
| 民 生 部 長 兼
福祉事務所長 | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長 | 竹 川 彰 |
| 教 育 部 長 | 八 木 春 美 | 総務部次長兼
財 政 課 長 | 渡 辺 秀 樹 |
| 総務部次長兼
秘書企画課長 | 山 口 精 宏 | 総務部次長兼
危機管理課長 | 橋 村 正 則 |
| 民生部次長兼
十四山支所長 | 松 川 保 博 | 民生部次長兼
児 童 課 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 会計管理者兼
会 計 課 長 | 山 守 修 | 監 査 委 員 長 | 平 野 宗 治 |
| 総 務 課 長 | 立 松 則 明 | 庁 舎 建 設
準 備 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 税 務 課 長 | 山 下 正 己 | 収 納 課 長 | 鈴 木 浩 二 |
| 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 | 保 険 年 金 課 長 | 佐 藤 栄 一 |
| 環 境 課 長 | 伊 藤 仁 史 | 健康推進課長 | 花 井 明 弘 |
| 福 祉 課 長 | 宇佐美 悟 | 介護高齢課長 | 半 田 安 利 |

| | | | |
|-----------------|---------|-----------|---------|
| 総合福祉センター
所 長 | 村 瀬 修 | 農 政 課 長 | 安 井 耕 史 |
| 商工観光課長 | 羽 飼 和 彦 | 土 木 課 長 | 山 田 宏 淑 |
| 都市計画課長 | 大 野 勝 貴 | 下 水 道 課 長 | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長 | 水 谷 みどり | 生涯学習課長 | 安 井 文 雄 |
| 図 書 館 長 | 山 田 淳 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|--------|---------|---------|---|---------|
| 議会事務局長 | 三 輪 眞 士 | 書 | 記 | 浅 野 克 教 |
| 書 | 記 | 伊 藤 国 幸 | | |

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と三宮十五郎議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず朝日将貴議員、お願いします。

○1番（朝日将貴君） 1番 朝日将貴でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

私が質問させていただく項目は2点。1点目は、地方創生（弥富創生）事業について、そして2点目は、仮庁舎への分散移転に伴い、煩雑さが増す市民サービスの緩和とマイナンバーカードの利用促進についてであります。

質問の前に1点だけ、この3月議会冒頭でございました市長の施政方針演説について、こういった発言がございました。「20年先、30年先のまちづくりに思いをはせ、さらなる安心・安全なまちづくりに全力を尽くし」ということです。これは、未来への責任感のあらわれだと存じます。私も、未来への責任感を持って取り組んでいかなくてはならないと選挙中も訴えてきました。この責任感を念頭に置いて、そして人口減少社会への対応をしていかなくてはならないと思っております。

それでは、質問に入りたいと思います。

先ほども申し上げたとおり、人口減少社会に対応する危機感を持ったまちづくりへの意識向上が必要であると考えます。西部臨海工業地帯を有する弥富市において、南部からの税収は市全体の約3分の1に該当しており、これは大いなる弥富市の財産であると言えます。

一方では、そういった西部臨海工業地帯を有しない他の隣接自治体同様に、もしもその税収がなかったとしたら、弥富市の市民サービスは今よりも低いレベルにあるということになるのではないかと思います。

人口減少問題で市全体の税収が減収していけば、いずれ市民サービスの低下を招くおそれがあり、最低限、市民サービスの現状維持をするため、危機感を持ったまちづくりをしてい

かなくてもはいけません。いつまでもきょうと同じあしたは来ないということです。西部臨海工業地帯からの税収をプラスアルファに考えるように取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

本市は、三大都市圏の名古屋近郊でございます。かつ議員が述べられましたとおり、名古屋港西部臨海工業地帯を有しております。

このことから、現状におきましては税収面での強みがあると認識しており、議員の御指摘のとおり、その税収分をプラスアルファとして取り組んでいくことは大切なことと認識いたしております。

しかしながら、本市におきましては普通交付税の交付団体であり、税収がふえても、その75%の額が基準財政収入額に算入され、普通交付税がその分減額されるという現状もありますので、当該地域の税収がそのままプラスアルファになっていかないということも一応御理解いただきたいと思います。

本市も、これまで少子・高齢化の中で子育て支援や都市基盤整備を推進し、人口は順調に伸びてまいりましたが、今後の推計では、人口減少に転じてまいります。

人口に占める高齢者の割合が確実に増加いたしまして、2040年においては65歳以上の高齢人口の割合が30%に達すると推計しております。高齢化の進展と生産年齢人口減少に伴う市税収入の減少によりまして、市の財政や地域経済が縮小し、それによるまちの活力への影響は極めて大きいものとなると懸念しております。

そうした中におきまして、今後は選択と集中の考え方のもと、身の丈に合った規律ある歳出構造の行政運営と、真に必要性・重要性の高い施策に限りある経営資源を適正に配分いたしまして活用することによりまして、どのような状況にも対応可能となる財政基盤をつくり上げ、将来にわたって市民の皆様に質の高い安定した行政サービスの提供を行っていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 朝日議員にお答え申し上げます。

おはようございます。

まず、税収の面での数字を朝日さんはおっしゃるわけでございますけれども、少し基本的なところで御理解をいただかなきゃならないところもあるかなあと思っておりますけれども、弥富市税収の全体の3分の1が西部臨海工業地帯から上がるわけではございません。私どもといたしましては、自主財源の税収というのは、その基幹税として固定資産税、そして市民の皆様が本当に一生懸命納めていただく市民税、そして企業のほうからお預かりする法人税、

こういったことが基幹税としてあるわけでございます。そして今、西部臨海工業地帯からは、この固定資産税の部分における総額、弥富市は45億強ございますけれども、その3分の1がいわゆる西部臨海工業地帯から税収として上がるということだけは、少し御理解をいただかなければならないと思っておりますので、お願いいたします。

それと、地方創生ということに対して、次の10年、20年という形で、この10周年の節目で我々はまちづくりをしっかりと未来に対して考えていかなきゃならないわけでございますけれども、御承知のように、少子・高齢化はこの弥富市においても、もう既に始まっております。特に、高齢化社会においては、もう25%という高齢化率に近いような状況でございます。そしてまた、都市基盤整備事業という形の中で、公共下水道事業、あるいは道路等における事業もまだまだやっていかなきゃならない、いわゆる都市基盤整備事業としてあるわけでございます。

また、弥富市は、農業基盤整備事業という形の中では、農業振興地域でございます。土地改良を中心とする農村の基盤整備事業もやっていかなきゃならないという形の中において、やはりバランスのとれたまちづくりをするということにおいて、これからもこの税収をしっかりと高めていくと同時に、こういったまちづくりに使用していくということでございます。

いずれにいたしましても、まだまだ多くの国・県から交付金をいただいてやっていかなきゃならない当市でございますので、財政の健全化を図りながら、これからもまちづくりをしっかりとやっていこうと思っておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 続きまして、北部のエリアは名古屋まで電車で15分、そして東名阪、高速道路も有するすばらしい立地であるにもかかわらず、イオンタウンができて以降の大きな発展は乏しいのではないかと考えております。

そこで、北部の発展にこれから必要なことは何か。私は、これは観光ではないかと考えております。質の高い観光資源を地場産業と結びつけて産業化し、内外にアピールをして、日本全国、そしてさらに世界中の人々が弥富市を訪れてくれるように取り組む必要があると思います。また、地方創生のメニューにのっとって予算を確保できるように、国に強く要望をし続けながら、長期に弥富市が発展し得る計画をつくる必要があると考えます。

弥富市の地場産業といえば、もちろん金魚であります。こういった金魚の水族館、題して金魚アクアリウムとでも申しますが、駅からも近く、そして弥富インターからもアクセスしやすいエリアの土地を有効活用し、観光施設を早期につくるべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） おはようございます。

御質問にお答え申し上げます。

弥富市の北部地域は、幹線道路や鉄道など交通施設が整備されており、弥富駅と佐古木駅を核とした市街地の形成によって、名古屋市と直結したまちを形成しております。また、市街地の周辺では、農地や金魚の養殖池など、自然と調和したゆとりのある環境が広がっています。

こうした地域状況の中、市としましては、駅を中心とした利便性の高い地域づくりを目指すとして、アクセス性にすぐれた立地条件の車新田地区のまちづくりを進めることとし、まちづくり勉強会を今年度から始めたところでございます。こうした新たなまちづくりとともに、市の観光資源となる金魚は大切な地場産業として考え、市のPR活動の手段として活用しているところでございます。

しかし、本市の金魚養殖自体が衰退する現状にあり、本市のみならず、他の生産地においても同様の事例が起きている状況でございます。

こうしたことを踏まえまして、平成28年度に市制10周年記念事業として「金魚サミット in やとみ」を開催しまして、市民の皆様に地元産業を広く伝え、同時にゼロから未来を考える場所「サミット」として情報発信しまして、金魚を観光資源として改めて位置づけることにしたいと考えております。詳細につきましては、弥富金魚漁業協同組合と打ち合わせしながらまとめたいと考えております。

また、議員から御提案の金魚の水族館、金魚アクアリウムの建設についてでございますけれども、水族館とは異なりますけれども、今現在、市の歴史民俗資料館において、市内の生産者で養殖されている20種類以上の金魚を常時見ることができます。今年度作成しました弥富市観光ガイドブックを活用しながら、市内のほかの観光施設とあわせ、広くアピールしたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 朝日議員にお答え申し上げます。

今、私ども弥富市は全域で48平方キロの広さを持つておるわけでございます。そして、大きくは3つのブロックに分かれております。今、議員御指摘の北部地区は、市街化地域を中心とした住宅が密集している地域とお考えいただければいいかなあと思っております。そして、中部地区という、大藤であるとか、その周辺でございますけれども、この地域においては農業振興地域という形で、私たちとしてはさらに農業振興を含めてさまざまな産業等をやっていきたいと思っております。もう1つは、西部臨海工業地帯の南部地区でございます。この北部、中部、南部のバランスのいい発展を、まちづくりの核としてやっていかなきゃならないと思っております。

特に、北部地域におきましては、議員御指摘のように、さらに活性化を進めていくことに

おいて人口の集中、いわゆる人口減少社会を防いでいくというようなことが大事だろうと思っております。

そうした形の中で、新たな市街化区域を定めていこうという形の中で、国道1号線の車新田のところにおいて、今、新たな市街化地域という形の中で動き始めさせていただいておるところでございます。地域の皆様の地主さんにお話を数回させていただいて、これを進めていきたいと思っております。

観光資源としての金魚というのは大変重要な位置づけだろうと思っておりますけれども、弥富の金魚だけで観光になるかという、これは大変厳しいものがございまして、私どもは今は4市2町1村、海部全域の中での弥富の金魚の位置づけというような形で、例えば津島市さんであれば夏のお祭りですね、津島まつり。あるいは蟹江町でも同じような祭りがあります。そして、愛西市は愛西市でいろんなイベント、祭りとあると。そういうような状況で、海部地域の連携の中の一つとして金魚の位置づけをもう一度はっきりしていったほうがいいかなあというふうに思っております。

そういった意味で、この11月に予定しておりますけれども、金魚サミット、日本の金魚の生産地である奈良郡山、そして熊本の長洲町、そして私ども弥富市が一堂に会して金魚サミットをやりたいと。金魚に対するもう一度思いを込めて、市民の皆様、住民の皆様、近隣の皆様に対して、こういったような啓発も含めてイベントを開催していくということで、何らかの手応えを感じていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） つけ加えまして、JR・名鉄弥富駅のバリアフリー化にあわせての改築事業においても、近鉄の弥富駅まで高架橋を通したい、そういう次の計画策定を含めた弥富駅の再開発を官民合同で取り組める長期計画にすることで、観光産業と、それから弥富創生の一部分として取り上げていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 弥富駅周辺整備につきましては、将来計画としまして、JR・名鉄弥富駅北口広場から中央駅前広場、そして近鉄弥富駅の南口広場を自由通路で結ぶ弥富駅周辺整備基本構想の案もございしますが、将来人口、財政等、総合的な判断の上で、事業効果が早期に発現できるような駅前整備の第1弾としまして、平成32年度末の供用を目指しまして、JR・名鉄弥富駅橋上駅舎化及び自由通路整備を鉄道事業者の協力のもと進めている状況でございます。これら自由通路整備としまして、周辺道路の整備推進を図ることは、にぎわいのある利便性の高い都市空間を形成し、都市核、都市の顔となるものでございます。

地方は、右肩上がり時代の拡大する社会から、人口減少、少子・高齢化が地域経済の縮小

を呼ぶという縮小の社会に入っていると言われていています。それを克服する手法としまして観光産業との連携は大変有意義であります。当市は名古屋市のベッドタウン的性格が強いということから、需要の把握が大変難しいと考えられています。次期都市計画マスタープランでは、このような手法も考慮しながら、北部地域の発展につながる施策を取りまとめていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 追加答弁させてもらいますけれども、ＪＲ、そして名鉄弥富駅、そして近鉄弥富駅というのが私どもの鉄道機関の駅であるわけでございますけれども、このＪＲと名鉄の弥富駅につきましては、過去からいろいろこの議会の中でも御議論いただき、市民の皆様から声をいただいたわけでございます。何とか自由通路等で南北を結んでいただきたいというようなことでございます。これは都市計画の中で、本当にもう30年、40年前から実は出ておった課題でございまして、我々としても、また以前も御担当いただいた首長さんにおいても、何とかしていかなきゃならないという形で議論を重ねてきたところでございます。

昨年の9月議会、12月議会というような状況の中で一つの方角性をはっきりと示させていただいたのは、南北の自由通路と橋上駅舎化をＪＲと名鉄駅の中でやっていく、これを第1段階としていきたいと思っております。この事業だけでも二十数億かかるわけです。そして今、朝日議員がおっしゃるように、例えば近鉄の弥富駅まで自由通路というか、そういう形でしていった場合、あるいは駅前の広場というようなことを開発していった場合は35億かかるという、我々は予算という形の中ではそれぐらいの事業費になるだろうということがあるわけでございます。

現在の状況の中で、市の財政状況、あるいはさまざまな事業をこれから大型プロジェクトを含めてやっていかなきゃならないという形の中において、議員の皆様方に御理解をいただいているのは、まずは自由通路と橋上駅舎化という形での第1段階をやっていただきたいということでございますので、御理解いただきたいと思います。そして、北部の駅広、あるいは南部の駅広という形の中で、これも将来的には考えていかなきゃならないだろうと思っておるところでございます。今、全体の事業費という形の中で御理解もいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） この観光産業は、弥富創生事業のコアになると確信しておりますので、市民の皆様とともに作り上げていかななくてははいけません。

そこで、市民参加の場をつくる必要があると思いますが、この地方創生事業としての市民参加に関して、弥富市の取り組みを教えてください。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 地方創生の考え方としまして、市民の皆さんが明るく生き生きと生活を送ることができるような活力に満ちた魅力あふれるまちをつくるため、市民と行政が協力し合い、市民協働のまちづくりの考え方と通じるところであります。

こうしたことから、地方創生は行政だけの力では進みません。住民の皆さん、NPO、関係団体や民間事業者など、連携して取り組んでいくものではないかと考えております。

議員御指摘の観光産業は、多くの市町において主要施策の一つとして取り上げられています。今後の観光産業を考えた場合、既成概念にとらわれることなく、市民参加による取り組みを進めることが重要になると思います。

そのため、本市の観光のかなめとなって組織する市観光協会の運営において民間活力を利用することが重要であると考え、今年度、市の観光協会長を市長から市商工会長へバトンタッチをし、市の観光そのものについて、今までの行政主導によるものでなく、商工会員を初め地域の皆様の幅広いネットワークを活用することにより、今後の観光産業を育てることができるよう、運営方法の見直しを行ったところでございます。

また、きょうの中日新聞朝刊で、議員もごらんになったかと思いますが、観光においては情報発信が不可欠になることから、木曽三川下流域の市町でつくり出す木曽三川下流域広域観光連携協議会というのを活用しまして、観光の広域化としての情報を広く発信するというので、今回、交流ということで、観光ボランティアということで、各市町のボランティアの皆さんの交流会ということで、木曽三川下流域でやっているということで、次回は弥富市の開催でそういったものを催すということで、広く観光の広域化ということで情報発信をしていきたいと考えていますので、また市民の皆様を巻き込んでいろんな情報を発信していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 以上が北部エリアの質問内容でございます。

さらに精査する必要は大いにあると思います。例えば金魚アクアリウムと併設した大型ショッピング施設の誘致や、セントレア内にあるような外国人が楽しめる飲食店を並べるとか、アイデアは底をつきません。

しかし、2027年にリニア中央新幹線が名古屋駅まで開通する、このことに加えてセントレアの2本目の滑走路がこのタイミングで間に合わせてくることだと思います。今、この中部エリアは、2027年までの間にどれだけ観光に力を入れるかどうかで、その後の未来の大きく分かれる分岐点に差しかかっているのではないかとということを認識していかななくてはならないということでございます。

続きまして、南部地域において、住みよい環境に一番必要なことは何であるかと私が考え

るのは、1番は鉄道を通すことであろうと思っております。具体的には、あおなみ線を延線するということでございます。飛島村、木曽岬町と名古屋港隣接自治体が一体になって、強く要望し続けるべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） おはようございます。

朝日議員にお答えをいたします。

臨海部へのあおなみ線延線についての御質問でございます。

鉄道は、豊かで快適な都市生活を営む上で欠かすことのできない基幹的かつ必須の交通機関であります。しかしながら、整備リスクの大きさとともに、既存の鉄道会社の旅客輸送量につきましては、今後横ばい、ないし減っていく傾向にあるのではないかと考えております。今後の少子・高齢化による人口減少の進展などの需要量を考慮いたしますと、臨海部へのさらなるあおなみ線延長は、現状では厳しいものと考えております。

鉄道は、国・県を初め関係機関での整備でありまして、本市のみならず、名古屋圏全体としての計画検討が前提となるものであると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 朝日議員にお答え申し上げますけれども、西部臨海工業地帯というような状況の中であおなみ線の延長をということにつきましては、今までも地元の平野議員を中心として、他の議員からも御質問をいただいているところでございます。

あおなみ線が先か、あるいは私どもの西部臨海工業地帯をさらに密度あるものにしていくか、この方法ということと同時に進めていかなきゃならないということだろうと思っております。そういった意味においては、弥富市として、まだやることがいっぱいある中で、西部臨海工業地帯にしっかりとした優良な企業を誘致していく。そういうことにおいて、このあおなみ線の現実化ということも総合的に考えていただけるのではないかとこのようにも思っております。

私どもといたしましては、議員各位と御協力いただきながら、弥富にやはりしっかりとした企業を誘致して、西部臨海工業地帯のさらなる密度を高めていく。そして、そこで働く人たち、雇用される人たちに利便性がある、便利なところだとおっしゃっていただくようなことがあれば、全体は動くと思っておりますので、弥富市の使命をまず果たしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 鉄道を通すこと、これは難しいということはもちろん承知しております。その間の施策として、きんちゃんバスの有効活用が求められると思います。南部から弥富駅、海南病院に至るまでの全てのバス停を通過する急行バスというのを整備して、直線的

に、かつ朝夕の時間帯の本数を増加するべきだと考えます。朝、忙しい子育て世代への環境整備の観点からも必要ではないかと考えます。

また、弥富市だけに限る必要もないと考えますので、弥富駅、海南病院を利用される範囲、例えば愛西市、飛島村、木曽岬町など近隣自治体、並びに市民皆様の意見を十分に聞く機会を設けて、よく御理解を得た上で、きんちゃんバスの運行改善を図り、またその場合の利用者負担についてもよく考慮し、現状よりもよい運営ができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 朝日議員にお答えをいたします。

南部からの急行バスを整備して、朝夕の時間帯の本数を増便させることが必要と考えます。また、近隣自治体や市民の意見を聞く場を設け、運行改善を図り、利用者負担も考慮して質の高い運営ができると思うがという御質問でございます。

きんちゃんバスにつきましては、平成11年4月に市内循環福祉バスとして運行を開始し、その後、地域公共交通活性化・再生総合事業の計画事業として、通勤、病院、買い物などの市民生活の移動手段の確保、公共交通空白地域の解消を目的として、平成24年4月より本格運行を行っております。

地域公共交通のあり方につきましては、市民の皆様のニーズや利用者状況を把握するために利用者実態調査や利用者アンケートを実施し、弥富市地域公共交通活性化協議会において毎年検討を行いまして、より利用しやすい、利便性の高いバス運行を目指して、さまざまな修正を行い、改善を図っておるところでございます。

しかしながら、市民の皆様の生活の交通手段の確保、公共交通空白地域の解消などの目的のため、より利便性の高いバス運行を行っていかねばならないと考えております。

したがいまして、運行業務を委託する業者への委託料が増額とまらない範囲内で、今後も各種御要望の取りまとめを行い、弥富市地域公共交通活性化協議会において協議をしてまいりたいと考えております。

また、議員御提案の急行バスにつきましては、平成28年度の調査業務において、南部ルート、東部ルートの路線において、幹線的な、直線的な運行のモデルケースを策定し、弥富市地域公共交通活性化協議会に提案してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） バスの運行につきましては、朝日議員も御承知かと思いますが、この操業以来、さまざまな市民からの意見、そしてまた議員の皆様方の意見の中で御意見をいただいているわけでございます。

平成28年度、以前、三宮議員だとか、そういった方に十四山東部のほうのルートも含めて

しっかりと見直せと。デマンド方式であるとか予約方式であるとか、あるいは拠点拠点において、そういったようなバスの運行をしてはどうかというものをいただいております。

そうした中で、今回、また朝日議員のほうから急行バスという名称で再検討したらどうかということで、今所管の担当部長が答弁したとおりでございますけれども、何とかそういう少し利便性の高いというか、もう少し時間のかからないような形での、病院、あるいは駅、あるいはショッピングセンターというような形での急行的なバスを東部ルートと、それから南部ルートで一度モデル的に考えていきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 早速その話が具体化されるということは、大変うれしく思います。

ここで私が何を言いたかったかということ、南部への予算をふやせということではなくて、何をもってこの弥富市の市民の皆様の市民サービスが平等になるかという問題であるかなと私は考えております。同じ弥富市に生まれた人が同じサービスを受けるためには、ある意味では各地域の差をつけるのも、またこれは市民サービスの平等につながるのではないかと思います。

例えば愛知県の中でも、弥富市を含めた海拔ゼロメートル地帯の災害に弱いエリアだということで、国や県に災害対策として補助金や道路整備、そういった活動が一生懸命なわけですが、そうした危機感のないほかの自治体に住む方は、この海拔ゼロメートルエリアのそういう災害対策に対して、やはり冷ややかだったりします。どうしてそんな危険なところに住むんだと。もう少し安全なところに引っ越せばいいじゃないか、実際にそういう声があったりするわけですが、私たち弥富市民は、やはり誇りを持ってこの地域に住みたい、災害対策を進めて、この弥富市に住み続けたいと思うわけであります。こういった感覚のずれといいますか、弥富市内においても北部で便利だとか、南部で不便だとかという、これを客観的に見る必要もあるのだと思います。何ををもって平等かという線引きは非常に難しいですが、例えば北部のエリアのバスの本数を減らしてでも南部のほうを少し優先させるとか、そういった努力をするということは必要ではないかということでございます。

それでは、2つ目の質問に移ります。

ゴールデンウィークに仮庁舎への分散移転をすることで、市民サービスの煩雑化が予想されます。そこで、煩雑化を緩和する意味も含めて、マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアで住民票等がとれるよう、弥富市も取り組む絶好のタイミングであると考えます。同時に、マイナンバーの利用者をふやすことで、市民サービスの向上にも寄与できることにもつながると考えます。結果としてゴールデンウィークに間に合わないとしても、しばらくの期間、市民に御迷惑をおかけするわけでありますので、早期に取り組むべきだと考

えますが、いかがでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 仮庁舎の分散移転に関しまして御心配をおかけしておりますが、市民課は現庁舎から市民ホールへの移転であります。また、十四山支所及び鍋田支所につきましては、引き続き従来どおり交付を行ってまいります。事務所、駐車場が手狭になることは危惧されますが、市民への御迷惑を最小限に抑えるように努力いたしてまいります。

マイナンバーカードを利用した証明をコンビニ交付してはということでございますけど、他市において既に行っていることは承知しております。現在、弥富市では土・日、祝日の図書館開館日の午前9時から午後5時までの間、住民票、印鑑証明の発行を行っております。これで年間約1,000件の利用をいただいているところでございます。費用対効果等も考慮いたしますと、現段階ではコンビニ交付は考えておりません。

今後の導入については、近隣市町村の動向も見ながら検討することになると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

質問の内容は大きく2点です。

まず1点目は市への要望申請についてです。2点目は学校で学ぶ防災教育について、この2点について質問をさせていただきます。

昨日の一般質問で、那須議員からも質問がありましたが、多少重複することもありますので、よろしくお願いいたします。

先日、ある方からこのようなお話を伺いました。これは随分前のお話だったんですが、市にお願いしてもなかなかやってもらえなかったという不満でした。毎年、年末近くになると、区長さんを通して市への要望が回覧板で回ってきますよね。そのときに、そこに書いて要望を出したそうです。その内容というのは、その方の家の横にある市道に排水路があるんですが、そこにふたをしてほしいというものだったんだそうです。ところが、要望を出しても市の担当者が見に来ることもなく、何も変わらないままだったそうです。また1年が過ぎて、1年か何年だったか、ちょっとそこまではあれだったんですが、再度また要望をしたそうです。それでもやはり変わらなかったそうです。それで、その方はかなり頭にきていらしたところもありまして、その当時、市役所だったか役場だったかは定かじゃないんですが、思い

切ってそこに行って、何でやってもらえないのかと聞いたそうです。そうしたら、そこでは優先順位があるからと言われたそうです。要望を何度出しても、優先順位があるのなら、じゃあいつになったらやってもらえるのと、かなり不信感を持たれていたんですね。

そんないきさつもあって、もう今は市に対して何も言う気にならない、言っても聞いてもらえないからもういいわと、こんなことを言われました。

これは佐古木にお住まいの方だったんですけれども、つい先日、そこは小学生の通学路でもありましたので、きちんとしたガードレールがつけてありました。その方も、長年諦めていらしたので、本当はふたをしてもらいたかったんですけども、これだったら安心できるわとおっしゃっておられました。

そこで、現在の市の体制としてお聞きしたいのですが、区長さんを通して市民の方の要望申請が上がってきますよね。この申請の有効期限というのはどのくらいなのでしょう、お聞きします。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 有効期限ということでございますけれども、申請年度から3年間とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 3年という話なんですけれども、毎年申請が回ってくるわけですね。そのときにどのぐらいの申請の数が上がってきますか。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） いろいろと事業がありますので、側溝工事というものに限って御報告させていただきたいんですけれども、平成26年度におきましては26地区で45件、平成27年度におきましては25地区39件、28年度、来年度事業申請としましては12地区14件ということで申請は上がってきております。また、側溝の延長としましては、おおむね2,000メートル前後が毎年申請として上がってきております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 今、数をお聞きしたんですけれども、これは上がってきた数に対してちゃんと対応できているのでしょうか、お聞きします。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 申請に対しての整備率といいますか、実施した施行実績で御報告申し上げたいと思います。

まず側溝工事につきまして、平成26年度は申請に対しまして実施したものとしては約39%、27年度や約49%の実施した実績になります。あと、側溝のしゅんせつ、要は土をさらえてほしいというような要望等に対しましては、平成26年度で約7%、27年度が約13%となってい

ます。また、安全対策としまして、カーブミラーの設置につきましては、26、27年度両年度とも約60%となっています。あと、路肩のカラー舗装とか交差点のカラー舗装等、最近は要望事項が多いんですけれども、平成26年度は100%したということがありますけれども、27年度は路肩のカラー舗装で約75%、交差点のカラー舗装は約46%ということになっております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） あとに続くんですが、側溝の泥に関しては、とても低い数ですよ。

先ほど側溝の数で言われたときに、30件以上ある中で1桁に近いような数字というのは、ちょっと住民の方が不満を持つのも仕方がないなあという気がしますね、これは。私はもう少し上なのかなあと思ったんですけれども、ちょっとびっくりしました。

この側溝掃除なんかは、今でも優先順位というものがあるんでしょうか、お聞きします。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 側溝の掃除関係につきましても、市のほうとしましては、基準といますか、全部の要望のあるところを全てやるということであれば一番いいんですけれども、広い範囲にわたりますので、市のほうとしましては幹線道路沿いとか、土砂の堆積がおおむね半分を超えたものを一つの目安としまして実施している状況でございます。また、部分的に土砂が堆積して、雨水排水が流れないという状況を確認しまして、緊急にそういったところを掃除するということはあります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 優先順位のことをお聞きしたんですけれども、土砂がたくさんあるところからというお話でしたけれども、これはやはり区長さんからの申請で、市が見て決めるわけじゃないですもんね。広いところですし、どこでどれだけあるというのは、やっぱり地元の方が一番よく知っていらっしゃるので、そういう形に優先順位が決められていくということですね。

これは海老江にお住まいの方だったんですけれども、側溝の掃除についていろいろ言われたわけなんです、この件につきましては、早速、市の職員の方に見ていただきました。この方に限らず、恐らく多くの方が同じことを思ってみえると思うんですね。泥がたまっているのはわかっているけれども、なかなか掃除ができない。市で掃除をしてもらったのは本当に何年も前のことだということで、大雨になると側溝に水が流れないため、道路のほうに水たまりができてしまうという、そんなお話を伺いました。

そこのお宅の周りをちょっと見てみたんですね。そうしたら、そこのお宅は土砂はないんですが、その周りのところなんですけれども、私もちょっとびっくりしたんですけれども、近くに畑があったせいもあると思うんですが、もう側溝のいっぱい、穴があいているところにも

指が刺さるぐらい泥がたまっていました。そのぐらいたまっているので、当然近くもU字溝の半分以上が泥で埋まっているという状態でした。これでは何のための側溝かなあと思いました。

毎年5月と12月に弥富市の一斉掃除があるんですが、このときにでも自治会で掃除をするのが望ましいのですが、側溝のふたはコンクリートでできていて、とても厚いため、道具を使ったとしても簡単にあけられるわけではありません。そんな理由もあって、何十年もふたをあけずに掃除をしていないというところが多いと思うんですが、昔、この話を聞いて思い出したんです。私の弟も一斉掃除のときに側溝の掃除をして、側溝のふたで指を挟んじゃって、もう切断しなきゃいけないと、そのくらい言われました。今、ちゃんとありますけれども、そのくらい重いし、危険な作業なんですね、あれは。

そこでお聞きしたいのですが、自治会もかなり高齢化になってきますけれども、側溝掃除について、高齢化にずうっとなっている中、市はどのように考えていますか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 議員がおっしゃられましたように、地域におきましてはコミュニティの活動の中で一斉大掃除ということで、5月、12月を利用しながら、清掃していただける地区もあろうかと思えます。そういった日常的に町内単位で行われているところもありますけれども、やはり高齢化が進みまして、側溝のコンクリートぶたをあけて清掃するということは大変危険であるということは市のほうとしても感じております。また、こういった側溝しゅんせつ、先ほども申請においての実施率というのは結構低いところもあります。実際、全域ということを広くやった場合に、財政的にも負担が結構かかるということでございますので、ある一定の基準ということで、先ほど申し上げたような形で進めているところではございます。

多くの地域において、やはり側溝掃除をするということは大変である、労力も必要、また危険だということもあります。しかしながら、多くのところにおいて地域活動ということもしていただいております中で、やはり市のほうとしましても、側溝の掃除において、できる限りの場所等を確認しながらやっていくようには、予算よりも今後進めていきたいとは考えておりますけれども、やはり実施するにおいては、限られた地区のところばかりやるわけにいかんもんですから、ある程度幹線道路、あるいは流れが悪い、先ほど議員の言われたように半分以上埋まって、どうしてもできないというようなところを優先的に考えていきたいと思えます。

それともう1点、側溝のふたということで、今はコンクリートのふたがかかっているところにおいて、それを鉄の編み目のグレーチングというふたに取りかえるという申請においても受け付けて、それで申請を多くいただいて、今取りかえということもしております。そう

いったことにおいて、正直に言いまして掃除がしやすいということを地域のほうで考えながらやっていたいておるところもありますので、地域のほうでも少しずつそういったことでお手伝い願えればということで今は考えている状況でございますので、また御意見等で市のほうでいろいろとあった場合には、対応はしなきゃいかんとは思いますが。やはり地域の方の助け合いのもとで、側溝掃除は進めていただけるとありがたいと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木議員に御答弁申し上げますけれども、それぞれの自治会、あるいは市民の皆様の声というのを私どもはしっかりと真摯に受けとめて事業の執行をしていくということが役割でございますので、今後もそういう基本的な姿勢ということにつきましては通していきたいと思っておりますので、市民の声を届けていただきたいわけでございますけれども、しかしながら、さまざまな公共事業をやっております。そうした中で、市民の皆様の声を即というような状況にない場合も多いわけでございますけれども、優先順位を持ってこれからも進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

また、側溝の清掃等におきまして、いろいろとお話を伺うわけでございますけれども、確かに何のための側溝だというようなことがあってはなりません。このゼロメートル地帯、あるいはゲリラ豪雨というような状況の中で大変心配な地域でもございますので、そういうことをしっかりと管理することが次の安心・安全につながっていくわけでございますので、これは一度しっかりと、平成28年度の区長さん、補助員さんに、そういう会合を通じて、地域の地域の側溝の現状のあり方について御報告をしていただこうと思うわけでございます。そして、我々としてはお手伝いさせていただくという状況の中で、側溝のいわゆる管理をいま一度見直しをしていきたいと思っておりますので、平成28年度の新役員さんのほうに御要望を申し上げて、申請を上げていただくという方向で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 今、市長からもお言葉をいただいたわけですが、やはり泥がたまりやすいところには、先ほど竹川部長が言われましたようにグレーチングですね。ああいうのかえていけば、すぐに泥がたまっているのかどうかというのは編み目から見ればわかるので、コンクリートのふたよりもグレーチングのほうがあけやすいということもありますし、これだったら自治会でも掃除がしやすいのではないかなと思いますので、そういうふうにかえていくように指導もいただき、もしできたら補助もいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問は、個人の方の要望からお聞きしましたがけれども、これは市全体にかかわっていることだと思います。弥富市民として、住みよい環境はやはり皆さん平等でなければいけないと思います。要望申請が期限内でできないのなら、それは申請された方にお伝えし

ないと、それこそどうなっているの、市へは思いが伝わっているのかわからない状態になってしまいますので、すぐに対応できるものもあればできないものもある、それは当然のことだと思います。少なくとも申請された方については、区長さんを通してでも、ことはできないとか、いつになったらできるという報告も必要じゃないかと思いますので、ぜひ市民の声が一方通行にならないようにお願いして、この質問は終わりたいと思います。

続いて、学校で学ぶ防災教育について質問していきます。

一昨年ですが、弥富市の小・中学校全校に青少年赤十字ボランティアに加入していただいて、子供たちにも少しずつみずから気づき、考え、実行するという意識が芽生えてきたのではないかと思います。

先日も、十四山西部小学校において、日赤愛知県支部から講師を招き、保護者も参加しての講習をしました。1年生から3年生はハンドケアの実践、また4年生から6年生は身近なものを使っての応急処置ということの実践をしました。

私たちも応援に入り、低学年のハンドケアを担当しましたが、説明を聞いていて、まだ低学年だからちゃんとできるのかなあ、ちょっと難しいかなあと思っていましたが、小さな手で真剣に取り組んで、とてもそれが上手にできていたので、ちょっとびっくりしたんですけども、「帰ったらおじいちゃんやおばあちゃんにやってあげてね」と言うのと照れくさそうにしていたんですけども、これも災害時の被災者への心のケアの一つなんですね。

そこで、先日、日赤の会議に行ったときに、防災教材として「いえまですごろく」を紹介されました。これは先日、東日本大震災から5年ということで新聞にも大きく取り上げられていましたし、テレビでもラジオでもやっていて、これがまさかこんなに大きく報道されるとは思っていなかったんですけども、皆さんは御存じですね。とってもよくやっていたんですけどもね、ラジオ、テレビ、新聞。新聞は2回載ったんですよ。

これは、子供が1人でいるときに被災したらを想定して、シミュレーションができるんです。疑似体験ができるということですね。カードゲームの要素も加えて、プレーヤー全員で協力しながらゴールを目指すというものです。大体、それは45分から50分の授業で、ゲーム、それと振り返り、ディスカッションまで行えるというもので、防災学習に必要なキーワードをちりばめており、その後の防災教育へ発展性を持ち合わせているものです。

スタートするこまが公園、ショッピングセンター、駅、塾と、子供が1人でいそうな場所4カ所それぞれからさいころを振って、ゴールの我が家まで、家族と再会することを目指すものです。

愛知県支部でも、今貸し出しをしているそうですが、これがとても評判がよく、自転車操業状態だということでした。弥富市でも、十四山の東部小学校と西部小学校に貸し出ししましたよとお聞きしました。

これが近々リニューアルされて、また販売されるそうなのですが、すごい自転車操業状態で、今度借りたいなと思っても、これはいつになるかわからない状態です。

そこで、このすごろくを利用された学校に、何でもいいから買うというんじゃなくて、子供たちの評判や先生方の感想を聞いてみて、これはいいというのであれば、ぜひ弥富市の学校で利用されたらどうかと思うんですが、その教材を市のほうで購入してみてもいいと思いますが、市はどのようなお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 防災教材として「いえまですごろく」を市で購入してみてもいいかという御質問でございますが、十四山東部小学校の４年生から６年生が青少年赤十字社からの指導による防災学習で「いえまですごろく」というゲームを行ったことを確認いたしました。

これは、家の外で１人で被災した際に、安全に家までたどり着くまでに起こり得る予想せぬ事態や知っておくべき知識を学ぶことができるというゲームであります。指導した教師の感想は、地震などの災害が起きたときの大変さや実際に起こった際の対処法をゲームで楽しく学ぶ工夫は、児童にとって大変有意義だったと思うということでありました。

このように、小学生の防災教材としては取り組みやすい教材であると思われますので、ほかの学校へも紹介するとともに、購入については学校の意見も聞きながら判断していきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○６番（鈴木みどり君） 子供の発想は大人と違ってとても柔軟性があるので、大人では考えられないような子供たちの思いや考えにびっくりすることもあるとお聞きしています。

そこで、防災に関する活動など、十四山地区の学校では地域と学校とが一緒になって行われていることが多いように思うのですが、昨年８月に、文科省からの委託事業だったんでしょうか、十四山地区において地域ぐるみでの訓練をされています。どのような訓練をどのような参加者で行われたのか。以前、一般質問の回答の中で、これを参考にほかの学校にも生かしていきたいということを言われたと思うのですが、今はどのように進んでいますか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 昨年８月に行われた十四山地区での防災訓練についてお答えします。

本市では、文部科学省からの委託事業である防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業で、十四山中学区をモデル地区として取り組みました。

この事業の中心的なものとして、災害ボランティアの疑似体験として避難行動訓練（避難

所体験)を実施いたしました。内容は、緊急地震速報が流れ、震度5強の地震が発生し、その後、伊勢湾沿岸に津波警報が発令されたという想定のもと、十四山中学校に避難所を開設するという設定で行い、児童・生徒、警察、消防、災害ボランティア、女性の会、区長会や地域住民、保育所児が参加いたしました。

中学生が炊き出し、施設管理、救護、給水、物資の5つの活動を体験することで、十四山中学校に避難所が開設された場合に、中学生として協力できる内容について実践的に学び、防災意識の向上を狙いとした訓練を行いました。十四山地区は、以前から地域内の小・中学校や保育所の間で連携が保たれていたため、比較的スムーズに実施することができました。

全体の事業が2月で終了いたしましたので、今後、事業成果や防災アドバイザーからの指導・助言を他地区に伝えることにより、各校の防災計画・防災マニュアルの見直しを含め、防災知識、防災意識を高めていきたいと考えております。

○議長(武田正樹君) 鈴木議員。

○6番(鈴木みどり君) 28年度は市制10周年ということもあり、大きな防災訓練も計画されていますので、ぜひそういうところにも生かしていただきたいなと思っています。

次世代を担う子供たちです。しっかりとした防災教育で知識を得て、実践して、自分の身をまず守ってもらわなければいけません。子供たち全員というわけにはいきませんが、ぜひ多くの子供たちにこの10周年の大規模な防災訓練にも参加させてあげていただきたいなと思っています。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(武田正樹君) 暫時休憩とします。再開は11時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(武田正樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○12番(堀岡敏喜君) こんにちは。12番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きくは2点、1点目は市の自殺対策について、2点目は防災について伺ってまいります。

3月は自殺対策強化月間であります。警察庁が集計をした2015年の全国の自殺者数は2万4,025名で、3万人を超えた1998年から2011年に比べ減少はしてきましたが、昨年の交通事故死者数4,117人の約6倍であり、依然高い水準であります。これは、1日当たり70名近くの方が自殺をしている計算となり、約20分に1人、日本のどこかで誰かが命を絶っていて、

毎年1つの市町村が消えていっていることになります。

消防庁の統計によりますと、自殺未遂となった自損行為による救急自動車出動数は、平成19年以降、連続して7万件を超えており、実数にあらわれない自殺未遂者は死亡者数の10倍とも言われております。

また、1人の自殺、また自殺未遂に対して、その周囲にいる5人から6人以上の方が深刻な心理的影響を受けると言われております。未遂を含めた自殺者数が年間30万人いるということは、日本では毎年200万人を超える人たちが自殺による深刻な影響を受けているということになります。

自殺した人の動機に関する警察庁調査によりますと、鬱病などの健康問題が最多を占め、経済や生活問題、職場や学校での人間関係、家庭の問題など、自殺はこうした要因が複雑に絡み合っただけで引き起こされているとされております。それだけに、多角的に対策を講じていくことが欠かせません。自殺防止は、社会を挙げて取り組むべき課題と言えます。

特に年度末、学年末であるこの3月は「木の芽時」と呼ばれ、生活環境の変化など、心身に不調を来しやすいなど、年間を通じて最も多く自殺者が発生をする時期であり、今月が自殺対策強化月間と定められているのもそのためであります。

情報化の進む現代、便利になった反面、プライベートが重視をされ、人間関係の希薄化と孤立化が進んでおります。複雑な社会環境で困難に陥り、誰にも相談ができず悶々と日々を過ごす中で、10代の子供からお年寄りまでが、もう死ぬしかないと思わずから命を絶ってしまう、この悲劇をとめることはできないのでしょうか。自殺は、防ぐことができる死であります。このような社会を何としても変えねばなりません。

自殺対策では、目指すべきは自殺者ゼロであります。そのためには、現在の社会環境を踏まえ、何が必要か、受け身でない対策、取り組みが必要であります。

まず、弥富市における現状と認識を伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

平成26年度の自殺者数は、内閣府の自殺の統計によりますと、県内で1,395人でした。前年と比べますと6名増となっております。本市においては、平成22年が6人、23年が8人、24年が5人、25年が7人、26年が8人という状況でございます。

自殺は、個人の自由な意志や選択の結果ではなく、実際に生活苦や健康問題や介護疲れ、鬱病など、さまざまな要因が絡み合い、心理的に追い込まれた末の死であると言えます。心の中では生きたいという気持ちで揺れ動いている自殺者は、眠れない、食欲がないなど、自殺の危険性を示すサインを発し、周囲の人にもそのことに気づき、適切な相談窓口につなげていくことが大切なことでございます。

子供の場合も、家庭、学校、個人の要因が契機となることが多く、また複数の要因が関与する場合もあります。

その中で、本市はあつてはならない自殺についての現状や予防知識を小・中学校の先生方に認識してもらい、危険サインに気づき、その対応方策を考えていただくため、子供の自殺予防研修会を平成27年6月23日に開催いたしました。講師に名古屋大学大学院教育発達科学研究科の窪田由紀教授をお招きしております。39人の教職員と10名の市職員等の計49名の参加をいただいております。

また、平成24年度、25年度に実施しましたゲートキーパーを養成するための研修会は、平成28年度も実施し、多くの方々の参加を求め、心の病の方を見守っていただけるように養成してまいります。

次に、市のホームページに「メンタルヘルスチェック こころの体温計」を平成27年3月より導入し、自殺予防を図っております。この「こころの体温計」は、体の体温をはかるように、日々の生活の中で感じるストレスや気持ちの落ち込み度を、パソコンや携帯電話を利用して、健康状態、人間関係、住環境などの簡単な質問に答えて気軽にメンタルヘルスチェックができるものでございます。早目の心のケアや相談窓口の紹介につなげてまいります。

また、自殺対策リーフレット「気づいて共に支え合う」、また「大人みんなが子どもの命のサポーター」等を窓口に置き、自殺予防の啓発を行っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） ちなみに、今26年度までの弥富市の自殺者数、残念ながらゼロではございませんで、27年度は10名の方が亡くなっておられます。ふえたとか減ったとかいう話ではなくて、一人でも出さない、そういう思いで取り組んでいかなきゃならないのかなあと思います。

大事なことは、やっぱり周知していただくことなんですけど、人とかかわる中で悩みを抱えてしまうということが多いものですから、学校で今教職員の方の研修をされているということは大変よいことだと思いますけれども、弥富市内、これは本当に市長にもお願いしたいんですけど、近隣市町村でもいろんな事業者があると思います。人とかかわる人間関係の中で、やっぱりストレスを解消できずに自殺に至ってしまうケースが多々ございますので、事業者にもゲートキーパーという意味での研修なりを、義務づけるところまでは行きませんが、推奨して周知を徹底していただきたい。そうじゃないと、本当にかかわっている人たちが多くないと防げないんですね。ここをまず押さえていただくということが大事なかなあと思います。

それでは、質問を続けさせていただきます。

日本の自殺の現状は世界的にも極めて異例で、人口10万人当たりの自殺者数をあらわす自

殺率はアメリカの2倍、イギリスの3倍と、先進主要7カ国で突出しております。さらに、日本では15歳から39歳までの若年層の死因の第1位が自殺で、20代においては全死亡原因の約半数を自殺が占めております。全自殺者数が減少していく中で、若年層の自殺者数の減少幅は他の年齢階級に比べて小さいものにとどまっており、また世界保健機関（WHO）の発表によりますと、15歳から34歳までの我が国の若い年齢階級の自殺死亡率は、他の先進国と比べて極めて高いものとなっております。このように、若年層の自殺は依然深刻な問題であり、喫緊な対応が求められるのであります。

そんな中、自殺を未然に防ぐための計画策定を地方自治体に義務づける自殺対策基本法改正案が今国会で成立の見通しでありまして、4月から施行をされます。

改正案のポイントは、先ほども申し上げましたが、地方自治体に対策計画づくりを義務づけること、地域の実情を踏まえた対策に交付金が活用できること、学校などでの相談体制を整え教員らへの研修の機会を設ける、学校が保護者や地域住民と連携をし、児童や生徒らへの教育や啓発に取り組むことも規定。いじめや悩みを1人で抱え込まないよう、SOSの出し方などを教える自殺予防教育に努める。3月の自殺対策強化月間と9月10日から16日の自殺予防週間を法で規定、自殺対策を生きることへの包括的支援と位置づけるとなっております。

自立の公平性を保ちながら、安心・安全で健全な社会生活の基盤を整えることは政治の責務であります。その理想社会を実現させていくためには、現実の中で一步一步積み重ねていくしかありません。改正案にある生きることへの包括的支援とするためには、自助・互助共助・公助の連携連動がかなめであります。多くの国民の命が毎日自殺によって失われている現実と真正面から向き合い、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて着実に歩みを進めてまいりたい、そのように思います。

さて、改正案にある教育現場での自殺予防教育について伺ってまいります。

新年度を目前にしまして、子供たちは進学・進級という節目を迎えることになります。希望あふれる新しいスタートであってほしいと誰もが思うと思います。

しかし、各地で相次ぐ自殺と思われる子供の悲報を耳にするたびに、胸が潰れそうになります。亡くなった誰もが、本当は生きていたかったに違いありません。

そんな中、先日、広島県安芸郡府中町で、進学を控えた中学3年生の男子生徒が、万引きをしたという誤った記録に基づいて進路指導を行ったことが原因でみずから命を絶つという、何ともやり切れない痛ましい事件がございました。同じ年ごろの子供を持つ親としまして、胸がえぐられるような思いであります。

本題の質問に移らせていただく前に確認をさせていただきたいのですが、今回、生徒の自殺の原因となった問題行動の誤った記載なんて、まさにこれは言語道断でございます。とん

でもないことです。また、それ以前に生徒らが何かしらの問題行動を起こしたことが生活指導に生かされず、ただ事務的に引き継がれていってしまい、進路にも左右されることも大問題であります。中学生ごろは多感な時期であり、失敗や問題を起こすことなんて誰にでもあり得ます。問題を起こすその度合いにももちろんありますが、それをきっかけにして、更生をした場合、起こしてしまったことがいつまでも足かせになっていたり、努力が報われないようなら、そんな指導体制も問題です。これは家庭でも言えることではありますが、失敗してもやり直せる。それが許されないなら、子供たちには夢も希望もなくなってしまいます。

今回の事件を受けて、市の見解と、市内小・中学校における指導体制について伺ってまいります。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） まず初めに、卒業式、そして高校入試を目前に控えた前途洋々たるべき男子生徒がこのような形でみずから命を絶つという事案に対して、心から哀悼の意を表します。

現段階では報道によることでしかわかりませんが、市の見解と指導体制についてお答えさせていただきます。

生徒指導のあり方につきましては、当該児童・生徒を罰することによって学級及び学校の平穏を保つものではなく、過ちを犯した児童・生徒に深く反省を促しながら、自分自身をみずから指導していく力を育成していくことが求められます。したがって、過去の問題行動を当該児童・生徒のレッテルにしてはいけないのであり、指導の成果が顕著で生活が改善されているのであれば、それ以後の教育活動全般にわたって当該児童・生徒に不利益な状況が発生しないよう、教育的な配慮をしていくことが大切であると考えています。

本市では、日ごろの生徒指導は、職員の共通理解に基づく指導としまして、職員会議、主任者会、学年会を通して生徒指導重点目標に基づく指導内容を確認し、学校として一貫性のある粘り強い指導に当たること、生徒の人権に十分配慮しながら、立ち直りを援助する行為が潜在化、深刻化することもあり得るという認識を継続した指導、見届けを行うよう心がけるなどの対策を講じております。

次に、生徒の問題行動の記録のあり方につきましては、本市では校務支援システムというシステムを用いて、児童・生徒の個人情報や出席記録、健康管理や成績管理など、データ入力をしておりますが、進路指導におきましては、校長をトップに職員会議、進路指導委員会、学級担任、教科担任と組織で取り組み、絶対にミスのないよう確認体制をとっております。

今回の事案では、中学1年生時の万引きの記録が紙媒体及び電子媒体で保存されていたことですが、その後、誤った情報であることが判明した時点で紙媒体の記録は削除されましたが、電子媒体の記録はそのままになっていたとされています。この部分につきましては、

生徒指導担当や担任教師など、直接担当した教員の職務不履行、緊張感の欠如であったと言わざるを得ないと考えております。

また、報道によりますと、当該中学校では進路にかかわる生徒の問題行動の記録について、中学1年時から考慮するというものを、本事案後、急遽3年生以降のみに変更し、新たに私学専願への推薦を行ったとされています。このような取り扱いについても、学校全体でよく検討した上で定めていくことが重要であると思われます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 本当に痛ましい事件でございまして、弥富の教育体制、指導体制をお聞きする以上、そういうミスは絶対犯さないという決意で、今後も子供たちの指導、また教育に当たっていただきたいと、そう切にお願いをいたします。

質問を続けさせていただきます。

内閣府が毎年公表しております自殺対策白書によりますと、2013年までの42年間で子供の自殺が多いのは9月、そして4月との調査結果が出ております。新学期前後に自殺が多発するのは、生活環境の大きな変化に伴い、児童・生徒がプレッシャーを感じたり、精神的動揺が生じるのではと分析をされております。今の時期は危機に直面をしている子供がいる、そういうことを認識しておかなければなりません。

また、同白書によりますと、小学生の自殺の原因・動機は、家庭からのしつけ・叱責、親子関係の不和など家庭生活に起因するものが多く、中学生になりますと学業不振や学友との不和、いじめがふえ、高校生では進路、学業不振、鬱病が目立ってまいります。

しかし、10代前半では、周囲が兆候に気づかないうちにみずから命を絶つ場合が少なくございません。行為に及ぶ前に悩み苦しんで、救いを求める懸命の叫びを上げております。落ち込んだり、好きなものに興味を失う、不眠や食欲不振、これという決定的なものはございませんが、行動や心に微妙な変化があらわれます。教育現場は言うまでもなく、家庭や地域で子供のシグナルをより敏感に受けとめなければなりません。

質問ですが、改正案では、子供の自殺阻止に向け、学校に保護者らの協力を一層強化するよう促しております。弥富市の小・中学校における課題と今後の取り組みについて伺います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 自殺対策基本法の改正を踏まえまして、小・中学校における課題と今後の取り組みについて述べさせていただきます。

平成18年に自殺対策基本法が制定され、自殺予防は社会全体で取り組むべき課題であると宣言されました。

今回の改正においては、自殺を未然に防ぐための計画策定を新たに地方自治体に義務づけることや、子供の自殺阻止に向け、学校に保護者らとの協力を一層強化するよう促している

のが特徴であります。市といたしましては、児童・生徒の自殺という事案はございませんが、他の自治体のケースについては、学校側の調査や報告が不十分で正確な実態の把握がなされないとか、学校によるいじめ隠しが発覚するケースなども見受けられました。こうしたことから、予防策や課題といたしまして、1つ目として、学校全体でのいじめ防止対策の取り組みの強化をしていくことであります。いじめ自殺問題への対応についても、いじめ防止と自殺予防の双方の視点から取り組みが求められます。

いずれにしても、両者とも学校教職員だけでなく、外部の専門職等もかかわった取り組みが必要であり、また学校だけでなく、保護者及び学校を取り囲む地域社会と連携して取り組むことが不可欠であります。

2つ目といたしまして、自殺予防教育を充実させることであります。児童・生徒を対象とした自殺予防教育、教師向けの研修・自殺予防プログラム、精神科医等専門家の学校での講話等の必要性が考えられます。

自殺予防教育を実施する時期としては、学級活動、総合的な学習の時間、道徳、各学校の特設の時間等が考えられます。しかし、学校にはさまざまな教育課題があり、指導する時間の確保は多くの学校で課題となることが予想されます。

3つ目としまして、健康相談等の充実として、養護教諭の果たす役割を重視することです。養護教諭の役割は、児童・生徒の身体的不調の背景にいじめなどの心の健康問題がかかわってくることなどのサインにいち早く気づくことのできる立場にあることから、養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分に生かし、児童・生徒のさまざまな訴えに対して、常に心的な要因や背景を念頭に置いて、心身の観察、問題の背景の分析、解決のための支援、関係者との連携など、心や体の両面への対応を行う健康相談活動を担っていただくようにしたいと思っております。

4つ目として、スクールカウンセラー等の配置を促進していくということであります。スクールカウンセラーの役割としましては、児童・生徒等の問題行動だけを見るのではなく、学習や生活の状況を含めて捉える視点は重要であり、学習指導や生活指導を担う教職員との連携・協働を強く求めていきたいと思っております。

5つ目としまして、学校と地域の連携であります。子供の安全を確保するためには、犯罪や暴力だけに対する取り組みとともに、事故や自殺予防の取り組みも連携して対策を講じてまいります。また、スクール・ソーシャルワーカーの設置も検討していく必要があります。

とにかく児童・生徒が一人で悩まず、誰かに相談できる体制や教師との信頼関係の構築をして、関係者が情報の共有、連携をして、絶対に自殺などが起こらないよう、市、教育委員会、地域が一体となって取り組んでまいります。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員に追加答弁をさせていただきます。

今、自殺に対する対策基本法案の中で、改正案も出てきておるわけですが、これは学校だけではとてもじゃないけれども防ぎようがないというような状況もあるわけですが、私は、教育の基本は、やはり学校教育を中心とする家庭教育、そしてまた社会教育だろうとかねがね考えておるところでございます。

そうした観点からしても、いろんな形で家庭教育の中においては子供さんと向き合っていたきたい。そして、子供さんが考えてみえること、そして親御さん、保護者がどのようにアドバイスをし、また親としての考えを子供に対してしっかりとお話をされること。そういった親子の信頼関係というか、そういったことが大変重要だろうと思っておるところでございます。

もう1つは、社会教育であります。昨今、私どもの弥富市の子ども会の中においても、参加者が非常に少なくなっているという憂うべき現象等もあるわけですが、そういった社会教育と言われるような形で、集団的に子供たちが切磋琢磨していくことも大変重要なことであろうと思っております。私どもといたしましては、そういう子ども会であるとか、あるいは社会的な形の中で、それぞれの地域の中で子供さんが参加していただけるような行事、そういったことは数々あるわけですので、積極的に自治会のほうからも呼びかけていただいて、社会参加していただきながら、子供さんたちが違うところの状況を見て、自分自身を見詰め直すということは非常に大事なことであろうと思っておりますので、学校だけではなく、社会、そして特に家庭の中で子供さんと向き合っていたきたいということを考えておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 今、市長から力強い御答弁をいただいたんですけど、大事なことは、今こういう現状であるということとどこまで市民の皆さんと問題点を共有できるか。子育て世代の中での子ども会に参加する人が少なくなっていくというのは、大体5年生、6年生になるとやめていっちゃうんですね。役をやりたくない。親のエゴですね、これは。子供は離れたくないんだけど、役をやりたくないから、ちょっとやめちゃうみたい。要は、責任を負いたくない、そういった背景もまた一部にあるんじゃないかなと。

ですから、本当に今のこの現代社会というのはプライベートばかりが重視をされて、何か言ったら個人情報の保護だということで、入り込むところで入り込めない部分があると思います。これは過敏になると本当に危険なこととして、共有できないんですね。守らなければならないルールであるとか、常識であるとかいうことが共有できないということになると、結局モラルの破綻につながっていく。

私は、この教育の中でいろいろ教職員の皆さんが苦勞されている、親御さんからのいろん

な御質問、御相談がある。必要なものもあるし、必要でないものもある。そういうこともたくさん聞いておりますけれども、本当に自分の子供さんだけに特化したような御質問もあるということもお聞きしております。それで、教職員の方が悩んで、苦しんで、教職員の方が逆に鬱病を併発してしまって、仕事が続けられなくなってしまっている現状もお聞きしております。これって何が原因なんだろうと。お互いが言いっ放しで、何も相互理解が進まない中でこういう事態が起こってくるということは、一体何なんだろうと。

次の防災の質問でも関係してきますけれども、共有すべき課題というのが絶対にあるわけで、これを行政のほうの使命としましてはこういう問題があるんだということをやっぴりまず打ち出していただく。そのために、我々はこうしたことをやっていくんだよと。

今回の改正案では、恒久的な財源、少ないんですけど、使える財源も確保されるということもお聞きしておりますので、リーフの配布も結構ですけど、総合的に相談ができるような体制を構築していただきたいと、そのように思います。

時間がないので、先に進ませていただきたいと思います。

弥富市が昨年、先ほど民生部長のほうからもありましたけれども、ホームページ上で運用開始をしております簡易ストレスチェック「こころの体温計」のメニューの中には、「いじめのサイン・守ってあげたい」というのがリンクをされております。これは、本人モードと保護者モードがあり、簡単な設問に答えるだけで、回答によっては共通の相談窓口が案内されるようになっております。知っていましたか。

現在までのアクセス数はどのくらいになっているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えします。

平成27年4月から平成28年の2月までというくくりでございますけど、こころの体温計の総アクセス数は2万5,388件ございました。本人、家族、赤ちゃんママ、ストレスタイプ、アルコールチェック、いじめのサインの6つのモードの中で、いじめのサインモードに対するアクセス数は809件ありました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 809件、これが多いか少ないかといえば、やっぱり少ないと思うんですよ。自殺の原因を未然に御自分で客観的に見ることができるというストレスチェックですので、周知をしていただきたいです。

例えば今3月は対策強化月間でしょう。ツイッターでホームページが更新をされると自動的に流れるようになっておりますけれども、やっぱり行政としての思いを、3月は自殺対策強化月間ですよと。ホームページの1面に張ってあるんだけれども、やってみませんかみたいな積極的な誘いかけが僕は必要だと思いますけど、その辺、民生部長どうですか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 言われますように、周知というのは一番肝心で、なおかつ難しい問題でございます。今の御意見も参考にしながら、どのように周知していくかをまた考えさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） ですから、ホームページにあるからとか、広報に載せたからだとか、もちろんそれで終わりとは思っていらっしゃると思いますが、やっぱりそのレスポンスというんですかね。それをこちらから求めていくということも大事なんじゃないかな、そのように思います。

時間がないので進めさせていただきます。

今や、子供たちへの携帯端末の普及率は目覚ましいものがございます。ちなみに、2015年調査の愛知県における小学生の携帯・スマートフォンの所持率は58.4%、中学生は79.2%、高校生に至っては99%と、ほぼ全員となります。こういう現状を考えますと、さらなる周知をすべきだと思います。また、先ほどのいじめのサインみたいなツールですけれども、出しっ放しにするのではなく、使いやすいか、また窓口は十分ですか、そういったアンケートによる聞き取り、またいじめや命の大切さなどをテーマに、先ほど教育部長から御答弁いただいておりますけど、そういった学習の際に、生徒たちの感想などを参考に、相談体制をさらに整備をしていくことが継続をした取り組みにもつながるのではないのでしょうか。市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 相談体制を整備していくことについてお答えいたします。

相談体制につきましては、ホームページにも掲載しております市教育委員会直通電話の「なやみ相談」、少年サポートセンターの「ヤングテレホン」、県が設置しております「家庭教育相談電話」「こころの電話」、法務局や弁護士会の「子どもの人権相談」などがございます。

相談体制の整備はもちろん大切であります。これら教育相談窓口の周知を図ってまいりますが、肝心なことは子供の自殺のサインにまず気づき、身近にいる学校の教職員や家庭も重要な役割を果たすことが求められるわけであります。したがって、少しでも多くの子供を自殺の危機から救うためには、教職員一人一人が自殺や死の問題に関して考える機会を持つことが大切であり、そのような研修を通じ、自殺予防という観点から、教職員も果たすべき役割を自覚する必要があるということでもあります。複雑化する子供の悩みに学校が1つのチームとして対応する仕組みを構築しなければならないと考えています。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） それは、もう当然そうだと思います。

学校では、中学までは、高校もそうです、スマホとか携帯は持ってくるなど。持ってきてもげた箱に入れておけみたいな校則が決まっております、だけど家に帰ったらずうっとさわっています。もうずうっとですよ。もう、今は小学校の子でも五十何%と出ていますけど、もっと多いと思います、実際のところ。何をするかといったら、やっぱりソーシャルネットをされるんですよ。どうしようもないです、これ。とめようがないんですよ。だから、使い方、正しい使い方というものを、やっぱりリテラシー教育というのを以前にも市としては取り組んでいらっしゃるということをお伝えしていますけれども、そこで先ほど子供が悩み、苦しんでしまう原因も、そこにもあるんじゃないかなと。

文字ってやっぱり、「あんた何よ！」という言葉でも、感嘆詞がついてきますと、ネガティブな心情ですとすごくきつく自分で受け取ってしまう。大人でもそんな気持ちになるんだったら、子供だったらなおさらだと思います。そういった、本当に必要なことはLINEとかメールとかでやればいいですけど、毎日学校で顔を合わせるんだから、そのことを重視しようねと。10を言葉でしゃべったら、1か2ぐらいメールでやりましょうぐらいの、そういった指導も必要なんじゃないかなと。

親御さんも、子供さんが言うことを聞かんから、うちもそうなんですけど、持たせるわけですよ。黙っているから、持たせると。これっていかんと思います。やっぱり使う以上は、しっかり約束をさせて使っていく。家庭でも、先ほど部長からもありましたけど、環境をしっかりと整えて、家にいるときは親の責任ですよ、しっかりと面倒を見ていく。そういう指導体制を学校側、また家庭側と連絡をする。PTAとありますけど、一部の人だけしか伝わらなかったら意味のないことなので、その周知にまた力を入れていただきたいと、そのように思います。

ソーシャルメディアによるいじめの陰湿化、虐待や貧困など、子供が生きづらい時代です。こういったことをまた大人たちは理解していないとだめだと思います。社会全体で子供が悩みを話しやすい環境、安心できる居場所づくり、知恵を出し合って、今後も努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

それでは次に、関連もしますけれども、市の防災の取り組みについて伺ってまいります。

東日本大震災から5年が経過をいたしました。犠牲となられた方々に心より御冥福をお祈りいたしますとともに、遺族の方々、いまだ避難生活を余儀なくされている方々に心よりお見舞いを申し上げます。そして、一日も早く、一步でも前へ復興が進むことを御祈念いたします。

最大の支援は忘れないこと、そして私たちはそれを教訓として、形、行動に生かしていかなければなりません。

私は、これまでに事前防災への取り組みをいかに生活文化にまで落とし込めるかという観点で質問をさせていただき、町の行事、市の行事に防災に関連づけることを提案させていただきました。

例えば、コミュニティの運動会などに消火バケツリレーや大声競走、負傷者搬送競走などの防災に関連する演目を入れることで関連づけることができます。パン食い競走もいいんですけれども、一緒に家具固定金具とか免震パットもぶら下げておく、持っていつてもらう、これでも意識の啓発にもつながるんじゃないですか。また、福寿会や丹頂会などの催しは、要配慮者の現状把握に関連づけることができます。一斉清掃のときには、危険箇所点検、避難路整備などに関連づけることができます。また、地域のお祭りなどは、規模によっては炊き出し訓練や防災資機材の点検などに関連づけることができます。地域行事、市の行事と防災活動をマッチングをすれば、形骸化させることなく、より深い意義を持たせることができます。災害被害が予測される地域だからこそ、それを上回る防災力をつけ、活気あるまち弥富市の魅力にしていかなければなりません。

現在、市の防災インフラの整備状況は、まだまだ十分とは言えず、時間とお金はまだかかります。十分でないハード面を、その分ソフト面でカバーをしなければなりません。これは市長の施政方針の中にもございました。

東北3県の復興計画は、10年を目標に進められておりますが、基盤整備につきましては、大震災を教訓に、当然ながら便利さよりも安心・安全が基軸になっております。また、自治コミュニティにおきましては、共助は危機管理だけでなく、日常の生活段階での支え合い、助け合いの重要性を再確認し、構築をされております。このことから、事前防災への取り組みは災害に備えるだけではなく、まちづくりの根幹そのものであると言えます。逆に言えば、防災への取り組みは、発災時、結果、減災につながるのみならず、日常の地域コミュニティの強化、活気ある共助社会の構築につながるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、新年度における市の防災への取り組みについて、また自主防災組織の設立状況、育成支援について、現状の課題と今後の取り組みについて伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員に、当市における今年度の防災に対する取り組みということで御質問いただいております。

過去何度となく、議員からは防災・減災につきまして、この場で御質問もいただいております。また、堀岡さん御本人も防災士という資格をお取りいただいて、地域の防災リーダーという形でも御活躍をいただいていることに心から感謝と敬意を表するものでございます。

御承知のように、平成23年3月11日の東日本大震災から5年が経過いたしました。復旧、

復興という状況にはまだほど遠いというような状況であります。私ども市の職員も、宮城県の七ヶ浜町に過去３年間、行政支援という形で派遣をしておるところでございますが、平成28年度も新たに向こう１年間、復興支援という形の中で応援をさせていただきたいと思っております。

また、昭和34年９月の伊勢湾台風から57年が経過するわけでございますが、あの災害においては、弥富町の時代において358人のとうとい命、そして全半壊2,400戸以上の大きな被害を受けたわけでございます。そういう過去の災害に対しても苦い経験をしているということがあるわけでございます。

そういうような中で、また住む環境というような状況も十分考えて、私どもの３つの大きな施策の一つとして、もっと災害に強いまちづくりをしていきたいということを施政方針の中でも述べさせていただいているところでございます。

では、具体的にはどのようなことをやっていくかということになるわけでございますが、１つは過去の体験を生かすということをもっと重要に考えていきたいということでございます。東日本大震災、あるいは伊勢湾台風の災害に対する教訓というのは、非常に多くの教訓があるわけでございます。そういったことに対して、これを風化させることなく、毎日の現実的な生活の中にも生かしていくということが大事だろうと思っております。また、自治会の皆様方には、自主防災組織の100％結成ということをお願いしたいと思っております。現在は80％まで結成をしていただいております。

しかし、その中身だろうと思っております。さまざまな避難訓練、あるいは防災講話、あるいは自然災害と人のかかわり、あるいは人と人とのつながり、きずな、こういったようなことに対して、自主防災組織の中でそのソフトを醸成していただきたいと思っております。

２点目といたしましては、避難場所でございます。一秒でも早く、一メートルでも高くという中で、緊急時の一時避難場所にもっともっと設定をしていかなきゃならないと思っております。

今現在では、民間の御協力をいただきまして、市内46カ所で一時的な避難場所を指定させていただいております。つい先日も、川崎重工弥富寮と協定を締結させていただきました。659名の受け入れをお願いしたわけでございます。こうした中において、民間の御協力、そしてまた私ども公共の施設、あるいは学校の屋上等を整備し、一時避難場所の設置に力を注いでいきたいと考えております。そうした形で、一秒でも早く、一メートルでも高いというような状況の避難場所を具体的に設置していきたい。

また、高速道路上への一時的な避難についても、平成28年度内にはできると思っておりますので、またそのような中で締結された場合においては、議員のほうにおかれましても御理

解をいただきたいと思っておるところでございます。

3点目は、津波避難計画の策定でございます。南海トラフ巨大地震の発生が心配されている中におきまして、平成26年5月、愛知県の防災局から発表されたことは議員各位も御承知のとおりでございます。東海地震、東南海地震、あるいは南海地震等の被害予測調査が公表されたわけでございます。建物被害もさることながら、人命という想定で、死者が1,200名出るということが私ども弥富市に対する防災局からの話でございます。しっかりとした対応をしていかなきゃならない、災害死亡者ゼロを目指して頑張っていかなきゃならないと思っておるところでございます。

そのような形で、南海トラフ巨大地震を一つの避難シミュレーションも弥富のほうに提供されておりますので、これに基づいた津波避難計画の策定を今年度中にやっていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、事前防災・減災が大事でございます。いま一度、いわゆる防災・減災の基本である自助・共助・公助という役割をそれぞれのところでお願いをしていきたいと思っております。

また、ハード面におきましては、国に対して、河川、海岸の堤防の強化を継続的に御要望申し上げていきたいと思っております。

つい先日も、財務省の主計官が鍋田の堤防を視察に来ていただきました。そして、この堤防の老朽化ということも見ていただきました。これも早急に鍋田堤防をしっかりと再構築していく、あるいは防潮堤をしっかりとしていくということが我々がハード面においてやっていかなきゃならないことであり、また木曽川の左岸堤においても、今改修工事を進めておりますけれども、そういうハード面に対してもしっかりと強化をしていくということでございます。

そして、最後でございますが、日時は11月6日でございますけれども、愛知県と連携した総合的な防災訓練を実施していきたいと思っております。そうした形で、これを風化させないということの中で、市民の多くの方に参加していただいて、この防災訓練に臨んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

堀岡敏喜議員、お願いします。

○12番（堀岡敏喜君） 午前中は、市の防災についてお伺いをしまして、大綱については今市長のほうから御答弁いただきまして、ハードのインフラの整備はもちろん力を入れていくんだけれども、ソフトを充実させていかなきゃならないということで、自主防災組織の設立促進をしていく。これを具体的にどうやってやっていくかというのが以下の質問につながってまいりますので、質問を続けたいと思います。

何度も申し上げますが、地域防災計画、防災組織の設立・育成支援は、災害時の減災だけを目的にするものではありません。市内の多くの自治会では、これまで地域のために頑張ってきた世代の高齢化が進み、調整区域と市街化区域の人口格差、さらに自治会への帰属意識の希薄化が拍車をかけ、次代の担い手不足が深刻化をしております。

プライベートが重視をされる現代社会にあって、事前防災を軸に展開をしていく地域防災計画の推進は、子供から大人まで共通して取り組むことができる、また共有をしていかなければならない課題であります。いかに共有・協働につなげていくか。自主防災組織の設立、また活性化が進まないのはなぜか。自助・共助・公助の言葉は知っていても、人によってはその理解度はさまざまであります。自助の理解度が浅い人は、共助の取り組みも浅くなります。弥富市に起こり得る災害を正しく知り、正しく怖がることが自助の入り口ですが、それを邪魔するのは個人が持つ先入観と偏見であります。ビジュアルを通して他地域の災害を見たとしても、記憶、知識として残ってはいても、実感することができなかつたり、学者や有識者の講演会などを聞いても、意識の高い人でなければ、難しい防災用語、学術用語などが邪魔をして、そのときは勉強になったと思っても、結果的には行動に結びつかなかつたりします。

先日、「防災おばあちゃん」の愛称で知られる南部美智代先生の研修会に参加する機会を得ました。南部先生は、御自身の体験を通じ、通り一遍な言葉で自助を啓発しようとしても、それは難しい。ある程度の知識を持っていれば別だけど、そうでなければその人の身近な問題として伝えることが大事とおっしゃっておられました。

南部先生は、東日本大震災が起こって約1カ月後、ようやく現地にボランティアとして入られたそうです。訪れた避難所で、紙皿に盛られた乾パンを前にうなだれている高齢の男性を見つけたそうです。その男性いわく、ここ最近は毎日これしか出てこない。嫌いではないけど、かたくて食べられないと嘆いておられました。近所の人に引っ張られ、津波被害に遭わずに済みましたが、入れ歯がなく、食べられないのだそうです。また、ある方は「眼鏡と補聴器がないから見えんし、聞こえん」と、ただでさえ不便な避難所での生活の苦勞を語っておられたそうです。

この体験から、南部先生は、講演会や訪れた自治会などで高齢の方を見つけると、入れ歯と眼鏡と補聴器は寝ていてもすぐ持ち出せるように、置く場所を決めることから始めてくだ

さいと声をかけられるのだそうです。その話は瞬く間に町会に広がり、地域の自助啓発に大いにつながったとのこと。また、子供向けの防災サミットでは、「まず会場に上がるときは必ず靴をそろえなさいね、家でもそうするんだよ」と話されます。子供らは、最初しつかりと思ったそうですが、「逃げなきゃならないときに困るでしょう」とその理由を知ってから納得し、びしっと靴が並んでいるそうです。このように、防災への意識が低かったり知識がない人でも、日常の自分の生活と関連をしたことから備えの大切さを知ることができます。

実は、こういった災害被害者の体験談や記録は書籍化をされており、読むと大変参考になります。ぜひ防災ライブラリーの設置をお願いします。

さて、南部先生の研修会では、LODEという災害図上訓練の実施演習も行いました。このLODEとは、L（Little people）子供たち、O（Old people）高齢の方々、D（Disabled people）障がいのある方、E（Evacuation）避難、退避という頭文字をとって名づけられた、新しい災害図上訓練のゲームであります。これはDIGの福祉バージョンでありまして、地域に住む人に焦点を当てた図上のシミュレーションです。これは事前に皆様の机上にお配りさせていただいたものが、この縮小版でございます。

これはどういうものかといいますと、これは集合住宅であらわしていますけど、5階建てのワンフロア8世帯、全部で40世帯が住まれる集合住宅をあらわしたものでして、1階の101号室から一番上の508号室まであります。斜線は空き家でございます。

例えば、これは地域で40世帯ですと、大体弥富でいいますと20世帯が1組と考えて、2組ぐらいがあるという方々の組長さんらを中心に、何階に誰が住んでいると、隣にどういう方が住んでいらっしゃるのか。例えば、ここで言う青い丸は高齢者の方ですよ。赤い丸は高齢者の女性の方ですよ。また、黄色は子供で、緑は障がいのある方で、星印が障がいのある方だけでも、ちょっと精神的にもということです。このピンクの星印が頼れる方です。あと犬と猫と。それ以外に、付随しない、何もマークのないところは、ここに該当しない方が住んでいらっしゃると、そういうものです。

こういったことで、地域がどういう形で、どういう人が住んでいるのかということがわかるわけですよ。いろんな誤解もあります。あの人は高齢者やけど意外と若かったみたいだね。障がいやと思ったら障がいじゃなかったとか、知らない人の誤解とかも解けていくと。こういうことをシミュレーション的にやっていくのが、このLODEというものです。

これをまた地域の地図に落としてやると、弥富は集合住宅じゃないところもありますから、DIGとあわせてやることで地域のことが把握できるようになります。

地域の地図をもとに、ここは誰が住んでいて、あの人と友達かとか、この人は耳が不自由だったと思うなど、地域にどういう人が住んでいて、どういう仕事をしているか、家族構

成なども記していき、地図上ですが、実際の避難行動を想定しながら、具体的な支援策を考えることができます。これが、今御紹介したLODEでございます。

これは、そのまま地域での要配慮者対策にもなり得ます。時間はかかりますが、高齢の方、障がいのある方、その他支援が必要とされる方の発見ができ、地域全体で福祉にかかわれるきっかけともなります。また、先ほどの自殺予防対策を初め、市が進める地域包括ケアシステムなど福祉政策全般にわたり、市民との共有・協働にもつなげていけるのではないのでしょうか。

また、具体的な地域の防災計画が構築をされれば、自治会単位、コミュニティ単位での防災連絡協議会も充実をしたものになります。さらに、今はもうちょっとふえていると思いますけれども、約4万7,000人分確保されている津波高潮緊急一時避難所への混乱を招かないための具体的な避難配分も可能となります。

以上のことから、要配慮者への具体的な取り組みについて、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） それでは、お答えをさせていただきます。

高齢者や障がい者などの災害時要支援者を災害から保護するためには、地域の支援者との間で情報を共有して、地域の皆様方と連携をとることが大変重要になってきます。

災害が発生したときに、まず要援護者本人や家族による自助、そして地域住民、近隣の方々による共助が基本となります。

1点目に、誰がどの要援護者を助けるのか。車などの避難手段など、地域の見守りネットワークなどの支援体制づくりや対応計画を検討する必要があります。

本年度実施しました自主防災会全体会の避難行動をどのようにすればよいのか、このことをさらに掘り下げて、市民の皆様とさらに研究をしてみたいと思います。

2点目に、現在整備しております避難行動要支援者名簿を有効に活用できるように、まずは公的機関の警察や消防署と連携をとって情報の共有をしてみたいと思います。また、自治会や自主防災会の皆様とは、個人情報の保護に関して詳細な詰めを進めることによりまして、情報共有を図ってまいりたいと思っております。

このように、地域の皆様に御協力いただくことが多くありますので、出前講座や防災講座などを通して、防災に関する基礎知識の再確認と防災・減災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

また、この28年度におきましては、津波に対する安全性を高めるため、円滑な津波避難を行う基本的な方針を取りまとめる弥富市津波避難計画を策定してまいりますので、その中においてしっかりと検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 先ほどのLODEにありますとおり、今、課長が御答弁いただいたとおり、地域での取り組みが本当に大事になってくるんですけれども、これを具体的に推進するためには、どう公助がかかわっていくのか、これがすごい課題かなあとも思います。

先ほど言いました要支援者名簿というのが、福祉課をまたいで、あると思うんですけれども、1,500人でしたか、数はそのぐらいだと思うんですけど、実際にLODEをしますと、前回の質問でも言いましたが、要配慮者というのは障がいのある方、高齢者の方だけではありませんよね。妊婦さんもそうですし、小さい子供さんもそうですし、実際そのとき病気で、骨を折っている人もいるかもしれない。また、ペットを飼っていらっしゃるとか、さまざまな状況が実は地域にはあって、それに対応していくということは、まず役所とか行政では無理なんですね。これは地域で取り組んでいかなきゃならないことなので、自分たちのことなんだという自助の啓発こそが、この公助でやっていただく一番のかなめじゃないかなと。そして、こういうLODEであるとかDIGであるとか、また避難所の運営であるとか、そういう具体的な施策にどうやってつなげていけばいいのか、ここに頭と体とを働かせていただきたいと、そのように思いまして、質問を続けさせていただきます。

最後に、防災訓練の刷新について伺ってまいります。

地域での防災計画が具体的に進んでいけば、現在自治会やコミュニティで行われている防災訓練は訓練の一部として行われるようになります。防災のかなめは、自助・共助・公助の連携、連動でございます。これは先ほど市長もおっしゃっておられました。ソフト面の防災インフラ、公助として力を入れるべきは、自助啓発ということになります。

提案をしますテーマは3つ。1つ目は、学術的な知識啓発も含めた地震、そして津波の講演会、2つ目は、地理的な要素を含め、台風や風水害、ゲリラ豪雨対策の講演会、3つ目は、先ほど南部先生のお話でも紹介しましたとおり、地域防災計画の推進と年代に応じた自助啓発を中心とした講演会、この3つを定期的に行うか、また同じテーマで近隣市町村と連携をし、今映っていますけれども、クローバーテレビを利用して、講演会の録画放映をしていくのか、またオリジナルの防災番組を制作することはできないでしょうか。

また、市が開催をしております、この4月にも行われますが、春まつり、そして秋の健康フェスタと同じように、防災都市・弥富市を目指す弥富防災フェスタを開催してはどうでしょうか。

これは単独でも、抱き合わせでもできると思います。現在、市内各所で行われている防災訓練は、町会、またコミュニティ主催で行われ、参加対象は防災会員だったり、組長さんや町会の子ども会の役員の方々に限られてしまいます。催し的に開催する防災フェスタであれば、誰でも参加ができます。また、これまで行ってきた初期消火訓練や煙ハウス、AED訓練などのブースで行えば、より多くの方に体験をしていただけたと思います。

メーンは、炊き出し訓練を兼ねたB級グルメコンテスト、またハイゼックスのレシピコンテストなどを併設して行えば、来場する楽しみもふえるのではないのでしょうか。

防災訓練の刷新について、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 防災訓練の刷新について、お答えをさせていただきます。

まず1つ目の御質問でございます各種講演会につきましては、市民の皆様の防災対応力の向上のためにも積極的に開催をさせていただきたいと考えておりますので、講演内容などにつきまして、また御相談とさせていただきたいと思っております。また、提案のほうもお願いしたいと思っております。

また、講演会の録画放映や防災番組につきましては、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

次に、防災訓練につきましては、古くはバケツリレーなどの集団行動的なものが多く行われていたようですが、最近では消火器の取り扱い、土のうづくりや迅速な避難など、火災消火を主としたものから地震や水害への対応など、広範囲にわたって訓練を行っていただいております。

また、台風、高潮、津波、地震等の災害について認識を深め、これに対応する心構えを準備する、このようなこととした「防災の日」が、関東大震災の発生した9月1日に災害への備えを怠らないようにとの戒めを含めまして制定されております。毎年、この9月1日を中心として、全国的に防災訓練が実施されているところであります。

近年、地域のイベントに防災の要素を取り入れて、楽しみながら防災を学ぶ防災運動会を実施している団体がふえてきております。当市におきましても、南部の学区の運動会において、障がい物競走のように消防の活動服、ヘルメットなどを途中で着用して、ホースを延ばして筒先をつないでゴールする、こんなような競技も実施されました。

このように、地域で楽しく防災を学んでいただく、地域の防災力の向上を図っていただくためにも、防災を取り入れた企画を各学区のコミュニティに働きかけていきたいと思っております。

平成28年度の防災訓練につきましては、先ほども市長のほうからお話ございましたが、11月6日に愛知県・弥富市津波・地震防災訓練を計画しており、南海トラフ地震の発生が危惧されている中、大規模地震及び津波を想定した避難訓練を中心に、自主防災会などの市民の皆様とか、行政機関、防災関係機関が合同で防災訓練を実施してまいります。

議員の御提案の防災フェスタにつきましては、市民参加型の防災訓練の開催につきましてはとても参考になります。浦安市におきましても、市民参加型の防災訓練を実施し、多くの市民が参加できる企画となっておりますので、先進市町を参考に、今後、防災訓練をどのよ

うにするか、今後の課題とさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） ぜひ、せっかく津波被害想定モデル地域でもございますので、この海部地域を代表して、防災都市・弥富市というものをしっかりつくっていただきたい。そのためには、住んでいる我々が、よく有名講師の方がここは住むところじゃないみたいなことをおっしゃいますよね。ただ、あの人は山のほうで話をしても、ここは住むところじゃないとおっしゃるので。というのは、そこに住む人は、その地形とか、起こり得る災害というものをまず知rinaさいよと。それでこそ、安心・安全のものが構築できるということなんじゃないかなと思います。

本当にこの弥富市がそういう災害被害が想定される地域であるということを覆して、地域のコミュニティが強化をされて、先ほどの自殺対策じゃないですけども、さまざまな課題を市民と行政、また我々と共有をして解決をしていく、そういうことを市長の施政方針からでも感じ取られたと私は実感をしておりますので、それを形に、行動に変えていけるように私も尽力してまいりますので、今後ともまたよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に江崎貴大議員、お願いします。

○2番（江崎貴大君） 2番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、大きく分けて2点、私から質問をさせていただきたいと思います。この議場での最初で最後の僕の質問になりますので、いい思い出になるように精いっぱい頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず1点目ですけども、公職選挙法改正に伴います弥富市の考え方についてお伺いします。

近年、投票率の低下、そして若者の政治離れというものが話題になっております。先日の弥富市議会議員の選挙でも投票率が減少いたしまして、僕としても大変残念な結果でした。このような投票率減少というのにはいろいろな要因があると思っておりますが、ここまで来ると社会全体でこの問題を考えていかななくてはならない時期が来ていると思っております。

そのような中で、選挙政治改革の一つといたしまして、昨年からことしにかけて新聞やニュースでにぎわせておりましたが、昨年公職選挙法が改正されました。それに基づきまして、ことしの夏の参議院選挙から改正公職選挙法が適用されることとなりましたが、まず最初に今までの公職選挙法と比べての変更点をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 江崎議員にお答えをいたします。

今までの公職選挙法と比べての変更点との御質問でございます。

昨年6月の公職選挙法の改正点につきましては、選挙権を有する年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げられたことでございます。また、ことし2月にも改正がございまして、旧住所地における住民票の登録期間が3カ月以上であり、そのまま住み続けていれば、旧住所地において選挙人名簿へ登録されたであろう人で選挙人名簿に未登録の人について、転出直後の定時登録・選挙時登録の際に、旧住所地において選挙人名簿への登録を行うこととされたことでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今、御回答いただいたように、ことしの夏の参議院選挙から選挙権年齢が20歳以上というものから18歳以上へと引き下げられたことが大きな変更点であると思うのですが、弥富市においては有権者数というものはどのように変化しまして、それはどのくらいの割合を占めるものでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 弥富市においては、有権者数はどのように変化し、どのくらいの割合を占めてみえますかとの御質問でございますが、3月2日現在の選挙人名簿登録者総数が3万4,939名で、18歳、19歳の方につきましては、選挙期日等によって違いますので、平成28年2月29日現在の人口統計資料の年齢別人口調査票の人数で御説明をさせていただきますと、18歳の方は437名、19歳の方は476名で、合わせまして913名でございます。概略でございますが、選挙人名簿登録者総数の3万4,939名と統計資料の18歳、19歳の人数、913人でございますが、合わせますと3万5,852名になります。また、18歳、19歳の割合でございますが、2.55%となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 913名ふえるということですが、まだこれは確定じゃないんですけれども、弥富市においては2.55%、それなりに大きい数字だと思います。

この若い世代の最初の政治参加というものは、大変重要なことだと考えております。最初の選挙というものは、選挙をする上で大きなきっかけとなります。

今回の弥富の市議会議員の選挙でも、私の周りにおきまして、20歳になって最初の選挙は行ったが、それきり行っていないという人が多くいました。そのような人たちは、ちょっと関心を持ったり、ちょっとしたきっかけでこれからも選挙に行ってくれることがあります。政治に興味を持ってもらわないと、選挙には行きません。このような人たちにどのように興味を持ってもらうのか、また親や兄弟や先輩、身近な人が選挙に行っていない場合、選挙に行くということさえ身近に感じられない。このような状況で、どのように身近に感じてもらうのか、また誰を選択していいのか、そもそもわからない。このような人たちに具体的にどのようなツールが利用でき、どのような視点で選挙に対して考えていけばいいのか。このよ

うなことが重要な課題だと考えております。

今回、選挙権年齢が18歳以上と引き下げられたことで、高等学校等教育機関が果たす役割も以前より大きくなっていると思っておりますが、そのような教育機関とは、今現在どのような提携を進めておるでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 高校等教育機関とどのような提携を進めておられますかとの御質問でございますが、国では、総務省と文部科学省が連携をいたしまして、政治参加に関する教育のための高校生向け副教材を作成し、全国の高等学校等に配付したところでございます。

また、弥富市選挙管理委員会では、県選挙管理委員会と連携をいたしまして、10月30日に弥富北中学校で、また1月18日に海翔高校で、選挙出前トークを開催いたしました。選挙出前トークでは、初めに選挙についての説明を行いまして、事前に配付いたしました選挙公報と2名の立会演説を聞いていただき、その後、実際に選挙で使用している道具を使って投票所の様子を再現いたしまして、受付係、名簿対照係、投票用紙交付係、投票管理者、投票立会人も決めていただきまして、順番に受け付けをし、名簿対照で氏名を確認して投票用紙を受け取り、記載台では候補者の氏名を記入していただきまして、投票箱に投函していただきました。

また、開票につきましても、実際に選挙で使用いたしております器具の説明を行いまして、開票及び集計作業を迅速・正確に行うための計数機を使って当選者を決めていただきました。1時間程度ではございましたが、投票から開票まで体験をしていただきました。

今後とも、学校と連携をいたしまして、選挙出前トークを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今現在、海翔高校や弥富北中で行っているということでしたが、今後ともこのような活動を進めていってもらいたいと思っております。また、今回の選挙におきまして、投票率という形で結果として出ますので、今後フィードバックや検証をしていきまして、今までどおりのこのような教育でよいのか、またもっと改善すべき方法があるのかどうかも含めて、これから考えていく必要があると思いますので、これも今後とも進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、投票所についてちょっとお伺いしたいと思います。

選挙は大変費用がかかるものでありまして、選挙の効率性を高めていくということはもちろん大事なことだと思いますが、選挙人にとって選挙をしやすい環境がまず前提にあつてこそだと思っております。投票率を上げるために、今後投票所の配置についてはどのようなお考えがありますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 投票所の配置についての御質問でございます。

投票所の配置につきましては、平成24年ごろから市内の投票所の検討を始め、平成25年7月の参議院議員通常選挙から神戸投票所と竹田投票所を統合いたしまして十四山東部投票所といたしました。大藤学区の投票所につきましても、統合の御説明はさせていただいておりましたが、統廃合はできておりませんでした。平成27年10月14日の大藤学区区長会におきまして再度御説明を申し上げ、御理解をいただきましたので、ことし7月に執行予定の参議院議員通常選挙から、鎌島投票所 ―― こちらは鎌島公民館でございますが ―― と稲吉投票所（環境改善センター）のところを統合いたしまして、大藤投票所 ―― こちらは大藤保育所になります ―― として実施をさせていただきます。

今後につきましては、投票所の統廃合はしばらくの間、基本的にはこのままということで考えております。

大藤学区の統廃合の理由といたしましては、投票所のスペースが狭いこと、また駐車場スペースも狭いこと、今後、衆議院議員総選挙 ―― こちらは小選挙区、比例代表、国民審査と3つございますが ―― と参議院議員通常選挙、こちらは選挙区と比例代表もございますが、同時に行われた場合、5票の投票をスムーズに行える環境を整えるため、公共の施設に変更するものでございます。

また、統合することによって選挙人名簿登録者がふえますので、当日、投票システムを導入して、受け付け時間の短縮と名簿確認事務の誤りをなくすメリットもございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今御説明の中に大藤学区の投票所が統合されるというお話がございましたが、現状、住民はこのような変更を知らない、理解していない人がほとんどでございます。どのように住民に説明、または周知をしていく予定なのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 市民に対しての周知はどのようにとの御質問でございます。

周知につきましては、区長さん方に各地区の総会のときに投票所の変更のお話をさせていただくようお願いをいたしました。また、選挙管理委員会といたしましても、4月に入りましたら、大藤学区の方に投票所の変更についてのお知らせを全戸配付し、選挙前に発行しております選挙だよりにも大藤学区の投票所の変更についての記載をして全戸配付をいたしたいと考えております。また、選挙当日にも、鎌島公民館と環境改善センターには投票所の変更についての看板を立てる予定でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今のお話は、当日の投票所のお話だったんですけれども、それでは期日前投票の設置については、どのようなお考えがとおりでしょうか。期日前投票所についていえば、例えばこの市役所がなくなってしまうので、今後どのようなになるのかはちょっと今わからないんですけれども、現在、市役所1カ所となっておりますため、東部の人たちはとても距離があり、不便でした。これをなるべく市の中心地で行うですとか、期日前投票所を北部と南部、または東部と西部というように2カ所設定するというような、投票に行く際に平等さというものを考えてはいかがでしょうか。

また、選挙当日において、既存の投票所以外に駅や商業施設などで共通投票所というものを自治体の判断で設置できるようにするという動きが出ておりますが、有権者の利便性のために、弥富市としての今後のお考えは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 期日前投票所の設置はどのようなお考えかということと、それから自治体の判断で期日前投票所が設置できるかどうかという御質問でございました。

期日前投票所につきましては、現在、期日前投票システムを使用いたしまして選挙人名簿登録者の確認をしております。期日前投票所をふやすためには、二重投票を防止するための環境整備、投票管理者、投票立会人の確保、投票用紙や投票箱の送致・保管、選挙人名簿の登録照会についての対応ができない等から、今までどおり1カ所だと考えております。

仮移転後の期日前投票所の場所につきましては、総合社会教育センターを中心に、今のところ検討をしておるところでございます。

選挙当日につきましては、議員のおっしゃられます共通投票所、期日前投票時間の緩和等は、今国会で審議中でございますので、今後の動向に注視をしまいたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今後の展開を見て、建設的な議論を進めていっていただきたいなと思っております。もし、共通投票所ができるようにシステム的になったとしたら、期日前投票を2カ所で行うシステムも同じようなシステムだと思うので、こちらも同時に考えていけるのではないかなと思っておりますので、今後の展開でこういう話も進めていけたらいいなと思っております。

今回の改正選挙法は、大きな選挙システムの起爆剤になっていると思っておりますので、これを機に、もっと投票率が上がるようなシステムをこれから考えていく必要があるのではないかな、そのために議論を進めていきたいなと思っております。

以上で1点目の質問を終わります。

2点目ですが、弥富市の受動喫煙防止に対する取り組みについて、答弁していただきたい

と思っております。

近年、受動喫煙によるがん発症のリスクの向上、妊婦、胎児、お子様に与える悪影響がレポートされており、分煙・禁煙への流れが社会全体で進んでおります。

健康増進法第25条に、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会所、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙、これは室内またはこれに準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされることを言いますが、この受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない、このように規定されております。

この健康増進法により受動喫煙の防止がうたわれているのですが、弥富市内の学校及び公共施設での対応はどのようなになっているでしょうか。また、受動喫煙のおそれがある状態の施設がある場合、今後どのように対応していくのか、お聞かせください。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 弥富市内の学校及び公共施設での対応についてでございますけれども、議員が先ほどおっしゃいましたとおり、喫煙が健康に与える影響は大きい上、受動喫煙の危険性やニコチンの依存症を踏まえますと、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上でたばこ対策は重要な課題であることは認識しております。

先ほど言われました法第25条で、受動喫煙は、室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わせることを言うとしております。

本市の学校につきましては、建物も含めて敷地内全面禁煙となっております。現在の市役所は、市民の出入りがあらかじめ想定されている部分は屋内全面禁煙となっております。屋内分煙措置としまして、喫煙コーナーを1カ所設けております。他の公共施設におきましては、屋内につきましては全面禁煙となっております。

2012年の厚生労働省の通知により、少なくとも官公庁や医療施設においては全面禁煙することが望ましいとされていることから、本市の公共施設は屋内全面禁煙となっております。

全ての公共施設における屋外喫煙場所については、再度検討する必要がある場所もございますので、今後検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 屋外喫煙所については今後検討ということだったんですけれども、今、中学校とかの職員の方で、屋外で喫煙されている方とかいるのをちょっと目にしまして、そのような人が外で吸っているのがどうかなというところもありましたので、今後検討を進めていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 具体的に公共施設の外で喫煙所を設けながらやっているところがあるわけですが、例えば社教センターのところに付きましては、すぐ出入り口のところで喫煙ができるというような状況になっておりますので、こういったことはやっぱり考えなきゃいかんだろうということを考えております。また、福祉センターでもそうでございますけれども、建物の出入り口の近いところに、あそこの場合はベンチまで置いてそういうようなことをしているわけでございますけれども、これにつきましては、ベンチは必要なものでしょうけれども、たばこを吸うためのベンチになってしまっておりますので、これは検討していかなくちゃならないと思っております。

学校の中においては、敷地内全面禁煙でございますので、再度そういったことについては教育のほうから徹底をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 続きまして、弥富駅前のスペースについて、ちょっとお伺いしたいと思っております。

まず弥富駅前のスペースというものは、健康増進法に明記されている多数の者が利用する場所であると考えるのですが、今現在、そこで喫煙ができる状態になっております。ここでの喫煙をどのようにお考えなのかということをお伺いしたいです。

例えば、名古屋市においては、安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」というものを制定しておりまして、名古屋駅を初め路上禁煙区域を指定しております。この西尾張地域におきまして、稲沢市では快適で住みよいまちづくり条例というものを制定しておりまして、駅前での路上喫煙を禁止しており、またパトロールも巡回させております。

残念ながら、海部地域、このあま市、愛西市、津島市、蟹江町を調査したところ、海部地域ではそのような条例はなく、駅前での路上喫煙を禁止していない、このような現状でした。そこで、ほかの海部地区よりも先駆けて快適なまちづくりを進めていく上で、駅前の路上喫煙に関して考えていく必要があるのではないのでしょうか。

実際に、昨年11月に僕が駅前で挨拶をしていたころ、子連れの女性が煙たそうに私に近づいてきて、駅前の両サイドでたばこを吸っている、このような人がいることを問題提起されました。受動喫煙の観点のみならず、多数の人がいる中での歩きたばこという危険性もございます。また、駅というものは観光客などが一番最初に目にする場所であり、町の玄関にもなっております。そのような場所でのポイ捨ては、環境美化の観点からも問題です。実際に、駅前でポイ捨てされたたばこを目にすることがよくあります。このような現状に今後どのように対応されていくのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まず現状でございますけれども、弥富駅の駅舎内

は全面禁煙となっておるようでございます。

〔発言する者あり〕

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） これは、ＪＲ、名鉄も含めてのお話だったでしょうか。失礼しました。

これにつきまして、ＪＲ、名鉄のほうも、私が知る限りでは禁煙になっているかと思っております。

屋外である駅前のロータリーにつきましては、現在、灰皿を以前は設置しておりましたけど、それは撤去させていただいております。屋外ですので、路上喫煙される方もあります。煙など、他人に迷惑となるようなことのないよう、モラルを遵守していただきたいというのが、まずこちらのほうの思いでございます。

先ほど言われました大都市、名古屋等や一部の市ではまちづくり条例を制定し、その中で路上喫煙規制を設けております。駅周辺は、朝夕につきましては人がたくさん集まる場所でございます。ですが、昼間につきましては、路上に絶えず人がいるわけではないというのも一つの現状かと思っております。市内でも、そのように人が集まる場所というのは、箇所が少ないかと思っております。路上喫煙規制に関する条例の制定までは、現段階では考えていないということでございます。

しかし、健康に悪影響を及ぼす観点から、たばこ健康に関する正しい知識の普及、未成年者の喫煙防止対策や、また絵本を使った幼児への防煙教育、妊婦への禁煙指導と家庭への受動喫煙の指導、吸い殻などごみのポイ捨て禁止等のモラル向上など、受動喫煙防止の普及啓発に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 近鉄の駅前では、さまざまな街頭のセールスプロモーション等もやるわけございまして、実は弥富のたばこ組合さん等においても、近鉄の駅前でたばこの推奨販売というようなこともやっております、これは痛しかゆしのところもあるかなあと思っております。昨今、たばこ販売をする方においても大変厳しい状況が一方ではあるわけでございます。

そうした中で、吸うほうと販売をするということと両面のことがございますので、たばこを吸う御本人のモラルということにまずは尽きるかなあと思っておりますので、御理解もいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○２番（江崎貴大君） 御本人のマナーということなんですけれども、もちろんそれも大事なことはあると思います。市長も施政方針において、健康を追求する取り組みを積極的に進めていくということをおっしゃいましたので、今後、福祉や子育て支援が進んでいるこの弥

富市においても、分煙という形ででもいいので、どんどん受動喫煙防止に対する取り組みを、喫煙者の人にも配慮しながら進めていくことが大事だと思っておりますので、今後とも議論を進めていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） たばこが健康に悪影響があるということは知られておるわけでございまして、また吸う人もそういうことは十分知りながら吸ってみえるというのも現状ではないかなあとは思いますけれども、受動喫煙という形で、吸わない方がいろいろとたばこに対する、自分自身に対する迷惑ということは感じていただいていると思います。

一度、私も近鉄弥富駅さん、あるいはＪＲ、名鉄さん等において、喫煙場所という形で、近所のところで指定することができないかどうかということについては、一度要望していきたいと思っております。そうした形で、たばこを吸わない方を守っていかなきゃならないのも今の時代だろうと思っております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○２番（江崎貴大君） 駅前で、昼の時間帯には人が少ないということだったのですが、これを朝の時間帯と夕方の時間帯だけでもいいので、この時間帯によって禁煙するとか、柔軟な考え方がこれからできると思っておりますので、そういったことも含めて進めていっていただきたいなと思っております。

市長からも、これから駅に対して要望していくということをお願いしたので、このようなことを進めていっていただきたいと思っております。

私からは以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は２時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後１時５２分 休憩

午後２時００分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に早川公二議員、お願いします。

○９番（早川公二君） ９番 早川公二でございます。

通告に従いまして質問したいと思います。

十四山地区の公園についてとカーブミラーについてであります。

まずは、最初に十四山地区の公園についてであります。

旧弥富町の公園と十四山地区の公園とでは管理の仕方が違うがどうしてかということで、質問させていただきます。どうせなら同じ管理にしたほうがいいのではないかと思います、質問

いたします。

十四山地区の公園以外は、外から見ても、園内から見ても、公園内全てを見通せるに対し、十四山東公園、十四山西公園は、外からも内からも園内全てを見通せない状態であります。なぜ見通せないのか。旧弥富町の公園は、毎年ほぼ全ての樹木を剪定されておりますので、視界を遮るものがないのに対し、十四山東、西公園においては、以前同じ質問を24年12月議会でいたしました。その後、東公園、西公園、毎年交互に、何年も視界を遮っていた樹木の枝打ちをしてもらいましたが、全ての樹木の枝打ちをしていませんので、いまだに視界を遮る樹木があります。また、枝打ちをした樹木においても、新しい枝が伸びてきて視界を遮ろうとしています。今のままの管理の仕方では、いつまでたっても見通しが確保されません。見通しが確保できるようにするには、十四山地区の公園もそのほかの公園同様、毎年ほぼ全ての樹木剪定を行う必要があります。そこで、今後の管理計画をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まず十四山の公園でございますけど、これは児童遊園という形の公園になっておりまして、旧の弥富町のものにつきましては都市公園がほぼかと思っております。

やはり現地を見せていただきますと、木の数自体、また高木の数自体も非常に、亀ヶ地の公園も含めまして多いのが現状かと思っております。

議員の御指摘でございますけれども、見通しが阻害されているところということで、非常に危険だということの中での御提案かと思っておりますけれども、こちらにつきましては今後計画的に、大人の背丈までぐらいの高さにはなりますけれども、見通しができるよう枝打ちをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 早川議員にお答え申し上げますけれども、十四山地区の西公園、東公園で、樹木が非常に大きいわけでございますが、どうしてこういうことなんでしょうと、十四山地区にお住まいの方に私は聞いてみました。そうしたら、これは定かかどうかわかりませんが、その方がおっしゃったことには、その当時の村長、あるいは偉大な政治家でもあります吉川博先生が、公園内の樹木は切るなということが過去にあったそうでございます。そういうような中で木が成長し、そして現在に至っているかなあと思っております。

しかし、先ほど所管の担当が答弁しましたように、公園内で遊ぶ子供たち、あるいは利用していただく住民の皆さんに対して安心・安全な場所でなければならないと思っておりますので、その辺のことをしっかりと、今後、やはり木によって安全が阻害されるようなことがあってはなりませんので、また地域の自治会の皆さん等も含めて御相談申し上げて、大きく伐採をするという方向で考えていきたいと考えておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 大きく伐採をしていただくとの答弁でございました。これは一度に全て、見通しがいいように伐採するということでもいいんですかね。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） これにつきましては、一度にということではできかねるかと思いますので、先ほどもちょっと申し上げましたけど、計画的にというような形の中で、枝打ち等も含めまして考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） この質問をした理由というのは、見通しを確保しなければ公園利用者、子供たちが安心して遊べる公園ではないということで質問させていただいております。

現状、十四山東公園、西公園を見てみますと、前回も同じことを言ったんですが、安心して子供たちだけで遊びに行っていけない状況なんですね。そういった意味で、前回も24年に質問させていただきました。その後、毎年交互に剪定していただいておりますが、いまだに安心して遊びに行かせられない状態でございます。

もっと言うならば、不審者が潜んでいても本当に気づかないような状況ではないのかなと考えております。

それに比べて都市公園は、先ほど市長が言いましたが、その公園の過去の歴史というものを考えればしょうがないのかなという思いは正直ありますが、ただ、今は市になって、市内の全ての公園という一くくりの考え方をしますと、都市公園は都市計画課の管理で、毎年きれいに管理をしてあって、児童公園の十四山東公園、西公園は、毎年管理しておると言われるかもしれませんが、都市公園に比べたらやはり管理が行き届いていないのではないのかなと考えております。ここが問題ではないのでしょうかと私は言いたくて、もう管理を都市計画課、児童課というふうにせずに、一本化にして管理をすれば、市内全ての公園が同じような状況の公園になっていくのではないのかなと思っておりますが、市側の考えをお伺いいたします。安全面も含めてですね。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） ただいまの件でございますけど、以前にも同様な御質問があったかと考えております。

これにつきましては、新庁舎が完成した段階で、そういった専門の部署をつくるといったようなことも考えながらの組織再編ということが考えられておりますので、それまでもうしばらくお待ち願いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 庁舎ができてから考えるって、いつ庁舎ができるんですか。それまで

安心して子供を遊びに行かせられない状況がずうっと続くということでは困りますので、ちょっとこの辺も、先ほど一度に伐採はできないと言いましたが、できるだけ早く安心して安全に遊べる公園にしていただきますことを強く要望いたします。

では、次の質問に移ります。

公園によって遊具の違いがあるのはどうしてかということで質問させていただきます。

健康遊具が設置してある公園、そうでない公園についてであります。

高齢者が、体に負荷をかけずに健康的に運動できる大人向けの遊具は、近年、全国の公園で設置数が増加している遊具の一つであります。少子・高齢化に伴い、公園を使う世代が子供たちだけでなく、高齢者が多くなった今の日本を象徴するかのような高齢者向け遊具は、全国でまだまだふえていくと見られています。

本市においても、健康遊具を設置してある公園がありますが、今現在、何カ所の公園に設置されているのか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 健康遊具の設置の公園につきましては、3カ所ございます。都市公園でございますので公園、それから水郷公園、それから子供の遊び場に隣接しておりますかおるヶ丘の中の広場ということでございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 健康遊具のメリットといたしまして、健康遊具を日常的に利用することにより健康年齢を引き上げることができる、家の中に閉じこもりがちな高齢者を外出してみようかなという気にさせる、特に人とのコミュニケーションが苦手な男性高齢者は、いつでも好きな時間に健康遊具が利用できるの公園に行きやすくなる、体を鍛えながら楽しく交流できる、学区とか町内以外の人との交流が生まれる、現在、余り利用されていない公園を有効活用ができる等々のメリットがあります。今後、増設していく計画はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 全体の中では、こういったことが順番に取り入れられていくかなと思っております。

ただし、先ほど申し上げましたように、現在の十四山地区という形で限定させていただきますと、あれは児童遊園という形になっております。やはり大人の遊具と混在するということは、それを子供が使うということに対する危険性に対する危惧もされます。現段階におきましては、児童課所管の公園になってしまいますけれども、それにつきましては子供の遊ぶための遊具というものを主体に考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） そういう質問じゃなくて、市内全域の公園として、増設していく計画はということです。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 今、議員のほうから、市内全域の公園ということでお尋ねですけども、都市公園関係につきましては、遊具なんかも設置から長い年数のたっているものがありますので、公園の施設の長寿命化修繕計画というものを来年度策定させていただく中で、そういった安心・安全に利用できるような遊具の修繕とか更新ということも必要になってくると思いますので、そういった中でトータルのことを考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） トータルののではなく、増設するのかもしれないのかということを聞いておるんですけど。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 高齢化社会がますます進んでいるわけでございます。そうした中で、元気なお年寄りというか、高齢者を、我々としてはその居場所というものをつくっていかなくちゃならないと思っておりますので、高齢者が御利用になれるような健康遊具ということにつきましては、できることから、過去にもやってまいりましたけれども、増設をしていきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 増設をしていくということでございますが、民生部長の先ほどの答弁で、十四山の西公園、東公園には増設をしないと。それは何でか。子供の遊び場という答弁でございましたが、先ほども言いましたが、公園は子供の遊び場という既成概念を変えて、公園に高齢者向け健康遊具を設置し、健康増進及び地域の交流の場として公園をもっと活用すべきであると考えておりますので、児童課の公園は子供の遊び場だからという考えを変えて、高齢者も一緒に子供たちと遊べる公園にしていけば、子供たちだけでも遊びに行ける環境づくりにもなって、いいのではないのかなあと思っておりますので、本当は十四山東公園、西公園のいずれかに健康遊具をつけてほしいという考えでありましたが、実は十四山の公園はもう1個あるんですね、三ツ又池公園というものが。この三ツ又池公園に健康遊具を設置していただきたいと考えておりますが、市側の考えをお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三ツ又池公園ということは、年間を通じて御利用していただきたい公園でもあります。ただ単に春の芝桜まつりだけでなく、ジョギングをされる方、散歩さ

れる方もございます。そういった関連の中で、健康遊具というのは共通性があるかなあと思っております。

一度、どの場所でどういうものを設置していったらいいか、よく検討しながら、少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 健康遊具が十四山以外にあって十四山にないということが本当に納得いきませんので、本当にぜひとも前向きに御検討していただきますことを強く要望いたします。次の質問に移らせていただきます。

次は、カーブミラーについてであります。

カーブミラーは、道路の見通しの悪い交差点やカーブなど、交通事故が発生する可能性の高い場所に、道路を通行するに当たって安全性を確認するための補助施設として設置されています。そのカーブミラーが、霜によって見えない状況にあってはいけません。霜がおりる時期になりますと、多くのミラーが霜によって見えなくなっています。

昨年の委員会でも質問しましたが、その後、ミラーに対する霜対策は行ったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） カーブミラーに対する霜対策につきましては、議員のほうから、昨年の3月議会の委員会のほうで質問いただいております、そのときの答弁としまして、来シーズンに向けて勉強させていただくというような答弁をしております。

具体的には、今年度に入りまして、曇りどめの対策としまして、ミラーの鏡面自身が朝霧とか霜などで生じる曇りを発生しないようなものの設置を2カ所して検証しているということと、それと今、実際にあるミラーの鏡面に直接塗りつけて曇りを取るようなものを20カ所、一応やって、検証しているという状況でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 対策をしたということですが、これは効果はあったのでしょうか、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） まず1点目、最初に申し上げましたステンレス製のミラー、要は新しく、今までのミラーと違ったものということで、ステンレス製のミラーを設置しましたところ、やはり従前のミラーと比べまして、朝霧とか霜のときでも、ほかのミラーにはついたんですけれども、このミラーはつかないということで、視認性、要はよく見えたということで、検証結果としてはいいかなと、工法的にはよかったかなと思います。ただ、スプレーで直接、今の既存のミラーに塗った防止ですね。霜どめというか、曇りどめを塗ったものに

についてはちょっと効果が出なかったと。そのまま曇ったままということで、結果的にはちょっとそちらのほうはだめだったかなという結果でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） スプレータイプのもものでは効果が見えなかったと、ステンレス製のミラーでは効果があったということで、このステンレス製のミラーは2カ所しかついていないということでありますので、本当に冒頭言いましたけれども、見通しの悪い交差点ということとやはり交通事故が起きてもおかしくないような、そういう箇所についておりますので、効果があらわれなかったから、もうこれでおしまいというわけにはいかんと思いますので、今後の対策・計画はどうなっていますでしょうか、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 今回、対策・計画ということでございまして、検証結果も今回、ミラーを新しいものに取りかえた場合と直接防ぐためのスプレーということで、2通りやりましたけれども、やはり材料を、ちょっとコストアップにはなるんですけれども、そういったものに取りかえていくという方向がいいのではないかとということで、今後カーブミラーの新設とか、老朽化、古くなって実際に見えないとか、事故等でどうしても立てかえが必要だというようなところを順次、良好な視認性の確保できるようなミラーに取りかえていったらどうかということで、財政的にも負担は少しかかってくるかと思いますが、視認性、安全性を考えれば、それもやむを得ないかなということで、今後そういった方向で進めていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 当然、一度にかえていただきたいという思いはあっても、予算の都合もあろうかと思っておりますので、それは無理かなと思いますが、老朽化していつておるところだとか、損傷している部分があればかえていくということでございますが、これは例えば霜対策でもそうですけれども、霜が張っておるかどうかなというのは、市の職員さんが通勤する時間帯に曇っていて、市の職員さんが通勤してから調査しに行こうと思っても、もう霜がない状態ですから、そういう曇っている箇所の吸い上げとか、老朽化だとか損傷したカーブミラーを市の職員さんが全て把握するというのは、現実無理ではないのかなあと考えておりますが、そのことに関しては、どのように老朽化を見つけていくだとか、霜対策をしていくのかということをお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 時間帯によって、カーブミラーが見えるか見えないかということは、今、早川議員がおっしゃるとおりでございます。

しかし、そういったことにつきましては、大変大事なことですけれども、先ほども言いま

したように、我々としては老朽化したもの、あるいは新設するというようなことも含めて、順次取りかえていくという形で、今後は新しいステンレス製のミラー、経費としては約1.5倍かかってくるわけでございますけれども、そういったことよりも、部長が申しあげましたように安全性が第一だということで、交通事故が非常に多発している今の時代でございますので、順次切りかえていくと。もう少しスピードを持ってやっていかなきゃいかなあということを思っておりますので、場合によっては、ことしの秋にはそういうようなことが何カ所かできればと思っておりますので、またその節には議員各位の御協力もいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 協力はしますけれども、ただ本当にカーブミラーって、これは市内で何カ所ついておるかというのも把握し切れていない状況であるのかなと思いますし、損傷している部分とか曇っている部分というのは、とても市の職員さんで見つけられるものではないと思うんですね。そこら辺の対応をどうしていくのかということを、もう一度済みませんが。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 議員御指摘のように、やはり市職員だけでは、勤務時間内ということになれば、もう朝日が上がれば霜も解けてしまうとか、曇りがあるかどうかということも確認できません。そういったことで、今申し上げますのは市民、住民の方の御協力がない限りにはできませんものですから、そういった中で、自分たちの生活、住む町の中をよくするというのも、市民の方、地域の方の助け合うまちづくりの一環ではないかなということで、もし許すのであれば、安全意識ということで、コミュニティ活動なんかで交通安全に関する取り組みという一環の中で、今あるカーブミラーの、曇りどめにおいても少しそういった清掃作業も交通安全の一環としてやっていただくということも市からお願いできたらなあということで、そういった中で、もし損傷があるだとか、これはいつも曇っているよとか、そういうのもまた教えていただければ行政としては助かりますので、そういったことで御協力いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） おっしゃるとおりだなと感じております。やはり自分たちの地域のこ、自分たちの地域で解決ができる問題は解決していかなきゃいけないと思っております。ましてやカーブミラーなんて、本当に多くあります。自分たちの安全を確保するためには、ここのカーブミラーは見えないよとか、全然違うほうを向いていますよとかということ、やっぱり市民の方の協力を得ながら吸い上げていかなきゃいけないなと、そのように感じております。

大きく、今回カーブミラーについての御質問をさせていただいたわけではございますが、交通事故に関して、委員会等でも、このカーブミラー以外にも、交差点とかいろいろ質問をさせていただきました。きのうも、実は委員会と言った危険な箇所で交通事故が起きました。もうこれは3度、4度、5度目ぐらいじゃないですかね。どうもその対策がいま一步おくれた結果ではないのかなと、そのように感じておりますので、やはり事故が起きてからでは遅いので、本当にこの交通事故対策については先手先手を打ってやっていただきますことを強くお願いいたしまして、私の質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時26分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 那 須 英 二

同 議員 三 宮 十五郎





平成28年 3月16日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 |     |         |

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

16番 大 原 功

3. 会議録署名議員

9 番 早 川 公 二                      10番 平 野 広 行

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                            |         |                            |         |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                    | 伊 藤 好 彦 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長                    | 竹 川 彰   |
| 教 育 部 長                    | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼<br>財 政 課 長     | 渡 辺 秀 樹 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 | 総 務 部 次 長 兼<br>危 機 管 理 課 長 | 橋 村 正 則 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>十 四 山 支 所 長 | 松 川 保 博 | 民 生 部 次 長 兼<br>児 童 課 長     | 村 瀬 美 樹 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 山 守 修   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 平 野 宗 治 |
| 総 務 課 長                    | 立 松 則 明 | 庁 舎 建 設 長<br>準 備 室 長       | 伊 藤 重 行 |
| 税 務 課 長                    | 山 下 正 巳 | 収 納 課 長                    | 鈴 木 浩 二 |
| 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長     | 横 山 和 久 | 保 険 年 金 課 長                | 佐 藤 栄 一 |
| 環 境 課 長                    | 伊 藤 仁 史 | 健 康 推 進 課 長                | 花 井 明 弘 |
| 福 祉 課 長                    | 宇 佐 美 悟 | 介 護 高 齢 課 長                | 半 田 安 利 |

|                 |         |           |         |
|-----------------|---------|-----------|---------|
| 総合福祉センター<br>所 長 | 村 瀬 修   | 農 政 課 長   | 安 井 耕 史 |
| 商工観光課長          | 羽 飼 和 彦 | 土 木 課 長   | 山 田 宏 淑 |
| 都市計画課長          | 大 野 勝 貴 | 下 水 道 課 長 | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長          | 水 谷 みどり | 生涯学習課長    | 安 井 文 雄 |
| 図 書 館 長         | 山 田 淳   |           |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 三 輪 眞 士 | 書 記 | 浅 野 克 教 |
| 書 記    | 伊 藤 国 幸 |     |         |

6. 議事日程

|              |                                             |
|--------------|---------------------------------------------|
| 日程第1         | 会議録署名議員の指名                                  |
| 日程第2 議案第1号   | 平成28年度弥富市一般会計予算                             |
| 日程第3 議案第2号   | 平成28年度弥富市土地取得特別会計予算                         |
| 日程第4 議案第3号   | 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計予算                       |
| 日程第5 議案第4号   | 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算                      |
| 日程第6 議案第5号   | 平成28年度弥富市介護保険特別会計予算                         |
| 日程第7 議案第6号   | 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算                     |
| 日程第8 議案第7号   | 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計予算                      |
| 日程第9 議案第8号   | 海部南部広域事務組合規約の変更について                         |
| 日程第10 議案第9号  | 弥富市行政不服審査会条例の制定について                         |
| 日程第11 議案第10号 | 弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の制定について |
| 日程第12 議案第11号 | 弥富市手数料条例の一部改正について                           |
| 日程第13 議案第12号 | 弥富市情報公開条例の一部改正について                          |
| 日程第14 議案第13号 | 弥富市個人情報保護条例の一部改正について                        |
| 日程第15 議案第14号 | 弥富市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について                |
| 日程第16 議案第15号 | 弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について                   |
| 日程第17 議案第16号 | 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について                 |
| 日程第18 議案第17号 | 弥富市行政手続条例の一部改正について                          |
| 日程第19 議案第18号 | 弥富市職員の退職管理に関する条例の制定について                     |
| 日程第20 議案第19号 | 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例等の一部改正について               |
| 日程第21 議案第20号 | 弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について            |

- 日程第22 議案第21号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第22号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第23号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例による改正前の弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第24号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第26 議案第25号 弥富市職員定数条例の一部改正について
- 日程第27 議案第26号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第27号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第29 議案第28号 弥富市税条例の一部改正について
- 日程第30 議案第29号 弥富市営住宅管理条例等の廃止について
- 日程第31 議案第30号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第32 議案第31号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第33 議案第32号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第34 議案第33号 弥富市病児・病後児保育施設条例の制定について
- 日程第35 議案第34号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第36 議案第35号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第37 議案第36号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第38 議案第37号 弥富市環境保全条例の制定について
- 日程第39 議案第38号 市道の認定について
- 日程第40 議案第39号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第41 議案第40号 平成27年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第42 議案第41号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第43 議案第42号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第44 議案第43号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第45 議案第44号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第1号 平成28年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 平成28年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第3号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第4号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第5号 平成28年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第6号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 議案第7号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第9 議案第8号 海部南部広域事務組合規約の変更について

日程第10 議案第9号 弥富市行政不服審査会条例の制定について

日程第11 議案第10号 弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の制定について

日程第12 議案第11号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 弥富市情報公開条例の一部改正について

日程第14 議案第13号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 弥富市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

日程第16 議案第15号 弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第18 議案第17号 弥富市行政手続条例の一部改正について

日程第19 議案第18号 弥富市職員の退職管理に関する条例の制定について

日程第20 議案第19号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例等の一部改正について

日程第21 議案第20号 弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

日程第22 議案第21号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第23 議案第22号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部改正について

日程第24 議案第23号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例による改正前の弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第25 議案第24号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第26 議案第25号 弥富市職員定数条例の一部改正について

日程第27 議案第26号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第28 議案第27号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第29 議案第28号 弥富市税条例の一部改正について

日程第30 議案第29号 弥富市営住宅管理条例等の廃止について

日程第31 議案第30号 弥富市道路占用料条例の一部改正について

日程第32 議案第31号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第33 議案第32号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について

日程第34 議案第33号 弥富市病児・病後児保育施設条例の制定について

日程第35 議案第34号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第36 議案第35号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について

日程第37 議案第36号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第38 議案第37号 弥富市環境保全条例の制定について

日程第39 議案第38号 市道の認定について

日程第40 議案第39号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第41 議案第40号 平成27年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第42 議案第41号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第43 議案第42号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第44 議案第43号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第45 議案第44号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第2、議案第1号から日程第45、議案第44号まで、以上44件を一括議題とします。

本案44件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） おはようございます。

10番 平野広行です。

通告に従いまして、私は議案第1号平成28年度一般会計予算について質問いたします。

3月8日、平成28年第1回弥富市定例会がスタートし、服部市長より施政方針が述べられました。その中で、市政運営に当たっては、もっと災害に強いまちづくり、もっと人に優しく健やかなまちづくり、もっと豊かで活力あるまちづくりの3つの視点を持って取り組んでいく。そして主要な施策として、第1次弥富市総合計画の体系に沿って6つの政策目標を掲げ、予算の編成がなされております。

そんな中、一般会計予算の総額は145億3,000万円と、対前年比1.1%の増となっております。この3年間ほとんど予算の総額に変わりはありませんが、そんな中で農林水産業費が30%の増、土木費が24%の増となっております。また、今年度は市制10周年記念事業等がありますが、平成28年度予算編成に当たって何に一番力点を置いたのか、まず市長の考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平野議員にお答えを申し上げます。

平成28年度予算につきましては、今、議員がおっしゃったように、一般会計としては145億3,000万円ということで、101.1%の伸長率でございます。また、特別会計といたしましては、特別会計6会計、国民健康保険、あるいは介護、あるいは後期高齢、あるいは公共下水道事業、農業集落排水事業等々の6会計で100億を組ませていただきました。これは前年対比103.8%ということで、総額といたしましては245億3,000万円ということで、前年比102.2%の伸長で、平成28年度予算という形でございます。特に特別会計100億というのは、近年にない数字になってきている。これは高齢化社会、あるいは子育て支援というさまざまな社会保障費という金額が伸びているというような状況でございます。

そういった形の中で、この28年度の背景といたしまして我々は当然税収の見込みということについて考えていかなきゃならないと思っておるわけでございますが、御承知のように、西部臨海工業地帯、あるいは平島中区画整理事業等々において固定資産税の増が大きく改善が見込めるというようなこともあります。税収全体では自主財源として80億を予定しております、伸長率といたしましては103%というような状況で、個人のそれぞれの市民の皆様の大変な御努力に対しても敬意を表するわけでございます。そういうような税収の伸びはあるわけでございますが、先ほども言いましたように、一方では社会保障費の伸び、医療、介護、福祉、子育て支援というのがまだまだ右肩上がり伸びているというような状況でございます。また、私たちは財政の健全化の中において注視しなきゃならないのは、普通交付税の合併算定がえの特例措置としての交付金が5億ほどございますけれども、これが28年度から向こう5年間でゼロになってしまうというような形の中で、普通交付税の合併算定がえの問題については常に注視しなきゃならないという形でございます。そうした形の中にお

いて、一番は財政の健全化ということに対して、しっかりと押さえながら予算編成に臨んだということも御理解いただきたいと思います。と思っています。

そして、具体的な施策というようなことでございますけれども、新聞紙上でも発表しておりますけれども、伊勢湾台風から57年、そして東日本大震災から5年が経過するという状況の中において、弥富市の置かれた状況といえは大変厳しい状況にある。海拔ゼロメートル地域という形の中で、大変厳しいわけでございます。そうした形も踏まえて本市におきましても、いろいろなことが心配されるという形の中において、防災・減災対策という形の中で災害に強いまちづくりをしっかりとやっていこうということを考えております。

そうした中で、愛知県の防災局から発表されました昨年の南海トラフ巨大地震における弥富市の被害予測というようなことがございました。大変厳しい被害予測が示されておるわけでございますが、そういった中において、避難行動も含めたところの津波避難計画を策定していきたいと思っています。これは事業費ベースで約1,700万円というような状況になってまいります。そして、また総合的な防災訓練をという形の中で、一般質問の中でもお話をさせていただいておるわけでございますけれども、愛知県当局と、そして消防、あるいは自衛隊という形の中で総合的な防災訓練をこの11月6日に実施していきたいということを再三お話させていただいております。これは事業費ベースで600万円というような形で、県と私ども弥富市が負担をしていくというような状況でございます。

それから、2点目の大きな施策といたしましては、子育て支援施策であります。本市はこれまでも近隣に先駆けて中学生までの通院・入院費の医療費の無料ということを実施させていただいております。平成28年度も継続していきたいことを思っております。これの事業費としては2億円を超える事業費になってまいりました。そして、また保育料の据え置きも20年継続してまいりました。平成28年度も保育料は据え置きをさせていただきたいと思っています。今9つの保育所がありますけれども、平均的に1保育所といたしまして約1億円の運営費がかかっておるわけでございます。そうした形の中で、保育料を据え置くということについては大変厳しい財政の中であるわけでございますが、弥富市の看板政策としてこれを継続していきたいと思っておるところでございます。

そして、新規の事業といたしましては、平成28年度からファミリー・サポート・センターを活用した病児・病後児の保育という形のものであるとか、養育支援等が必要になっている御家庭に対して、保育士であるとか、保健師を派遣していきたいという形のことを考えております。これらの関連費用といたしまして1,000万円計上させていただいております。

最後でございますけれども、市制10周年という形の中に対する記念事業が数々計画をしているということでございます。式典のほか、さまざまなイベント開催をしていきたいということを再三お話をさせていただいておりますけれども、記念事業としては県と一緒にやる先

ほどの防災訓練、あるいは花フェスティバル、健康講話、スポーツ講話、テレビ番組、あるいはミュージカルの上演というようなことを考えております。その総合的な事業費ベースといたしましては1,900万円を計上させていただいております。そのほか御指摘の農林水産事業費、土木費の増額でございますけれども、農林水産事業費という形の中では、農業の農村整備事業という形の中で、いわゆる土地改良事業に対して130%の予算を組みました。これは土地改良の予算が国・県のほうで非常に大きく伸びているというような状況の中で、その事業費が私ども市町村に対してもお話をいただけるだろうという形の中で、しっかりとした裏負担としての財源を用意しなきゃならないというような形のものがあるわけでございます。そういった形の中で、県の県営事業であるとか単県事業に対して土地改良事業を積極的に進めていきたいと思っております。

また、孫宝排水土地改良区及び鍋田土地改良区におきまして、それぞれの排水機の電気設備が改良をしていかなきゃならないという形の中で、非常に大きな予算があるわけでございます。そのほか土木費といたしましては、継続的な、いわゆる市道、そういった形の中で道路の整備をしていきたいということを中心に124%の事業費を組まさせていただいております。いずれにしても必要な予算であると認識しておりますので、議員各位の御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 一番力を入れているのは、やはりここ数年ずうっと服部市長言われているんですが、防災、弥富のまちを守る、これが一番大事だということで、防災のほうに力を入れてみえる予算編成になっているということは理解できました。

それには堤防の強化なんかはやはり国・県にお願いしやっていく。そして、内水面の排水設備に関しては、県のほうからの負担によって土地改良費の増額を受ける、こういう答弁をいただきました。それに沿って、弥富というものはゼロメートルですので、とにかく堤防強化で外からの浸水を防ぐ、これが第一番だと思いますので、しっかりとお願いをいたします。

次に、それでは弥富市のまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定をされました。これが28年度の予算の中でどのような形で組み込まれているのか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） どのように組み込まれておるかということについて御説明申し上げます。

総合戦略は人口ビジョンを踏まえまして、地域の実情に応じた今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものでございます。国の総合戦略を勘案しつつ、効果の高い施策を集中的に実施していくものでございます。

本市の総合戦略は、第1次総合計画に掲げました将来像「みんなでつくるきらめく弥富



自然と都市が調和する元気交流空間」の実現を目指しつつ、この国の戦略における4つの基本目標を重点に置きまして、持続可能な活力ある地域をつくるため、この計画の中で施策を横断して、特に重点的に取り組む事項として位置づけております。長期ビジョンを持って市政運営を推進する趣旨から、基本的には総合計画を踏まえ、まち・ひと・しごと創生の趣旨に合致する施策・事業を総合戦略に盛り込んでおります。これらによりまして、予算の中では総合戦略に特化した事業としての取り込みということではなく、弥富創生につながる事業を引き続き取り組んでいくというものでございます。

平成27年度は国の交付金を利用した地方創生の先行事業としてプレミアム商品券の発行や子育て支援事業などを実施してまいりました。平成28年度は、地方創生に対する交付金での事業は計上しておりませんが、新たな活用できる事業については積極的に取り組んでまいります。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 特別これがこうだという予算のことではないと。今までどおり、過去にもずっと継続して、その中に第1次総合計画に基づいた弥富の施策の中に取り組んでいくと、こういうふうに理解をさせていただきます。

創生総合戦略の中で4つの基本目標を掲げておりますが、1番目に安定した雇用を創出することとあります。本市では以前から雇用を創出するために企業誘致に力を入れ、その企業で市民が働けるように取り組んでおります。仕事人が人を呼び、人が仕事を呼ぶといった好循環を確立すること、若い世代を中心とした人口流出を抑制するためにも、市内で働き、出会い、結婚し、家を建てる、そういった若い世代に対して、住宅関連の支援策を考えてはと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 住宅開発に対してで、どのような支援をしていくかということについては私どもの地方創生における人口増加策という形の中においては必要な項目であろうと思っております。

しかしながら、この時期だけに、そういうようなことを住宅に対して補助していくということに対しては、これから、そして将来的にどこまでできるかということは十分検討していかなくちゃならないし、そしてまた今までもさまざまな形で住宅補助に対してはやってきたつもりでございます。そういったようなことにつきまして、継続的にできるものについては考えていかなくちゃならないでしょうし、先ほどの新規についてはよほど注視していかなくちゃならないと思っております。それよりも弥富としての魅力度を上げていくことにおいて、住宅が来ていただけるだろう人は来ていただけるだろうと思っております。住みやすさとか、そういったランキングを上げていくことが弥富市に対してそういう方たちを呼び込む施策であ

ろうと思っておりますので、弥富市としての魅力度を上げていきたい。それが都市基盤整備事業であったり、あるいは高齢化社会における医療の問題であったり、あるいは介護の問題であったり、あるいは子育てというような形の一体的な切れ目のない社会保障ということに対する魅力度を高めていくことが必要だろうと考えております。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、予算編成の概要について伺いましたので、次は各項目の詳細について質問をいたします。

近年、予算全体に占める土木費の割合が、先ほど説明しました低下傾向にありましたが、28年度は前年対比24%増となっており、私としては非常にうれしく思っているわけですが、その土木費の中でも、道路の修理、維持費、そして新設改良費といったところに分かれますが、それらが予算の中でどれぐらいの割合を占めているのか、伺います。

まず最初に、土木費のうち道路の修理、維持費が占める割合について、金額を伺います。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） おはようございます。

議員の質問にお答えさせていただきます。

土木費のうち道路管理、維持費が占める割合と金額ということでございます。予算科目で8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費で維持費のほうをお答えさせていただきます。

平成28年度一般会計予算の8款土木費、総額12億1,697万9,000円のうち、2項道路橋梁費中、2目道路維持費が占める割合は6%、金額は7,243万7,000円でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 私、以前も一般質問で道路の費用については伺いまして、過去のデータはいただいております。これを見ますと、22年度から4.5、4.7、5.5、6.7、7.2、6.7、6と今年度なっているわけで、そんなに大差はないなというような感じを持っております。

それでは続きまして、土木費のうち道路の新設、そして改良費が占める割合と金額を聞かせてください。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 同じく道路新設改良費が占める割合ということでございます。

予算科目で、3目道路新設改良費でお答えさせていただきます。

3目道路新設改良費が占める割合は22.5%で、金額は2億7,441万6,000円でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） これにつきましても、以前のを見ますと、23年、24年度が大体22、26.7%ということで、28年度に該当するかなと思っております。25年度におきましては36%という高額な割合になっております。今後弥富市内の道路を早くいろんなところにつくるた

めにも、もう少し割合を上げていただきたいなど。昨年度は15.9%と非常に低かったです。ようやく28年度は22.5ということで上がってきておりますが、これをもう少し30に近づけたような数字にしていいただきたいなど私の要望をしておきます。

それでは3点目ですが……。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員の考え方はよく理解できるんですけども、先ほども言いましたように、一番最初のときに義務的な経費という形の中で、私どもとしては社会保障費、医療、介護、福祉、そして子育て支援という中において、本当に高い伸び率なんですね。この義務的な経費をまずしっかりと押さえていかなきゃならない。そして、財政の健全化という形の中でしっかりとやっていかなきゃならない。

そうすると、どこで調整するかというのは、いわゆる公共事業なんですね。いわゆる道路であるとか、都市基盤整備事業である下水であるとか、そういうようなところの中で全体のバランスをとらせていただく以外の方法がないんです。義務的な経費、保障費を削るわけにまいりません。子供たちの育成に対して、やはり市としてしっかりと応援をしていかなきゃならん。そういうことをしっかりと議員の皆様にも御理解いただきたい。道路がまちづくりの基本中の基本であるということは私たちも一番よくわかっております。しかし、そういうような状況の中で御判断いただくということが基本に議員の皆様方においても、私たちは御理解いただきたいということをあえて申し上げておきます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） じゃあ、3点目に移ります。

市道中央幹線の伊勢湾岸道から名四国道まで約3キロメートルあるわけですが、この整備状況と今後の見通しについて、まず伺います。

28年度予算書に記載してあります市道鍋田23号線210メートルの区間はどこかお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 最初に、市道中央幹線の伊勢湾岸道路から名四まで約3キロ区間の整備状況と今後の見通しを答弁させていただきます。

市内を南北に結ぶ地域連携軸中央幹線道路の南部地区に当たります伊勢湾岸道路から名四国道、国道23号線まで約3キロ区間の整備状況につきましては、今年度の整備延長、約90メートルを含めますと、整備延長約2,040メートル、整備率としまして68%となります。残り960メートルとなります。28年度は未整備区間のうち、210メートルについて整備予定となっております。

また、今後の見通しにつきましては、国道23号へ連絡する大型車の交通量の増加や市北部

への物流輸送による交通量の増加が予想され、より効果的に整備を進めることが重要であるため、未整備区間について継続的に国の財政支援を受けながら、また地元と相談させていただきながら、順次整備を進めていきたいと思っております。

次に、平成28年度予算書に記載してあります210メートル区間について御説明申し上げます。

予算概要説明資料に記載の市道鍋田23号線、施工延長210メートルにつきましては、伊勢湾岸道路の側道、県道境政成新田蟹江線と市道鍋田23号線が交差する信号交差点の北側約50メートルを起点としまして、北へ210メートル区間とするものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） そうしますと、由良海運のあたりということによろしいですね。はい、わかりました。

今の中央幹線のことも申しましたが、南部地区の湾岸から、鍋田埠頭からの物流のことを言いますと、西尾張中央道、そして市道中央幹線ですね。そして155号と、名古屋第3環状線ということの3つになるわけですが、この名古屋第3環状線についての伊勢湾岸道から名四国道までの進捗状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 名古屋第3環状線の整備状況と今後の予定ということでございますけれども、今現在鍋田町地内から境まで供用開始しておりまして、今は境町から23号線に向かって用地買収を進めている状況となっております。一部境地内で工事も始まっている状況でございます。

今後の予定ですけれども、名古屋第3環状線につきましては、海部建設事務所でも工事をやっていただいております確認しましたところ、今後も順次整備を進めていくということで、現在鍋田町から国道23号線までの約1.4キロ区間について整備を進めていただいております。地元の皆様と調整を図りながら用地取得を優先的に進めまして、昨年度より境地内で一部工事をやっているということで、今後も早期に供用が図られるよう整備を進めるということで聞いております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） この間名港管理組合で発表がございましたが、10年後の名古屋港の整備計画の中で、鍋田埠頭においては第4、第5バースという建設が予定されております。そうしますと、コンテナの取扱量が今、鍋田埠頭では大体110万TEUぐらいあります。それで、飛島と合わせまして260万TEU、これが現状であります。これを10年後にはバースをふやすことによって、360から370万TEUにふやしたい。要は100万TEUふえるわけで

す。そうしますと、それを運ぶ車、コンテナトレーラーをいち早く名四国道までは最低スムーズに運べるというふうに早期にしないと間に合いませんので、ぜひそういったことをしっかりと考えていただいて、早期に建設をお願いしておきます。

では、続きまして4点目、財政調整基金と臨時財政対策債の考えについてお伺いいたします。

予算編成に当たっては財政調整基金からの繰り入れをできる限り少なくするという予算編成を以前からお願いしていたわけですが、28年度の予算では前年度に比べて2億1,974万円財政調整基金からの繰り入れがふえております。この理由としては、私としては臨時財政対策債の発行可能額が1億9,600万円減になっておりますね。これによるものなのか、まず伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） おはようございます。

平野議員にお答えをいたします。

財政調整基金につきましては、議員御承知のように財源が不足する場合に繰り入れをするものでございます。平成28年度予算を編成する際に財源不足が生じまして、財政調整基金繰入金として計上をさせていただいたものでございます。御質問の臨時財政対策債につきましては、普通交付税とあわせて考えていく必要があるのではないかなと考えておりますが、普通交付税と合わせた額でございますと、平成28年度は平成27年度と比較をいたしまして1億5,100万円の減額を見込んでおります。そうした普通交付税や臨時財政対策債が減額になるということは、反面、税収等の歳入が伸びているということでございます。市税につきましては2億2,600万余り伸びておりますので、臨時財政対策債が減額となったため、財政調整基金繰入金が増加することには直結しないというものと考えております。

しかしながら、合併算定がえによります特例措置の縮減、先ほど市長もお話をさせていただきましたが、平成28年度は普通交付税と臨時財政対策債を合わせて、平成27年度と比較して約5,000万の減額を見込んでおりますので、その分につきましては歳入が減るということで財政調整基金の繰り入れがふえた要因の一つではないかなと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 臨時財政対策債の発行が27年度から、今年度もですが、約2億円ずつ減額してきております。これは国の施策として予定どおり28年度、現行の臨時財政対策債の発行を終了すると考えるものでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） お答えをいたします。

臨時財政対策債の発行額につきましては、普通交付税の算定の際に一定の金額が定められるものでございます。国が定めます平成28年度地方財政計画におきましても、地方税が増収となる中で、地方交付税総額につきましては前年度と同程度を確保しつつ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を大幅に抑制するものとしておりますので、本市におきましても減額を見込んだものでございます。

また、臨時財政対策債の措置につきましては、御指摘のとおり平成28年度までとされておりますが、その後も当面は延長されるのではないかなと想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、国の施策としてもどういうふうかまだよくわからないという中で、この合併算定がえが進んでいく。これは間違いないことで、5年でゼロになります。ですから、非常に難しい財政運営を今やらなきゃならんということで、財政課もしっかりとこれをお願いをしておきます。

次の質問に入ります。

次は、企業立地奨励金についてであります。

平成26年9月議会におきまして、企業立地奨励金の条例改正が行われ、同年の10月1日より新条例が施行されました。償却資産の2分の1を3年間減額ということで、予算概要説明書では固定資産税相当額、ゼロ社と記載してありますが、これ名古屋ユナイテッドコンテナターミナルが28年、29年と2年間旧条例の対象企業となっていると思いますし、川崎重工東工場が旧条例の最後の対象企業となって、固定資産税相当額の企業数は2社であると思いますが、この説明をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） まず、28年度に予算計上しました企業立地奨励金につきまして、2,520万円につきましては条例改正前の企業1社、先ほど議員言われました1社ですね。名古屋ユナイテッドターミナルが25年度から29年度までの5年間交付予定ということで予算計上してあります。

今後の交付予定としまして、条例改正前に指定申請がありました企業1社、先ほど言われた川崎重工ということで、こちらにつきまして平成29年度から33年度までということで5年間交付ということで予定されているものでございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） そうしますと、固定資産税2分の1相当額という新しい償却資産だけについての企業は1社ありますが、どこでしょうか、これ。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 条例改正後の対象企業ということで、今のところ申請等はございませんので、今の企業立地奨励金の予算につきましては、旧の条例に基づく申請企業ということになっておりますので、そのあたりはよろしくお願いします。新の企業立地奨励金条例についての対象企業はないということです。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私どもの企業立地の奨励金に対して川崎重工さんの位置づけというのは非常に大きいものですから、少し川崎重工さんのお話をさせていただきますけれども、今後の交付見込みという形の中では川崎重工さんは平成30年と31年度で4億9,000万円ほどでございます。非常に大きな交付見込みでございます。そして、それが32年、33年というような状況になりますと、先ほども言いましたように全体としては4年経過するというような状況の中においては2億4,500万円ほどまだ交付をしていかなきゃならないというような状況です。

これが満額私どもの税収という形の中で見込めるような状況になった場合においては、大変ありがたいなというような状況でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） これにて私の質疑を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり、議案第37号弥富市環境保全条例の制定についてお聞きしたいと思います。

昨年12月の一般質問で、10月31日未明に起きた佐古木での火災の焼け跡処理について質問をしました。続き3軒全焼の中、現在2軒はきれいに整地されています。しかし、真ん中の火元とされるところは、いまだに焼け跡がそのままの状態です。あれからもうすぐ半年を迎えます。ただでさえ不安定な燃え跡の残骸はシートがかぶせてあるわけでもなく、風雨にさらされています。フェンスで囲まれていた残骸も半年近くもなると、フェンスも崩れかけており、強い風が吹くと金属同士が当たる音がするし、残骸が飛んでくるのではないかと近隣にお住まいの方はとても心配されています。また、通学路でもあり、子供も簡単に焼け跡に入ることができます。12月の質問の答弁として、市長から全て行政が片づけるわけにはいかない。一度よく親族と協議をされるとのことでしたが、現在はどのような状況になっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問の件でございますけれども、前回12月にお話しさせていただいた内容とは現段階では変わっていないわけでございます。

やはり相続人の関係が実際に放棄されてみえる方とか、そういったことがありますので、

それ以後の進展というのはございません。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） この議案第37号ですが、この条例は焼け跡の処理について当てはまるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回上程いたしました環境保全条例第7条におきましては、土地または建物の雑草等の管理への条文中に、罹災に伴って発生する残焼物、火災等における残焼物、または廃棄物その他これに類するものにより周辺の生活環境を損なうことのないように管理しなければならないと規定しております。

今回御質問の平成27年10月31日未明に発生した佐古木の火災で発生した残焼物についても、この条例の規定するものに該当すると考えております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 当てはまるとするならば、行政代執行は可能ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 行政代執行が可能になるかということの御質問でございますけれども、この環境保全条例第14条で定めております雑草等除去の代執行での条文中に、第7条の規定に違反した所有者等が第12条の規定による、いわゆる指示命令ということでございますけれども、12条で規定する命令を受け、履行期限を過ぎてもなおこれを履行しないときは行政代執行の定めるところにより、当該雑草等の除去に伴うことができるものと規定しております。

ただし、行政代執行を行う場合には、条例第11条の指導または勧告及び条例第12条の措置命令を所有者等に対して行う必要があります。その後、所有者等に対して相当な履行期限を定め、その期限までに履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、所有者等に対し代執行を行う旨を通知後に除去を行うことになります。

今回の事案につきましては、所有者が亡くなっておりますので、条例に基づく指導または勧告及び措置命令を行う相続人を確定する必要があります。その相続人に対して条例第11条指導勧告及び第12条措置命令等の手続を行った後、履行期限を過ぎても履行しない場合に対しては代執行はできると考えております。

ここで相続人ということに対して、この家庭に対しては相続人はお見えになると思っております。しかし、今、相続の問題というのは大変難しい問題もあるわけでございますが、その相続の方がきちっと指導勧告、あるいは措置命令を受けていただいて、わかりましたと。いわゆる代執行における諸経費の請求はその方に行くわけです。我々は大切な税を使って仮



に代執行した場合においても、その諸経費については相続をされる方をお願いをしていくということになります。だから、相続の方がこの物件に対して放棄したというような状況において、じゃあそれがそのまま行けるのかどうかということに対して、大木副市長から少し話をさせていただきますので、いわゆる相続をする者に対する義務というのがあるわけですね。そういったことについて、少し補足説明をしてもらいます。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） まず、相続人を確定するということについて、まずこの条例が成立しないと我々にはできないと思っております。といいますのは、いわゆる固定資産税の課税等につきましては、徴税法に基づいて亡くなったら相続人を確定するために調査できるという権限がございますけど、そこに片づけるとか、あるいは代執行するということについては、地位を確定するには権限がない。だから、税務課が知っておっても、我々行政代執行という部分については、そういった権限がないもんですから、この条例がまず成立しなきゃやれないとまず思っております。

それと、14条で代執行した費用については、当該所有者等から徴収するということになっておりますから、税を使いますけれども、必ず徴収することです。ですから、本人、あるいは関係者からいただくということが大前提です。ですから、税をそのまま使って終わりということにはなりません。

それで、先ほどの相続放棄してしまったらどうなるかということでもありますけれども、まず第2条に定義がございますて、所有者等というのを定義しております。その中で所有し占有し、または管理する者としておりますが、所有する者が死亡している場合は、管理する者は相続人が該当してくるということでもあります。

そこで、相続人となる人が相続放棄をした場合はどうなるかということでもありますけれども、まず民法918条では相続人はその固有財産におけるのと同じの注意をもって、いわゆる自分の財産と同じの注意をもって相続財産を管理しなければならないとなっております。その後にはただし書きがございますて、相続の承認、これは限定承認だと思います。それから、また相続放棄をしたときはこの限りでないとなっているということは、いわゆる固有財産の管理をする必要がないととられますが、しかし相続放棄によって相続財産の管理に空白が生じてしまいます。利害関係人の利害を害したり、隣地等の生活圏を侵害するということがございますので、そのようなことがないように民法第940条で相続放棄をした者はその放棄によって次の相続人となった者が財産の管理を始めることができるまでは自己の財産におけるのと同じの注意をもってその財産の管理を継続しなければならないと規定しております。

相続放棄をした相続人は、ほかの共同相続人、いわゆる同じ順位の相続人、または次順位の相続人が現実には相続財産の管理を開始するまでは管理をしなければならないということに

なっております。したがって、相続放棄をしたからといって、即、管理責任がなくなるわけではありません。全ての相続人が相続放棄した場合でも、いわゆる全部が放棄してしまったという場合もあるかと思いますが、そういった場合でも、次の管理者が登場するまでは管理責任が消滅することにはならないということになっております。これでは相続放棄を選んだ意味がないということになってしまいますので、民法第951条では、相続人のあることが明らかでないときは相続財産は法人とすると、いわゆる人格を与えるということになっております。

また、952条、次の条ですが、951条の場合には、いわゆる前条ですね、家庭裁判所は利害関係人または検察官の請求によって相続財産の管理人を選任しなければならないということになっております。それで、相続人のあることが明らかでないときということについては、相続放棄によって相続人が不存在になった場合も含まれると解するのが通説、または判例となっております。したがって、行政代執行にかかった費用については、相続放棄をした相続人に請求することになり、既に相続財産管理人が選任されているときについては、相続財産管理人に請求することになると考えております。

それで、先ほどの952条で、いわゆる家庭裁判所に利害関係人または検察官の請求があれば家庭裁判所が選任しなければならないとなっておりますから、その利害関係人が地方自治体が含まれるのではないかと私は思っておりますけれども、これは一応よく調査しなければいけませんが、いわゆる被害を受ける方、当然隣地の人もいますので、そういった方も含めて請求ができると思っておりますから、何らかの形できちんと処理ができると思っております。以上です。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ということの中で、今回の環境保全条例をこの提案させていただいたものをまず認めていただいてということでございます。

そして、佐古木のこの案件につきましては、相続をされる方がお見えになると私たちとしては理解をしているところでございます。そういった形の中にお話をさせていただいて、そういうことをしますよということを一定期間を定めながらお話をさせていただいて代執行していくというような形になろうかなと思っております。

今、議員おっしゃるように、いつまでも放置するわけにいかないというのが大前提になろうと思っておりますので、この辺の諸手続をしっかりと進めながら今の跡を措置をしていくというような状況になろうかなと思っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 近隣の皆さんは、台風シーズンまでには何とかしてもらいたいと要望していますけれども、今のお話を伺っていると、それにとっても間に合わないのかなという

気持ちもありますが、早くこの条例を通して、一日も早い解決を願うばかりでございます。

それともう1つ、関連事項としてお聞きしていきたいのですが、弥富市環境保全条例のあらましの中の3で、環境の保全のための投棄の禁止、土地または建物の雑草等の管理と書いてあるんですけれども、これで不法投棄や雑草が生い茂って困っているというようなところがある場合、これは区長さんを通して市のほうに処理をお願いしたらいいのか、個人的に市のほうをお願いしたらいいのかをお聞きしたいなと思ひまして。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 雑草等につきましては、一つには消防法上で毎年指示しているというのが現状でございます。

先ほど言われましたように、投棄等の問題でございますけれども、まだちょっと施設的にどうするかということは決めておりません。区長さんをお願いできれば一番いいかと思ひますけれども、個人の方でありましては御相談いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 不法投棄のごみ等においては、今私どもはシルバー人材センターに全体の予算の枠の中で道路管理上の問題も含めて、ごみの収集というようなことについても依頼をさせていただいております。そういった形の中で、そういったことにどれぐらいのごみの量だかちょっとわかりませんが、そういったことについては私どもを経由しながらでも結構でございますけれども、シルバー人材センターでお願いをしていくことも考えております。

いつまでも枯れ草だとか、そういうものについては、まず基本は個人なんです。基本は個人。この原則を崩さないでいただきたい。そういった中で自己管理していただく、そしてそれがどうしようもないときには我々行政として知恵を出しながら、区長さん、あるいは住民の皆様と御協力させていただきながら措置していくというようなことになろうかなと思っております。どうしてそういうような状態になっているかということにつきましては、あくまでも個人という形の中でその管理をしていただきたいということをあえて申し上げておきます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） これで私の質疑は終わりたいと思ひます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時53分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず、私からは2点ですね。一般会計予算と、議案第30号道路占用料条例の一部改正についてでございます。

まず、一般会計予算のほうでございますが、1点目は国民健康保険の特別会計繰出金1億2,000万円についてお伺いします。

昨年度の予算では当初は1億円と、そしてまた今議会に出されている補正予算で1億3,000万円ついております。そうしますと、合計2億3,000万円ということになりますけれども、それが今年度の予算で見ると、これが1億2,000万ということなのに、これで本当に財政のほうは大丈夫なのかと私は思うんですが、この辺について説明をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えします。

特別会計の繰出金1億2,000万円でございますけれども、御存じのとおり国民健康保険の事業運営については、議員御承知のとおり、保険税、国庫負担金、その他の収入を財源とし、保険給付を中心として行うものでございます。そのため特別会計を設けて独立採算制で経理されることになっております。

しかしながら、保険給付については年々増加傾向にあり、それに伴う財源の確保が大変厳しい状況でございます。そのため国保運営の安定化のために一般会計から繰り入れし、安定した運営を行うためのものでございまして、本年度は1億2,000万の繰り入れでございます。これは昨年度の予算のときもいろんなお話がありましたけれども、予算の組み方というのも一つあると思います。

それから、もう1点といたしましては、何度も答弁しておりますけれども、足りない部分については補正を組んでも対応するというのを、今回の補正予算でもそうでございますけれども、そういった形のことを考えております。当面1億2,000万というもので当初予算を組ませていただいたというのが現状でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 要するに最近では1億円程度しか入れておりませんが、その前は2億円規模で入れておりましたよね。そして、今回を見ると、実際は1億円で足らんかったから補正で1億3,000万も組むというような状況になっているわけですので、これはやはり当初からちゃんと2億円で構えて、補正で1億を超えるような補正がぽんぽんと出てきたら

困ってしまうので、やはりその辺はあらかじめ算定していく必要があるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げますけれども、私どもが予算編成する状況の中において、国からの入が定まっていなかった状況が多いわけですよ。そういった形の中で、国のほうが最終的にどのような入が入ってくるかということに対して、国保全体の会計が不透明な部分もあります。

そうした形の中において、前年もたれというような状況の中で予算編成をする場合もありますので、そういった形の中で御理解もいただきたいなと思っております。そして、所管の部長が話をしましたように、国保運営全体の安定資金としてできない場合においては、これはまた議員各位にお願いをいたしまして補正というような状況もあり得るという形でございますので、国からの入ということに対して、まだ最終決定されておりません。そういうような相対的な枠組みの中でもお考えをいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、市長のほうから、国からの入がと言っておりますけれども、確かに国から基準で出てくる部分は、特に今回は少なかったんじゃないかなと思っておりますけれども、ただその一方で、ほかのお金として低所得者に配慮した形で国から4,300万円ほどがおりてきているんじゃないかなと思います。

これからさらにこれがふえていくはずでございますので、それは国保の安定化というよりは、低所得者に対しての軽減政策ということで私は国からおりてきていると思いますので、やはりそれはしっかりと国保に加入する大変な人たちに対して軽減政策を行っていただきたいなと思うんですが、ただ今回補正の関係でこういう形で1億3,000万も出てきたということで、これだけ厳しい状況というか、病気等が発生してこういうふうになったのかなと思うんですが、そういう状況の中でそこまでは言いませんけれども、ただ当初予算から構えて2億3,000万円を拠出する状況になっているのに、今年度1億2,000万しかないということがやっぱり大きな不安になっていますので、その辺はもう一度配慮していただきたい。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） だから、御答弁申し上げますけれど、国保運営の安定ということに対しては、我々はそういった形の中で当初予算に組み入れるときに全体の国からの入ということについても不透明なところがある。さっきも言いました。

しかし、これが国保運営の安定に資するというような状況については、皆さんの御理解をいただいて補正を組ませていただいて、きちっとした運営をしておるわけでございますので、何も心配ないんじゃないですか。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに補正で組まれるということになるんですけども、ただ補正でそんな1億3,000万も補正があるというような状況というのはどうなんですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） だから、当初予算でしっかりと基本的な予算が組めればいいですよ。組めないからそういう形でお願いしたいということを申し上げておるわけですよ。どこに矛盾がありますか。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 逆に3年ほど前までは2億円規模で最初から入っていたわけですよ。ところが、近年になって1億円規模にしかなくなってないという状況の経緯がありますので、その辺についてはどうでしょう。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） これは私たちが一般会計の予算、あるいは特別会計の予算を総額として組むときに、どうしても一つの考え方としてこういうような形で当初予算についてはこれをお願いしたい。しかしながら、運営していった当然足りないというような状況のものにおいては、後でそうやって補正で組ませていただくというようなことは会計の一つの手法としても御理解をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに会計の一つとして、それは補正が組まれているのはわかるんですけど、ただ規模が大きいから、やはりここはもう少し補正の規模を考えて、当初から予算を組むべきではと。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） だから、国保運営が規模が大きいというのは国策ですよ、もっと言うならば。国のほうが社会保障税一体改革の中で、国保に対して地方の疲弊した財政に対して繰り入れてくれればこういうようなことにはならないわけですよ。だから、国保運営の金額なんて大きいに決まっておる、最初から。そうでしょう。

だから、そういった形の中において、我々としては当初からプラス・マイナスというような状況がありまして、じゃあ3億組んでおいたら今度は補正でマイナスですよ。考え方としてはそれと同じですよ。だから、実態として地域が疲弊しているから、国が例えばそういう形の中で国保運営の安定策として繰り入れてくれればいいですよ。なかなかその辺がうまくいかないもんですから、平成30年から市町村から都道府県単位という形の中で我々の保険料の基準額をこれからどれくらいになっていくんだろうということが大体この秋ぐらいから示されてくるわけですから、そういうようなことも踏まえて国保運営について

は大変厳しい状況があるということで、プラスもあるし、マイナスもあるのが補正でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長、そういうふうに言われますけれども、やはりこの当初を近年減らしておることがこうした補正が出てくる現象になっておるものですから、その辺はちょっと考えていただきたいなと思っておるわけでございます。繰り返しになりますから、今この場ではあれは続けますけれども、そういった形を配慮していただきたいと思っています。

では続きまして、一般会計予算の中の保育所、給食調理業務委託費についてお尋ねいたします。

まず、この調理委託に対して、栄南保育所と聞いておりますけど、何名規模で調理委託される予定なのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 調理員の配置状況についての御質問をいただきました。

この調理員の配置の人数につきましては、国が定める調理員の配置の基準がございまして、その人数を最低基準として行います。この基準に基づきまして委託業者が責任を持って配置をさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 現状で栄南保育所のほうで調理業務をされていた方が退職するので、その補充をせずに委託すると伺いましたけれども、退職者は何名なのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 退職者は1名でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、栄南保育所は今まで1名だったのか、それとも今いる方々はどのような扱いになっているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 栄南保育所の調理員が退職をするわけではございません。保育所全体の調理員の中で退職があるわけでございます。

なお、退職された方についての補充をしないということに関してと、今おる職員を雇用しないということはまた別の次元の話でございまして、退職をされない方に関しては責任を持って市が雇用を継続するというところに変わりはありません。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そういう退職のほうとは関係ないということで伺いましたので、では

こうした給食委託なんですが、小学校は今されておりますけれども、やはり幼い子供たちには何かあればすぐ危険と隣り合わせという状況がございます。

そんな中で給食業務を委託して安心・安全から守れるのかというのが大きな不安になっておりますので、やはりここは現行どおり市のほうが責任を受け持ってやっていくといったほうがいいんじゃないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 食の安全についての御質問をいただきました。

食の安全につきましては、小学生も幼稚園も保育園も変わるものではないと思っております。また、食の安全につきましては、学校給食の食物アレルギーの対応の手引、それから給食調理業務についてのいろんな基準がございます。もちろんその基準をクリアした業者に私どもは委託をさせていただきます。学校調理業務においても、10年以上の実績がございまして、事故が一度も起きたことはございません。私どもは安いからその事業者を選ぶわけではございません。全ての基準を満たした事業者、そして子供たちが安全に給食を食べられる事業者を選定してまいりますので、その点については市が責任を持って対応させていただきます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 実際、これは全国的な話になりますけれども、こうした委託業務の中でアレルギーに対する対応がおくれたり、また配膳ミスが起こったり、プラクの混入があったりという事故が起こっているわけですね。ただ、やはりそれが弥富市では起こらないと言えるわけではないと思うので、そういった部分で私は大きな不安が残るんじゃないかなということなんですが、だからこそ市でしっかりと今までどおり行っていきたいと思っておるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 今お話を伺っていると、委託の業者さんにはミスがあって、我々が雇っている調理員さんにはミスがないというふうにとれますけれども、それはおかしい話じゃないですか。

まず、私どもが小・中学校に委託している業者さんについては、しっかりと何社かからプロポーザルをしていただいて、その何社かのうちから選んでいるんです。で、しっかりとした会社のセオリーに従ってやっている業者さんを選んでいるわけですから、今回の保育所についてもその業者さんをお願いしていこうと思っておりますけれども、しっかりとした業者であるということについては、私は自信を持って言えると思っております。

ですから、市でやるのと、業者の方がやられることについては何ら変わらんと思っておりますので、何か混入しているとか、そういうことを言われますけど、今までそういった事故

は一切ございません。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ただ、変わりませんと言いますけれども、指揮命令系統は変わると思うんですね。直接市がこうやって言えるものと、ただ業者を通して、会社を通して回ってくるものと、ちょっと命令のスピーディー感は違ってくると思いますけれども。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私たちも委託したから任せっ放しということじゃないわけですし、やはり定期的に衛生管理であるとか、安全管理ということについては厨房等において見させていただきます。そういった形の中で御理解いただきたいと思いますけど。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 御理解はいただけんけれども、このままやっても平行線かなと思いますので、また新たに行きたいと思います。

3点目でございますが、この一般会計のほうで、病児・病後児保育事業が来年度からスタートするというので、そこで補助金のほうが出ております。その病児・病後児に対しては、子育てするなら弥富ということで先陣を切ってこの地域ではやっていくことだろうと思いますし、本当に今大変な人たち、保護者の方から要望があって、こうした制度改善としては本当に素晴らしいものだと私は思います。

ただ、残念ながら一步惜しいかなと思うのは、やっぱり時間当たりの単価がどう考えても高いんですね。1時間当たり1,200円と。一応上限を設けて3,600円で切っておりますけれども、やはり1,200円というのはかなり高い数値じゃないかなと。愛知の最低賃金は820円です。一般のお母さんたちがパートに出かけて850円とか、そういった中で働いているわけでございます。また、ファミリーサポートを使って行っていくわけでございまして、基本的には700円、そしてまた時間外だと800円とかいうことになっていきますけれども、せめてそのぐらいの水準でできんかなと思っております。だから、ここの補助金をもう少しふやすだけで、それは可能になってくるんじゃないかなということなんですけれども、例えば1,200円のうち、どこら辺の水準にするかはわからないんですが、例えばファミサポの時間外をとって800円とします。そうすると差額400円ですよ。この400円を上限3時間分ですから1,200円だと、1人当たり。この1人当たり1,200円を仮に300人、年間365日だけそこはないということで300人が利用すると計算しますと、36万円なんですね。この36万円をここにプラスする。現行の補助金63万円ですが、36万円、切りのいいところで例えば100万円とすると、この利用料が800円まで引き下がるという計算になると思うんですけれども、そうした補助金をちょっとふやして大変な負担を抱えて、それでも働けなさいいけない。そうした状況の中で負担軽減を市のほうとして、子育てに優しいまちとして行っていけんかと思うんですが、いか

がでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御承知のとおり、援助をしていただく協力会員に支払う報酬が利用料金でございますけれども、1時間当たり1,200円となります。

ただし、利用者負担の軽減のために1日の利用料の上限を3,600円と設定させていただいております。3時間分ということですね。協力会員に対する報酬額と利用料との差額は市が補填する、それが今回の補助金のものでございます。

補助金額の積算は1日当たり8時間利用されると仮定し、年間利用見込み者数を100人程度と想定しております。一時保育事業の利用料、これは1時間当たり400円でございますが、との均衡も考えますと、適切な利用料金であると考えております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 一時保育所の利用料金は、保育料と同じだから所得によって多少違いますけれども、そんな1時間当たり1,200円もするということではないと思いますが。

○議長（武田正樹君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 一時保育の利用料につきましては、1時間当たり400円でございます。これは9時間利用されれば3,600円になるわけでございます。1日利用されればですね。そうすると、病児・病後児の保育の金額と合ってくるわけございまして、その点において部長のほうから均衡がとれておるという御説明をさせていただいたものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 要するに上限が同じということでおっしゃっているのではないだろうと思うんですが、なるほどそういう実態ということであれば、こちらのほうも私はちょっと危惧するところになるんですが、ただ今回せつかく始められるものですから、1時間当たり1,200円と聞いちゃうと一歩引いてしまうところがあるんじゃないかなと思うんです。

ただ、病気のお子さんを抱えながらも働かなきゃいけない苦しさというのは本当に心苦しい、お母さんたちだって大変な思いをしてやってみえると思うんです。そうした方々において、あと一歩手を差し伸べていただくことはやぶさかじゃないんじゃないかなと思うので、ぜひこれは進めていただきたいなと思いますけれども。

○議長（武田正樹君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 先ほど議員からパートの方が1時間当たり800円だとか、850円だとかという賃金のお話もございました。

病気の子供を預かるということに対しては、預かれる会員の方は非常に大変な思いをされます。健常児ではございません。こういう方がこの病児・病後児保育の協力会員としてお

預かりをいただくわけでございますので、それなりの報酬を用意させていただければ、その協力会員は集まりません。ですから、1時間当たり1,200円という料金設定をさせていただきましたこの金額は、協力会員の方にお支払いする金額でございます、市がこの金額をおさめるわけではございません。プラスその時間数を掛けた分を全部協力会員さんのほうにお支払いをさせていただくと、利用者の方の負担が大きいものですから、上限を決めて3,600円を超えた分については市が協力会員の方にお支払いをして、その方の手取り分というんですかね、その日の人件費としての分についてはその方に損がないようにさせていただく制度でございます。

こういう制度の趣旨も御理解をいただくとともに、働きに行かれるわけでございますので、働きに行かれる分については、やはりその分を働きに行かれた分とこちらに預けた分との差額もあろうかと思えますけれども、その辺のところは御理解がいただける金額ではないかと思っております。弥富市においては、この料金より高いところもございます。また、安いところもございます。全てが安いところに合わせるわけにはいかないのも現状でございます。御理解をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 御理解はいただけたけれども、要するに病児・病後児を預かって面倒を見られる方に対して1,200円という報酬を与えても、僕はいいと思うんです。

ただ、そこはこの補助金によって軽減できるんじゃないですか、利用者負担はということなんです。だから、例えば市があとプラス400円を1時間当たり出せば、利用者は800円で利用できるんじゃないですか。

○議長（武田正樹君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） どちらにしましても、この補助金に関しましては税金でございまして、利用されない方もこの分を支払っているわけでございます。その方が働きに行かれて稼いでおみえになる分も、利用されない方は補填をある面ではしてみえる分があります。ですから、ある程度のところの落としどころというのは当然あろうかと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そう言われますけど、じゃあ利用できない人って誰なんですか。僕は全員等しく利用できるんじゃないですか。病気になるお子さんをお持ちになる方、利用できない方は僕はいないと思うんです。だから、等しく誰にだってその権利はあると思うので、平等性はこのまま僕は保てると思うんですが、いかがですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員は少し誤解をしていただいておりますけれども、こ

ういう対象の児童・生徒という形の中で、お持ちのない方に対して市民も多くお見えになるわけでございます。そういった形での一般的な利用できない、利用されるという形のことで御理解いただきたいわけですが、いずれにいたしましても病児・病後児のこの制度につきましては初めて運営をしていく状況でございます。年間100人ほどを見込みながら、少しでも子育て支援をしていきたいということでございます。運営の途中でいろいろとまた利用者の声も聞けると思っておりますので、そういったこともまた今後の中の反映にしていきたいと思っておりますので、御意見として承っておきます。ありがとうございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） うまいように丸め込まれてしまったような感じがありますけれども、あとそんな多額な費用じゃなくて、対象100人とすれば36万円から12万円というふうになってくると思うので、プラス12万円、せっかくやり始めるんだったらお願いできないかなと思います。

続きまして、次の件へ行きますけれども、河川維持に関しては質問のほうでさせていただいたんで、これは省かせていただきますが、公園子供の遊び場整備について、これも一般質問させていただいたんですが、その際に事業計画としてこれから公園のほうの長寿命化修繕計画をして考えていきたいということで書いてありますが、ただ一般質問では公園18カ所、子供の遊び場30カ所が市内にあるということでございましたが、これも予算を見ると対象公園数だと20公園になっているんですね。この数の違いは何なんでしょう。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 都市公園ということで、公園のほうの都市計画課所管の公園の中で都市計画決定された公園ということで区分分けしておりますので、よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、都市公園以外は余り考えていかないということなんですか。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 公園の長寿命化計画におきましては、国の補助金をいただいて作成するものでございまして、計画としては都市計画公園が対象となるということでございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 国の補助はそうかもしれませんが、やはり市内にある公園と、先日、早川議員も言っていましたけれども、子供の遊び場も含めた形で適正な子供の遊び場、または高齢者の憩いの場として活用していただきたいと思っておりますので、計画のほうにはぜひそうしたことも踏まえながら行っていただきたいなと思っております。

あとは一般会計のほうはもう1つ最後に、これはいい方向で捉えていただきたいんですが、金魚サミット補助金が10周年記念事業の一環で予算化されていると思います。私といたしましても、今の金魚産業は大変危惧しております。実際には今まで僕が小学校のころぐらいは各家庭に玄関に入れば玄関のところに金魚がいたりしたかなと思うんですが、今の家を見ると金魚を置いてあるところがほとんどないという状況で、本当に金魚の産業というのは大変だろうなと思うところでございます。

以前、この弥富市は金魚と文鳥のまちとして栄えておりましたが、その文鳥がいつの間になくなっておりまして、今では金魚と芝桜のまちということになってきていることかと思えますので、この文鳥の二の舞にしていけないんじゃないかなと思っております。だから、この金魚サミットは僕としては最大のチャンスじゃないかなと、これを対外的に広める。しかし、これまでどおり何も新しい手だてをせずに行っていったら、このチャンスをみすみす逃してしまうことになるんじゃないかなと思います。だったら、やはり新しい金魚サミットをいい機会と捉えて、新しい金魚にまつわる政策、そしてまたアイデアが必要になってくるんじゃないかなと思っています。ただ、今までどおりの金魚を展示するとか、そういうことじゃなかなか広がっていかないと思うので、もっと金魚に対してさまざまなアイデア、例えばこれは僕の勝手な思いつきですけども、B級グルメが今全国的にはやっているということであれば、金魚にまつわるB級グルメをつくるとか、具体的に言えば金魚の形をしたカレーをつくってみるとか、パフェをつくってみるとか、そういう形でいろんな方策をやっていただくと。または関連グッズですね。きんちゃんグッズもありますけれども、そうしたものを広げていくとか、さまざまな形でいろんなアイデアで、新しいアイデアで、この金魚に対して活性化を図っていただきたいと思います。これに対しては答弁は要りませんので、これは要望としてお伝えさせていただきます。

もう1点です。一般会計のほうはこれでいいんですが、もう1点、議案第30号弥富市道路占用料条例の一部改正についてでございますけれども、道路を賃借している例えば電柱などの賃借料に当たる部分がこれになると思うんですが、基本的に見たうちでは値下げになるということで思っておりますので、どれほどの税収の減になるのか、まずお答えください。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 道路占用料条例で今回の改正で減額になる金額でございますけれども、27年度に比べまして約150万円の減額となります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） なぜこれが引き下げになっていくんでしょうか。まずお答えください。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 今回の条例改正の背景には、道路法第39条において道路管理者は

道路の占用につき占用料を徴収することができるとされております。占用料の額は民間における地価水準等を勘案しまして算定されております。また、占用料の額は道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとしておりまして、今まで国において占用料の額は占用物件の種類ごと、所在地区分——全国をそのときは3区分してございましたけれども——ごとに定められておりました。

しかしながら、地価の高い都市がある一方で、周辺自治体との合併によって人口が多いながらも地価の低い都市も存在しており、現行制度では同区分に位置づけられる都市の中でも大きな格差が生まれてきております。また、例えば人口の少ない都市でも一部の人口の多い都市よりも地価の高い都市があるなど、逆転現象も多く生じてきたことから、現行3区分で今までやってございましたけれども、固定資産税評価額の地価の平均をもとに第1級から第5級の5つの区分に分けさせていただきました。具体的には、それぞれの区分に該当する市町村を告示でそれぞれの区分ごとに市町村名が列挙されておりまして、本市におきましては第3級地となっております。

国においては、平成24年度に行いました固定資産税額の評価がえ、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、平成26年4月1日から現状の適正化を図るため所在地区分の見直しを行うとともに、その他所要の改正を行っています。

今回、愛知県において道路法施行令の一部改正に伴い、これに準じまして平成27年度の評価がえをもとに算出し、平成28年4月1日から占用料の額を改定するものであり、本市においてもこれに準じまして占用料の額を改定するものでございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 最初に市町村で定められるとして、ただ国の基準があるので、そちらのほうで適用されていくものですから、今回土地の評価がえがありまして、全体的にこの地域は引き下がるということで理解するんですが、ただ市町村が定められるということで、この国の基準は必ずしも守らなきゃいけないものなんではないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 国においては道路占用料制度に関する調査検討会報告書というのがありまして、占用料の改定期限においては、おおむね3年程度ごとに改定を検討することが妥当であるというふうな提言がなされております。それにおきましては、国においては平成20年4月、平成23年4月に続き、今回道路法施行令を一部改正しまして、26年4月から新たな占用料の単価により占用料を徴収するということになっております。

やはり固定資産税評価がえの評価をもとに道路占用料を算定等しておりますので、今回弥富市が行う道路占用料においても3年ごとの固定資産税の評価がえの評価時期に合わせまして、県及び他の市町村と同様の歩調をとっていくというのが一番妥当かなということで、今

回改正をさせていただいておるものでございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 妥当であるということは、何も100%守らなきゃいけないということではないということで、逆に理解しますけれども、基本的に道路をそうやって貸しているところは大手電力会社であったり、大手電話会社であったりすると思うんです。そうした体力のあるところであれば、今までどおりにこれを納めていただいて、その分は住民・市民サービスに還元するほうがいいんじゃないかなと思います。

そうした150万円があれば、さっき言っていた病児・病後児を見る分にも全然充当できるわけでございますので、そうしたことも含めながらちょっと考えていただきたいなと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げますけれども、我々も他の自治体との歩調というようなこともございます。そういった形の中においては、弥富市だけが据え置きというような状況にもまいりません。そうした形の中においては、この海部地域の中においても占用料の見直しということが随時されておるわけでございますので、そういった観点からも御理解もいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに歩調というのはございますけれども、ぜひ住民・市民サービスに還元できるよう引き続いて、もちろん今までも大変な努力されていると思うんですけれども、引き続いて努力させていただくことを強くお願い申し上げまして、今回の私の質問は終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 盛りだくさんの通告を慌ててしたんですが、とても時間内におさまりそうにございませんので、委員会やそういうところでまた質問を、せっかくいろいろ御検討いただいていると思いますので、そういうところで質問させていただくことにいたしまして、時間の許す範囲で質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、予算概要説明資料の18ページの上段にLED防犯灯の借り上げ料が777万円計上され、27年度分のLED化と28年度に予定しております60灯を合わせて4,769灯のリース方式による10年間のうちの1年分であるということですね、これは。予算に関する説明書の中で、さらに詳しく電気料金については879万2,000円、リースに含まれていない既設の654灯と合わせたLED灯5,423灯分と危機管理課で直接使いますもう少し違う防犯灯もあったり、あるいはそんなにたくさん電力は使わないと思いますが、防犯カメラなどのものも含めたものだというふうに理解をしておりますが、これにLED防犯灯の管理委託料を含めま

して、合わせて年間1,664万8,000円となります。国によります若干の補助金があったとはいえ、これまで各自治会に電気料金分と蛍光灯や自動点滅器の取りかえを含めて負担をしておりましたここ数年間の防犯灯維持管理費補助金は、年間約1,700万から1,800万円でしたが、それをも下回るものとなると思います。

さらにリース期間が10年過ぎますと、弥富市に無償で移管され、その後5年間ぐらいはほぼ電気料金のみで使えるという可能性が極めて高いというふうに伺っておりますが、従来の蛍光防犯灯は使えるだけ使っていくという市の方針を改めたことで、市にとっても自治会にとっても、また原価割れの費用で交換業務に携わってくださった少くない業者の皆さんの御苦勞もなくすことができますし、また使用電力も40%近く節約できる可能性があるというふうに、大変効果が高いものだと言明書を見る限り思うわけではありますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） LED防犯灯につきましては、今、議員おっしゃったとおり電気料も約3分の2に減額されます。

また、LEDにつきましては、耐用年数は10年保証されてございます。10年で壊れるんじゃないくて、それ以降も、先ほど議員申されましたように、10年、15年というようなことで使うことが可能だと説明は受けておりますので、全体的に経費のほうは節減できたというようなことを思っておりますし、またLEDにつきまして電気料が安くなるということは、イコール環境に対してメリットがあるというようなことで理解しておるところでございます。以上です。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 先ほど来、かなり財政が厳しいという話をされておりますが、弥富市ではこうした電気、機械設備の購入だとか施設の発注に当たりましては、住民の皆さんの利便性を図ることや、市場価格とかけ離れた、いわゆる官庁価格と言われるものをチェックする仕組みが旧弥富町時代からつくられておりました。

私が直接かかわったり、あるいは知っていることで、古いことで申し上げますと、たまたま私昭和45年に鯛浦の上之割の総代と、自治会長ですね、これは兼務することになっておりますのでやらせていただいたわけではありますが、その後かなり長い時期に当たりまして、当時の防犯灯は白熱灯で、雨が降れば切れる、強い風が吹けば切れるということで、電柱に登っての球の交換は、鯛浦地域では総代の仕事ということで引き継がれました。私はその年30歳になったばかりでございますので、そう苦にはなりません、そうは言ってもこんなことを一般の人がやったり、あるいはどちらかというと自治会長、総代さんというのはお年寄りの方が多いわけですから、とてもやらせちゃいかんということで、いい方法はないか

ということで、随分長いこといろんな人たちに意見を聞いたりしましたが、打開策が見つかったのは昭和53年だったと思いますが、私どもの発行しております新聞に、関東で蛍光防犯灯がつくられて、そういう皆さんの御苦勞が解消されて喜んでいるという記事がありましたので、早速議会で提案をしまして、3カ年計画で全町の防犯灯を蛍光防犯灯に更新をしていただいたことがございます。

また、平成10年度には消防自動車の積載無線機は市場価格の2倍近い、相当、いわゆる官庁価格であるということで、住民から指摘がありまして、半年間議会で当時の町側と議論を重ねた上で3,000万円の予算、これは当初町側の説明では、地域のどこの市町もこれで買っておるから何も問題ないと言っておりましたが、やっぱりきちんと議論をし、検討していく中で、予定価格も引き下げ入札を行ったところ、3,000万円の予算が2,000万円を幾らか超える程度で執行することができるとか、そういうことがございましたし、その後もちょうど学校などのテレビのデジタル化だとか、電子黒板の導入だとか、それに伴っていろんな校内配線のやりかえをするとか、そういう事業につきましてもそうした経験が生かされて、職員の皆さんの大変な努力によりまして、直前に買ったほかの市町に比べて多分40%以上安い価格で購入をするとか、要するに日進月歩の、特に電子機器なんかはそういうものでございますので、価格も効果も非常に、ちょっと気をつけてやると違うことが起こります。今回もそのことによりまして、事実上今までの維持管理の範囲で、取りかえの費用ですね、四千何百灯という費用が事実上浮くし、さらに先ほど課長から説明がありましたように、あとの5年間ぐらいは多分リース料なしで使えるんじゃないかということでございますので、大変な節約ですよ。

直接のきっかけは、私ども上之割の自治会が市の最初のLED化の24年度の事業に伴って、当時20年以上経過しておりました大体70灯ほど防犯灯を持っていたんですが、古いものを20灯ほどLEDに交換をしたことによりまして、それまで大体年間、球がえだとか自動点滅器の交換で6万円ぐらい使っていたものが2万円を切るような状態がずうっと出てきて、27年度も2万800円ですから、そういう状態が続いていますから、これは本格的に一度費用対効果も検討してほしいということで、市側が努力された結果でありました。

ぜひ市内で使います電子機器類につきましても、長く使っておれば安くなるということではなくて、実際に現状のレベル、それから新しいものが出てきている中で、交換することで得られるメリットだとか、そういうものにつきましても十分見ていただいて、1つはこういう電子機器類についてはそういう状況ですので、ぜひ節約できるものはさらに節約していただきたいということとあわせて、市長もちらっと言われたんですが、相当ぎりぎりの予算でやるということを考えますと、市の努力によって節約できるといいますと、相当減らしたといいましても、毎年かなりの物品の購入や建設工事も発注するわけでございますので、

入札制度やさまざまな方法で市場価格もしっかり見ながら、これまでの努力をさらに発展させる、そういう取り組みをしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） まずＬＥＤの全市内防犯灯の取りかえにつきましては、思い切ってやってよかったなと思っております。

今、私も自治会の総会等でこのお話をさせていただいておるわけですが、いわれる防犯という問題も含めて、あるいは災害等における明るいということに対するようなことに対しても、大きなメリットが出てくるだろうと思っております。この件につきましては、かねてから三宮議員の自治会のところでこのＬＥＤ化をいち早くされたということにつきましては、再三お聞きしておるわけですが、そうした形の中において、自治会の負担から市の管理のほうへということも踏まえて、思い切ってやってよかったなと思っております。

また、現在5,000灯近くの新しいＬＥＤの防犯灯を設置しましたが、さらにそれぞれの地域においてまだ不足するところがあるかなと思っております。そういったときには、また自治会長のほうへ要望いただきながら改善を加えていきたいと思っております。

そして、御質問のこういう形での電子機器等における入札のあり方ということについても、先進市町、あるいは自分たちが今回経験した一つの入札制度ということに対して、それを生かしていきながら、しっかりとコストの削減というような形については今後も考えていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○８番（三宮十五郎君） 実は次の質問は資料を配付してほしいんですが、資料配付と関係ない質問をやって、あと休憩時間で資料配付をお願いしますので、時間も余りありませんが、通告の一番最後の、平和都市宣言のまちにふさわしい核兵器の廃絶だとか、集団自衛権を行使しない、９条の国にふさわしい平和外交を貫く。今、北朝鮮の問題なんかで世界中の人たちがあんな無謀は許さないという声を上げ、私どもも厳しく抗議をしているところでございますが、同時にもう一方で、お互いに戦前の日本がやったようにぎりぎりの軍事対軍事で対抗するようなことがあると、今の時代、ミサイルや核兵器や、あるいは日本では原発があるとか、いろんな状況で、絶対に紛争にさせない平和的な仕組みや方法をつくっていく大きな努力を抜きにして軍事的に対抗するということで、いろんな対応が目立つわけですが、多くの国民の皆さんは、そういう悲惨な状態にさせないというのと同時に、近代戦争、特に核やミサイルを使うということが実際に日程にのると、これは取り返しのつかないことになるわけですので、９条を持つ国にふさわしい対応をしていく。従来市長は一貫してその立場を表明されておりますが、ますます今、北東アジアを取り巻く緊迫した情勢の中で日

本の果たす役割は大きくなっておりますので、そういう方向に国民の声を、私たちの声を広げていくこと。

あわせて、原発につきましては、さきにもあった裁判で稼働中の原発が停止されましたが、その前後に発表された新聞記事によりますと、実際に大丈夫だといって稼働を始めた原発の測定器が、そういう緊急時に測定できないものであったということがわかるような、大変ずさんな状態で、国民の安全だとか避難だとか、そういうことも考えない状況の中で次々と今原発が再開されようとしておりますが、中日新聞なんかの社説でも繰り返し訴えておりますが、今国民の命が守られる、毎日の暮らしが守られる。3・11のあれで福島ではいまだに多くの皆さんが自分の町や村に帰れない。そのことによって地域や家庭の崩壊がますます広がっており、それから関連死という形で次々とまた犠牲者が出ているという深刻な状態をなくすということを国民的課題として進めていくという立場で、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） まず安全保障関連法案、いわゆる集団的自衛権の行使が容認された法案につきましては、私は当初から、もっと国民の前にしっかりと説明すべきであるということを一貫して言ってまいりました。そしてまた、私個人的にはこの法案に対しては賛成するものではないということについてもお話をさせていただいたところでございます。憲法13条の生命の自由及び幸福を追求するという国民の権利ということに対する解釈改憲の法律であるということでございます。

そうした形の中で、この法案は成立いたしましたけれども、成立した現状としても非常に大きな課題が残っているだろうと思っております。1つは、多くの憲法学者、あるいは内閣法制局のOB等々専門的な見地から見られる人に対しても、この安全保障法案ということについては違反であると判断をされておること。あるいはこの法案を支持した人においても、多くは防衛体制を強化すべきという観点からであり、正面から憲法違反ではないという形で論じた人はいないわけでございます。そうした形の中においても、日本国憲法というのはもう少ししっかりと考えるべきであろうと思っております。このような形で、このような法案に対して反対、あるいは疑問という形の中で、今後日本の政治の中においては大きな問題として常に出てくるであろうと大変危惧をしているところでございます。

よしんば、この法律が憲法に違反しているかいないかということにつきましては最高裁の判断に任せていけばいいわけでございますけれども、違憲か否かについては国民が意見を表明するということは当然でありまして、また必要なことだろうと思っておるところでございます。

このような形で、集団的自衛権行使容認ということについては、もっともっとこれからも

国民の前において説明責任を果たしていただきたいと思っております。

また、憲法9条につきましては、戦後70年、日本が平和を享受できるというような状況においては、この不戦の誓いをした憲法があればこそというようなことについては、私はその見地に立つものでございます。そうした形の中で、憲法9条は遵守すべきであるという立場に立っておるものでございます。

しかしながら、憲法9条のもとで許容される自衛のための措置としての武力の行使ということについては、3要件ということの問題がありますけれども、これについては憲法9条の一つの許容される自衛権の行使であろうと思っているところでございます。そうした形の中で、今後も国民の間でこの関連法案についてはいろんな形で議論することが正しいだろうと思っております。

また、原発の問題につきましても、今それぞれの裁判所において違う判決がされているということにおいては、それぞれの地域にある自治体の長といたしましては大変厳しい、あるいは翻弄されるような判断というような状況もあらうかと思っておりますけれども、これは福島第一原発の事故という形の中において、しっかりとその検証がされていないというような状況においては、今後、原子力発電の安全性ということに対してはもっともっと追求すべきであり、そしてまた私は違う代替エネルギーを伸ばすことによって、この原子力発電の構成比を低めていくという形の中においては、縮小すべきであるという立場に立っているものでございます。

そうした形の中で、国民の安心・安全ということを、原子力関係においてももっとしっかりと国としても話をするべきだろうと思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、質問の途中ですが、長くかかるようですか。

○8番（三宮十五郎君） また3分や5分では終わらないと思います。

○議長（武田正樹君） わかりました。

それでは暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしくお願いします。

三宮議員、よろしくお願いします。

○8番（三宮十五郎君） それでは、引き続いて質問させていただきますが、今お手元に配付

させていただいた資料を少し説明させていただいて、これは市側に通告しました5番目の合併後の市の事業や財政力について、周辺の市と比べてどう考えておられるかという質問に入るための資料でございますが、平成17年度と25年度の弥富市と西尾張9市、木曽川沿川の6つの市に岩倉と、それからあまと津島を加えた9つの市の平均と、尾張18市の平均。そして、尾張で一番1人当たりの税収が多くて、どちらかという尾張には珍しい豊田市だとか西三河地方の企業城下町みたいなところの産業構成のあります小牧市、それから今1人当たりの市民税で一番尾張18の中で多いのが、以前は日進でしたが今は長久手市なんですよ。そこと、それからこの尾張18市の中で一番市税が低いところ、仮にA市としておきますが、そことの数字を比べてみました。これは17年度の資料が、総務省の資料は日本人のみでやっておりますので、25年度については両方とれるようになっておりますが、比較するために日本人のみで入れました。

それから、その下に弥富と9市の平均、9市の中での弥富がそのときに何番目だったかということ。その中で、例えば市民税ですと9市の平均が4万2,000円ですので、4万2,300円というのは101%になる。それから、その下が尾張18市の中で17年度は13番目だったんですが、それは弥富が4万2,300円、尾張18市の平均が4万7,800円ですから、88%しか個人市民税は当時なかったんですね。そういうふうに見ていただきたいと思います。

それから、その下に個人市民税につきましては、所得税からの税源移譲分が25年度でも4億5,500万円入っているというのが総務省の見解であります。19年度以降の増税分を合わせますと、少なくとも合わせて9億円ほど増税になっていなければ同じ課税所得とは言えないわけでございますので、1人2万8,000円の増加で、弥富の場合で言うと6万3,100円ですか。個人市民税は弥富は134%ですが、実際には149%になっていなければ、課税所得が増税分と税源移譲分を合わせるとそれくらいになっていない場合は、やっぱり課税所得が落ち込んでおると見ていただいて、おとといの質問で可処分所得は30年前の水準になっているというのを、実際に私たちの周辺市町でもみたいなことは起こっております。

特に私がこの質問をさせていただきたいと思ったのは、3月3日付の中日新聞の尾張版で、「自己満足ではなく」という見出しで弥富の子育て支援の問題が取り上げられておりますが、市側の狙いの背景にある若い世帯の人口増に余り結びついていないのではないかと、今の弥富の子育て支援というのは。いつまで金をたくさん使うんだというような言い方がありますが、こういうものはけしからんという立場じゃなくて、今の子育ての問題の深刻さや大切さについて、いろいろ大事なことは大事なことだと言っておるんですが、共通の認識になっていないことを、弥富の周辺の市町と比べてきちんと私たちも見えていかなきゃならないと思いますし、ぜひ市側も今までとってきた努力がどのように生きているかということを御理解いただきたいと思ってつくったところであります。

まず弥富の場合ですと、平成17年に比べて25年度には個人市民税は1人当たり4万2,300円から5万6,600円と134%の増加であります。この増加率は尾張18市の中でも、当然西尾張9市の中でもそうであります。それから資産税、これは都市計画税のあるところは都市計画税を含めた額、弥富とA市は都市計画税のないところでございますが、ここでは弥富は8万2,000円から10万4,000円と127%の伸びであります。西尾張9市の平均は6万6,000円から6万7,000円とわずか2%増加しただけであります。尾張18市の平均では7万5,000円が7万4,000円で1%減っております。小牧市などは11万6,000円が11万3,000円と3%減っておりますし、長久手市は9万4,000円が8万9,000円と5%減っております。

それから市税の総収入は、弥富は14万2,000円が17万9,000円で126%伸びております。この伸びも、それから先ほどの固定資産税と都市計画税の合計の伸びも、かなり他を引き離して弥富が1番になっております。個人市民税については、余りそういう大きい差はないんですが、それでも弥富の伸び率が1番になっております。

そして、他の市町との関係で、順位で見ていただくと、17年は弥富は9市の中では個人市民税は4番、それから18市の中では13番で、しかも平均よりちょっと少ないだけじゃなくてかなり、88%ですから少ないですね。25年は18市の中では10位に上がって、ほぼ平均に近いところまで上げてきております。こういう伸びもまた弥富だけで、これは子育て世代、働き盛り世代の人たちが弥富に住み着いてくれたということが大きな力になっておりまして、全体には課税所得が大幅に落ち込んでいる中で、ほかに比べると弥富の落ち込み方が少なくなっているのは、その影響だと私は見ております。

資産税につきましても、確かに西部臨海工業地帯に増加分というのは大きいんですが、実は多くの市町でほとんど固定資産税は伸びないかマイナスというような傾向がある中で、弥富市は西部臨海工業地帯とイケアを除いた部分でも、17年の資料はちょっとなかったんですが、18年に比べて平成25年度には110%ぐらいですね。この尾張18市の中で固定資産税が弥富に次いで2番目に伸びているのは岩倉市の105%、その次が春日井市の102%ぐらいということで、ほとんどふえていない中で弥富市がふえております。だから、いろいろ工場が来たり、そういうことがあったにしても、あるいは相当大きい開発をしてふやそうと思っても、実際には多くの市町で工場や建物や償却資産が古くなって、減っていく分を賄い切れない状態ですが、弥富は西部もふえていますが、ほかの地域もふえていって、これがふえ幅を大きくしているのと、もう1つは個人市民税がふえていることが、働き盛りの皆さんがふえているということを如実にあらわしておりまして、そんなに変化ないんじゃないかというんですが、今、何かぱっとやって、すぐそれでというようなことを期待できるような状態じゃないですね。若い人たちの半分ぐらいが結婚できないような時代だとか、今の見ていただい

ても課税所得全体が落ち込んでおるとい状況があつて、名古屋周辺でそういう状況になる。

特に下の表を見ていただきたいんですが、西尾張9市の17年から26年の人口動向、あま市は最初いただいた資料が外国人を含むものであったもんですから別なんです、人口がふえておるのは一宮市の2.12%、あま市の1.88%、弥富の1.82%、稲沢の0.19%、江南がプラス・マイナス・ゼロ、犬山がマイナス0.17、岩倉がマイナス0.8、愛西がマイナスの3.26、津島がマイナスの3.84ということで、人口の上でもふえておるところと減っておるところでいうと、かなり差が出始めております。

もう1つは子供の減少率ですが、特に目立つのがゼロ歳から4歳までの子供の減少がすさまじいですね。一宮市は昭和23年ぐらいまでふえておったんです。それが一気に10%以上の減少であります。あま市も人口がふえているにもかかわらず、ゼロから4歳は10%を超えている。弥富と稲沢だけは、弥富もゼロから4歳は9%ぐらい減っていますが、とりあえずいずれも10%以下というのは弥富と稲沢だけなんです。江南だとか犬山だとか岩倉だとか、本来は余りゼロメートル災害の心配のないようなところでもかなりの減少がある。そして、愛西と津島につきましては20%だとか30%というような、びっくりするような減少が始まっております。どう見たって弥富の場合はゼロメートル災害のハンディのあるということについては、これは隠せることじゃありませんから皆さん承知しているんですが、この中でこういう健闘をしておるといことは、私は本当に今までのこの間の市民の皆さんや行政の取り組みがあつてこそだと思っております。

特に私もいろんな人に会ってお話を聞いたんですが、弥富へ帰ってきた若い人たちは、医療費無料だったり、保育所が安心できるとか、こういう子育て施策で弥富に帰ってきた。特に平島の区画整理が平成18年の初めごろに終わったかな。その後3年ぐらいは、あそこの余剰地を販売する業者の皆さんが子供の医療費中学校まで無料のまちだとか、いろんなあれをつけて売り出して、それは海部郡だけじゃなくて、名古屋の西部だとか、三重県の本曾川沿いのほうだとかいうところにも入っていて、この宣伝と、それからもう1つは、今若い人たちがインターネットやそういうもので、そこの行政サービスはどうなっておるかということ調べて戻ってくるという傾向と両方が重なって起こったことだと思いますが、特に平島の区画整理、あそこはバブルの絶頂のときに計画して、あとは下がる一方でしたから、私たちもどうなるかなと思って心配しておったんですが、基本的に完売できた最大の理由はこの施策だったし、それがまた弥富の固定資産税や、子育て世代を迎えられる土台になっておまして、そんなに変わらないんじゃないかどころか、大変大きな変化をつくり出してきておる。

ただ、今の少子化問題はそんなことだけでは絶対解決できないという社会的な背景があることを見ながらでないと、無駄なことをやっておるみたいな話にはしてはいかんと思うんです。そこをきちんと評価していくこと。それからこの地道な努力が、よその市町がほと

んど税収が伸びておるといっても、さっき言ったように増税によって伸びておるだけで、その土台がどんどん壊れていっておるという中で、弥富は今まで辛うじて固定資産税についてはずうっと前進してきておりますが、そうはいっても課税所得の面で言うと増税分に比べて実際の状況は少ないという中で、今、弥富がとってきた道というのは相当勇気も要ったと思いますが、同時にこういう中でまちを支えてきた。

特に私は高齢化率を見てびっくりしたんですが、中日新聞に21%なんて書いてありますが、これ結構前の資料だと思うんですが、実はもっと岩倉だとか、あっちのほうの高齢化率は低いかんと思ったらそうじゃなくて、弥富が一番低いんですね、これを見ると。やっぱりこの間やってきたまちづくりの方法というんですか、今言った子育て支援をあわせて、しかも弥富は尾張18の中でずうっと以前から、以前は瀬戸が一番安くて、その次が弥富。今は愛西市が一番安くて、その次が弥富でドベ2という状態がずうっと続いていますよね。やっぱり地価が安いこと、それから宅地の平均価格が18位中16位という状態がずうっと続いております。それから、都市計画税の負担がないということで、やっぱり市街化農地に課税に苦しむ人たちがいろんな手だてをとってきたことも、蟹江の人たちに言わせると、蟹江なんかはほとんど手放してあれしておるけど、弥富は手放さずに頑張っておるというところが違うから、ああいうところは見習わないかなと、蟹江の農家の人たちがそういうことも言っておりますので、この状態を見て今まで進めてきたまちづくりの方向について、市長、どういうふうに感じておられるか、御答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

平成18年4月1日に、新市誕生という形の中で合併をさせていただきまして10年が経過しているわけでございます。この間、新市の一体感という状況の中で、旧町村の市民の皆さん、住民の皆さんが大変な御努力をいただいた結果が今あると思っております。そういう市民の皆様の大変な頑張りに、心から敬意を表していきたいと思っております。

そして、先人の皆様方が、経済的な面におきまして、行政というような状況におきまして、あるいは議員という形の中でもっと弥富のまちをしっかりとつくっていかうという形で御努力された結果だろうとは思っております。

つい先日も、この海部地域の中でのGDP、いわゆる総生産という数字であらわされるわけでございますけれども、この4市2町1村の中では弥富市がナンバーワンの地位についたというような状況の中において、物づくりの状況の中においても大変うれしい状況があるなと思っております。

そしてまた、さまざまな施策というような状況の中においては、やはり少子・高齢化時代という中で、特に子育て支援ということにおいては、通院・入院の医療費の無料化中学3年

生までということ、愛知県でも2番手、3番手というような状況の中からスタートした。あるいは保育料を20年間据え置いているというようなことに対して、子供さんの環境、そして子育てをされる保護者に対して、我々は行政の役割を果たさせていただいているんじゃないかなと思っておるわけでございます。

こういったことについては、市の看板政策という形の中で、今後もこの10年間の一つのことを礎にしながら、今後もしっかりとした子育て支援、あるいは子供たちの環境というのを整えていかなきゃならないと思っております。

そして、何といたしても私たち行政を預かる者といましては、いわゆる市税をふやしていくということで、基幹税である市民税、あるいは固定資産税、そしてまた企業からお預かりする法人税、この3つの基幹税をどのような形で伸ばしていくかというようなことが我々行政に与えられた使命だろうと思っております。そうした形の中で、個人市民税という形の中においては、やはり人口増という形についてさまざまな施策を打っていかなきゃならないと思っております。

そして、先ほどこの人口動向につきましては、一番直近の数字で言いますと、ちょっと厳しい数字が実は弥富で出ております。平成22年から27年の国勢調査においては、マイナスというような状況は避けられたわけですが、ほとんどプラス・マイナス・ゼロというような状況になってきております。こういう傾向がこれからも少し続くだろうと思っておりますから、この人口動向については真剣にやっていかないとすぐにマイナスになってしまうというようなことですので、今後の地方創生という大きな枠組みの中で計画的に進めなきゃいかんと思っております。

そして、高齢化率というものがあるわけですが、これも上昇傾向であるということに対して、お年寄りがいかにこのまちで健康で、そしてまた元気で過ごしていただけるかということに対してもしっかりと考えていかなきゃならないと思っております。そうした形の中で、この10年ということに対するさまざまな施策に対して、しっかりと検証しながら次の10年という形の中で頑張っていかなきゃならないと思っております。

決して与えられた環境は楽なものではございません。海拔ゼロメーター、マイナスという状況の中で、ほかの地域とは違う財源が必要になってくるわけです。この財源が他に振り向けられたらということ、これをいつも私は考えるわけですが、しかしこれはやむを得ません。海拔ゼロメーター、マイナスという状況については、与えられた自分たちの環境であろうということをおもうわけでございます。しかし、これもしっかりとやっていって、大きな災害ということは心配されるわけですが、未然に減災・防災という形の中で取り組んでいかなきゃならないと思っております。

いずれにいたしましても、この10年間やってきた施策については、市民の皆様に御理解を

いただきながら、さらに施政方針でも述べておりますように、人に優しい活力のあるまちづくりを、市民の皆さん、そして議会議員の皆さんとともにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 本当に行政と市民が力を合わせてやってきた結果だと私も思っております。

もう少し、先ごろも平野議員から道路建設についてのお話がありましたが、今どの市町も非常に建設費という問題で頭を抱えています。

ただ、ここでも西尾張9市で見ますと、弥富が平成17年から25年までの平均で16.2%で1番ですね。2番が稲沢と愛西で15.1%、3番が犬山の14.3%、ここは庁舎をこの間にやっておりますので、そういうもの。少ないところでは6.9%だとか、10.8%だとか、こういうところがあります。大体6.9%なんていうと、学校が雨漏りしておっても直さんぐらいのレベルですよ。どんどん経済が拡張して税収がふえているという状態じゃないわけですから、市長がおっしゃられたように、社会保障費やそういうものの負担が圧迫しているんですね。

ただ、そうは言っても、仮にざっくりと年間の決算額を130億というふうにこの間トータルで見ますと、年間21億円平均して9年間ね、要するに学校の建設だとか、保育所の改築だとか、そういうものを中心にして使ってきておりまして、これがほかの市町に比べると非常に多い。同時に、それだけのことをやってきたこともありまして、生活道路整備だとか、そこら辺にもう少し力を入れてほしいというのは、市民の皆さんの強い願いですよ。なるべく借金をふやさないようにしながらということで、必要な社会保障費やそういうものを賄っていくということをしてきたわけですが、最小限の生活道路整備の費用については、もう一工夫して上積みをするということは、私たちから見てもそうしないといかんような道路がたくさんありますので、多少借金をふやしてもそこはやっていただくということ。

だけど、一番私が将来的に心配しているのは、例えば農業集落排水事業だとか、そういうものにつきましては、もともと今の2倍ほどの収入があるという前提で計画を立てて事業を起こしたけれども、結果的には収入は半分。それで必要な経費が賄えんままできておりますし、それから公共下水道もそうですね。南部水道もそうでございますが、やっぱり人が住んでおる地域はほかの市町に比べて全域が人が住める区域だということで、どうしても管路の延長やそういうものが長くなることから、コストの上昇は避けられないわけでございますので、全体のバランスをどうしていくかということが非常に今後の行政運営の大きな柱になってくると思いますが、その問題でまた突っ込んで質問すると時間が長くなりますので、その辺を今後しっかり見ながら、最小限必要な生活道路整備なんかは進めていただくということを、今随分いろいろ頑張ってやっていただいて、なかなかできんことをやっておるという、

今の状況ではそういうこともあります、生活道路の整備。

それからこれは先日来の質問の中でも、今の市の制度の中で、特に高齢者の低所得の人たちがその仕組みの中で、今いろんなことが利用したくてもできないような状態については今後改善していただくということと、あわせて御検討いただきたいなということ。

それから、ついでにですが、いよいよ新年度から介護保険が新しい基準で始まりますので、もともとは選挙もあったり、いろいろあったわけですが、なるべく早い時期に議会にも報告すると。多分今度の委員会や何かで詳しい内容も示されると思いますが、実際にどういうふうにこの事業が進められていくのかということは、相当いろんなことが変わっていくわけですから、当然私たちも直接質問を受けるわけでございますので、要綱やそういうものがありましたら、あるいは新事業の具体的な計画や何か、予算書だけじゃわからない部分がありますので、そういう資料も早く議会や議員に説明していただくような施策をつくってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 生活道路整備につきましては、計画的に進めさせていただいております。その前に都市計画道路というような状況の中で、幹線の道路を早急にやっていかなきゃならないと思っております。これは穂波通線であり、あるいは中央幹線というようなところでございます。

また、県道の名古屋第3環状につきましては、前ケ須工区のところが停滞しているというような状況に対して、大変住民の皆様には御迷惑をかけているというようなことがございますので、また改めて議員各位ともども県に要望を申し上げ、県道のいち早く完成を願うわけでございます。

生活道路におきましては、さまざまな災害等も心配されますので、そういったことに対していろいろと住民の皆様には御協力をいただきながら、幅員の拡大というようなことを中心に生活道路については整備をしていきたいと思っております。

それから公共下水道事業につきましては、供用開始して6年目になろうかと思っておりますけれども、今年度から10年計画という形の中でアクションプランを策定させていただいております。国のほうからは大変厳しい状況の中で、この10年で公共下水道事業を完成させなさいということは言われておるわけでございますが、スタートの違う地域において完成が同じではとてもできるわけにまいりません。そういった形の中で、これにつきましては今後も10年という一つの区切りではなくて、もう少し長期にわたった公共下水道事業という形の中で、国から2分の1の補助をいただかないとできないということでございます。

しかしながら、さまざまな会計における透明性であるとか、今現在の公共下水道事業は非常に大きな事業費がかかっておりますので、平成32年を目途として我々としては企業会計と

いう形のものを取り入れていきながら、公共下水道事業に対する透明性をしていきたいと思っておるところでございます。

しかし、企業会計になったからといって、一般財源を繰り入れないというようなことではございません。一般会計を繰り入れていかなければ、莫大な事業費がかかる公共下水道はできないだろうと思っておりますので、今後進める公共下水道事業に対しても議会各位の御理解をいただいて、一般会計からの繰り入れをしながら下水道事業を進めていきたいと思っております。

介護につきましては、総合事業に移行していくという形の中で、さまざまなことが今言われております。今、介護の認定をさせていただいている方が市民といたしまして1,700名を超えているわけでございます。そうした形の中で、要介護1・2という状況の中における負担の割合が変わってくるということがあるわけでございますけれども、所得から見て約1割ぐらいの方が2割負担というような状況になってくるかなと思っておりますので、このことについては今後の課題として取り組んでいかなきゃならない。そしてまた、介護そのものの伸び率が非常に大きいわけでございますので、我々としてどこまで応援できるかということを変更して検討もしていかなきゃならないと思っております。介護給付額は、予算書を見ていただくとわかりますように26億という給付額でございまして、12.5%が市の役割でございますので、3億2,000万という介護の事業としてお金がかかっているわけでございます。この辺がうなぎ登りでございますので、総合事業に移行しながら元気な高齢化社会というものを目指していかないといかんと思っております。

いずれにいたしましても、議員各位のさまざまな分野における御協力をお願いしたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 最後にします。

新事業の概要がわかるような説明資料はありますか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 用意させていただきまして、また配付させていただきますので、よろしくお願いします。

○8番（三宮十五郎君） じゃあ、これで終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 以上で質疑を終わります。

本案44件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1 時36分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行



平成28年 3月25日  
午後 2 時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                            |         |                            |         |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                    | 伊 藤 好 彦 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長                    | 竹 川 彰   |
| 教 育 部 長                    | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼<br>財 政 課 長     | 渡 辺 秀 樹 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 | 総 務 部 次 長 兼<br>危 機 管 理 課 長 | 橋 村 正 則 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>十 四 山 支 所 長 | 松 川 保 博 | 民 生 部 次 長 兼<br>兄 童 課 長     | 村 瀬 美 樹 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 山 守 修   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 平 野 宗 治 |
| 総 務 課 長                    | 立 松 則 明 | 庁 舎 建 設 長<br>準 備 室 長       | 伊 藤 重 行 |
| 税 務 課 長                    | 山 下 正 巳 | 収 納 課 長                    | 鈴 木 浩 二 |
| 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長     | 横 山 和 久 | 保 険 年 金 課 長                | 佐 藤 栄 一 |
| 環 境 課 長                    | 伊 藤 仁 史 | 健 康 推 進 課 長                | 花 井 明 弘 |
| 福 祉 課 長                    | 宇 佐 美 悟 | 介 護 高 齢 課 長                | 半 田 安 利 |

|                |        |        |         |
|----------------|--------|--------|---------|
| 総合福祉センター<br>所長 | 村瀬 修   | 農政課長   | 安井 耕史   |
| 商工観光課長         | 羽飼 和彦  | 土木課長   | 山田 宏淑   |
| 都市計画課長         | 大野 勝貴  | 下水道課長  | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長         | 水谷 みどり | 生涯学習課長 | 安井 文雄   |
| 図書館長           | 山田 淳   |        |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |    |       |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 三輪 眞士 | 書記 | 浅野 克教 |
| 書記     | 伊藤 国幸 |    |       |

6. 議事日程

|              |                                             |
|--------------|---------------------------------------------|
| 日程第1         | 会議録署名議員の指名                                  |
| 日程第2 議案第1号   | 平成28年度弥富市一般会計予算                             |
| 日程第3 議案第2号   | 平成28年度弥富市土地取得特別会計予算                         |
| 日程第4 議案第3号   | 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計予算                       |
| 日程第5 議案第4号   | 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算                      |
| 日程第6 議案第5号   | 平成28年度弥富市介護保険特別会計予算                         |
| 日程第7 議案第6号   | 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算                     |
| 日程第8 議案第7号   | 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計予算                      |
| 日程第9 議案第8号   | 海部南部広域事務組合規約の変更について                         |
| 日程第10 議案第9号  | 弥富市行政不服審査会条例の制定について                         |
| 日程第11 議案第10号 | 弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の制定について |
| 日程第12 議案第11号 | 弥富市手数料条例の一部改正について                           |
| 日程第13 議案第12号 | 弥富市情報公開条例の一部改正について                          |
| 日程第14 議案第13号 | 弥富市個人情報保護条例の一部改正について                        |
| 日程第15 議案第14号 | 弥富市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について                |
| 日程第16 議案第15号 | 弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について                   |
| 日程第17 議案第16号 | 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について                 |
| 日程第18 議案第17号 | 弥富市行政手続条例の一部改正について                          |
| 日程第19 議案第18号 | 弥富市職員の退職管理に関する条例の制定について                     |
| 日程第20 議案第19号 | 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例等の一部改正について               |
| 日程第21 議案第20号 | 弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について            |



|       |        |                                                                                    |
|-------|--------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第22 | 議案第21号 | 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について                                            |
| 日程第23 | 議案第22号 | 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について                                              |
| 日程第24 | 議案第23号 | 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例による改正前の弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について |
| 日程第25 | 議案第24号 | 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について                                                           |
| 日程第26 | 議案第25号 | 弥富市職員定数条例の一部改正について                                                                 |
| 日程第27 | 議案第26号 | 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について                                           |
| 日程第28 | 議案第27号 | 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について                                                          |
| 日程第29 | 議案第28号 | 弥富市税条例の一部改正について                                                                    |
| 日程第30 | 議案第29号 | 弥富市営住宅管理条例等の廃止について                                                                 |
| 日程第31 | 議案第30号 | 弥富市道路占用料条例の一部改正について                                                                |
| 日程第32 | 議案第31号 | 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について                                                              |
| 日程第33 | 議案第32号 | 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について                                                         |
| 日程第34 | 議案第33号 | 弥富市病児・病後児保育施設条例の制定について                                                             |
| 日程第35 | 議案第34号 | 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について                                                              |
| 日程第36 | 議案第35号 | 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について                                                               |
| 日程第37 | 議案第36号 | 弥富市介護保険条例の一部改正について                                                                 |
| 日程第38 | 議案第37号 | 弥富市環境保全条例の制定について                                                                   |
| 日程第39 | 議案第38号 | 市道の認定について                                                                          |
| 日程第40 | 議案第39号 | 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第6号）                                                             |
| 日程第41 | 議案第40号 | 平成27年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）                                                         |
| 日程第42 | 議案第41号 | 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                                                       |
| 日程第43 | 議案第42号 | 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                                                      |
| 日程第44 | 議案第43号 | 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）                                                         |
| 日程第45 | 議案第44号 | 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）                                                      |
| 日程第46 |        | 弥富市庁舎改築等特別委員の選任について                                                                |
| 日程第47 |        | 弥富市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について                                                           |
| 日程第48 |        | 海部南部水道企業団議会議員の選挙について                                                               |
| 日程第49 |        | 海部南部消防組合議会議員の選挙について                                                                |

日程第50

海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

日程第51

閉会中の継続審査について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時02分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三浦義光議員と堀岡敏喜議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 2 議案第 1 号 平成28年度弥富市一般会計予算

日程第 3 議案第 2 号 平成28年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第 4 議案第 3 号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 4 号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 6 議案第 5 号 平成28年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 6 号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第 8 議案第 7 号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第 9 議案第 8 号 海部南部広域事務組合規約の変更について

日程第10 議案第 9 号 弥富市行政不服審査会条例の制定について

日程第11 議案第10号 弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の制定について

日程第12 議案第11号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 弥富市情報公開条例の一部改正について

日程第14 議案第13号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 弥富市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

日程第16 議案第15号 弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第18 議案第17号 弥富市行政手続条例の一部改正について

日程第19 議案第18号 弥富市職員の退職管理に関する条例の制定について

日程第20 議案第19号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例等の一部改正について

日程第21 議案第20号 弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

日程第22 議案第21号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第23 議案第22号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部改正について

日程第24 議案第23号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例による改正前の弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第25 議案第24号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第26 議案第25号 弥富市職員定数条例の一部改正について

日程第27 議案第26号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第28 議案第27号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第29 議案第28号 弥富市税条例の一部改正について

日程第30 議案第29号 弥富市営住宅管理条例等の廃止について

日程第31 議案第30号 弥富市道路占用料条例の一部改正について

日程第32 議案第31号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第33 議案第32号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について

日程第34 議案第33号 弥富市病児・病後児保育施設条例の制定について

日程第35 議案第34号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第36 議案第35号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について

日程第37 議案第36号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第38 議案第37号 弥富市環境保全条例の制定について

日程第39 議案第38号 市道の認定について

日程第40 議案第39号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第41 議案第40号 平成27年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第42 議案第41号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第43 議案第42号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第44 議案第43号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第45 議案第44号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第2、議案第1号から日程第45、議案第44号まで以上44件を一括議題とします。

本案44件に関し、審査の経過と結果の報告を各委員長に求めます。

まず、炭竈総務建設経済委員長、お願いします。

○総務建設経済委員長（炭竈ふく代君） 総務建設経済委員会に付託されました案件は、議案第1号平成28年度弥富市一般会計予算初め30件です。

本委員会は、去る3月23日に、委員全員と委員外5名の出席により開催し、審査を行いま

した。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第1号平成28年度弥富市一般会計予算から議案第2号平成28年度弥富市土地取得特別会計予算、議案第6号平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算、議案第7号平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計予算まで以上4件を一括審査いたしました。

委員より、税収については、27年度と比較すると28年度予算の伸びがある要因はとの質問に、臨海部の固定資産税分、市民税の個人所得の伸びが要因と分析していますと御答弁がありました。

続いて、当初予算と決算を比較すると乖離が見られるが、税収は実態に即した予算にすべきと考えるが、28年度予算の考え方はとの質問に、可能な限り精査し、予算計上したが、個人市民税や法人市民税は景気に左右される点があることは御理解願いたいと答弁がありました。

さらに、固定資産税に対する生活困窮者への減免措置を行う考えはあるかとの質問に、市側より、課税後、軽減する検討は行っても、課税そのものを行わないという考えはありませんという結論に至ったと答弁がありました。

他の委員からは、分担金及び負担金に関し、予算額が前年度より倍近くになっている理由は何との質問に、新たなものとして、土地改良区の選挙の負担金を計上したことが主な要因であると答弁がありました。

続いて、国有資産等所在市町村交付金の相手は何との質問に、名古屋港管理組合、愛知県競馬組合、愛知県、東海財務局の4団体であると答弁がありました。

土木費の側溝工事請負費予算は区長申請の何割対応できると考えているかとの質問に、27年度は延長で約890メートル施行し、申請に対する割合は49%ですと答弁があり、さらに具体的な施行箇所は何との質問に、宅地周りを優先に施行するが、既存の側溝との間にある畑などは現地精査し、側溝の連続性という観点から施行しているところもあると答弁がありました。

続いて、まちづくり勉強会は、車新田の市街化に向けたものと理解している。これまでの実績並びに今後のスケジュールは何との質問に、市側より、26年度は地権者に対し意向調査を実施し、27年度は3回開催いたしました。28年度は、世話役人会を参画していただける方を募り、まちづくりの実現に向け検討していきたい。勉強会も引き続き行っていきたいとの答弁がありました。

さらに、市の車新田地区の市街化区域への編入に対する取り組みは何との質問に、地権者の同意には厳しい条件がある。条件のクリアが前提になるが、具体的に進んでいく中でさまざまなサポートをしていき、土地区画整理事業で進めていく考えである。さらに市長から、本市のこれまでの他の取り組みからも、地権者に協力を得ながら取り組んでいきたいと答弁が

ありました。

他の委員から、狭隘道路事業は時限立法でスタートし、何度か延長され今日に至っているが、本市の特性から必要だと考えるが、今後の見通しと市の方向性はとの質問に、平成30年までの時限立法であり、その後の方針は現時点において国から示されていない現状であるが、国に対し引き続き要望していきたいと答弁がありました。

他の委員から、ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路の予算4,700万円の内訳はとの質問に、本業務を市で行うことは難しく、ＪＲ東海へ委託する手法のため、ＪＲから示された現況調査、地質調査、概略設計等の総額を計上していますと答弁があり、さらに自由通路の今後のスケジュールはとの質問に、今後、現況調査から始まり、概略設計で通路部分及び橋上駅舎化を決定後、自由通路部分の都市計画決定を行い、詳細設計段階となり、鉄道事業者と市との事業負担割合を決める協議を行う予定であると答弁がありました。

ここで市側より、これまでのＪＲとの協議について説明がありました。その内容は、ＪＲ東海及び名古屋鉄道と27年度中の業務委託にかかわる協定締結に向け協議を重ねてきたが、ＪＲによる現地精査の結果、自由通路及び橋上駅舎整備等にはホームの構造上及び名鉄線路の線形上、現在のような共同ホームの利用が困難と判明したため、現在名古屋鉄道が弥富駅の整備方針を調整中のため、時間を要している。その結果、27年度中に予定のＪＲとの協定締結が、28年度当初にずれ込むことになったと説明がありました。なお、当初の供用目標の変更に変わりはないとのことでした。

下水道事業に関し、公営企業会計制度の移行に向けた調査費が盛り込まれているが、導入することの市側から見た問題点はとの質問に、下水道整備が完了し、使用料収入が平準化されるまでに一定の時間を要するため、公営企業会計に移行したから、すぐさま経営が改善され、財政状況が好転されるものではないため、当面の間は一般会計より繰り入れることにならないと考えていると答弁がありました。

以上、このような質疑があり、討論では、議案第1号に対し、他にすぐれた施策が実施されているとはいうものの、固定資産税に対する減免制度や滞納処分の停止制度がないことは、今日の高齢者や低所得者が置かれている状況で、憲法や地方自治法、地方税法の見地から問題があると考えざるを得ないと反対討論があり、議案第6号及び議案第7号に対しても、事業着手に当たり、住民と行政の将来負担を十分な検討がされずに進められたことで矛盾が大きくなっていることから、抜本的な見直しを求めると反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、議案第1号、議案第6号及び第7号は賛成多数で了承し、議案第2号は全会一致で了承しました。

続いて、議案第9号弥富市行政不服審査条例の制定についてから議案第29号弥富市営住宅管理条例等の廃止についてまで21件を一括審査しました。

質疑、討論はなく、採決の結果、21件全て全会一致で原案を了承しました。

続いて、議案第30号弥富市道路占用料条例の一部改正について及び議案第38号市道の認定についての2件を一括審査いたしました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

最後に、議案第39号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第6号）、議案第40号平成27年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）、議案第44号平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括審査いたしました。

最初に市側より説明があり、その後質疑に入りました。

委員から、専門職員の採用を考えていきたいとしていたが、どのようになっているかとの質問に、28年度採用の内訳は、一般職、看護師、保育士、保健師、建築士、土木技師の採用をしましたとの答弁がありました。

以上の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上のような審査の経過と結果を御報告申し上げ、総務建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、鈴木厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（鈴木みどり君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第1号平成28年度弥富市一般会計予算初め16件です。

本委員会は、去る3月17日に、委員全員と委員外4名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成28年度弥富市一般会計予算から議案第3号平成28年度弥富市国民健康保険特別会計予算、議案第4号平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号平成28年度弥富市介護保険特別会計予算まで以上4件を審査いたしました。

委員より、新規事業の廃蛍光灯管等処理委託料の事業内容と、ごみ収集運搬等業務委託に含まれる廃蛍光管との違いはとの質問に対し、市側より、これまで不燃ごみとして処理し、水銀回収は行っていなかったが、6月より月1回の資源ごみ回収時に専用ボックスを設け、割れていない廃蛍光管を回収することで水銀を回収します。割れたものは、水銀が既に拡散しているため、これまでどおり不燃ごみとして回収するとの回答がありました。

他の委員からは、水銀回収の観点でいえば体温計はどうするのかとの問いに、市側より、市役所に持参していただくように周知し、回収を進めますとの答弁がありました。

続いて、ふれあいサロン事業については、周知の方法と開催場所から遠い高齢者もいることから、徒歩で利用できる公共施設等へ規模拡大を図ってはとの質問に対し、周知については事業所、主催者側で周知し、市では行っていないが、チラシを窓口に置いている。規模拡大については、利用者の利便性を考慮していきたいと答弁がありました。

次に、現在本市では、中学生まで医療費無料を実施しているが、国は小学生まで無料にする計画があると聞く。実現すれば、財政面で、本市は高校生まで無料化にすることが可能と考える。国に積極的に働きかけてはどうかとの質問に、市長より、児童・生徒に対する医療無料化は自治体間競争という側面があると考え、現在2億円強の予算措置をしている。国に強く要望していかなければならないと思っていると答弁がありました。

配食サービスに関し、委員より、対象者、利用伸び率について質問があり、おおむね65歳以上の高齢者のみ世帯、重度障がい者のみ世帯、高齢者と重度障がい者のみ世帯を対象とし、伸び率では、今年度の見込み数値だが、利用者を前年度より42名ふえ317名と見込み、配食数では、前年度より約1万食ふえ4万6,600食を見込んだ結果、委託料を380万円程度の増と見込んでいるとの答弁があり、他の委員からは、10月以降、自己負担額が400円と負担増になる高齢者が多くなる点をどのように考えているかとの質問には、利用率の伸びは、大きくこの制度自体を維持する必要はあると感じており、収入に応じたものにすることも含め、検討していかななくてはいけない時期ではないかと考えるとの答弁がありました。

児童クラブに関し、委員より、27年度から小学校3年生から6年生に利用者を拡大したら、知能の発達に差があると思うが、利用プログラムは年齢に合わせたものかとの質問に、市側より、児童クラブは、放課後、自宅に保護者がいない家庭の児童を安全に預かる施設と位置づけており、児童に勉強を教える場所と捉えていないため、自主学習の時間やおやつの時間などといった程度の予定はあるものの、学習プログラムというものはありませんとの答弁に続いて、市長からは、拡大したことを踏まえ、先進市を参考に高学年用のプログラムを勉強していきたいと答弁がありました。

以上のような質疑の後、続いて討論に入り、委員より、保育所の給食調理業務委託では指揮命令系統が変わることや、請負委託事業者は短時間の非正規労働者になること、給食サービス事業では10月より利用者の負担が100円増になることは賛同できないとの反対討論がありました。

一方で、一部やむを得ないこともあるが、保育料の据え置き、中学生までの医療費無料など、評価できる予算措置であるとの賛成討論がありました。

討論を終結し、1件ずつ採決の結果、議案第1号及び議案第2号は賛成多数で了承し、議案第3号及び第4号は全会一致で了承しました。

続いて、議案第8号海部南部広域事務組合理約の変更についてを審査いたしました。

委員より、規約の変更による本市の影響はとの質問に、介護認定料は全ての費用を均等割10%、審査判定件数割90%で配分していた。認定調査は介護支援専門員が訪問し、調査するもので、飛島村は職員が判定し、本市と蟹江町は広域事務組合の調査員や事業所に依頼していた。今回、これらの実情に合った算定方法に変更するもので、本市の負担はふえますとの



答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第31号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第32号弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について、議案第33号弥富市病児・病後児保育施設条例の制定について、議案第34号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について、議案第35号弥富市遺児手当支給条例の一部改正について、議案第36号弥富市介護保険条例の一部改正について、議案第37号弥富市環境保全条例の制定についてまでの以上7件を一括審査しました。

委員より、病児・病後児施設の利用金額の時間当たりの単価を見直すことはできないかとの質問に、市側より、病児・病後児については就労者が利用すると考えており、長時間になると想定していますので単価を見直すことは考えていないとの答弁があり、他の委員からは、事業を開始するに当たり先進市町を参考にしたのかとの質問に、本市は運営をファミリーサポートセンターが行うことから、瀬戸市を参考にしましたとの答弁がありました。

また、委員より、議案第37号に対し、行政代執行などもあることから、条例制定に当たり市民への周知方法はとの質問に、特別な周知は考えていないとの答弁があり、他の委員から、他市で問題となっているごみ屋敷やハトの餌やりなどもこの条例で対応可能になるのかとの質問に対し、この条例でごみ屋敷問題は考えていないとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第31号から議案第37号までの以上7件は、全会一致で原案を了承しました。

続いて、議案第39号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第6号）、議案第41号平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第42号平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第43号平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）まで以上4件を一括審査いたしました。

最初に、市側より説明を受け、審査に入りました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

まず、三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 日本共産党弥富市議団を代表いたしまして、平成28年度一般会計予算を含む4案件に対して反対討論をさせていただきます。

最初に一般会計予算でございますが、今、国や地方の最大の問題は、小泉政権と安倍第1

次内閣のもとで、グローバル競争社会のもとでは、賃金の引き下げをしなければ企業はやっていけないとして、非正規雇用への拡大を中心に大規模な賃金の切り下げが行われ、失われた20年とも言われる時代をつくりました。

この同じときに、イギリスは227%、アメリカは211%、フランスは178%、ドイツは143%の雇用者報酬をふやし内需を拡大してきましたが、先進国の中で日本だけが92%に切り下げ、政府の調査でも、平成22年度には非正規雇用の30代男性の既婚率はわずか5.6%に低下をしております。規制緩和、労働法の改悪によって、購買力の低下に伴う日本経済の縮小と異常な少子化が進行しています。

私は、この土台を抜本的に改める以外に、日本経済の再生や地方の活性化、少子化や人口の減少を食いとめることは基本的にできないというふうに考えているものでございます。

その中で弥富市は、20年間にわたって保育料の値上げストップを初めとする子育て支援の充実などによりまして、周辺市に比べて子供の減少防止の上でもかなりの違いを生み出し、港湾地域への企業進出とも相まって、この間、財政力は若干、市では後退をしておりますが、現在、平成25年度で、東京の23区を一つの市というふうに数えますと、全国に791市ございますが、平成25年度に政府が発表しました決算資料では、全国の市で37位、平成18年度の118位から考えると大きな変化をつくり出しておりますが、いかにこれは今、全国の市町村でのさまざまな後退が進んでいるかということを実にしましたものでございます。

市長の施政方針の重要な視点の3つの2つ目に、「もっと人に優しく健やかなまちづくり」を掲げておられますが、現在の市の条件を生かし、市民に役立つ市役所という市長就任時の原点からお考えいただくなら、国民年金だけで暮らしているような高齢者の方々が配食費の300円の自己負担も厳しいと、スーパーなどの時間切れ直前の食料品などの安売りに、少なくない人たちが頼っているような状態も御承知のとおりでございます。こうした人々の買い物や通院などの解決を図ることや、暮らしを考えるためにつくった国保税や医療費の自己負担分の軽減制度も十分活用されておられません。

市長もかねがね、そういう制度が活用されないのには、制度そのものに欠陥があるか、どこかに問題があるのではないかと、研究しなければというふうにおっしゃっておりますが、また市条例では、65条で、貧困により公私の扶助を受ける者の固定資産税の減免が規定されております。公私の扶助とは何かということについては、国会の審議で、国民健康保険税や国民年金の減免だとか就学援助なども入っていることが明らかにされておりますが、実際、弥富市は残念ですが、この条例の実行がされておられませんし、またこうした人たちの固定資産税が滞納になっている場合には、本人の申し出ではなくて、市の行政による責任で、実態が生活保護に近いそれ以下のような状態が続いていて、なおかつ滞納になっている場合には、その一定期間が過ぎるとその課税はなかったことにするという滞納処分の停止という行

政処分も行っていないことも審議の中で明らかになりました。

実際に幾つかの制度が活用されていない状態を解消し、そして市長がおっしゃったように、本当に市民の皆さんの暮らしの願いに寄り添った、皆さんがこのまちに住んでいてよかったというふうに考えていただくように、やはり弱者に寄り添った施策を積極的に進めていただき、こうした法律で規定されているものについても、ほかに子育て支援などすぐれた施策がありましても、そういうことをやっておるからいいということでは済まされないと思いますので、法律で定められた市民の権利はやっぱりきちんと守る、そういうことについて力を尽くしていただきたいということを強く求めるものでございます。

また、巡回バスにつきましても、現在のような方法で弥富市の人口状態だとか地形だとかそういうことを考えると、巡回による方法でこうした市民のニーズに応えるということは、いろんな努力をされておりますが、そう簡単に実を結ぶものではなくて、実際に今そういう人たちがどういうことが困っているのか、バスやタクシーの支援についてどういうことをしてほしいというふうに考えているかということ、ぜひ立ち入った調査をしていただいて、そうした上でやっぱり相当多額の費用支出をしておりますので、それにふさわしいような効果のある方法を、私たちもぜひ市民の皆さんと一緒に考えていきたいと思いますが、力を尽くしていただきたいということを強く求めるものでございます。

あと、国民健康保険特別会計につきましては、この審議を通じまして、保険税は上のほうから、高いほうから大体3分の1ぐらいの状態、それから医療費等につきましては確かに急増しておりますが、この大きい原因は、70歳から74歳までの人が、それ以前の老人保健特別会計から国民健康保険特別会計に移されて、いろんな助成措置はありますが、それにしてもその割合が、平成22年に15%ほどであったものが今では20%になっておりまして、これがまた市の財政も苦しめるわけでありまして、同時に国民健康保険税として負担をするわけでございますので、以前にも議会で、私たちは社会保険を納めておるのに、またこっちでもというお話もございましたが、実際にはそういう条件の悪い人たちが、また通常のサラリーマンだった人たちが高齢期になって現役を離れるとこちらへ回ってくるというか、受け皿になっていますよね。

そういうこともありまして、弥富市も旧来から、国民健康保険会計に対する一般会計の繰り入れも皆さんの負担を少しでも少なくするというところでやってまいりましたが、少なくとも割合からいって、この税と医療給付の支出が、税は、負担は高いほうに、それからその給付は割方低いほうにということではなくて、もちろんまちがいろいろ援助した上で、なおかつそういう結果になっておるわけでありまして、これは市長も、原則的にはやっぱり国がきちんとお金を出していただくということをおっしゃられておりますし、私もそのとおりだと思いますが、より背景には本当に雇用の条件がきちん整って、結婚して子供を産めるような

賃金が保証される世の中にすること以外に、社会保険料も負担できない、そういう仕組みになっておりますし、特に介護保険や後期高齢者医療制度など、従来扶養家族で収入が低い人たちが、済んだ人たちが、相当高い割合で負担をするような仕組みになっておりますので、こういう中で、一番弱い立場の人たちの加入している国民健康保険会計につきましては、国に要求していただくと同時に、市としてもやっぱり他の市町に負けられないような支援をされることを改めて求めるものでございます。

あと、集落排水事業、それから公共下水道事業の2つの特別会計につきましては、この間もこの場所でいろいろ申し上げてまいりましたが、もともとこの事業を実施した場合に、市と市民の皆さん、当時は町民・村民ですね、の負担がどのようになるかということについては十分明らかにされることがなく、しかも集落排水事業につきましては、旧弥富町も旧十四山村もそうでございますが、収入の土台になります要するに使用水量、これで料金が決まるわけでありましたが、実際、現在九十何%つないでいるところでも、その2倍程度の使用水量があるということを前提にして事業が組まれておりますので、これは簡単に解決できる問題ではありませんが、今後、本当に多くの全国の市町村が大変苦労を重ねていますし、弥富市もこの問題は避けて通れない問題であります。可能な限り今後の計画推進に当たりまして、行政と市民の負担がふえないような方向をしっかりと探っていただく、そういう方向での抜本的な、やっぱり問題解決に向けた努力をしていただくことを強く求めます。

以上で、私の4案件に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に、平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） 私は、議案第1号平成28年度一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

2月中旬ごろより、尾張地区近隣各市の予算が中日新聞に掲載されました。それによりますと、各市とも中学3年生までの医療費の無料化と子育て支援に重点を置いた予算案となっております。本市では10年も前からいち早く取り組んでおり、また保育料の据え置きは今年度も行っており、子育て事業には手厚い予算となっております。またその一方で、高齢化が進む中で、この4月より新規事業としてスタートしますが、介護予防・日常生活支援総合事業の予算として約5,900万円が計上されております。

また、防災関連予算としては、津波避難計画を作成し、避難行動を迅速、的確に行い、人的被害の軽減を図る予算として1,700万円が計上されております。また、内水災害から市民を守る排水対策強化費としての土地改良関連予算の大幅増額、また災害時における児童の安全を守るため、市内4小学校区にライフジャケットの配備予算が計上されております。

また、新庁舎の建設が未確定の中、現在の本庁舎では耐震性に乏しく、本庁舎での業務を耐震性のある十四山支所、図書館棟及び総合社会教育センターへ移転させる予算が計上され

ております。

また、長年懸案事項でありましたＪＲ・名鉄弥富駅周辺の環境整備に向け、ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化整備に向けての予算も計上されております。

このように、防災・減災対策、子育て支援、高齢者対策、ＪＲ・名鉄弥富駅周辺環境整備事業、そして市制10周年記念事業等、「もっと災害に強いまちづくり」「もっと優しく健やかなまちづくり」「もっと豊かで活力のあるまちづくり」の３つの重要な視点を持って市政運営に当たる予算編成がなされており、賛成討論といたします。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決をします。

議案第１号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第２号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第２号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第４号から議案第５号まで以上２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第４号から議案第５号まで以上２件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第７号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第8号から議案第44号まで以上37件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第44号まで以上37件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第46 弥富市庁舎改築等特別委員の選任について

○議長（武田正樹君） 日程第46、弥富市庁舎改築等特別委員の選任についてを行います。

お諮りします。

庁舎改築等特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、炭竈ふく代議員、早川公二議員、三宮十五郎議員、佐藤高清議員、堀岡敏喜議員、三浦義光議員、平野広行議員、鈴木みどり議員、高橋八重典議員、朝日将貴議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した議員を選任することに決しました。

なお、委員長には炭竈議員、副委員長には早川議員であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第47 弥富市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（武田正樹君） この際、日程第47、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

お手元の選挙管理委員会委員及び補充員名簿案にありますように、選挙管理委員に青木忠氏、伊藤学氏、早川優子氏、佐藤雅夫氏を、選挙管理委員会補充員に富田忠市氏、伊藤重雄氏、佐野光昭氏、水野正雄氏を指名します。

なお、補充の順序は案に記載の順位といたします。

お諮りします。

ただいま指名した方々を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方々を選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と決定いたしました。

ただいま当選された方々には、文書をもって会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第48 海部南部水道企業団議会議員の選挙について

○議長（武田正樹君） この際、日程第48、海部南部水道企業団議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部水道企業団議会議員に三宮十五郎議員、早川公二議員、鈴木みどり議員、加藤克之議員、朝日将貴議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第49 海部南部消防組合議会議員の選挙について

○議長（武田正樹君） 日程第49、海部南部消防組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部消防組合議会議員に大原功議員、炭竈ふく代議員、佐藤高清議員、三浦義光議員、那須英二議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第50 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

○議長（武田正樹君） 日程第50、海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区環境事務組合議会議員に平野広行議員、早川公二議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第51 閉会中の継続審査について

○議長（武田正樹君） 日程第51、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出のとおり決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成28年第1回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時54分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 堀 岡 敏 喜